The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「王国」と「植民地」 : 近世イギリス帝国のなかのアイルランド
Author(s)	山本, 正
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/2841
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「王国」と「植民地」

近世イギリス帝国のなかのアイルランド

山本　正 著

大阪経済大学日本経済史研究所研究叢書　第12冊

思文閣出版

「王国」と「植民地」※目　次

序　章……3
一　アイルランドとイギリス帝国……3
二　アイルランドと近世イギリス帝国史研究……6
三　本書の課題と構成……14

第一部　テューダー朝のアイルランド再征服

序……23
第一章　近世初頭のアイルランド……30
一　中途半端に終わった中世のアイルランド征服……30
二　ヘンリー八世治世下のアイルランド政策とキルデアの乱……43
第二章　テューダー朝のアイルランド「改革」……60
一　アイルランドの「王国化」……60
二　「ゲーリック・アイルランド」の「改革」――「譲渡と再授封」――……63

三　「ペイル」の外の「改革」――地方長官・評議会制度――……68
四　植　民……73
第三章　「改革」に対するアイルランド既存支配層の反応……86
一　「ペイル」の外の反応……86
二　「ペイル」の反応……96
三　テューダー朝の国家統合とアイルランド……99
――なぜ「改革」は「征服」に帰結したか――
第四章　「旧き新世界」アイルランド……107
一　「植民地」としてのアイルランド……107
二　「旧き新世界」アイルランド(1)……111
三　「旧き新世界」アイルランド(2)……117
小　結……122
第二部　「三王国戦争」とアイルランド
序……127
第五章　「神のため」か「王のため」か……132
――「アイルランド・カトリック同盟」の内紛――

一　「カトリック同盟」の成立……132
二　国王との和平交渉と「カトリック同盟」の内紛……136
三　「ミア・アイリッシュ」と「オールド・イングリッシュ」……144
第六章　クロムウェルの征服と「ニュー・イングリッシュ」……153
一　土地の没収と分配……153
二　クロムウェル期のアイルランド統治と支持基盤……161
三　「ニュー・イングリッシュ」と王政復古……170
小結……179
第三部　近世イギリス帝国の国制とアイルランド
序……185
第七章　「募金法」と「アイルランド・カトリック同盟」の反応……188
一　近世イギリス帝国の国制という観点からみた「募金法」の意義……188
二　「募金法」に対する「アイルランド・カトリック同盟」の反応……191
三　「カトリック同盟」にとってのアイルランド議会独立性の意味……194

第八章　「ニュー・イングリッシュ」のアイルランド議会独立論……199
——ウィリアム・モリニュクスの『弁明』にみる——
一　アイルランド議会の復活とイングランド議会の優越的姿勢……199
二　ウィリアム・モリニュクスと『弁明』……201
三　「植民地」と「王国」……206
小　結……213
あとがき
索　引（人名・事項）

「王国」と「植民地」——近世イギリス帝国のなかのアイルランド——

序章

一　アイルランドとイギリス帝国

「イギリスの八〇〇年におよぶ植民地支配」とは、アイルランド・ナショナリズムの立場からアイルランド史を語るさいの常套句といってよい。ナショナリストにとって、ノルマン征服でイングランドの支配者となったアングロ・ノルマン系貴族の一部がさらにアイルランド征服にものりだした一二世紀半ばから、独立戦争によって、まずは自治領アイルランド自由国として、さらにアイルランド共和国として完全独立するにいたった二〇世紀半ばまでの八〇〇年間は、イギリスによる抑圧的な植民地支配に対してアイルランド「民族」が不屈の抵抗を示し、ついには独立を勝ち取っていくプロセスにほかならない。したがって、このフレーズはきわめてイデオロギー色の濃いものであり、[1] 八〇〇年のあいだに「植民地支配」の意味がいかに変化したか、いや、そもそも「植民地」であるということはアイルランドの場合、どういう意味をもっていた／いるのかといった、歴史学が当然問うてしかるべき問題を不問に付してしまうという弊害をもつ。とはいえ、近代においてヨーロッパ世界の膨張とともにグローバルな海洋帝国に成長し、一時は世界に覇を唱えたイギリス帝国の「植民地」のひとつであり、しかも

最古のもの――その淵源は中世にさかのぼる――としてのアイルランドの側面を強調するフレーズではある。

しかし、一方でアイルランドは近代において国制上は「王国」であり、それゆえに一九世紀初頭のイギリス――正式には大ブリテン王国――との合同（議会合同）後は、大ブリテンおよびアイルランド連合王国（一九二二年以降は大ブリテンおよび北アイルランド連合王国）として、われわれが通常イギリスと呼ぶ国の正式名称に堂々とその名を留め続ける。もとよりこの合同は、実質的にはけっして大ブリテン王国とアイルランド王国との対等な合同を意味するものではなかった――それゆえにアイルランド・ナショナリズムの立場からすると、「イギリスの植民地支配」は連合王国のもとでも継続することになる――が、ともかくも、アイルランドは、イギリス帝国の全盛期にあって、この帝国における中枢の国家（政治体）の一角を占め、かつその正式名称に名を留めたのである。もちろん、「王国」であるということがアイルランドの場合、いかなる意味をもっていたのかもまた、当然問われなければならないのだが。

ともあれ、「植民地」にして「王国」であるというアイルランドの歴史的両義性は、見方をかえれば、近代国家としてのイギリスの特異さを体現しているということもできよう。というのは、こういうことである。一般に近代国家、つまりヨーロッパ近代世界における国家の理念型は、法的もしくは文化的に均質な国民国家だと理解されてきた。国民国家であること／になることが、その国の近代性のメルクマールとして重視されてきたといってもよい。ただし、現実には、近代世界にもそれに固有の帝国は存在した。そして、近年は歴史学においても、「過ぎ去ろうとしていく」近代の見直しの一環として、国民国家そのものの問題性が問われるとともに[2]、国民国家のアンチテーゼとして帝国という国家形態への関心が高まっており、近代の国家についても、帝国の観点からアプローチしようという傾向が強まってきている[3]。しかし、そうした近代帝国は、強力な国民国家がその外部に植民地・属領を獲得することによって帝国に転化したものであり、その中枢をなす政治体はあくまでも均質的・

画一的な国民国家として理解されがちである。ではイギリス帝国の場合はどうであろうか。アイルランドを通してこの帝国をみてみれば、これがそうした近代帝国の理解を逸脱する存在であることは、たとえば、戦前の日本帝国の場合と比較してみると、ただちにはっきりする。日露戦争後から太平洋戦争敗戦までの間、拓殖局（のちの拓務省）や朝鮮総督府の官僚らによって植民地統治の観点から、あるいは矢内原忠雄のように政府の植民地政策に対する批判の観点から、イギリス支配下のアイルランドの歴史ならびに現状が、日本支配下の朝鮮に擬されて研究されていた。[4] しかし、朝鮮は日本と「連合王国」を形成したわけではない。「韓国併合に関する条約」によって「大日本帝国」に併合された「大韓帝国」は、その国名を完全に失う一方で、「植民地」とは一度も呼ばれず、また「内鮮一体」などというスローガンがある時期声高に叫ばれたけれども、日本支配下において朝鮮はあくまでも「外地」として扱われつづけたのであった。[5] かといって、日本帝国によって「内地化」、つまり国民国家日本の下位の地方行政単位とされた蝦夷（北海道）や琉球（沖縄県）とも異なり、アイルランドはイギリス帝国において中枢政治体の一部を構成しつつ、たんにその下位の地方行政単位となったというわけでもないのである。

このように「王国」にして「植民地」であったというアイルランドのイギリス帝国におけるアンビヴァレントな地位は、その変化の位相も含めて、広義の近代（一六―二〇世紀）を通じて考察すべき課題であろうが、それは筆者の能力をはるかに越える。本書では、近世、すなわち近代初期の三世紀、アイルランドに対する「イギリスの八〇〇年におよぶ植民地支配」の内容が大きく変化していくとともに、世界に覇を唱えることになる近代イギリス帝国の礎が築かれた、いわゆる第一次帝国の時代に焦点を絞って、この課題に取り組みたい。では、近世のアイルランドは、これまでのイギリス帝国史研究において、どのように扱われてきたであろうか。

二　アイルランドと近世イギリス帝国史研究

わが国では、かつて戦後と呼ばれた一時期、すなわち、アジア・太平洋戦争敗戦後一五年ほどの間、近世イギリス史を近代化の理想的モデルとして語る言説が一世を風靡した。勤勉と禁欲というピューリタンの倫理を行動規範とする独立自営の農民とみなされたヨーマンを担い手として、島国のなかでいち早く自生的に、国民市場を成立させ、市民革命を達成し、資本主義と議会制民主主義を発展させた典型的な近代国家としてのイギリスの姿がそこにはあった。この大塚久雄の創り出した近世イギリス史像は、明治維新後のわが国の歩んだコースを、富国強兵の名のもと上からの近代化の結果、財閥と軍部と官僚の三位一体による帝国主義の道を突き進んだあげくの破滅と否定的に捉えた当時の「進歩的知識人」にとって、まことに光り輝くものであっただろう。しかし、一九六〇年代半ば以降にもなると、さすがにこうした近世イギリス史像は色あせていく。革命による市民社会の成立を前提とする産業革命・工業化という正しい近代化を遂げていない日本という大塚史学（戦後史学）の問題意識が、高度経済成長という経済的現実の前に、リアリティを失っていくのである。

もちろん、学問的にも、大塚史学には大きな問題があった。すなわち、歪んだ近代化を遂げたあげく破滅を招き、再出発を余儀なくされた日本にとって、理想の近代化モデルを島国イギリスに求めるという問題意識[6]先行の学問スタイルである。大塚史学のイギリス史像は、近代国家、国民国家とはかくあるべしという理念が、きわめて単純なかたちでイギリス近世史に投影されたものにすぎない。近世の、また広義の近代を通じて国家としてのイギリスが現実にもっていた複雑なすがたなど、そこではまったく捨象されてしまっていたのである。

もっとも、そうした問題点を問う声は、大塚史学全盛期にすでにあがっていた。なかでも越智武臣のそれは、大塚史学がまさしく焦点をあてた近世（一六―一八世紀）について、同史学とはまったく異なるイギリス史像を

提示したものとして重要である。その相違点のひとつは、いうまでもなく、近代化の担い手についてである。トーニーの影響を強く受けた越智は、大塚史学がイギリス近代化の担い手と措定したヨーマンを、勃興して、のちに産業資本家になっていくどころか、全体としては没落を余儀なくされた階層であって、むしろ将来の労働者階級に水面下ではつながっていく存在であるとするとともに、「理想的」でも「典型的」でもなく、むしろユニークな近代化を遂げた国としてイギリスを捉え、その近代化の担い手こそ、中世の騎士の流れを汲み、ルネサンス人文主義に根差す、虚飾に満ちた「ジェントルマン」と呼ばれる上流階層だったとした。そして相違点のもうひとつが、国家としてのイギリスの空間的把握のしかたであった。大塚のように、島国＝国民国家のなかで自生的に近代化を遂げたとみるのではなく、広義の近代（一六世紀―現在）の当初から、つまり近世においてすでに海洋国家＝帝国として発展していった国としてこそ、イギリスを捉えるべきことを越智は強調したのである。[7]

越智が打ち立てた、「ジェントルマン」と「帝国」をキーワードとする近世の、そして広義の近代イギリス史像が、氏自身ならびにその門下生らのさらなる研究を通じて、大塚史学に代わり、わが国における通説的見解となっていったことは、いまさらいうまでもない。とくに「帝国」の位相については、川北稔の功績が著しい。川北は、イギリスが「帝国」を形成していったことを、同国における世界初の工業化の前提という観点から、「ジェントルマン」の果たした役割と有機的に関連づけ、近世イギリス史研究にとって「帝国」的観点が不可欠であることを決定づけるとともに、[8]「帝国意識」を手掛かりに現代イギリス史を問うていた木畑洋一や、イギリスのインド支配を研究していた一世代若い秋田茂らとともに、一九八〇年代末に「イギリス帝国史研究会」を設立して、その後のわが国における広義の近代を通じた帝国の観点からのイギリス史研究の充実の礎を置いたのである。[9]

では、わが国における近世イギリス帝国史研究において、アイルランドはどのように捉えられてきたであろうか。残念ながら、わが国では近世アイルランド史を、イギリス帝国の観点から捉えようとするアイルランド史家

はこれまでほとんどいなかった。わずかに、テューダー朝海事史家で、一六世紀アイルランド史にも造詣が深かった別枝達夫が、ハンフリー・ギルバートやウォルター・ローリー、リチャード・グレンヴィルなど一六世紀に北米植民を試みたイングランド西部のジェントリらがいずれもアイルランドでの戦争や植民にも関わっていたことを指摘したぐらいである。[10] では、イギリス史家として近世イギリス帝国史研究を開拓した越智や川北はどうだろうか。越智の言及は、別枝のそれとほとんど同じといってよい。[11] 川北は、一七―一八世紀の「商業革命」において大西洋に成立する三つの三角貿易のうちのひとつが、アイルランドと西インド諸島とイギリス本国とで構成されていたこと、ならびに、氏がイギリスの近代化・工業化にとって重要な役割を果たしたとみる「疑似ジェントルマン」の諸形態のひとつとしてのアイルランド不在地主に言及している。[12] このように、両者ともたしかに近世イギリス帝国の「植民地」としてのアイルランドに触れてはいるが、いずれも帝国のなかでのマージナルな存在として扱っているにすぎない。また、わが国の研究では、アイルランドが「王国」であったことの意味が問われることはまったくなかった。

本場のイギリス・アイルランドでの研究状況はどうであろうか。近世アイルランド史について、従来の視野の狭い一国史的（国民史的）な観点――もちろん、イギリスとの関係抜きでそれが書かれることなどなかったが、その場合のイギリスとは、あくまでもイングランド、もしくはイングランドとスコットランドを指すにすぎない――の克服がはじまるのは、今からほぼ半世紀前のこと、D・B・クインによってであった。かれは、一六世紀半ば以降本格化するイングランド人の海外進出、とりわけ大西洋方面への進出（植民・移民）というコンテクストのなかで、アイルランドの発展を北米との連関ならびに比較において捉えるという視座のもとに、研究を進めたのである。[13] そして、このクインが打ち立てた、イギリス大西洋帝国のなかの「植民地」アイルランドという視座を継承して、さらに研究を発展させてきたのが、N・キャニーであった。[14] ちなみに、近年公刊されたロジャ

ー・ルイスを総編者とする『オクスフォード・イギリス帝国史』全五巻[15]の第一巻『帝国の起源』は、キャニーを責任編者としており、かれの研究上の立場を色濃く反映したものといってよい。[16]では、「王国」としてのアイルランドについて、こうした立場はどうみているのであろうか。クインもキャニーもともに、アイルランドの北米との共通点のみならず、その特殊性――「王国」としての面も含めて――にも留意している。とくに、キャニーはそのモノグラフのひとつを『王国と植民地』と銘打っているほどである。[17]しかし、そこでの議論は、そのタイトルにかかわらず、圧倒的に「植民地」としてのアイルランドの方にウェイトがおかれているといわざるをえない。

これに対して、近世において、アイルランドの「王国」としての側面をむしろ重視するのは、ここ一〇年ほど、イギリスにおいて隆盛をみている「新しいイギリス（ブリテン）史」の立場に立つ近世史家、とりわけ、C・ラッセルやJ・モリルらの一七世紀史家である。

「新しいイギリス史」とはそもそも何か。これは今を去ることおよそ四半世紀前に、近世イギリス政治思想史家のJ・G・A・ポーコクが提唱したテーマである。ポーコクは、イングランド史もしくはイングランド膨張史とかわるところのないアングロ・セントリックな旧来のイギリス（ブリテン）史を批判する。と同時に、イングランド人のかかる偏狭なナショナリズムの裏返しとして、イギリス（連合王国）を構成する／したイングランド以外の諸国民（ネイションズ）各々――スコットランド、ウェールズ、アイルランド――では、反イングランド的ナショナリズムを基調とするそれぞれの国民史（ナショナル・ヒストリ）の伝統が築かれてきた点も忘れない。そのうえで、かれは「新しいイギリス史」の必要を唱えたのである。[18]では、ポーコクのいう「新しイギリス史」とはいかなるものであろうか。かれは、連合王国を構成する諸国各々の国民史を否定するわけではない。それぞれの歴史学的伝統（ヒストリオグラフィ）にとらわれることなく、それらを越えた高次の「イギリス史」の構築が必要だとするのである。そのさい、ポーコクが重視するのは、

「イギリス諸島」――ただし、かれは、他にいいようがないとして「イギリス史」を用いるが、「イギリス諸島」については、アイルランド・ナショナリズムの立場に考慮してこの語を避け、かわりに「大西洋群島」the Atlantic archipelagoという造語を用いている――の諸民族(ピープルズ)／文化(カルチャーズ)間の相互作用interactionsである。ポーコクは、かのブローデルの「地中海世界」的な意味での「世界」として「大西洋群島」を想定しており――ただし、ブローデルの「地中海世界」とはちがって、この「世界」においては政治の果たしてきた役割が大きいという――、「大西洋群島」を舞台に諸民族／諸文化の相互作用が織り成す「世界」の生成／発展こそが、かれのいう真の「イギリス史」なのである。ちなみに、イングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドといった「国(民)」も、そうした相互作用の歴史のなかで創出されたとする。

ただし、ポーコクは、「大西洋群島」におけるイングランドの膨張の歴史的な重みを無視するわけではない。なるほど、かれはたんなるイングランドの膨張という単純な見方はせず、むしろ中世盛期には「大西洋群島」上の三つの地域――ロンドンを中心とするイングランド東南部、エディンバラを中心とするスコットランド低地地方ならびにダブリンを中心とするアイルランド東部――に核が分散していたアングロ・ノルマン的政治体／文化の拡大とみるのであるが、この歴史的事実と、かれが重視する諸民族／諸文化間の相互作用とのあいだで折り合いをつけることが「イギリス史」において重要だと指摘している。さらに、もう一点忘れてはならないことは、近代以降、「イギリス」史の空間的範囲が「大西洋群島」を越えて拡大していったことをポーコクが重視していることである。かれはとりわけ「大西洋群島」からの移民によって建設されていく海外の白人移民植民地、すなわち一八世紀においては北アメリカ植民地、一九世紀以降については南アフリカやオーストラリア、ニュージーランドの歴史を「新しいイギリス史」のなかに包括すべきことを強調するのである。

もっとも、当初ポーコクの提唱に対するイギリスの歴史学界の反応は冷淡なものであった。H・F・カーニー

の著作にみられるように、ポーコクのいう意味での「新しいイギリス史」の試みが現れはじめるのは、かれの最初の論文から数えると実に十数年を経た一九八〇年代末期になってのことである。そして、一九九〇年代になると、それまでの空白がうそのように、一転して「新しいイギリス史」がブームといえるほどイギリスの歴史学界を賑わせることになる。各地でこれをテーマとするシンポジウムが催され、その成果が論文集として世に問われるようになるのである。[20]

こうした「新しいイギリス史」の立場から、イギリス史が大きく書き換えられた例のひとつが、一七世紀半ばの、わが国でいう「ピューリタン革命」およびそれに先立つステュアート朝国家の評価である。ここでは、ラッセルの研究の与えたインパクトがすこぶる大きかった。わが国では世界初の市民革命として「ピューリタン革命」という観点から主に論じられてきたイングランドにおける王党派と議会派の内戦の原因をめぐっては、ジェントリの勃興もしくは貴族の没落という社会経済的要因を重視するトーニーやストーンと、ルネサンス国家という概念のもとに宮廷対地方の対立という政治的要因を重視するトレヴァー＝ローパーとのあいだで、いわゆる「ジェントリ論争」が生じたが、両者はいずれも「革命」（「内戦」）に長期的原因を見出そうとする点では共通していた。これに対してラッセルは、こうした長期的原因の存在を退け、そもそも、政治支配層が二派に割れて軍事的衝突にいたるほどの深刻な対立を引き起こす要因は、イングランド自体には存在しなかったという。では、なにが「革命」（「内戦」）を引き起こしたのか。まずは、一六三〇年代末に国王チャールズ一世の（カンタベリー大主教ロードのというべきか）宗教政策に対してスコットランド・プレスビテリアンが起こした反乱――これによって国王はイングランド議会を召集せざるをえなくなった――であり、ついで、一六四一年秋に勃発したアイルランド・カトリックの反乱――その鎮圧遠征軍の指揮権をめぐって王党派と議会派が抜き差しならない対立に陥り、内戦へといたった――である。つまり、イングランドの内戦はイングランド自体ではなく、ステュアート朝

統治下にある周辺の二国における出来事によって引き起こされたというわけである。

このように、「革命」（「内戦」）の原因に対する従来の見方に根底的な修正を迫ったラッセルは、従来のイングランド中心的なステュアート朝国家の捉え方にも修正を加えていった。従来、近世ヨーロッパ国家は、もっぱら絶対王政という観点から、その近代ブルジョワ的性格と中世封建的性格のいずれを重視すべきかという、いわば移行期の国家としての意味しか見いだされてこなかったといってよい。これに対して、「複合君主制国家」composite monarchyという概念を用いて、近世国家それ自体の歴史的意義を見出そうとしたのがH・G・ケーニヒスバーガー[21]やJ・H・エリオット[22]であるが、ラッセルはこの概念を、ステュアート朝「ブリテン」国家にも適用して、この国家をイングランド、スコットランド、アイルランド三王国からなる多元王国multiple kingdomsと規定するのである。そして、この三王国もまた、同時代の他の複合君主制国家と同様の構造的不安定要因を内包していた。すなわち、「革命」（「内戦」）は、それぞれに性格の異なる三王国を同時に統治せざるをえなかったステュアート朝の統治能力の限界、とくにその困難さを理解できなかったチャールズ一世の統治能力のなさがもたらしたものとみるのである。[23]

同じく「新しいイギリス史」の立場から革命史にアプローチしながらも、モリルは、ラッセルのこうしたアプローチに異議をはさむ。すなわち、イングランドの「革命」（「内戦」）の原因を求めようというラッセルの「イギリス史」は、結局のところ「イングランド史」に過ぎないというモリルは、より全体論的（ホーリスティック）にステュアート朝国家にアプローチすべきだとする。そして、世紀なかばの「革命」（「反乱」／「内戦」）について「三王国戦争」the war(s) of the three kingdomsと呼ぶべきとする。ここで「戦争」という単語に単数形と複数形の両者が使われていることに注意しなければならない。つまり、イングランド、スコットランド、アイルランドで、それぞれ性格を異にする戦争（内戦）が展開したと同時に、それらはイギリス諸島を舞台とする単一の戦争を構成して

もいたのだというのである。[24]

このように、同じ「新しいイギリス史」の立場にたつ一七世紀史家のあいだでも、方法論の違いはあるのだが、アイルランドの扱い方は共通している。すなわち、ステュアート朝多元王国（三王国）の一角として、イングランドならびにスコットランドと同列の「王国」として――もちろん「王国」としての性格まで同じだとするわけではないが――扱っているのである。

こうしたラッセル、モリルらの見方に対して、イギリス大西洋帝国のコンテクストを重視するキャニーは批判的である。一七世紀アイルランド史研究においても依然としてもっとも重大な問題は「植民」という手段を通じたアイルランドの「イングランド化」であって、ラッセルやモリルの「イギリス史」では、この問題が度外視されてしまっているというのだ。[25]「王国」よりも「植民地」の側面の方がアイルランドについては重要だということであろう。

たしかに、ラッセルやモリルの視野がイギリス諸島の三王国に限定されており、大西洋方面へのイギリス（イングランド）の帝国的発展はまったくの視野の外に置かれていることは事実である。そして、一七世紀にもなれば、北アメリカ植民地建設も本格化していき、しかもそれはかならずしもイングランド人入植者だけではなく、スコットランドやアイルランドからの入植者もかかわっていく――したがって「イギリス的」性格を有する――のであるから、こうした海外への発展も、「新しいイギリス史」は当然ながらその守備範囲にいれるべきであろう。ポーコクは、まさにその重要性を主張していたのである。にもかかわらず、近年の一七世紀「イギリス史」家がそれをまったく無視しているのはなぜだろうか。それはおそらく、ラッセルやモリルにみられるように、もともと革命史研究を出発点としてそこからステュアート朝国家の性格を問うという方向で発展してきた一七世紀「イギリス史」の国制史・政治史的スタンスに由来すると思われる。近世国家という観点に立つと、やはり「革

命」（「反乱」／「内戦」）は「三王国」の問題という面が強いのは否めまい。

三　本書の課題と構成

以上みてきたように、近世史にかぎっていえば、大西洋帝国的コンテクストを重視する立場と、イギリス諸島三王国的コンテクストを重視する立場とは、相いれないようにみえる。というよりも、これら二つのコンテクストには、接点すらないようにさえみえるかもしれない。しかし、接点はある。アイルランドがまさしくそれだ。両方の立場ともアイルランドを、それぞれのコンテクストのなかに位置づけているからである。一方は「植民地」として、他方は「王国」として。しかし、「植民地」も「王国」も、いずれも近世の――さらにいえば広義の近代を通じて――アイルランドが有した側面なのである。いいかえれば、近世アイルランドに焦点をあてることによって、この二つのコンテクストを総合する、いいかえれば、イギリス諸島の三王国を含む全体としての近世イギリス帝国を歴史的に評価しうる可能性が開かれるのではないだろうか。[26] 本書はかかる観点から、近世イギリス帝国を大西洋圏に広がっていく、多数の下位の政治体から構成される複合的なひとつの国家として、そして、アイルランドをその国家（帝国）を構成する下位の政治体のひとつと捉えたうえで、その性格や、帝国における位置の変化を追究しようとするものである。

さて、ここまで、「王国」、「植民地」いずれの用語にしても、その意味内容をとりあえず不問にしたまま用いてきた。これらの用語は、時代と場所により、あるいはコンテクストにより、さまざまな意味をもちうるであろう。では、本書ではどのような意味で使われているか。それについては以下の諸章で検討され、明確にされるのであるが、本論に入る前に、やはりとりあえず、簡単な定義を提示しておくべきと考える。

まず「王国」についてであるが、本書では、対内的に至高かつ対外的に独立の統治権（主権）を有する王と、

部分的に編成された臣民とが、緊張をはらみながらも基本的には協同して単一の政治共同体を構成するという、近世イングランド的な国家の意味で用いている。つぎに「植民地」であるが、本書では三重の意味で用いられる。第一に、ことばの本来の意味において、つまり、故郷（母国）を離れて海外に渡った人びとが入植先に築いた社会もしくは政治体として。第二には、その内部で、統治権者ならびにこれと結ぶ少数の支配的集団と多数の被支配集団とが、互いに相手を他者としか捉えず、しかも後者にとって前者は外来の存在（よそ者）であるような社会もしくは政治体を指す用語として。第三に、ある政治体が、別の政治体に対して従属的関係にある場合の、前者の政治体を指すものとして、である。

こうした意味で用いられる「王国」と「植民地」をキータームに、近世イギリス帝国におけるアイルランドの位置づけの変遷を考察しようとする本書は、大きく三部構成をとっている。

まず、第一部では、一六世紀のいわゆる「テューダー朝のアイルランド再征服」をとりあげる。アイルランドでは、中世のイングランド王国支配層による征服が中途半端なものだったために、中世末期には名目的にはイングランド王の領土でありながら、王権が実質的にはほとんど浸透していなかった。そのアイルランドで、近世になってテューダー朝が支配強化を目指したのだが、それは現地諸勢力の抵抗を惹起し、各地で泥沼の戦争となる。テューダー朝もアイルランド諸勢力も、多大の人的・物的犠牲を払ったうえで、前者が後者の抵抗を軍事力によって最終的に鎮圧したのは、一六〇三年、つまりテューダー朝最後の年のことであった。この「テューダー朝のアイルランド再征服」のプロセスをめぐってもまた、大西洋帝国史の立場に立つ研究者と「新しいイギリス史」（イギリス諸島史）の立場に立つ研究者とのあいだで、評価が割れている。本書は、双方の議論を踏まえつつ、テューダー朝がアイルランドの「王国」化を意図しながら、にもかかわらず実質的には、先にあげた第一および第二の意味での「植民地」化が強まっていくプロセスとしてこれを捉え、その逆説を考察する。

第二部は、「テューダー朝のアイルランド再征服」のプロセスを複雑にした要因のひとつで、しかもそのプロセスが一応の完結をみたのちの一七世紀になっても、さらにアイルランドの同じく二つの意味での「植民地」的状況を深化させていく最大の要因、すなわち宗教と密接に絡んだ政治的対立――ちなみに、これは、現在の北アイルランド紛争にも引き継がれていく問題である――を、政治体としてのアイルランドという観点で考察する。

第三部では、アイルランド内部での「植民地」的状況の深化とは別の次元での、第二の意味における「植民地」化、すなわち、いわゆる近世イギリス帝国におけるアイルランドのイングランド（イギリス）に対する従属化と、これに対するアイルランド側からの反発・抵抗を考察する。ここでもまた、「植民地」でありながら「王国」でもあるというアイルランドの特殊性が、重要な意味をもっていたことが明らかにされるであろう。[27]

本書では、基本的には「イギリス」はBritainもしくはBritishの意味で用いている。

(1) 現在でも、北アイルランドで、イギリス支配からの脱却、共和国によるアイルランド統一を願うナショナリスト、とりわけIRAとつながるシン・フェイン党の政治家が好んで用いる政治レトリックである。

(2) 歴史学研究会編『国民国家を問う』、青木書店、一九九四年。

(3) 山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編『帝国とは何か』、岩波書店、一九九七年、北川勝彦・平田雅博編『帝国意識の解剖学』、世界思想社、一九九九年、歴史と方法編集委員会編『帝国と国民国家』、青木書店、二〇〇〇年、などをあげておく。

(4) 上野格「日本におけるアイルランド学の歴史」、『思想』第六一七号、岩波書店、一九九五年、一二六―一四五頁。

(5) 海野福寿『韓国併合』、岩波書店、一九九五年、二三〇頁。

(6) ただし、戦前の大塚の立場が戦後のそれと大きく異なるものであったことは、中野敏男「戦時動員と戦後啓蒙――大塚＝ヴェーバーの30年代からの軌跡」、『思想』第八八二号、岩波書店、一九九七年、一五九―二〇四頁に詳しい。

(7) 越智武臣『近代英国の起源』、ミネルヴァ書房、一九六六年、「はしがき」、第一章第一節、第二章第一節。

(8) 川北稔『工業化の歴史的前提——帝国とジェントルマン』、岩波書店、一九八三年。

(9) 「イギリス帝国史研究会」の成果としては、木畑洋一編『大英帝国と帝国意識——支配の深層を探る』、ミネルヴァ書房、一九九八年、北川・平田編、前掲書、川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史——帝国＝コモンウェルスのあゆみ』、有斐閣、二〇〇〇年、があげられる。

(10) 別枝達夫「テューダー絶対王政のアイルランド支配」、『成蹊大学政治経済学論叢』第一巻第一号、一九六一年、一二〇—一六三頁、第一一巻第二号、一九六一年、一六七—一九九頁、第一二巻第三号、一九六二年、六七—九四頁、第一三巻第二号、一九六三年、七八—九九頁。しかしながら、大野真弓編『世界各国史1 イギリス史(新版)』、山川出版社、一九六五年、では、別枝は、編者の意向もあったのだろうが、アイルランド史と重商主義時代のイギリス帝国史とを別個に扱っており、イギリス帝国の「植民地」としてのアイルランドという位置づけは、残念ながらそこにはみられない。

(11) 『大航海時代叢書』第Ⅱ期一七巻、岩波書店、一九八三年、「解説」(のちに、越智武臣『近代英国の発見——戦後史学の彼方』、ミネルヴァ書房、一九九〇年、第三章第一節に加筆採録)。

(12) 川北稔、前掲書、第五章第三節、第一〇章第二節。

(13) Quinn, D. B., 'Sir Thomas Smith and the Beginnings of English Colonial Theory', *Proceedings of the American Philosophical Society*, lxxxix, 1945, pp. 543-60; 'Ireland and Sixteenth Century European Expansion' in Williams, T. D. (ed.), *Historical Studies I*, London, 1958, pp. 20-32; *The Elizabethans and the Irish*, Ithaca, 1966; 'The Munster Plantation: Problems and Opportunities', *Journal of the Cork Historical and Archaeological Society*, lxxi, 1966, pp. 19-41; 'Renaissance Influences in English Colonization', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., xxv (1976), pp. 73-93; *Ireland & America: Their Early Associations, 1500-1640*, Liverpool, 1991. ちなみに、先に言及した越智の見方に影響を与えたのは、『大航海叢書』第Ⅱ期一七・一八巻に掲載の参考文献からみて、クインだと思われる。

(14) Canny, N., 'The Ideology of English Colonization: From Ireland to America', *William and Mary Quarter-*

ly, xxx, 1973, pp. 19-28; *The Elizabethan Conquest of Ireland: A Pattern Established, 1565-76,* Hassocks, 1976; 'Dominant Minorities. English Settlers in Ireland and Virginia 1550-1650' in Hepburn, A. C.(ed.), *Minorities in History: Historical Studies XII,* London, 1978, pp. 51-69; 'The Permissive Frontier: Social Control in English Settlements in Ireland and Virginia' in Andrews, K. R., N. Canny and P. E. Hair(eds.), *The Westward Enterprise,* Manchester, 1978, pp. 17-44; 'Edmund Spenser and the Development of an Anglo-Irish Identity', *The Yearbook of English Studies,* xiii, 1983, pp. 1-19; *Kingdom and Colony: Ireland in the Atlantic World, 1560-1800,* Baltimore, MD, 1988; 'Identity Formation in Ireland: the Emergence of the Anglo-Irish' in Canny, N. and A. Pagden(eds.), *Colonial Identity in the Atlantic World, 1500-1800,* Princeton, 1987.

(15) Louis, W. R.(ed.), *The Oxford History of the British Empire,* 5vols., Oxford and New York, 1998-99.

(16) Canny(ed.), *The Origins of Empire: British Overseas Enterprise to the Close of the Seventeenth Century,* Oxford and New York, 1998.

(17) Canny, *Kingdom and Colony.*

(18) Pocock, J. G. A., 'British History: A Plea for a New Subject', *Journal of Modern History,* xxxvii, no. 4 (1975), pp. 601-628; 'The Limits and Divisions of British History: In Search of the Unknown Subject', *American Historical Review,* lxxxvii, no. 2, 1982, pp. 311-336.

(19) Kearney, H. F., *The British Isles: A History of Four Nations,* Cambridge, 1989.

(20) Asch, R. G.(ed.), *Three Nations - A Common History?: England, Scotland, Ireland and British History c. 1600-1920,* Bochum, 1993; Grant, A. and K. J. Stringer(eds.), *Uniting the Kingdom?: The Making of British History,* London and New York, 1995; Ellis S. G. and S. Barber(eds.), *Conquest and Union: Fashioning a British State, 1485-1725,* London and New York, 1995; Bradshaw. B and J. Morrill(eds.), *The British Problem, c. 1534-1707,* Basingstoke and London, 1996; Burgess, G.(ed.), *The New British History: Founding a Modern State, 1603-1715,* London and New York, 1999.

(21) Koenigsberger, H. G, *'Dominum Regale* or *Dominum Politicum et Regale*: Monarchies and Parliaments in

Early Modern Europe' in id.(ed.), *Politicians and Virtuosi: Essays in Early Modern History*, London, 1986, pp. 1-26.

(22) Elliot, J. H., *Imperial Spain 1469-1716*, London, 1963［藤田一成訳『スペイン帝国の興亡　一四六九―一七一六』、岩波書店、一九八二年］; *The Old World and the New 1492-1650*, Cam-bridge, 1970［越智武臣・川北稔訳『旧世界と新世界　一四九二―一六五〇』、岩波書店、一九七五年］; 'A Europe of Composite Monarchies', *Past and Present*, no. 137 (1992), pp. 48-71.

(23) Russell, C., *The Causes of the English Civil War*, Oxford, 1990; *Unrevolutionary England 1603-1642*, London, 1990; *The Fall of the British Monarchies, 1637-1642*, Oxford, 1991.

(24) Morrill, 'The War(s) of the Three Kingdoms' in Burgess, *op. cit.*, pp. 65-91.

(25) Canny, 'The Attempted Anglicization of Ireland in the Seventeenth Century: an Exampler of "British History"' in Asch, *op. cit.*, pp. 49-82.

(26) 「新しいイギリス史」の立場に立ちつつ、イギリス（ブリテン）国民意識の形成プロセスを考察したリンダ・コリーも、ラッセルやモリルら一七世紀史家が、もっぱらイギリス諸島にのみ目を向け、帝国への視野に欠けていることを批判している。コリー自身は、イングランドやスコットランド、ウェールズなどイギリス諸島の諸地域／民族が、互いの相違を越えて共通のアイデンティティを獲得しえた主要な要因として、プロテスタンティズムに求める。つまり、カトリック強国で、ヨーロッパ世界の覇権をめぐってイギリスが帝国形成を賭けた植民地戦争を展開した相手のフランスという他者の存在が大きかったというのである。さらに一九世紀以降については、こうして成立したイギリス（ブリテン）国民意識の維持に、グローバルに展開していく帝国（海外植民地の増加）がイングランド人のみならず、スコットランド人やウェールズ人にも活躍の場を与えたことが寄与したとする。しかしながら、コリーの「新しいイギリス史」にとっては、アイルランド（カトリック・アイルランド）はフランスと同様、あくまでも他者にすぎない。Colley, L., *The Britons: Forging a Nation 1707-1837*, New Haven and London, 1992［川北稔監訳『イギリス国民の誕生』、名古屋大学出版会、二〇〇〇年］; 'Britishness and Otherness: an Argument', *Journal of British Studies*, xxxi, 1992, pp. 309-329［川本真浩・水野祥子訳「『イギリス的なるもの』と

『非イギリス的なるもの』――ひとつの議論」、『思想』第八八四号、岩波書店、一九九八年、七六―九八頁]. ちなみに、わが国でも木畑洋一が、一九世紀以降の、イギリス近代国民国家における帝国の発展とイギリス内部の地域性の相互関連を問うなかで、スコットランド（人）、ウェールズ（人）の帝国の受益者としての側面を指摘していたが、木畑においても、アイルランドは植民地としてイギリス近代国民国家検討の対象から除外されていた（木畑「イギリス近代国家とスコットランド、ウェールズ」、柴田三千雄他編『シリーズ世界史への問い9　世界の構造化』、岩波書店、一九九一年、一六三―一九〇頁）。

(27) ちなみに、K・S・ボッティグハイマーには、近世アイルランドの「王国」と「植民地」の両義性に目配りした好論文がある。Bottigheimer, K. S., 'Kingdom and Colony: Ireland in the Westward Enterprise, 1536-1660' in Andrews, Canny and Hair, *op. cit.*.

第一部　テューダー朝のアイルランド再征服

序

一二世紀以来名目的にはイングランド王の領地でありながら、中世末期には王権の実効支配下にあるのはダブリン周辺のわずかな地域に過ぎないというありさまであったアイルランド。このアイルランドで、テューダー朝が王権による一元的支配の確立に本格的に着手したのは一五四〇年ころである。そして、その努力が結実するのは一六〇三年、すなわち、テューダー朝最後の年であった。じつに六〇年以上にわたったそのプロセスは、この年月の長さが示唆するように、紆余曲折に満ちており、最後には九年にもわたってアイルランドのほぼ全土を戦場と化した戦争に行き着いた。王権によるアイルランド一元的支配は、この戦争の鎮圧によって実現したのであった。このプロセスが後世「テューダー朝のアイルランド再征服」と称された所以である。

このプロセスを、八〇〇年におよぶイギリスによる植民地支配のなかの一齣として、いいかえればイギリスのアイルランドに対する悪行という観点からのみ捉え、これを断罪するがごとき偏狭なナショナリスト的解釈は、もはや昔日のものとなって久しい。こうしたイデオロギー偏重のアイルランド一国史に風穴をあけたのが、D・B・クインであった。クインは、本書序章でも触れたように、近世アイルランド史を「植民地」という観点からイギリス大西洋帝国史、いやより広くヨーロッパ世界の大西洋方面への膨張というコンテクストのなかに位置づけようとしたのである。と同時にかれはアイルランドの「植民地」としての特殊性にもしっかりと留意していた。とくに一九五八年の論文[1]は、現在にいたるまでの一六世紀アイルランド史研究の礎石を置いたといっても過言で

はない。その論文における重要な指摘をあげてみよう。第一に、王権がアイルランド一元的支配に着手しだしたころのアイルランドが、テューダー朝の諸領地のうちで、ウェールズやイングランド北部地方と変わるところは、程度の差でしかないと指摘した点。[2] これは、大西洋帝国史というよりも、むしろ近年盛んなイギリス諸島史の観点を先取りするものといってよい。第二に、「テューダー朝のアイルランド再征服」のプロセスにみられるイングランド人の対アイルランド観、そしてそれにもとづく政策は、「柔軟」と「強硬」と形容しうるものに大きく二分できると指摘した点。漸進的で、軍事力行使を排除するわけではないが可能なかぎり平和的なアイルランドの「改革」――征服ではなく――を目指すべきだというのが前者であり、これに対してアイルランドに変革をもたらすには、その前提として徹底的な征服が必須であるとするのが後者である。そして、もともと少数派だった後者の見方が幅を利かせるようになり、中南米におけるスペインの活動の線に沿うような征服と植民が王権の対アイルランド政策として明確化するようになるのは、国王特使としてスペインに赴き、スペインの中南米征服・植民に強く影響を受けたであろうサー・ヘンリー・シドニー――イギリス・ルネサンスの理想的宮廷人とみなされる、かの華麗なるサー・フィリップ・シドニーの父親――が一五六〇年代半ばにアイルランド総督に任命されたことによってであったというのである。[3]

これ以降、現在にいたるまでの「テューダー朝のアイルランド再征服」研究は、いわばクインが指摘した上記二点をめぐって深化し、論争を引き起こしつつ発展してきたといっても過言ではない。

まず、第一の点からみていこう。近年、クインの指摘を受けて、中世末・近世初のアイルランドの政治・社会状況を、一国史的な意味でのアイルランド史のコンテクストではなく、イギリス諸島史のコンテクストにおいて捉えるべきとの議論を展開し、その立場から研究を進めているのが、S・エリスである。[4] エリスの主張は大きく二点に集約できよう。すなわち、ひとつは、中世末・近世初のアイルランドは、イギリス諸島を舞台に対峙して

いた二つの世界（文化圏）――ゲール世界とイングランド世界――の境界（フロンティア）という観点で捉えられるべきだという主張である。いいかえれば、一方のゲール世界はアイルランド西・北部からスコットランド西部島嶼地方そしてスコットランド北部高地地方に広がり、他方のイングランド世界は、地理的な意味でのイングランドと同一ではなく、北方ではスコットランド南部低地地方、西方ではアイルランドの東・南部を含んでいたというのである。もうひとつは、テューダー朝国家の捉え方についてである。王権が大貴族の力を抑え、ジェントリ層を官僚に登用して中央集権国家となるとともに、地方統治は在地のジェントリが無給の治安判事としてこれにあたる安定した近世国家、これが従来のテューダー朝国家のイメージであろう。しかし、エリスによると、このイメージはロンドンを中心とするイングランド南東部にこそあてはまるものの、じつは、テューダー朝国家は、その外側に、外敵に対する防衛の責を負う見返りに王権から広汎な特権を認められた少数の大領主が、おのおの軍閥として自立的な地域支配権力と化しているという、まったく異なる政治構造を有する広大な地域を擁していたのである。そして、テューダー朝はこうした地域にイングランド南東部型の統治システムを及ぼそうとしたのであり、「テューダー朝のアイルランド再征服」もその一環なのだが、そうした企てはおよそこうした辺境地域の実情に適したものではなかったとエリスは否定的に評価するのである。このように、イギリス諸島史のコンテクストのなかにアイルランドを置き、しかもアイルランドを――スコットランド、イングランドについてもそうなのだが――ひとつの完結した歴史研究の単位としては捉えようとしないエリスに対しては、B・ブラッドショーがアイルランド・ナショナリズムの立場から厳しい批判を浴びせ[5]、両者の間で論争となっている。

つぎに、クインの指摘した第二の点、すなわちイングランド人の対アイルランド観・政策にみられる「柔軟」と「強硬」二つのタイプをめぐって、とくに前者から後者へのシフトをめぐってである。クインは、このシフトを総督サー・ヘンリー・シドニーに認めた。クインと同じく大西洋帝国史の立場に立つキャニーは、この点でも

クインと一致しており、総督サー・ヘンリー・シドニーの諸政策およびかれの総督時代のアイルランドにおけるイングランド人の諸活動を検証して、それらを、以後一世紀以上にわたってアイルランドならびに北アメリカで展開する征服のパターンを確立したものと評価したのである。[6]

ところが、宗教改革史家のブラッドショーは、「柔軟」から「強硬」へのシフトを、むしろシドニーの前任の総督トマス・ラドクリフ（のちにサセックス伯）にみる。かれは、一五四〇年から五〇年代半ばまで長期にわたって総督職を保持したサー・アンソニー・セントリジャーを、教育をつうじた人間の改善を重んじたルネサンス人文主義思想を背景とする「柔軟」派の典型と評価する。すなわち「野蛮な」アイルランド人も、説得を通じて開化することができるというわけだ。ところが、このルネサンス人文主義にかわって、厳格なカルヴァン主義的プロテスタンティズムがイングランド支配層の主流的な思想潮流として台頭してくると、イングランド人は選民意識を強めるとともに、「野蛮な」アイルランド人の救済の可能性を否定するようになっていく。こうして、テューダー朝政府の対アイルランド観・政策は「強硬」なものに転化するのであり、その転換を総督ラドクリフ（サセックス伯）が体現したというのがブラッドショーの見方である。[7] このように、クイン、キャニーとブラッドショーとでは、路線転換の時期ならびにその背景の点で評価が異なるが、そもそもこうした「柔軟」から「強硬」へのシフトなどなかったとする史家もいる。C・ブレイディである。ブレイディによると、以上三人の史家が重視するセントリジャー、ラドクリフ（サセックス伯）、シドニーのあいだで、根本的な政策路線の相違はないとする。いずれも硬軟織り交ぜて、つまり交渉を通じた説得と軍事力の行使とをケース・バイ・ケースで使い分けたのであり、かつその目的は「征服」ではなく、あくまでも「改革」だったというのである。ただし、統治スタイルは、セントリジャーとラドクリフ、シドニーでは大きく異なっていたとする。すなわち、前者は、アイルランド現地に幅広い政権基盤を固め――そのためには王領地の支持勢力への不正譲渡も行った「腐敗した」総督

だった――、それによって長期政権を保持した。対して、後二者は、総督としてアイルランドでの「改革」に手っ取り早く成果をあげることで、宮廷での出世の道を開こうとしたのであり、そのために、あらためて赴任前にみずから策定し、王の認可を得た統治プログラムに沿って、現地の実情を無視した性急な「改革」政策を実施したのだが、そうして起こった現地からの不満・苦情の声は、アイルランド内部の党派と連動した宮廷における党派間抗争に利用され、結局かれらはその犠牲となって失脚を余儀なくされた。こうして、野心的な総督による「改革」政策は実をあげることなく、いたずらに現地諸勢力のテューダー朝に対する不信のみを募らせていき、ついには九年にもおよぶ戦争を引き起こし、「征服」という結果に帰結したというのが、ブレイディの議論の大筋である。[8] ちなみに、ブレイディもエリスと同じくイギリス諸島史の立場に立っており、キャニーとブレイディの見解の対立には、大西洋帝国史とイギリス諸島史というコンテクストをめぐる対立という面があることもつけくわえておきたい。

こうした論争に直接コミットすることは筆者の目的ではなく、またそれは筆者の能力を超えている。むしろ、以上の論争によって明らかとなった史実、あるいは出されてきた解釈に謙虚に学びつつ、イギリス諸島史をも組み込んだイギリス帝国史の観点にたって近世アイルランド史にアプローチするという本書全体を通しての基本的立場にもとづき、「テューダー朝のアイルランド再征服」の歴史的意義を考察していきたい。ただ、そうするにあたって、以上見てきたいくつかの論争より明らかとなる留意点を二つだけ、あらかじめあげておくことにする。まず、本書の観点に立って近世アイルランド史にアプローチする場合でも、その前提として中世アイルランド史との関連を無視することはできないこと、しかも、その場合の中世アイルランド史もまた、イギリス諸島史のコンテクストのなかでみなければならないというのが、第一点である。第二点目は、本書でも便宜上「テューダー朝のアイルランド再征服」という用語を用いるが、結果としてはたしかに「再征服」として帰結したものの、こ

れがテューダー朝の意図したところだったとはかならずしもいえない、いや当初はけっしてそうではなかったということである。いいかえれば、意図と結果の逆説的な関係に留意することこそ、「テューダー朝のアイルランド再征服」にアプローチするさいの基本的姿勢とすべきであろう。

なお、本論に入るにあたって、ひとつ注意しておきたい点があることを、あらかじめ指摘しておく。それは、「テューダー朝のアイルランド再征服」と宗教改革の関連についてである。テューダー朝のアイルランド「改革」は結局挫折し、軍事征服に帰着した。一方、既存住民のあいだで国教会制度を定着させるというイングランド流の宗教改革も、アイルランドでは一六世紀のあいだに決定的に失敗し、ここにはむしろ大陸の対抗宗教改革（改革されたカトリック）勢力が浸透してくる。この二つの「改革」＝イングランド化は同じような運命をたどったのであり、したがって、両者はかつては同一視されがちであった。もっといえば、一六世紀のアイルランド政治史は、すべて宗教的対立で説明されていたのである。こうした一六世紀史の見方は、プロテスタントとカトリックの対立が前面に躍り出るようになった一七世紀に、両陣営のいずれにおいてもすでに成立しており、それが二〇世紀前半まで連綿と続いていったのであった。[9] たしかにアイルランドにおける宗教改革は、イングランド国家によるものだけではなく、カトリック側のもの（対抗宗教改革）も含めて、「テューダー朝のアイルランド再征服」とほぼ同時期に展開したのは事実である。また、近世においては、西ヨーロッパ全般に国家と宗教（教会）が密接な関係にあったことはいうまでもない。しかしながら、両者は本来別の問題として扱われてしかるべきであろう。テューダー朝がアイルランド統治に直接責任を負うようになり、一元的支配の確立に乗り出していくのは、第一章で述べるように、そもそも宗教改革とはまったく次元を異にする理由からである。宗教改革が「テューダー朝のアイルランド再征服」のプロセスを複雑にする要因になったことは否めない。しかし、いま述べた理由から、本書では、宗教改革がはらむ諸問題とは切り離して、「テューダー朝のアイルランド再征服」を検討し

(1) Quinn, 'Ireland in the Sixteenth Century European Expansion', *Historical Studies I,* 1958, pp. 20-32.

(2) Ibid., p. 22.

(3) Ibid., pp. 26ff.

(4) Ellis, S., *Tudor Ireland: Crown, Community and the Conflict of Cultures, 1470-1603,* London and New York, 1985; 'Crown, Community and the Government in the English Territories, 1450-1575', *History,* lxxi, 1986, pp. 187-204; 'Nationalist Historiography and the English and Gaelic Worlds in the Late Middle Ages', *Irish Historical Studies* (以下 *I.H.S.*), xxv, no. 97, 1986, pp. 1-18; *The Pale and the Far North: Government and Society in Two Early Tudor Borderlands,* Galway, 1988; 'Historiographical Dabate: Representations of the Past in Ireland: Whose Past and Whose Present?', *I.H.S.,* xxvii, no. 108, pp. 289-308; *Tudor Frontiers and Noble Power: The Making of the British State,* Oxford, 1995; *Ireland in the Age of the Tudors 1447-1603: English Expansion and the End of Gaelic Rule,* London and New York, 1998.

(5) Bradshaw, B., 'Nationalism and Historical Scholarship in Modern Ireland', *I.H.S.,* xxvi, no. 104, 1989, pp. 329-51.

(6) Canny, *Elizabethan Conquest of Ireland.*

(7) Bradshaw, 'Sword, Word and Strategy in the Reformation in Ireland', *Historical Journal,* xxi, no. 3, 1978, pp. 475-502; *The Irish Constitutional Revolution of the Sixteenth Century,* Cambridge, 1979.

(8) Brady, C, 'The Government of Ireland, c. 1540-1583', Ph. D. thesis, University of Dublin, 1980; *The Chief Governors: The Rise and Fall of Reform Government in Tudor Ireland, 1536-1588,* Cambridge, 1994.

(9) Murray, J., 'The Church of Ireland: A Critical Bibliography, 1536-1992, Part I : 1536-1603', *I.H.S.,* xxviii, no. 112, 1993, pp. 345-52, esp. pp. 345-6.

第一章　近世初頭のアイルランド

一　中途半端に終わった中世のアイルランド征服

(1)中世イングランド王権の「帝国主義」

「八〇〇年にわたるイギリスの植民地支配」というナショナリストが好んで用いるアイルランド史の常套句が示すように、アイルランドとイングランドとの政治的関係は、一二世紀にさかのぼる。すなわち、同世紀半ば、時のローマ教皇でイングランド出身のハドリアヌス四世が、イングランド王ヘンリー二世にアイルランドの領有権を認めたところに端を発するのである。これは、修道院中心で、しかも在地の世俗権力への従属性が強いという、独自の発展を遂げていたアイルランドのケルト教会を、在俗教会を中心とし、「教区」を末端の教会行政単位とするローマ的カトリック教会体制に「改革」するべく、出身地の王であるヘンリー二世の支援を得るためであった。こうしてイングランド王は、名目的にはこの地の支配者となったのである。もっとも、イングランド側からのアイルランドへの関与が実際的なものになるのは、しばらく後のことであり、その契機もまったく異なっていた。すなわち、アイルランドの東部レンスター地方の王とこれに敵対する勢力との内紛で、追放された前者

がヘンリー二世に助力を求めたことから、ヘンリーの臣下でウェールズ南部に領地を有していたアングロ・ノルマン系貴族が、これに乗じてアイルランドに遠征し、現地に所領を築いていったのである。[1] 中世におけるアイルランドの征服はこうしてはじまった。

一二世紀にはじまるこうした動きは、しかし、アイルランド一国史の文脈で、あるいはたんなるイングランドとアイルランドの二国間関係史としてしかみないのであれば、その本質を捉え損ねることになる。つまり、これは、中世イギリス諸島史の文脈で、より具体的にいうならば、イギリス諸島における中世イングランド王国の「帝国主義」の一環として捉えるべきなのである。

中世イングランド王国を「帝国」の観点から捉える視座としては、これをフランス王国内に拠点をおく有力諸侯、すなわちまずはノルマン家の、ついでアンジュー家（プランタジュネ家）のイギリス海峡にまたがる広大な領土＝「アンジュー帝国」の一部――それも周辺部――と位置づけるというものがあり、これはわが国でも、つとに富澤霊岸によって確立された見方である。[2] しかし、その一方で、こうした「アンジュー帝国」の周辺部にすぎなかったイングランド王国が、それ自体、イギリス諸島において「帝国主義的」であったことを忘れてはならない。すなわち、イングランド王権は、北はスコットランド、西はウェールズ、そしてアイリッシュ海を越えてアイルランドを支配下に置こうとしたのである。ただし、イングランドの膨張の対象となったこれら三地域は、それぞれ独自の歴史的個性を有していたのであり、イングランドとの関係のプロセスも三者三様であった。

まず、スコットランドの場合をみてみよう。イングランドの膨張指向は、ノルマン征服後に強まるが、そのころまでにすでにスコットランドは低地地方を政治的中心に国家統一を果たしていた。イングランド王はスコットランド王に対して、上級封主権を主張して、侵略戦争をたび重ねていくのであるが、国境線の変更こそあれ、スコットランドの独立はついに維持されつづけるのである。つまり、スコットランドとイングランドの関係は、独

立国同士の敵対関係であった。ちなみに、スコットランド王権はこのイングランドからの攻勢に対処すべく、フランス王権と手を結ぶのであるが、この同盟関係は、一六世紀半ばにスコットランドで宗教改革が生じるまで基本的に継続することになる。

これとは対照的に、ウェールズでは、山岳で各地が分断されているというその地勢的理由から国家統一は遅れ、むしろイングランド王権の攻勢を受けて、それへの防衛から国家統合が進んだ面すらあった。しかし、隣接する地域での統一国家成立を危惧したイングランド王権は一三世紀後半に、ウェールズの軍事征服を敢行した。その後一世紀ほどのちの一五世紀初めにはイングランド王権に対する大規模な反乱が生じるが、この反乱が鎮圧されたことによって残存していたウェールズ古来の名家・権門も完全に没落し、代わってイングランド王権に対する受容度の高い新興地主層が台頭するのである。一六世紀になり、ウェールズ出身のテューダー朝がウェールズのイングランド王国への併合を行ったときにも、抵抗するどころか、ウェールズ在地の支配層はむしろ、これを歓迎するのである。[3] イングランドからの攻勢を受けた時点で国家統一が成っていなかったという点では、アイルランドはウェールズに類似している。政治的に分断され、地方の王すら、その支配圏を糾合できていなかったことが、イングランド支配層の侵略を招いた要因であったのは、先にみたとおりである。しかし、イングランド王権によって完全征服されたウェールズとは異なり、アイルランドでは、中世における征服は中途半端に終わるのであった。

(2)二つの「二つのアイルランド」の出現

一一六九年にはじめてアイルランドに侵入したアングロ・ノルマン系貴族は、その圧倒的に進んだ軍事技術をもって、先住のケルト系ゲール人の族長勢力を一方的に駆逐していく。とともに、イングランドからの農民層の

植民も進めた。なお、このように先住勢力を駆逐して所領を築いていったアングロ・ノルマン系貴族の独立化を恐れたイングランド王ヘンリー二世は、一一七一年から七二年にかけてアイルランドに自ら赴き、かれらから忠誠誓約をとりつけるとともに、かれらが実力で手にした土地をかれの封として所領安堵している。[4] こうしてイングランド王ヘンリー二世は、アイルランドの最高封主Lord of Irelandとなったのである。さらに、ヘンリー二世の息子で、父によりアイルランド最高封主に任じられたジョン（のちにイングランド王）は、政治、行政、司法等の面で、イングランドの諸制度の導入も図った。ダブリンには城塞が築かれ、財務府、大法官庁、王座裁判所、人民間訴訟裁判所などの中央行政・司法機構が樹立されるとともに、カウンティ（県）の設置やダブリンをはじめとする諸都市への勅許状の付与＝自治都市化など地方制度も整えられていった。ただし、イングランドからの到来勢力の支配下にある農村部がすべてカウンティに帰属したわけではない。リバティ（特権地区）として組織された部分もかなりあった。カウンティが知事（シェリフ）を通じて国王裁判権に服していたのに対して、リバティでは、王から特権（リバティ）を授与された者が独立の裁判権を行使したのである。[5] ただし、これはイングランドでもかわるところはない。このように、イングランド王（アイルランド最高封主）と法的関係＝封建的主従関係を有するイングランド系領主の支配下にあり、イングランド的な統治諸制度が導入された地域を、本書では「イングリッシュ・アイルランド」と呼ぶことにする。「イングリッシュ・アイルランド」は、一二五〇年ころには、アイルランド島の四分の三を占めるほどに広がる。[6] しかし、アイルランド全体を覆うことはついになかった。

というのは、先住支配勢力であるゲールの氏族のなかには、追い詰められながらも山岳地帯や沼沢地帯で生き延びていくものもあったからである。ゲールの族長は、ヘンリー二世をはじめ、中世において数少ないながらもアイルランドに巡幸したイングランド王に対して、そのたびに恭順の意は示し、王の側もそれを受け入れた。[7] しかし、イングランド王は、イングランドの法（コモン・ロー）とは異なる法体系――君主に仕える法の専門家の

名称（ゲール語でbreitheamh）にちなんで、ブレホン法Brehon lawとイングランド人は称した――のもとにあるゲールの族長とは封建的主従関係を結ぶことはなかった。このように、その長がイングランド王となんらの法的関係を有さない「氏族」の支配下にあった地域を、以下では「ゲーリック・アイルランド」と呼ぶことにする。

一四世紀にもなると、スコットランドからのギャロウグラスgalloglass（ゲール語で「外国人の家臣」を意味するgalloclaigの転化）と呼ばれる軍事専門集団（傭兵）の流入もあって、ゲール勢力の反攻がはじまり、[8]中世末・近世初には、「ゲーリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」とはほぼ拮抗する状況になる。すなわち、アイルランドの伝統的な地方名――現在でも使われているが――でいえば、アルスターとコナハト両地方のほぼ全域、ならびにレンスター地方の一部（山岳地帯で、現在のウィクロウ県にあたる）やマンスター地方の一部（南西部で、現在のケリー県）が「ゲーリック・アイルランド」、レンスター・マンスター両地方のほぼ全域が「イングリッシュ・アイルランド」であった（図1参照）。ちなみに、近年の「新しいイギリス（ブリテン）史」（イギリス諸島史）の観点にたつと、そのいずれも、それ自体で完結していたのではなく、前者はスコットランド西部・北部とつながる「ゲール世界」の一部として、また後者はブリテン島南部とつながる「イングランド世界」の一部とみるべきであることは、序において述べたとおりである。

しかし、中世末・近世初のアイルランドには、「ゲーリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」というイングランド王（アイルランド最高封主）との法的関係ならびに文化の次元において「二つのアイルランド」が存在しただけではなかった。これとは異なる次元、すなわち政治・軍事構造のそれにおいて、もうひとつ別の「二つのアイルランド」があったのである。

アングロ・ノルマン系貴族の侵略で一時はアイルランド島の四分の一ほどに縮小しながら、中世末・近世初にはほぼ二分の一まで盛り返した「ゲーリック・アイルランド」であったが、それはけっして一元的な中央権力の

図1　16世紀前半のテューダー朝の領土

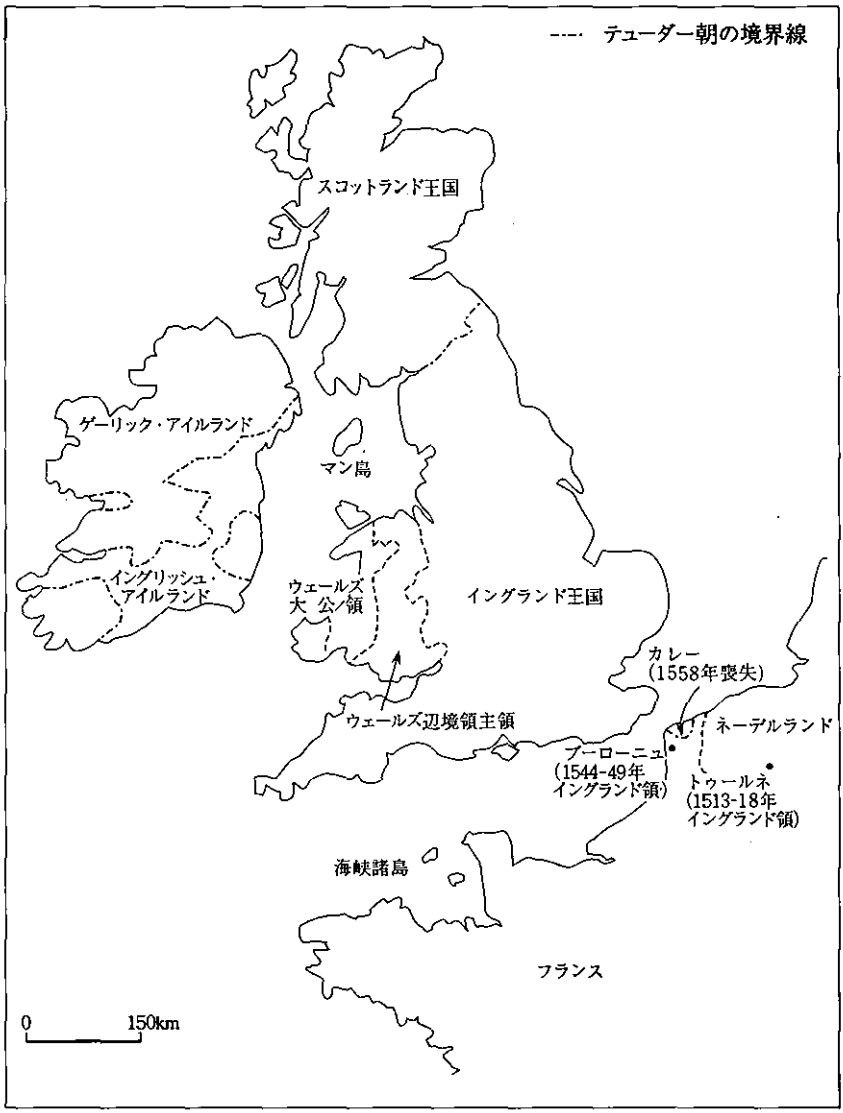

出典：Ellis, S., *Ireland in the Age of the Tudors, 1447-1603: English Expansion and the End of Gaelic Rule*, p. 382.

形成を伴うものではなかった。むしろ有力氏族の長を君主とする多数の自立的な勢力圏が乱立したのである。とくに有力な君主のあいだでは地方レヴェルでの覇権争いが展開していくが、それが「ゲーリック・アイルランド」全体の一元的支配権力成立の契機とはならなかったのである。こうした有力族長の軍事基盤としては、支配下の有産者から富に応じて徴用しえた、イングランド人がそれぞれホースマンhorsemen、カーンkernと呼んだ騎兵と軽装歩兵[9]、そして、先に触れたスコットランドから流入のギャロウグラスと呼ばれた重層歩兵の軍事専門集団である。では、こうした軍事力はいかにして維持されたか。ゲールの法のもとでは、領主には領民に対して必要に応じて随時食糧その他の物資を徴発しうる権利や私兵を民家に宿営させる権利――イングランド人は「コインとリヴァリー」coyne and liveryと呼んだ――があったが[10]、有力族長はこの権利を利用して、みずからの軍事力を維持して軍閥化し、自己の勢力圏の拡大に努めたのである。中世末・近世初になると、アルスター地方ではティローンのオニール、ティアコンネルのオドンネル、西ブレフニのオラーク、コナハト地方ではクランリカードのマクウィリアム[11]、ソモンドのオブライエン、マンスター地方南西部ではデズモンドのマッカーシー・モア、カーベリーのマッカーシー・リー、レンスター地方南部山岳地帯ではイドロンのマクマラが、最有力の氏族として勢力圏を築いていた（図2参照）。勢力圏の隣接する最有力氏族同士では抗争が絶えないということもめずらしくはなかった。アルスター地方におけるティローンのオニールとティアコンネルのオドンネルとの抗争、このオドンネルとコナハト地方クランリカードのマクウィリアムとの抗争などが代表的な例である[12]。

こうしたゲール側からの攻勢をうけて、「イングリッシュ・アイルランド」は縮小していかざるをえなかったが、王権も含めイングランド側にもその要因はあった。ひとつには、一二世紀半ば以来のイングランド系大領主の多くが、イングランドにも所領をもつか、あるいは所領を獲得したことによって不在化していったことがあげられる[13]。そのため、「イングリッシュ・アイルランド」の防衛力が低下したのである。さらに、最高封主として

図2　中世末期のアイルランドの有力諸侯・氏族

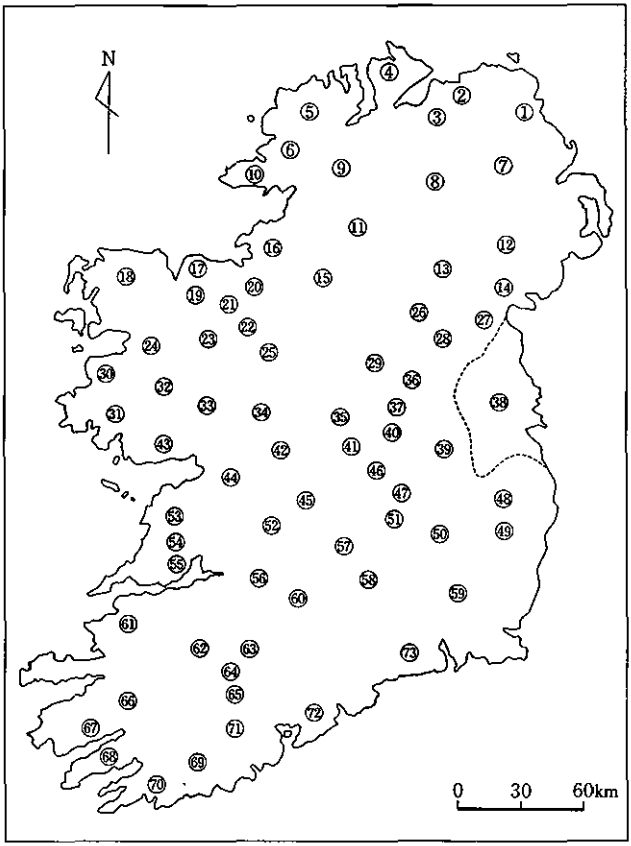

①マクダネル
②マキラン
③オケイハン
④オドハーティ
⑤マクスウィーニー
⑥オボイル
⑦クランドボイのオニール
⑧オニール
⑨オドンネル
⑩マクスウィーニー
⑪マグワイア
⑫マゲニス
⑬マクマホン
⑭オハンロン
⑮オラーク
⑯オコナー・スライゴ
⑰オダウド
⑱バレット
⑲オハラ
⑳マクドナ
㉑オガラ
㉒マクダーモット
㉓マクコステロ
㉔バーク
㉕オコナー
㉖オライリ
㉗ブランケット
㉘ニュージェント
㉙オファレル
㉚オマリー
㉛オフラハーティ
㉜マクモリス
㉝バーミンガム
㉞オケリー
㉟ディロン
㊱デラミア
㊲ディロン
㊳「ペイル」
㊴キルデア伯領
㊵オコナー
㊶オモロイ
㊷オマデン
㊸ブレイク
㊹バーク(クランリカード)
㊺オキャロル
㊻オダン
㊼オデンプシィ
㊽オトゥール
㊾オバーン
㊿フィッツジェラルド
(51)オモア
(52)オケネディ
(53)オコナー
(54)オブライエン
(55)マクナマラ
(56)バーク
(57)マクジラパトリック
(58)オーモンド伯領
(59)マクマラ
(60)オドゥワイア
(61)フィッツモーリス
(62)フィッツジェラルド
(63)ローシュ
(64)デズモンド伯領
(65)フィッツジェラルド
(66)マッカーシー・モア
(67)オサリヴァン・モア
(68)オサリヴァン・ベア
(69)マッカーシー・リー
(70)オドリスコル
(71)マッカーシー(マスケリー)
(72)バリー
(73)パウアー

出典：Lennon, C., *Sixteenth-Century Ireland,* p. 41.

アイルランドの平和に対する至高の責任を有するはずのイングランド王のこの地に対する関心がはなはだしく薄れたことも大きい。もともとイングランド王権には、ヨーロッパ大陸への、つまりフランス王家によって没収された大陸領の奪回、そしてあわよくばフランス王位の獲得への野心が強かったことは周知の史実であろうが、百年戦争の勃発により、最高封主としてのアイルランドに対する責任はまったく顧みられなくなったのである。[14]

しかし、ことはたんに「イングリッシュ・アイルランド」の空間的縮小だけではすまなかった。その内部における統治システムも変質していったのである。初期の大領主の不在化に伴い台頭していった新興の大領主、とりわけ、マンスター西部のデズモンド伯（フィッジェラルド家）、マンスター東部のオーモンド伯（バトラー家）、レンスター南西部のキルデア伯（フィッジェラルド家）の三大貴族は、自己の領地やリバティの外へ、つまりカウンティに対する私的支配を拡大していった。これら有力貴族は、ゲールの有力族長同様に上記三種からなる私兵団を擁し、保護の名目のもとに中小領主に対して貢納や軍事奉仕を強制する（「コインとリヴァリー」）とともに、知事をはじめとする王（最高封主）の役人も事実上、自己の私的役人に転化せしめた。こうして、かれらは本来の所領を越えて広く勢力圏を形成し、王（最高封主）との法的関係＝封建的主従関係は維持しつつも、実質的には自立した地域権力＝軍閥と化していくとともに、やはり勢力圏の互いに隣接する大領主間で抗争が絶えなかったのである。[15]

同時代の批判者がゲールの影響を受けたイングランド人の「堕落」degeneracyと捉えた[16]——後世のナショナリスト史家もこれにならって「ゲール化」gaelicisationという用語をこれに適用した——イングランド系大領主のこうした軍閥化を、かならずしもアイルランド固有の現象としてみる必要のないことは、S・エリスの強調するところである。つまり、同様の現象は、イングランド最北部——そこではパーシー家やデイカー家が勢力を振るった——でも見られるのであり、要するにイングランド王家の領土のうち、外敵からの攻撃にさらされた周

辺部に共通する現象だというのである。[17]「新しいイギリス史」（イギリス諸島史）の立場にたつエリスならではの指摘であろう。もっとも、ここではむしろ、ゲールの最有力氏族の長とイングランド系大領主との、軍閥としての政治的・軍事的行動様式の共通性に注目したい。じっさい、こうした軍閥の間では、ゲール系、イングランド系といった民族的相違を越えて、抗争が生じるとともに、一方では婚姻や里子を通じての同盟関係も結ばれたのである。[18]

こうしたなかで、かろうじてイングランド的統治制度が機能しつづけていくのは、沿岸部に点在するいくつかの自治都市とその周辺を除けば、わずかにダブリンを中心とするレンスター地方の一部にすぎない。一四八八年に「ペイル」（柵）として、その範囲が法制化されたときには、ラウス県の南東半分、ミーズ県の東半分、ダブリン県のほぼ全域、キルデア県の東部のごく一部を含むだけというありさまであった。[19] このように、中世末・近世初には、「ゲーリック・アイルランド」／「イングリッシュ・アイルランド」とは次元を異にする、イングランド的な統治制度が機能する「ペイル」の内と、軍閥が群雄割拠する「ペイル」の外に分かれるもうひとつの「二つのアイルランド」を見出すことができるのである。

(3)総督キルデア伯によるアイルランド統治

名目的にはアイルランド全土の君主であるはずのイングランド王の無関心が、軍閥跋扈の状況を招いた一因であったことは、先に述べたとおりであるが、中世末・近世初にはイングランド王はアイルランドの統治責任を、イングランド系三大軍閥のデズモンド伯、オーモンド伯、キルデア伯にしばしば任せるようになる。しかも一四七〇年ころ以降は、この三大伯のうちで総督に任命されるのはキルデア伯だけになっていった。[20] 王権はなぜ、みずからの権力もしくは権威を損ねる存在であるはずの軍閥に統治を委ねたのであろうか。また、そのうちキルデ

ア伯がなぜ好んで選ばれるようになったのか。

まず、第一の問についてである。アイルランドへの関心の低下したイングランド王権にすれば、わずかに残った王権の拠点たる「ペイル」の確保が第一で、あとは広大な「ペイル」の外の地域で一定の政治的安定さえみられたら、それでアイルランド最高封主としての威信が保たれるのであった。そのためには、アイルランドの実情に疎い者をイングランドから派遣するよりも、在地のイングランド系三大軍閥のいずれかを総督に任命して、「ペイル」に対しては王の代理として統治にあたらせるとともに、「ペイル」の外に対しては、むしろその軍閥としての実力と人脈をみこんで、イングランド系とゲール系とを問わず他の軍閥の勢力抗争に歯止めをかけさせ、一定の秩序を維持させた方が得策だったのである。一方、イングランド系軍閥の側にも、統治責任者として「ペイル」に君臨できるとともに、王（最高封主）の代理という肩書をもつことで「ペイル」の外に対してもその権威を増すことができるというメリットがあった。

では、なぜ一四七〇年ころ以降には、軍閥としてはもっぱらキルデア伯が総督に任命されるようになっていったのか。まず、デズモンド伯についていえば、一四六八年の第八代伯トマスの処刑が脱落の契機であった。一四六三年に総督に任命されたかれは、手兵維持の負担を「ペイル」住民にはじめて転嫁して[21]、猛反発を買い、六七年に解任、そして、後任としてイングランドから派遣されたウスター伯によって翌年に処刑されてしまったのである。これを機にデズモンド伯家は、イングランド王権と絶縁し、マンスターにおける自己の勢力圏の統治に専念していくことになった[22]。つぎにオーモンド伯の脱落であるが、これは、一四四九年にウィルトシア伯としてイングランド貴族に列せられたジェイムズ・バトラーが、父の第四代オーモンド伯ジェイムズの死（一四五二年）の後、家産を継承したものの、アイルランドへは戻らず不在化したことによる[23]。こうして、王権にとって残された選択肢は、比較的新興の第三勢力であったキルデア伯しかないという面があった。もっとも、キルデア伯の総

督任命には、いくつかメリットがあったことも忘れてはならない。

第一に、「ペイル」防衛上のメリットである。「ペイル」は周辺のゲール諸氏族の襲撃を頻繁に受けていた。なかには、オバーン族やオトゥール族のように、「ペイル」での略奪を生業としていたといっても過言ではないような氏族もあったのである。[24] イングランドの統治制度を残す「ペイル」では有産者で構成される民兵が主たる防衛戦力であったが、それではとうてい不十分であった。となれば、総督は自身の手兵を必要としよう。イングランド出身の総督の場合、手兵を付けて赴任させなければならないが、自前の軍事力をもつイングランド系軍閥ならば、その私兵を用いて「ペイル」防衛にあたることができた。しかも、キルデア伯の場合、その私的勢力圏と「ペイル」は隣接していたために、自らの私兵力を二分することなく、いずれをも防衛することができたのである。[25] 第二に、イングランド系軍閥の総督任命には、軍閥をもって軍閥を制することで「ペイル」の外での秩序維持を図る側面があったことはすでに述べたが、キルデア伯の総督任命には、偶然的な要素も加わって、この面での効果が高かった。というのはこうである。勢力圏が隣接する軍閥同士の抗争が絶えなかったことは先述したが、キルデア伯とオーモンド伯の場合も――オーモンド伯とデズモンド伯のあいだもそうだったが――例外ではなかった。ところが、さきにみたようにオーモンド伯が不在化したことで、事情が変わる。一時、伯の分家筋間の対立・抗争で内部分裂した[26]オーモンドの勢力圏を、一六世紀初までに再統合して、不在の伯（第七代トマス）から代理として承認されたポールスタウンのサー・ピアズ・バトラーに、第八代キルデア伯の娘マーガレットが嫁することで、[27] 伝統的なキルデア－オーモンド間の私闘は、第八代キルデア伯の存命中は止むのである。[28]

キルデア伯を総督に任じておくことには、以上のような効果があったのだが、それとともに王権にとって第三のメリットがあった。財政上のそれである。イングランドから総督を派遣して統治にあたらせる場合、実質的に「ペイル」からしかあがらないアイルランド王室収入（ダブリンの財務府に入る）ではその統治コストを賄うこと

はできない[29]から、イングランド財政の負担となる。ところが、キルデア伯が総督であれば――ただし、これは他のイングランド系軍閥が総督の場合にもあてはまるのであるが――、アイルランド王室収入で足りない分は、伯の私的収入で賄わせることができたのである。[30]こうした財政上のメリットをもっとも重視したのが、テューダー朝初代のヘンリー七世である。

ヘンリー七世は、一四九六年に第八代キルデア伯ジェラルドをアイルランド総督に任命（再任）して以降、一五〇九年に死を迎えるまで、一度の中断もなく、かれを信任しつづけた。つまり、その治世の後半一三年間、アイルランド統治をキルデア伯一人に委ねたのである。[31]これほど長期にわたって王が一人の総督を信任しつづけたケースはアイルランド史上、後にも先にもない。しかも、キルデア伯といえば、ばら戦争中はアイルランドにおけるヨーク派の重鎮であっただけに、ランカスター派出身のヘンリー七世によるこの長期の信任は一層奇妙にみえるのである。

もっとも、キルデア伯に対する長期信任に先立って、ヘンリー七世は、イングランド人のサー・エドワード・ポイニングズを総督に任じて、アイルランド統治改革にあたらせている。なかでも有名なのが、アイルランド議会の発議権を否定して、同議会（立法府）の総督（行政府）に対する立場を著しく弱めた法律として、後世アイルランドの愛国的（パトリオット）政治家の怨嗟の的となる、いわゆる「ポイニングズ法」の制定であろう。もっとも、この法律は　のちに何度かその性格を変えていくのであって、制定当初の意図は、むしろアイルランド議会の召集にあたって、同議会に提出する法案も含めて、国王による事前の承認を求めることを総督に義務づけた点にあった。つまり総督がアイルランド議会を私物化して独自の権力基盤を築き、王権の統制力を弱体化するという、ばら戦争中にみられた事態を再現させないことに重点があったのである。[32]また、ポイニングズは在任中に、ヘンリー七世の王位を簒奪すべく、アイルランドに上陸してきたヨーク派の王位僭称者パーキン・ウォーベクを掃討してスコ

ットランドに追いやってもいる。[33] このようにめざましい成果をあげたポイニングズであったが、わずか一年ほどで総督の任を解かれた。それはなぜか。イングランド財政にとっての負担があまりに大きかったからにほかならない。ポイニングズ在任中にイングランドからつぎ込まれた金額は、じつに一一七一七英ポンド余にものぼったのである。[34] 王位僭称者の撃退によって、ヨーク派の脅威が除去され、また総督によるアイルランド議会の私物化も法的に不可能となったいまや、イングランド財政に多大の負担を強いられるイングランド出身総督にこだわる必要はなかった。しかも、ポイニングズ在任中に、ロンドンではキルデア伯とヘンリー七世の関係が大きく改善をみていた。伯は、国王の被後見人だったエリザベス・セントジョンを妻に迎えるとともに、王からイングランドにも領地を与えられ、かわりに息子のジェラルドを王に預けることになったのである。こうして、いまや信頼関係の構築されたキルデア伯を総督に復帰させ、費用も含めてアイルランド統治の責を一任することが、ヘンリー七世にとって最良の選択だったのである。総督再任にあたって伯に与えられた勅許状（パテント）では、一〇年間の任期があらかじめ保証され、しかもその後も任期は随意延長されることが記されていた。[35] そして、現実に、ヘンリー七世は死にいたるまで一三年間キルデア伯を総督として信任しつづけたのである。

二　ヘンリー八世治世下のアイルランド政策とキルデアの乱

(1)ウルジー時代のアイルランド政策（一五二〇年―一五三二年）

ヘンリー七世の没後、王位を襲ったヘンリー八世も、当初一〇年ほどは、父王のアイルランド政策を継承した。すなわち、総督としてひきつづき第八代キルデア伯を信任し、一五一三年にかれが死ぬと、その息子第九代キルデア伯ジェラルドを総督に任命したのである。

ところが、一五二〇年以降、ヘンリー八世は一転してアイルランド総督を目まぐるしく交替させていくことに

表1　アイルランド総督　1520—1534

人　　名	在任期間	職　　名
サリー伯(トマス・ハワード)	1520. 5—1521. 12	国王代行
オーモンド伯(ピアズ・バトラー)	1521. 12—1524. 8	サリー伯代理→国王代理
キルデア伯 (ジェラルド・フィッツジェラルド)	1524. 8—1526. 12	国王代理
トマス・フィッツジェラルド (キルデア伯の弟)	1526. 12—1527. 9	キルデア伯代理
デルヴィン卿 (リチャード・ニュージェント)	1527. 9—1528. 6	キルデア伯代理
トマス・フィッツジェラルド	1528. 5—1528. 10	軍指揮官(キャプテン)
オサリー伯(ピアズ・バトラー)	1528. 10—1529. 9	国王代理
「秘密会議」 (J・アレン) (P・バーミンガム) (J・ローソン)	1529. 9—1530. 8	国王代行(リッチモンド公)代理格
ウィリアム・スケフィントン	1530. 8—1532. 8	国王代理
キルデア伯	1532. 8—1534. 6	国王代理

出典：*N.H.I. IX*, p. 480 より作成

なる。一五三二年までの一二年間に、じつに一〇回もの交替があったのである（表1）。この変化は何を意味しているのであろうか。

この問題を考察するにあたっては、一五二〇年以前にすでに生じていた以下の二つの新たな事態に注目しなければならない。すなわち、(1)ヘンリー八世の王位継承、(2)オーモンド伯位・領の継承問題の発生である。

まず(1)についてであるが、成立したばかりのテューダー朝の維持と、ばら戦争によってずたずたとなった国家の再統合に忙殺されたヘンリー七世と異なり、側近の枢機卿トマス・ウルジーの影響を受けて、ヘンリー八世がかなり野心的、もしくは無謀な対外政策をしばしば実施したのは周知の事実である。[36] ここでは、そうしたヘンリー八世（もしくはウルジー）の対外的姿勢がアイルランド政策にも及ぶことをひとまず指摘するにとどめておく。

(2)については、はじめに継承問題そのものを、ややくわしく説明する必要があろう。一五一五年に死んだ第七代オーモンド伯には、娘が二人いたが息子はいなかった。そこで、伯のアイルランドにおける代理であったサー・ピアズ・バトラーが、男系相続人[37]として、オーモンド伯位・領の継承権を主張した。ところが、ヘンリー八世は、第七代伯の娘マーガレット側が主張する継承権を支持したのである。これは、彼女の息子サー・トマス・ブリン――ヘンリー八世の二番目の后となるアン・ブリンの父にあたる――の宮廷における政治力を物語っていた。[38] この継承争いは一〇年ほどつづいたあげく、一五二八年に、ピアズ・バトラーがオーモンド伯位と伯領の一部をトマス・ブリンに譲るかわりに、オサリー伯に叙せられるというかたちで決着をみることになる。[39]

しかし、ここで重要なのは、この継承争いが、たんなるピアズ・バトラーとトマス・ブリンの間の対立にとどまらず、アイルランドの政治情勢を大きく揺るがすことになった点であろう。すなわち、キルデア伯とヘンリー八世、ならびにキルデア伯とオーモンド伯（ピアズ・バトラー）、この二組の関係それぞれに変化が生じたのである。

この問題でのキルデア伯の立場は微妙であった。ヘンリー八世からオーモンド伯継承の許可を得たいピアズ・バトラーは、総督である義兄のキルデア伯に助力を求める。しかしながら、キルデア伯にすれば、義弟への肩入れは、ヘンリー八世の意に逆らうことを意味した。逆にヘンリー八世の意をすんなり受け入れるならば、義弟の期待を裏切ることになる。こうしてキルデア伯はディレンマに陥り、身動きができなかった。だが、それは、キルデア伯に、ヘンリー八世とピアズ・バトラー、両者いずれとの関係も損ねてしまうという最悪の結果をもたらすことになるのである。[40]

このように、ヘンリー八世の王位継承とオーモンド伯継承問題は、アイルランドの政治状況を大きく左右する三つの要因を生み出した。イングランド王権の野心的な対外的姿勢、ヘンリー八世のキルデア伯に対する不信、

そしてキルデア伯とオーモンド伯（ピアズ・バトラー）の対立である。以下、これをふまえたうえで、一五二〇年以降の総督交替の意味を考察していくことにする。

まず、サリー伯の総督任命の意味から。一五二〇年のキルデア伯解任は、ヘンリー八世のかれに対する不信を示しているが、同時に、サリー伯の任命には、ヘンリー八世の野心的な対外的姿勢が表れている。のちにノーフォーク公となるイングランドの大物貴族サリー伯トマス・ハワードを、しかも、通常の国王代理 Lord Deputy よりも格上の国王代行 Lord Lieutenant として派遣したところに、ヘンリー八世のアイルランド統治に対する並々ならぬ意欲が感じられるのである。じっさい、ヘンリー八世はサリー伯に、全アイルランドの平定を命じたのであった。[41]

ただし、これには条件がつけられていた。すなわち、軍事力によってではなく、「政治的手腕」politic practices つまり、あまたの独立的軍閥、とりわけゲールの有力族長たちに対して「冷静な方法、情勢の見極め、法と理性にもとづく穏やかな説得」をもって達成することというのである。[42] ところが現地で政務についたサリー伯は、一五二一年六月、これに真っ向から反するアイルランド征服案を上奏する。すなわち、軍事制圧である。そのさい、何年にも及ぶ長期戦を覚悟するのであれば最低二五〇〇兵、短期決戦を望むのであればすくなくとも六〇〇〇兵は必要、というのがサリー伯の計算であった。[43] もっとも、サリー伯が本気で軍事制圧を考えていたとみるのは単純すぎる。むしろ、これは、アイルランド平定の困難をヘンリー八世に思い知らせ、みずからのイングランド政界への復帰を実現させるのが狙いであった。[44]

はたして、一五二一年一二月、ヘンリー八世はサリー伯を召喚する（解任は翌年三月）。アイルランド平定を行わないのであれば、大物サリー伯を総督に就けておく理由はない。むしろ、コストばかりかかったのである。イングランド出身の総督であったかれには、五〇〇の手兵がつけられたのだが、その維持費が年五〇〇〇英ポンド、

それにサリー伯自身の俸給として年三〇〇〇英ポンドが設定されていたから、年当たり計八〇〇〇英ポンドの出費が当初から見込まれていた。ヘンリー八世は、アイルランド平定によって王室収入が増加するであろうから、そのコストの大半をアイルランド財政の負担で賄えるとみたのだが、現実はそのような期待を完全に裏切り、サリー伯在任中にヘンリー八世がイングランドから送金した額は、一八〇〇〇英ポンドにも達したのである。[45]

このようにわずか二年間に終わったサリー伯の派遣は、ヘンリー八世のアイルランドに対するつかの間の野心の表れという性格が強い。では、それ以降も続く、目まぐるしい総督の交替は、どう説明されるべきであろうか。

アイルランド全島の征服どころか、イングランド出身総督の維持すら財政的に耐えられないとなれば、ヘンリー八世にとってアイルランド統治の目的ならびに方法は旧に復さざるをえまい。すなわち、在地のイングランド系軍閥を総督に任じて、「ペイル」の防衛と「ペイル」の外での一定の政治的安定を、自前で達成させるやりかたである。そうすると、イングランド王権と絶縁していたデズモンド伯は論外であるから、総督はキルデア伯かオーモンド伯（ピアズ・バトラー）のどちらかとなる。

ただし、後者には「ペイル」防衛の点で、決定的に不利な点があった。「ペイル」とかれ自身の勢力圏――キルケニー、ティペラリー両県を中核とするマンスター地方東部に展開する――とが、地理的に分断されていた点である。この相離れた二つの地域を同時に統治・防衛するのは至難であった。にもかかわらず、サリー伯の後任に任命されたのは、オーモンド伯であった。これは、ヘンリー八世とキルデア伯の親子二代にわたった信頼関係が、もはや昔日のものとなっていたことを示すのであろう。オーモンド伯は、「ペイル」防衛のための兵力のイングランドからの派遣、ならびに自己の勢力圏防衛のために、半ば人質としてロンドンに滞在していた息子ジェイムズの帰還を要求したが、[46] ヘンリー八世は頑としてこれには応じなかった。このときのオーモンド伯の総督在任は二年半で終わる。

では、キルデア伯を総督に復帰させれば、万事収まったかといえば、もはや情勢はそう容易ではなかった。伝統的なキルデア伯とオーモンド伯の対立が再燃していたことを、想起すべきであろう。つまり、「ペイル」外での政治的安定は、キルデア伯が総督に復帰しても、もはや望み難いところとなっていたのである。この点、オーモンド伯が総督になっても同じであったが。[47] 一五二二年以降の一〇年間でオーモンド伯（一五二八年以降はオサリー伯）が二回、キルデア伯が一回、総督に任じられながら、いずれも短期間で更迭されているのは、このような事情を反映していたといえよう。

さりとて、この両伯を起用せずにアイルランド統治を行うとすると、どうなるか。デルヴィン卿とスケフィントンのケースがきわめて端的にそれを示してくれよう。

デルヴィン卿は、ミーズ県の西部、すなわち「ペイル」の辺境に所領を有する中小領主である。そのかれが起用されたのは、隣接するゲール諸族に対する所領防衛の経験に富んでいたからであった。つまり最低限「ペイル」の防衛が期待されてのことだったのだろう。しかし、かれは、キルデア伯やオーモンド伯に比べれば、財力、名声ともにはるかに劣る存在であった。そのようなかれに、「ペイル」防衛だけであれ、自前で達成しえたであろうか。「総督代理 Vice Deputy には、イングランド人地域 Englishry（「ペイル」を指す――筆者註）を守る力はなく、しかも人民は哀れにも、キルデア伯のときよりもはるかに、かれによって負担を強いられ、抑圧されている」とは、当時のダブリン総督府高官がウルジーに宛てた報告の一節である。そのうえ、デルヴィン卿は、ゲールの族長ブライアン・オコナーによって拉致され、数ケ月間監禁されてしまうという大失態まで演じたのであった。[48]

デルヴィン卿が「ペイル」内の中小領主であったのに対して、スケフィントンはイングランド出身の軍人官僚である。総督就任にさいしての訓令によると、かれが派遣された目的は、まずは中立的第三者として、キルデア

伯、オサリー伯、デズモンド伯というイングランド系大貴族間の対立を調停すること、さらにそのうえで、キルデア伯の協力を積極的に仰ぐことであった。[49] ところが、現実には、キルデア伯とオサリー伯の関係は改善されるどころか、悪化する一方であった。[50] しかも、スケフィントンみずからオサリー伯に加担してキルデア伯と対立していると、ダブリン総督府高官からヘンリー八世に告発されるありさまだったのである。[51]

一五二〇―二二年には、その他、キルデア伯の弟のサー・トマス・フィッツジェラルドや二人のダブリン総督府高官――大法官アレン、王座裁判所主席判事バーミンガム、大蔵卿ローソン――の構成する「秘密会議」secret council の統治期もあった。しかし、それらがいずれも失敗だったことは、その短命さが示している。

こうしてみると、一五二二年のサリー伯更迭以降の一〇年間にみられた度重なる総督の交替は、キルデア伯とオーモンド伯（オサリー伯）というイングランド系大貴族（軍閥）の二巨頭が対立するという困難な政治情勢が出現しながら、それに抜本的な対策を講ずるどころか、あいかわらず己れの懐を一切痛めずにアイルランド統治を行おうとしたイングランド王権の試行錯誤の繰り返しであったといえよう。そのあげくのはてに、イングランド王権につきつけられたのが、アイルランド総督としてやはりキルデア伯以上の適任者はいないという現実ではなかったか。一五三二年八月のキルデア伯総督復帰がなによりもそれを物語っているのである。

(2)トマス・クロムウェルの台頭とキルデアの乱

一五三四年六月、総督のキルデア伯がロンドンに召喚されている間に、伯に代わってアイルランド統治にあたっていたかれの息子オファリー卿トマスが、イングランド王ヘンリー八世に対して反旗を翻した。キルデアの乱の勃発である。一五三二年に総督職を再び手にした伯家が、なぜ反乱を起こしたのか。このわずか二年のあいだに何が生じていたのだろうか。

この問題を解く鍵として、注目すべきは、トマス・クロムウェルの台頭である。[52] 周知のように、ウルジー失脚後、宮廷内で頭角を現し、一五三三年初めにはヘンリー八世の全面的な信頼を獲得したかれは、イングランドの統治はもとより、アイルランド統治にも絶大な権力をふるうようになる。そのことがキルデアの乱の勃発とも密接に関わっているのである。

権力掌握後のクロムウェルが、アイルランド統治に関して早速着手したのは、総督キルデア伯に対するロンドンからの監視の強化であった。かれはそれを、アイルランドの国王評議会 King's Council（以下、アイルランド評議会と記す）を通じて行おうとしたのである。

アイルランド評議会は、アイルランド総督の補佐機関であるとともに、本来それに対するチェック機関でもあった。すなわち、必要ならば総督の頭越しに、アイルランド情報をロンドンに伝達し、あるいは総督の勝手な行動を抑止することが重要な機能だったのである。[53] ところが、クロムウェルが権力を掌握した当時のアイルランド評議会は、総督キルデア伯に対するチェック機能をまったく失っていた。その理由を知るには、まず同評議会の構成をみなければならない。評議会の構成および規模はつねに一定ということではかならずしもなかったが、一五世紀末には、大法官、大蔵卿など七名のダブリン総督府高官が職権上の資格で評議員となり、しかも評議会の中核にして過半数を占めるという慣例が確立していた。[54] とすれば、問題はかかる総督府高官の任命のありかたにあったということになろう。

一四九四―九五年、ポイニングズ総督下のアイルランド議会の制定法により、ダブリン総督府高官の任免権は、法制上、アイルランド最高封主たるイングランド国王に留保されることになった。[55] とはいえ、一四九六年以降一五一〇年代にかけて、イングランド国王は総督にほとんどすべての官職について、その任免権の行使を許している。この間、国王がじっさいに権限を留保したのは、一四九六年以降については大法官の、一五一〇年以降では

それに加えて王座裁判所主席判事の任免権のみだったのである。[56] ところが、一五二〇年代（正確には一五二二年以降）、ヘンリー八世は一転して、主要官僚の任免権を留保するようになる。先にみたように、サリー伯更迭後、キルデア伯とオーモンド（オサリー）伯の対立再燃という状況の下で、なおヘンリー八世は両者いずれかを総督に任じようとしたが、そのさい、両伯が互いに官職任免権を乱用して、党派対立をいたずらに激化させる事態を避けようとしたのであろう。しかし、任免権を留保しつつも、ヘンリー八世自身はダブリン総督府高官人事に介入しようとはしなかったため、[57] 結局、以前からのキルデア派高官が、キルデア伯が総督職を離れているときでさえ、総督府、ひいてはアイルランド評議会で幅をきかすという状況が続いたのである。[58] これもまた先にみたとおり、デルヴィン卿やスケフィントンがダブリン総督府高官の批判を浴びたのも、そのためであった。また、一五二九年の初めには、当時の総督オサリー伯が、他のアイルランド評議会員を煽って総督の方針に反対させ、かつ、キルデア伯の総督への早期復帰の噂を撒いて、自己の権威を傷つけたとして、キルデア派の高官二名を免職しようとしたが、[59] 失敗に終わっている。

このように、すっかりキルデア伯の手先と化していたアイルランド評議会に、本来の総督に対するチェック機能を回復させようとしたのが、クロムウェルであった。評議会の過半数を占める職権上の議員の任免権は国王に留保されていたのだから、王の名において、クロムウェルがそれを行使すればよかったのである。一五三三年七月、クロムウェルは、一五二八年にダブリン大司教として赴任して以降、反キルデア色を強めていたジョン・アレンの秘書としてアイルランドに渡り、アイルランド評議会の書記を務めていた、同姓同名のジョン・アレンを記録所長官に任じ、[60] さらに同年晩夏には、王座裁判所主席判事バーソロミュー・ディロンの死去に伴い、後任に反キルデアでアイルランド政治改革論者であった財務府裁判所主席判事サー・パトリック・フィングラスを座らせるとともに、[61] フィングラスの後任に親クロムウェルのサー・ジェラルド・エイルマーを就けたのであった。[62]

しかし、それは、キルデア伯のイングランド王権に対する反発をひき起こしただけであった。一五三三年八月末に、またもや再燃していたオサリー伯との私闘について、ヘンリー八世から厳しく譴責されるや、キルデア伯が王有の軍需品を、ダブリン城からメイヌース城などかれの私城に移しはじめるという、反逆ともとられかねない動きを示した[63]ところに、反発の強さが窺われよう。では、なぜそれほどまでに反発したのか。一五三二年八月のキルデア伯の総督復帰が、一〇年にわたる試行錯誤の末に、安上がりにアイルランドを統治するならば、結局同伯以外にはないと、イングランド王権が認識したことの表れだったとは、すでに述べたところである。だが、このことがキルデア伯の側を増長させたことは想像にかたくない。己れぬきでアイルランド統治はできまいとの自信をキルデア伯はいよいよ強めていたことであろう。そこへきて、イングランド王権（じっさいにはクロムウェル）がキルデア伯の意に反する官職任命を行った[64]。これをキルデア伯が、ロンドンによるアイルランド統治へのあからさまな介入とみなし――じっさいそうだったのだが――、強く反発したのは、むしろ当然だったのである。

しかし、キルデア伯の挑発的ともいえる行動は、イングランド王権のかれに対する不信も高めた。一五三三年九月、ヘンリー八世は、キルデア伯にロンドンへの召喚を命ずる。もっとも、伯がロンドンに姿を現したのは、半年ほどたった一五三四年三月になってであった。キルデア伯としては、おいそれとアイルランドを離れて、国王に身をさらしてしまうわけにはいかなかったのであろう。そのかれが、結局ロンドン行きを決意したのは、息子のオファリー卿トマスを代理にして、これに留守中のアイルランド統治を委ねることを王権が認めたからと考えられる[65]。

ロンドンに到着し、アイルランドでの行動について、枢密院の査問を受けたキルデア伯は、五月、「数多くの罪状」が明白になったとして総督を解任され――後任にはスケフィントンが再任された――、アイルランドへの

帰還を禁じられた。[66] 王権はさらに、オファリー卿をもロンドンに召喚しようとしたのであるが、キルデア伯は、これに応じるならば命を失うと、ロンドンから密かに息子に警告を送ったようである。ことここにいたって、六月一一日、オファリー卿は行動を起こした。一〇〇〇の私兵を率いてダブリン城に入城し、アイルランド評議会に、国王より授与された国家の剣を投げ返して、自らはもはや国王の代理にあらず、敵であると宣言したのである。[67]

オファリー卿に率いられた反乱軍は、八月には、ダブリン、ミーズ、ラウス、キルデアの四県をほとんど抵抗を受けることなく支配下におくなど、当初は圧倒的優勢を示した。[68] これに対する、ロンドン側の対応は、かならずしも迅速とはいえない。なるほど、オファリー卿決起の報が届くや、ただちに父のキルデア伯はロンドン塔に投獄された[69]——九月二日獄中で病死する——ものの、反乱そのものに有効な手が打たれるまでに約四ケ月を要したのである。反乱軍側が当初優勢を保てたのは、そのためであった。しかし、一〇月になって、王権が兵力約二三〇〇の大軍をつけて総督スケフィントンを派遣するに及び、情勢は一変する。一五三四／三五年冬期の膠着状態を経て、三五年春、スケフィントンは一気に攻勢に転じ、三月中にはキルデア伯（第九代伯の死に伴い、オファリー卿トマスが第一〇代伯になっていた）の最後の拠点、メイヌース城も陥落した。八月、キルデア伯はついに投降し、反乱は終息する。イングランドに護送されたキルデア伯は、一年半ほどロンドン塔に幽閉されたのち、一五三七年二月、五人のおじとともに、タイバーンにて刑場の露と消えたのであった。[70]

このように、反乱に走ったキルデア伯家を、イングランド王権は力ずくで取り潰した。中世末以来、アイルランドに君臨してきた大軍閥はついに消滅したのである。[71] しかし、キルデア伯家を排除した以上、イングランド王権はいまや、アイルランド統治に直接責任を負わねばならなくなった。しかも、ことは、王権がキルデア伯の権力にたんに取って替われば済むというものでもなかった。両者の立場はまったく異なっていたからである。歴代

のキルデア伯が、「ゲーリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」という「二つのアイルランド」の垣根を越えて、「ペイル」の内と外という、統治システム的に全く異なるもうひとつの「二つのアイルランド」を同時に統治しえたのは、軍閥としての顔と王（最高封主）の代理としての顔をうまく使い分けることができたからにほかならない。しかし、王権が軍閥と同じレヴェルで統治にあたるわけにはいかなった。では、テューダー朝は、どのようにアイルランドの統治責任を果たしていこうとしたのか。章を改めて、みていくことにする。

（1）詳しくは、Moody, T. W. and F. X. Martin(eds.), *The Course of Irish History*, Cork and New York, revised and enlarged ed., 1984, ch. 8［堀越智監訳『アイルランドの風土と歴史』、論創社、一九八二年、第八章――ただし、邦訳は、一九六七年の初版を使っている］を参照のこと。

（2）富澤霊岸『イギリス中世史――大陸国家から島国国家へ』、ミネルヴァ書房、一九八八年。

（3）より詳しくは、川北稔・木畑洋一編『イギリスの歴史――帝国＝コモンウェルスのあゆみ』、有斐閣、二〇〇〇年、第一章（山本正）「イギリスの成立」、三二―八・四一―三頁を参照のこと。

（4）Cosgrove, A.(ed.), *A New History of Ireland* (以下 *N.H.I.*) *II: Medieval Ireland 1169-1534*, Oxford, 1987, pp. 87-88.

（5）*Ibid.*, pp. 134, 143, 173.

（6）Moody and Martin, *The Course of Irish History*, p. 137.

（7）*N.H.I. II*, pp. 89-91, 123-124, 142-143, 525. なお、中世にアイルランド巡幸を行ったイングランド王は、ヘンリー二世、ジョン、リチャード二世の三人であるが、このうち、ジョンは、イングランドの王位に就く前に、アイルランド最高封主として数回巡幸している。

（8）*Ibid.*, pp. 241, 574-5.

(9) Nicholls, K. W., *Gaelic and Gaelicised Ireland in the Middle Ages*, Dublin, 1972, pp. 84-90.

(10) *Ibid.*, pp. 31-37.

(11) クランリカードのマクウィリアムは、本来はアングロ・ノルマン系貴族のド＝バーゴ家であるが、この名称から明らかなほどゲール文化に染まるようになっていたので、ここでもゲール氏族として扱った。

(12) *N.H.I. II*, ch. 12. なお、有力氏族の長の、その支配下におかれた弱小氏族に対する姿勢は一様ではなく、名目上の宗主で満足する者もあれば、苛酷な貢納を強いる者もいた。たとえば、オダウドによると、コナハト地方北東部（現在のスライゴ県）の有力氏族オコナー・スライゴと、一六世紀に同地方に侵略し、オコナー・スライゴを支配下に置こうとしたアルスター地方ティアコンネルのオドンネル族とでは、支配下の氏族に対する要求は、後者の方がはるかに厳しかった。O'Dowd, M., *Power, Politics and Land: Early Modern Sligo 1568-1688*, 1991, ch. 2, esp. pp. 18-23.

(13) *N.H.I. II*, pp. 269-271.

(14) アイルランド最高封主たるイングランド王のアイルランド巡幸は、中世では、一三九九年のリチャード二世を最後に途絶えたことが、これを象徴する。

(15) Frame, R., *Colonial Ireland 1169-1369*, ch. 6, esp. pp. 125-6; Quinn, D. B., 'Anglo-Irish Local Government 1485-1534', *I.H.S.*, i, no. 4, 1939, pp. 354-81.

(16) *Calendar of the Carew Manuscripts Preserved in the Archiepiscopal Library at Lambeth 1515-1624* (以下 *Cal. Carew MSS.*), 6vols., London, 1867-73 (rep. 1974), i (1515-1574), nos. 1 & 2.

(17) Ellis, S., 'Crown, Community and Government in the English Territories, 1450-1575', *History*, lxxi, 1986, pp. 187-204; 'Nationalist Historiography and the English and Gaelic Worlds' *I.H.S.*, xxv, no. 97, 1986, pp. 1-18; *The Pale and the Far North: Government and Society in Two Early Tudor Borderlands*, Dublin, 1988; *Tudor Frontiers and Noble Power: The Making of the British State*, Oxford, 1995, pp. 3-18.

(18) *Cal. Carew MSS.*, i, no. 1.

(19) *N.H.I. II*, ch. 18; Moody, Martin and Byrne(eds.), *N.H.I. IX: Maps, Genealogies, Lists*, 1984, p. 44.

(20) *Ibid.*, pp. 478-479.

(21) *Cal. Carew MSS.*, i, no. 2.

(22) *N.H.I. II*, pp. 599-601.

(23) *Ibid.*, p. 562. ベーラー家の系譜については、*N.H.I. IX*, p. 169を参照のこと。

(24) *N.H.I. II*, p. 636.

(25) 十六世紀初、キルデア伯の私兵は通常キャロウ九〇人、ケーン一一〇人、ボーメン二一〇人からなっていた。Ellis, *Reform and Revival: English Government in Ireland 1470-1534*, Woodbridge and New York, 1986, p. 54.

(26) *N.H.I. II*, p. 631.

(27) Curtis, E., *A History of Ireland*, London and New York, 1936 (rep. 1986), p. 154.

(28) Ellis, *Ireland in the Ages of the Tudors 1447-1603: English Expansion and the End of Gaelic Rule*, London and New York, 1998, pp. 99-100.

(29) 十六世紀初めにおけるアイルランドの王室収入は、年一五〇〇ポンド余であった。*State Papers, Henry VIII* (以下 *S. P. Henry VIII*), 11vols, 1830-52, ii, p. 78. これに対して、当時四〇〇兵ほどの軍隊維持にも、年四〇〇〇ポンドかかったのである。Gilbert, J. T., *History of Viceroys of Ireland*, Dublin, 1865, pp. 610-612より計算。

(30) Ellis, 'Tudor Policy and the Kildare Ascendancy in the Lordship of Ireland, 1496-1534', *I.H.S.*, xx, no. 79, 1977, pp. 235-271, esp. p. 239-40.

(31) *N.H.I. IX*, p. 479-480.

(32) Edwards, R. D. and T. W. Moody, 'The History of Poynings' Law: Part I, 1494-1615', *I.H.S*,. ii, no. 8, 1941, pp. 415-24.

(33) *N.H,I. II*, p. 643; Ellis, *Ireland in the Ages of the Tudors*, p. 89-92.

(34) Ellis, 'Henry VII and Ireland' in Lydon, J. (ed.), *England and Ireland in the Late Middle Ages*, Dublin, 1981, pp. 237-54, esp. p. 244.

(35) *Calendar of the Patent Rolls... Henry VII*, 2vols., London, 1916, ii(1494-1509), p. 62.
(36) 越智武臣『近代英国の起源』、ミネルヴァ書房、一九六六年、四一二二頁を参照のこと。
(37) ピアズ・バトラーと第七代オーモンド伯との血縁関係については、*N.H.I. IX*, p. 169.
(38) *N.H.I. II*, p. 659.
(39) *Letters and Papers Foreign and Domestic, Henry VIII, 1509-47* (以下 *L. & P. Henry VIII*), 21vols., London, 1862-1932 (rep. 1965), iv, nos. 3937, 3973, 6085.
(40) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors*, p. 117.
(41) *S. P. Henry VIII*, ii, pp. 31-5, 51-7.
(42) *Ibid.*, pp. 34, 57.
(43) *Ibid.*, pp. 72-5.
(44) Bradshaw, B., *The Irish Constitutional Revolution of the Sixteenth Century*, Cambridge, 1979, pp. 64-5.
(45) *N.H.I. II*, p. 666.
(46) *L. & P. Henry VIII*, iv, no. 81.
(47) 両者とも、同盟しているゲール氏族を巻き込んで、対立・抗争をくり返すようになっていた。*S. P. Henry VIII*, ii, pp. 143, 145-7.
(48) *Ibid.*, p. 126-8. ちなみに、ブライアン・オコナーはキルデア伯の義息であり、この拉致事件も背後でキルデア伯が糸をひいていた。キルデア伯とゲール族長との政治同盟関係をよく示す例である。
(49) *Ibid.*, pp. 147-50.
(50) *Ibid.*, pp. 153-8.
(51) *L. & P. Henry VIII*, v, no. 1061.
(52) キルデアの乱との関わりでのクロムウェルの重要性は、D・B・クインによってつとに言及され、その後、ブラッドショーとエリスによってあらためて指摘されたところである。ただし、この両者では、キルデアの乱鎮圧後にクロムウェルがアイルランドで実施した諸政策——国王至上権の確立、修道院解散などイングランドにおける

のと同様の改革政策――と、乱以前のかれの対アイルランド政策との連続性をめぐって見解が分かれている。すなわち、前者が連続性を、後者が非連続性を強調するのである。Quinn, 'Henry VIII and Ireland, 1509-34', *I.H.S.*, xii, no. 13, 1961, pp. 318-44; Bradshaw, 'Cromwellian Reform and the Origins of the Kildare Rebellion, 1533-34', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser., xxvii, 1977, pp. 69-93; id., *The Irish Constitutional Revolution*, chs. 4-6; Ellis, 'Tudor Policy and the Kildare Ascendancy'; id., 'Thomas Cromwell and Ireland, 1532-1540', *Historical Journal*, xxiii, no. 3, 1980, pp. 497-519.

(53) Ellis, *Reform and Revival*, p. 32.

(54) *Ibid.*, pp. 35-6. 七名の高官のうち、他の五名は王座裁判所主席判事、人民間訴訟裁判所主席判事、財務府裁判所主席判事、記録所長官、上級法廷弁護士である。

(55) 10 Henry VII c. 6, *The Statutes at Large, Passed in the Parliaments Held in Ireland,... 1310 to 1800*, 20 vols., Dublin, 1786-1801, i, pp. 42-3. なお、同法では、大法官、大機卿、王座裁判所および人民間訴訟裁判所の判事、財務府裁判所主席ならびに次席判事、記録所長官、以上の役職名が明記されている。

(56) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors*, p. 97, 113.

(57) この時期の主要官僚の人事異動の様子については、Ellis, *Reform and Revival*, appendix, pp. 220-5.

(58) *Ibid.*, p. 34.

(59) *L. & P. Henry VIII*, iv, no. 5349.

(60) *Ibid.*, no. 926(26).

(61) *Cal. Carew MSS.*, i, no. 1 ならびに 'A Breviat of the Getting of Ireland, and of the Dacaie of the Same' in Harris, W. (ed.), *Hibernica: Or Some Ancient Pieces Relating to Ireland*, Dublin, 1770, pp. 79-103 が、かれの改革論として著名である。

(62) *L. & P. Henry VIII*, vi, no. 1381.

(63) *Ibid.*, nos. 1056, 1072; *S. P. Henry VIII*, ii, pp. 180-1.

(64) キルデアは、アイルランドの王座裁判所主席判事職獲得を阻止しているよう、ロンドンの宮廷における盟友ウ

ィルトンシア伯に依頼している。*L. & P. Henry VIII*, vi, no. 944.

(65) Ellis, 'Tudor Policy and the Kildare Ascendancy', p. 255; Bradshaw, 'Cromwellian Reform', pp. 80-1.

(66) *S. P. Henry VIII*, ii, pp. 194-5.

(67) *Cal. Carew MSS.*, i, no. 84.

(68) Ellis, 'Tudor Policy and the Kildare Ascendancy', p. 262; id., 'Thomas Cromwell and Ireland', p. 505.

(69) *L. & P. Henry VIII*, vii, no. 957.

(70) Cosgrove, A., *Late Medieval Ireland, 1370-1541*, Dublin, 1981, pp. 119-20.

(71) ただし、第一〇代伯の弟はひそかにかくまわれて大陸に逃亡したのち、メアリー一世によってキルデア伯家の再興を許されることになる。

第二章　テューダー朝のアイルランド「改革」

一　アイルランドの「王国化」

テューダー朝がアイルランド統治の責任を直接負うようになるのは、キルデアの乱鎮圧後のことであるが、アイルランドの状況あるいは問題点について、同王朝がそれまでまったく知らなかったわけではけっしてない。というのは、国王の代理とはいうものの本質的には軍閥であるキルデア伯家のアイルランド統治に対する不満の声は、一六世紀の早くから、サー・ウィリアム・ダーシーやサー・パトリック・フィングラスのような「ペイル」出身のダブリン総督府官僚のあいだから、しばしばあがっていたからである。それらはいずれも、キルデア伯をはじめイングランド系大領主の「堕落」、すなわち後世の歴史家いうところのゲール化を憂え、さらにはイングランド王権のアイルランドに対する統治責任の強化ならびにアイルランドの「改革」を訴えるものであった。[1] 一五四〇年に総督に任じられたサー・アンソニー・セントリジャーのもとでテューダー朝のアイルランド問題への対処は本格化するのであるが、それもこのような「ペイル」の支配層からの「改革」を求める気運があったればこそであった。じじつ、セントリジャーは「ペイル」出身の改革派官僚サー・トマス・キューサクとのコンビで

新機軸を打ち出していくのである。[2] では、それはどのようなものであっただろうか。

中世末期にイングランド王権の直接およぶ範囲が「ペイル」に収縮してしまい、その外は、ゲール系が支配する地域（「ゲーリック・アイルランド」）のみならず、イングランド系の支配下にある地域（「イングリッシュ・アイルランド」）でも軍閥が割拠する状態になってしまっていた。しかし、これを憂う当時のイングランド系の人びとには、後者をイングランド系大領主の「堕落」＝ゲール化と捉えていたことは、すでに述べたとおりである。つまり、アイルランドの問題の根本は、「ゲーリック・アイルランド」にあるとみられていたといってよい。しかし、中世末期のイングランド王権の基本的立場は、こうした「ゲーリック・アイルランド」の影響から「イングリッシュ・アイルランド」を防衛するという守りの姿勢に終始した。[3] テューダー朝期になると、ヘンリー八世が一時、きわめて野心的な姿勢を示す。一五二〇年代初めにイングランドの大物貴族サリー伯をアイルランド総督に任じて、かれにアイルランド全土の平定を、ただし既存の諸勢力に対する「穏やかな説得」を通じて行うよう指示したことは、前章で触れた。しかし、このときは、サリー伯が強大な軍事力による征服以外に目的は遂行できないと上奏したために、ヘンリー八世の意欲はしぼんでしまったのであった。

これに対してセントリジャーとキューサクのコンビの姿勢は、問題の根源とみなされた「ゲーリック・アイルランド」そのものを「改革」して、それによって「ペイル」以外の「イングリッシュ・アイルランド」についても本来あるべき状態にもどそうというものであった。そして、そうした「改革」へ向けてまず打った手が、国制改革すなわちアイルランドの「王国化」である。

ヘンリー八世の事前の承認を得て、総督セントリジャーが一五四一年に召集したアイルランド議会は、もちろんイングランド系議員で構成されていたが、一部のゲール系族長らもオブザーバーとして出席した。[4] この議会で制定されたのが「イングランド王、その相続人にして後継者はアイルランド王であるとの法」（以下、「王国昇格

法」と称す[5]である。かつて、この法律の制定はもっぱらヘンリー八世の宗教改革との関連で説明されていた。つまりこういうことである。すでに触れたように、もともとイングランド王権のアイルランドとのかかわりは、一二世紀半ばにときのローマ教皇ハドリアヌス四世がヘンリー二世にその領有を認めたところにはじまる。つまり、ローマ教皇がイングランド王にアイルランドを授けたのである。ところが、一五三四年イングランド議会で制定された「国王至上法」――一五三六年のアイルランド議会で同法は確認される――によって、ヘンリー八世はローマとの関係を断絶した。これにより、本来ローマ教皇により認められたイングランド王のアイルランド領有権は正統性を失った。そこで、イングランド王の支配を正当化すべく、アイルランドにおける至高の権力者(主権者)、つまり国王の地位を確立するためにアイルランド議会にこの法律を制定させたのだと。[6]たしかに、キルデアの乱鎮圧後の混乱のなかで総督よりも強い権限を与えられた臨時の王立アイルランド行政委員会が、ヘンリー八世に対してこうした法律の制定を勧告した書簡[7]からは、そう読み取れる。

しかし、ブラッドショーの画期的な研究により、セントリジャーとキューサクのイニシアティヴによる同法の真のねらいは、別のところにこそあったことが明らかにされた。すなわち、アイルランド全体を包含する単一の王国を法的に樹立することによって、「ゲーリック・アイルランド」の支配層を、それまでの法的な地位であるイングランド王権の「敵」から、イングランド法の庇護を受けるべき「王の臣民」に転化するというところに、である。[8]じっさい、法の成立後ただちに趣旨説明にロンドンへ赴いたキューサクは、枢密院でこう述べている。「これまで敵なるアイルランド人ととられていたかれらが、臣民として受け入れられうるならば、それは、叡知にもとづいて、かれらを平和で従順な状態に置きつづける最善の手段である」と。[9]いいかえれば、セントリジャーらにとって、「ゲーリック・アイルランド」のイングランド化が「改革」の意味だったのである。

もとより、一片の法律で事態が変わろうはずがない。「王国昇格法」はあくまでも「改革」の前提にすぎない。

では、いまや法的にはアイルランド王たるイングランド王の臣民と認めたゲール系支配層に対して、具体的にセントリジャーはどのような手を打っただろうか。

二　「ゲーリック・アイルランド」の「改革」――「譲渡と再授封」――

セントリジャーの採用した方法とは、地域的勢力圏を築いていた有力族長との個別交渉によって、かれらとイングランド王（アイルランド王）のあいだに封建的主従関係を締結するというものであった。より詳しく述べると、つぎのような内容のことがらを受容するよう有力族長に説得しようとしたのである。すなわち、かれらはイングランド王をその主君にしてアイルランドの王（主権者）と認めること、かれらはその実効支配している土地を王にいったん譲渡のうえ、王の開封勅許状をもってそれを封として受領することである。後世「譲渡と再授封」surrender and regrantと称されるようになったこの方法は、族長が自己の実効支配地に対する王の所領安堵を受けて、王の庇護のもとイングランド法にもとづいて永続的に保有することを意味した。これは、「ゲーリック・アイルランド」の法（慣習）に根本的に変更を迫るものであった。というのは、こうである。

「ゲーリック・アイルランド」は、イングランド法（コモン・ロー）の法域である「イングリッシュ・アイルランド」とは異なる法域であった。そこで通用する法体系――前にも触れたが、君主に仕える法の専門家の名称（ゲール語でbreitheamh）にちなんで、イングランド人がブレホン法Brehon Lawと呼んだ――と、コモン・ローとの違いは多岐にわたるが、土地権にかかわるかぎりでいうと、最大の相違は、法的主体にある。すなわち、イングランド法における法的単位が「家」であるのに対して、ゲール法のもとでは、法的単位は男系血族集団（嫡出・庶出を問わない）の「氏族（クラン）」であった。この「氏族」の法的機能は、財産をめぐってその特色を表す。分割可能な財産である土地と、分割不可能な族長の地位に焦点をあててみてみよう。

まず、前者である。土地所有の主体は「氏族」であったから、「氏族」の個々の構成員（男子）は、「氏族」が有する土地の一部を分配され、それを一時的に占有するにすぎない。ただし、分配の方法は「氏族」ごとにまちまちである。一年毎に「氏族」の土地のすべてを、その構成員間で分配し直す「氏族」もあれば、死亡した構成員の占有地についてのみ、これを全構成員のあいだで分配する「氏族」もあった。土地の分配にあたって族長が恣意的にこれをおこなう「氏族」もマンスター地方にはみられた。[10] かと思うと、所有主体はあくまでも「氏族」でありながら、実態としては「氏族」内部での換地はおこなわれず、個々の構成員が一定の土地を恒久的に占有し、その占有地は親子間で相続されるのがふつうという「氏族」も、コナハト地方北東部（現在のスライゴ県）にはあった。[11] こうした差異は、王権のもと法的には比較的均質な社会が発展したイングランドとは異なり、一律的な法の施行が強制できるような中央権力が存在しなかった「ゲーリック・アイルランド」では、土地法は「氏族」ごとに独自の掟として発展していったことを意味しよう。ちなみに、族長は独自の直営地を有していたが、これは族長の地位に付属するもので、その個人の私的な財産ではなかった。[12]

では、分割不可能な財産というべき、一人しか就けない族長の地位はどのように処理されたであろうか。「氏族」の長は、現族長の死に伴い、曾祖父がかつて「氏族」の長を務めたことがあるという構成員のなかから、「氏族」の集会が「最年長にしてもっとも有能の者」を選出するというのが建前であった。もっとも、じっさいには、有力氏族の場合、族長位をめぐって、氏族のあいだで血みどろの派閥抗争が生じ、結局は、継承権有資格者のうちで、もっとも強腕もしくは無節操な者が族長に就きがちであった。このような抗争をさけるべく、族長の存命中に、ゲール語で「第二位の者」を意味するトーニステ tánaiste という次期族長候補を任命しておく制度も普及していたが、その任命も族長の意向が通るというよりは、その時点での氏族内での派閥勢力関係が大きく作用した。つまり、族長の派閥と対抗する第二勢力の派閥をなだめるという意味が大きかったのである。それ

に、**族長の死に伴ってトーニスタが自動的に族長を継承できたわけ**でもなく、現実にはその時点でより強腕の権利主張者によって力づくで排除されてしまうこともしばしばだった。ちなみに、有力氏族に対して従属的地位にある氏族の長の選出は、支配的氏族の長の意向によって決定されるのがふつうであった。[13]

こうした制度を改めて、氏族の土地――従属的氏族の土地も含めて――も族長の地位も、現在の族長とその直系子孫が長子相続制度にもとづき継承していくようにするのが、「譲渡と再授封」のねらいであった。つまり、現職の族長とその家系に非常に有利に見える「改革」である。かつてのナショナリスト史家は、これをイングランド王権によるペテンと決めつけていた。つまり、イングランド王権は、氏族の共有財産だったはずの土地の保有権を、族長個人（家）の財産に転化する――氏族の他のメンバーならびに従属的氏族の族長は、族長の任意土地保有権者 tenant at will の地位に転落する――というえさをぶらさげて、有力族長を抱き込んだうえで、しかるのち、かれらが反逆行為に走ったとき、その土地全体を没収してやろうという腹黒いものだったというわけである。これは、のちに有力族長の反乱が現実に生じたことをふまえての、後知恵的（ハインドサイト）な見方だとして、二〇世紀の前半にすでに、W・F・T・バトラーが批判していたが、[14] 同世紀後半のブラッドショーの研究によって完全に否定された。ブラッドショーによると、「譲渡と再授封」の真の意図は次のようなものである。

セントリジャーは「ゲーリック・アイルランド」の政治社会秩序の破壊を意図したわけではけっしてない。むしろ、かれはその現状をなるべく尊重しつつ、そこに平和と安定をもたらそうとしたのである。というのはこうだ。土地権についてみると、たしかに氏族の土地――従属的氏族の土地も含めて――は族長の財産となるが、氏族の他のメンバーや従属的氏族の長を任意土地保有権者に転落させるのではなく、再下封 subinfeudation によって、かれらは、族長の封建臣下として自由土地保有権者になるように配慮されていた。したがって、イングランド法のもとで土地権は究極的には至高の公権力であるイングランド王権に保障された安定的なものになるので

あるから、族長のみならずその臣下となる他の氏族のメンバー・従属氏族の長、さらに同氏族の長以外のメンバーについても、それぞれの土地に対する権利はむしろ強化されるのである。では、族長位についてはどうか。先に述べたゲール法による継承システムのもとでも、実際問題として継承者として選出される可能性のある者はごく限られていた。すなわち、有資格者のなかでも、現族長の子どもたち、そして、現族長の弟たちぐらいだったのであり、そのなかから「もっとも年長でもっとも有能な者」が選ばれるのにすぎなかったのである。現族長がその弟たちよりも長生きすれば、実質的には、長子相続とまではいかなくとも親子間相続にはなろう。[15] したがって、長子相続制度の導入は、見かけほどはドラスティックな制度変革ではかならずしもなかったのである。しかも、「ゲーリック・アイルランド」での族長位継承は、じっさいのところは武力による血みどろの権力闘争になりがちであったから、長子相続制度の導入が政治社会の平和と安定化に寄与すると考えられたのは当然であった。つまり、「譲渡と再授封」は「ゲーリック・アイルランド」の政治社会秩序を破壊しようとしたものではなく、支配層に属するおおかたの者には、むしろ好都合な面を有する政策であった。無産の被支配層にしても、これによって平和と安定が訪れるのであれば、福音だったといえるだろう。ただし、不利益を被る者がまったくなかったわけではない。族長位の継承に関して、存命中の族長の弟たち（庶子を含む）と、族長の庶子ならびに第二子以下の男子といった、イングランド法のもとでは継承資格を剝奪されてしまう者たちである。いいかえれば、族長位の継承をめぐる内紛を解決できるかどうかに「譲渡と再授封」の成否がかかっていたといってよい。[16]

アイルランドの「王国」化とともに「譲渡と再授封」についての評価を一新したブラッドショーであったが、この「譲渡と再授封」政策はセントリジャー一代のものとみている。第一部の序でも触れたように、かれは、一六世紀半ば、すなわちセントリジャーが失脚し、総督がトマス・ラドクリフ（のちのサセックス伯）に交替して以降、テューダー朝のアイルランドに対する姿勢が、融和的なものから、軍事力中心の弾圧的なものへと転換し

たとするからである。[17] これに対して、一六世紀半ば以降も「譲渡と再授封」政策は引き続き実施されたが、本質が変わったとみるのが、キャニーである。セントリジャーは、地域的勢力圏を築いていた有力氏族の長を「譲渡と再授封」の直接の標的としたが、一六世紀後半になると、それより下の層に標的が移された。すなわち、有力氏族内部の族長以外の有力メンバーや、有力氏族による支配を余儀なくされていた従属的氏族の族長などである。ブラッドショーとは観点が異なり、また転換期も総督のサセックス伯からサー・ヘンリー・シドニーへの交替に置くけれども、キャニーもまた、融和から弾圧へという図式で、テューダー朝のアイルランド統治を捉えており、こうした「譲渡と再授封」の適用対象の変更も、有力族長に対する弾圧、つまり「改革」ではなく「征服」の手段とみるのである。[18] しかし、こうした見解に対しては、融和から弾圧への不可逆的転換を否定するブレイディは批判的である。かれは、セントリジャーであれ、サセックス伯、シドニーであれ、力点の置き方は違えども、硬軟両方の策を織り交ぜて用いたのであって、本質的な姿勢に変わるところはないとみる。「譲渡と再授封」にしても、「改革」の姿勢が放棄されてしまうことになる一五九〇年ころにいたるまで、一貫してテューダー朝による「ゲーリック・アイルランド」の「改革」＝イングランド化の基本政策だったというのがブレイディの立場である。[19] たしかに、「譲渡と再授封」をセントリジャーの専売特許のようにみるブラッドショーや、同政策の標的や力点の置き方の変化をもって融和策の放棄とみるキャニーの見方は、融和から弾圧へという図式に引きずられた、いささか乱暴な議論であろう。加えていえば、そもそも融和的か弾圧的かの違いを強調することに、どれほどの意味があるのであろうか。いずれにしても、目的はアイルランドの――「譲渡と再授封」に関しては「ゲーリック・アイルランド」の――「イングランド化」だったことを忘れてはならない。[20]

三　「ペイル」の外の「改革」――地方長官・評議会制度――

テューダー朝がその統治に直接責任を負うようになったころのアイルランドは、名目的にはその全土の支配者でありながらイングランド王の実効支配は、ダブリン周辺の「ペイル」にしか及ばず、その外は、ゲール系とイングランド系とを問わず、独立的な軍閥が割拠する状況であった。こうした事態を招いた要因としてあげられるのが、中世におけるイングランド系による征服活動を生き延びた先住のゲール系有力氏族が、スコットランドから流入したギャロウグラスなど軍事専門集団を利用して反攻に出たこと、ところがこれに対して、「イングリッシュ・アイルランド」を防衛すべきイングランド系の大領主が不在化していたこと、最高封主であるイングランド王権も、「ゲーリック・アイルランド」による反攻に対して有効な手を打つどころか、アイルランドにまで注意が回らない状態になっていたこと、などであった。そして、こうした状況のなか、不在化した旧来の大領主にとってかわることになった新興のイングランド系大領主もまた、ゲール系有力族長同様に、ギャロウグラスなど私兵団を抱え、中小領主への私的支配を強めて、軍閥化したのであった。こうしたイングランド系の軍閥化を、これに批判的なイングランド系の人間は「堕落」つまりゲール化と認識して、悪弊の根源は「ゲーリック・アイルランド」にあるとみていたことは、先に述べた。だからこそ、「譲渡と再授封」による「ゲーリック・アイルランド」の「改革」＝イングランド化が企てられたのである。

「譲渡と再授封」は「ゲーリック・アイルランド」の広範におよぶ人びとに、程度の差はあれ、イングランドの法と秩序、いいかえれば平和という恩恵をもたらすことを意図するものであった。しかし、その反面、あきらかに不利益を被る者たちが出てくるのも、旧来の政治社会システムの「改革」である以上、やむを得ないところである。先にみたように、ゲール法のもとで族長位の継承権資格を有していながら、「譲渡と再授封」によって、

その資格を剝奪されてしまう者たちがそうだ。しかし、「譲渡と再授封」によって不利益を被るのは、彼らだけではなかった。不利益というよりも、存在理由そのものを否定されてしまう者たちがいたのである。平和の到来によって無用の長物となるもの、すなわち軍閥を軍閥たらしめていた有力族長の軍事基盤である、ギャロウグラスなどの社会に寄生的な軍事専門集団である。かれらの抵抗を抑え込められないかぎり、「譲渡と再授封」を通じての「ゲーリック・アイルランド」の「改革」など、所詮画餅に過ぎないであろう。

「イングリッシュ・アイルランド」についても、その点では差はなかった。ここは、かつてはイングランド法にもとづく「法と秩序」の地――あくまでもイングランド人の観点からだが――であったけれども、イングランド王権が統治責任を事実上放棄してしまったことが、在地のイングランド系大領主の私的勢力圏が割拠する事態を招いたのであった。では、イングランド王権が統治責任を直接負うようになれば、もとの状態に復帰するか、といえば、ことはそう単純なものではあるまい。ここでもまた、社会に寄生する軍事専門集団がイングランド系大領主の軍閥化を可能にしていた。イングランド王権のもとで「法と秩序」、すなわち平和が到来すれば、かれらはたちどころに無用の長物と化してしまうであろう。いいかえれば、「ゲーリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」とを問わず、「ペイル」の外では、軍閥の割拠とそれらの間の勢力抗争という政治・軍事システムの「改革」が、アイルランドにおけるイングランド王権の一元的支配確立にとって、重要な課題だったのである。問題は、いかにして、軍閥を解体するか、その権力基盤である軍事専門集団（私兵団）を除去するか、であった。

セントリジャーは、ゲールの有力族長にかぎらずアイルランドの現地諸勢力に対して懐柔的な姿勢をとり、かれらからの受けもおおむねよかった。[21] しかしながら、「ゲーリック・アイルランド」の国制上の地位に関しては画期的な政策を打ち立てたかれも、「ペイル」外のアイルランドの政治・軍事システムの「改革」には手をつけ

ていない。だからこそ、現地の既存諸勢力の受けがよかったのだともいえよう。これに対して、総督として政治・軍事システムの「改革」に積極的に取り組もうとしたのが、サセックス伯やシドニーである。

当初メアリー一世によって登用されながら、エリザベス一世にも引き続き任用されたサセックス伯は、総督就任から七年経った一五六二年、女王に対して、アイルランド統治に関する報告を送付しているが、そこで次のような提案がなされている。すなわち、アルスター、コナハト、マンスターの三地方に、イングランド出身の地方長官とそれを補佐すべき判事ならびに評議会を設けること、長官には、それぞれの地方で最強となるだけの兵力を付与すること、その兵力維持費の一部は王権の負担、残りを地元負担とすること、評議会のメンバーには地元の有力貴族や高位聖職者を任命すべきこと、各地方内部における利害の対立は長官および評議会の面前で決着されること、などである。[22]

もっとも、女王エリザベスの消極的な態度のために、サセックス伯自身はみずからの構想を実現できず、じっさいに地方長官・評議会が設置されるのは、シドニー総督時代の一五六〇年代末であり、しかも、コナハトとマンスターの両地方だけで、アルスター地方には設けられなかった。この現実に設置された統治機関が何をしようとしたかは、たとえばマンスター地方長官を務めたサー・ジョン・ペロット――のちにアイルランド総督にも任じられる――が発布した「法と条例」[23]にうかがうことができる。そこでは、住民の連帯責任制度や盗品売買阻止を目的とした公認の市以外での商品取引の禁止、殺人に対する縁者・友人による私的報復の禁止など、ひろく犯罪防止のための措置が規定されているが、なかでも注目すべきなのが、自己負担で維持できる以上の私兵の保持を禁じ、保持する私兵についてはその名簿を地方長官、県知事ないしは治安判事に届け出ることを義務づけている点である。ここには、前章で説明した、本来ゲール法下の族長の慣習的権利であり、イングランド系大領主にも普及していた「コインとリヴァリー」と呼ばれた恣意的な物資等の徴発権を否定し、それによって軍閥の軍事

基盤を削減しようというねらいが明らかである。

つまり、総督府の置かれたダブリン（レンスター地方）から遠く離れ、私的権力である軍閥が割拠してきた地域で、軍閥に許される兵力以上の手兵を付与され、当該管轄区域内で最強の軍事力を有する地方長官を派遣することで王権の波及を図るとともに、当該地域の軍閥を長官の補佐役として抱き込み、かれら同士の私闘を封じ込めることで、イングランド流の「法と秩序」を「ペイル」の外で樹立もしくは回復させようというのが、地方長官・評議会制度の眼目であった。こうした制度には、ブリテン本土に先例があることはいうまでもない。一六世紀前半に、イングランドとの境界地帯のウェールズ辺境と、イングランド北部地方で設置されていたものである。もっとも、ブリテン本土の先例とアイルランドに導入されたものとの差異をめぐっては、ここでもキャニーとブレイディの間で評価が大きく割れている。キャニーは、アイルランドの地方長官が戒厳令施行権を広範に用いて軍政を敷き、イングランド法（コモン・ロー）で守られるべき住民の権利を蹂躙したとして、ブリテン本土におけるそれとは、本質的に異なるという。[24] つまり、じっさいにアイルランドに導入された地方長官・評議会制度は、ブリテン本土のものとはもちろんのこと、サセックス伯が構想したものとも違っていたのであって、このことは、総督シドニーがやはりテューダー朝のアイルランドに対する姿勢の転換を体現する存在であること、そして、このころにはアイルランドがブリテン本土とは異なり、むしろ北アメリカや西インド諸島と通じる「植民地」として、イングランド人に認識され、そうしたものとしてイングランドが行動したことの証左だとキャニーはみるのである。これに対して、ブレイディはそこに本質的な相違をみない。テューダー朝国家を構成するアイルランドとブリテン本土とは、基本的にコモン・ローの通用する同質の王の領土とみるブレイディは、もちろんアイルランドの地方長官が戒厳令施行権を広範に行使したことを認めるのにやぶさかではないけれども、それはシドニーの意図というよりは、実際に長官に任命された者の問題とみる。[25] 地方長官・評議会制度を通してのシドニーに対

する両者の評価の相違をどうみるかは、そこにそもそもアイルランドを位置づけるべきコンテクストの差異が絡んでいるだけに、判断が難しい。ただ、先に触れたように、同制度の導入は、早くから構想があったにもかかわらず一五六〇年代末まで遅れてしまい、その間にアイルランドでは各地で反乱が起こるなど混乱の度合いを強めていたことを忘れるべきではなかろう。政策決定レヴェルでの意図と現実の結果とは峻別しなければなるまい。

地方長官・評議会制度は「コインとリヴァリー」の禁止などから、軍閥の既得権益のあからさまな侵害であったようにみえるが、かならずしもそうではない。そもそもゲール系有力族長やイングランド系大領主が私兵団を抱えて軍閥化していったのには、秩序を維持すべき高次の権力の不在という状況のなかで、対抗勢力の攻撃から自己を防衛するためという面もあった。いわば、周囲の状況が過大な軍事力の保持をかれらに強いて、その負担を支配地域下の住民に転化せしめたといってもいいのである。とすれば、強力な軍事力に裏づけられた地方長官の存在によって、地方レヴェルでの「法と秩序」が成立するのであれば、有力族長や大領主は過大な軍事力を維持する必要はなくなり、「コインとリヴァリー」も不要となろう。

「コインとリヴァリー」に苦しめられていた被支配層にとっても、それからの解放は福音であろう。なるほど、地方長官の手兵の維持費は相当部分が地元民の負担とされていた。軍閥からの搾取に、地方長官からの搾取がとってかわるだけのようにみえる。たしかに、地方長官が軍閥同様、恣意的に課税するのであれば、代わるところはあるまい。そこで、シドニーは、従来軍閥が突発的・臨時的に徴発していた「コインとリヴァリー」相当分を、地方長官に納めるべき定期的（年一度）かつ定額の金納・物納による租税への転換――「コンポジション」と称された――を図ろうとしたのである。[26] これならば、負担はあらかじめ計算でき、しかも「法と秩序」の導入で平和が訪れるのであるから、被支配層にとって実質的な負担減を意味するはずであった。

四　植　民

植民とは、既存勢力の土地を、反逆を理由に収公＝王領化したのちに、その土地をイングランド人に分配し、かれら新地主に自己負担で、イングランドから農民などの入植を義務づけて、土地開発させるという一連のプロセスを指す。当時の用語では「プランテーション」と称された。かつてのアイルランド・ナショナリズム史観では、かかる植民は、「清掃と植民」clearance and plantationと称されて、一六世紀「テューダー朝によるアイルランド再征服」におけるイングランドのアイルランドに対する残虐非道の弾圧の象徴扱いであった。しかし、こうした偏狭でイデオロギーに凝り固まった史観を打破し、一六世紀アイルランド植民をアイルランド一国史の殻を破って、より広く、このころより本格化していくイングランド人の海外進出、とりわけ大西洋方面への西方進出のコンテクストのなかで、北アメリカ・西インド植民と同列において捉える観点を打ち立てたクインやその後継者ともいえるキャニーにおいても、植民は、世紀前半の「譲渡と再授封」のような柔軟策にとって代わった、世紀後半の強硬策の代表として受けとめられている。[27] これに対して、柔軟から強硬への不可逆的転換を否定し、セントリジャーだろうとサセックス伯、シドニーであろうと、いずれも硬軟織り交ぜた「改革」統治を行ったとするブレイディは、ここでもまた、植民はセントリジャーがつとに構想しており――実施されなかったけれども――、そして、植民もまた、「譲渡と再授封」や地方長官・評議会制度などを通じてのアイルランド「改革」全体のなかにおいたうえで、説得という手段による柔軟策を補完するものとしてみるべきだという。つまり、部分的に既存勢力の土地を取り上げて、ここに「文明人」たるイングランド人の入植地を建設し、それによって周囲の既存住民の「開化」に資するというのが、植民政策の意図だというわけだ。いわば、まさしく入植地は、イングランドから移植された「文明」社会のディスプレイの役割を負ったわけである。[28]

「譲渡と再授封」や地方長官・評議会制度でもそうであるが、植民についても、政策決定者の意図と、その政策の実施段階で、これにかかわって蠢いた人びとのじっさいの行動とその意味とは区別して論じられるべきであろう。後者については、クインやキャニーによる広い視野のもとでの意義づけを参照しつつ、章をかえて考察することにして、ここでは、ブレイディにならって、植民をアイルランド「改革」の一環として捉えたい。そのうえで、以下、じっさいにどのような植民政策が策定・実施されたかをみていくことにしよう（図3参照）。

図3　テューダー朝期のアイルランド植民

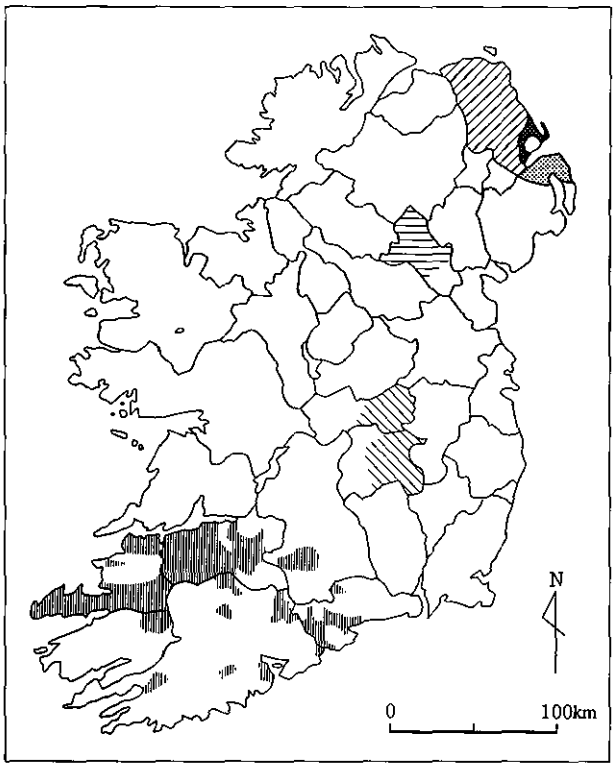

リーシュ・オファリー植民(1556年-)
サー・トマス・スミスのアード半島における植民(1570年)
エセックス伯植民計画対象地域(1572-73年)
植民が実施された地域
マンスター(デズモンド)植民(1584年)
モナハンにおける「先住民植民」(1592年)
県境は1603年当時のもの　　出典：*N.H.I. III*, p. 77.

(1)リーシュ・オファリー植民

テューダー朝期のアイルランドで本格的な植民が最初に実施されたのは、リーシュとオファリーにおいてである。この地域は、「ペイル」の西部境界に接しており、リーシュはオモア族、オファリーはオコナー族の勢力圏であった。ともにかつてキルデア伯と同盟関係にあった両氏族は、キルデア家没落後も、セントリジャーの説得工作にもかかわらず、イングランド王権への抵抗姿勢を捨てず、たびたび「ペイル」に侵入しては略奪を繰り返していたのであった。そこで、一五五六年、ときの総督サセックス伯が、「ペイル」防衛のために、リーシュ・オファリーでの植民に着手したのである。[29]

その計画はおおむね、つぎのようなものであった。すなわち、まず、リーシュ・オファリーの地を収公＝王領化する。そのうえで、西部三分の一を、ゲール系が個人として保有する土地――ただし、一人あたり二プラウランド（二四〇エーカー）を上限――とする。かれらは、イングランド法を遵守し、石造ないし木造の家屋を建築し、森林を伐採しなければならない。残りの三分の二は、「イングランドないしアイルランド生まれのイングランド人」に一人あたり三プラウランド（三六〇エーカー）を限度に分配する。被分配者は、割当地での常住を義務づけられ、これに違反した場合は当該土地の没収とする。さらに一プラウランドあたり最低一名の割合で生粋のイングランド人弓手を扶養しなければならない。[30]

この植民政策が、オモア・オコナー両氏族の抵抗をまねいたことはいうまでもない。サセックス伯はリーシュ・オファリーに進軍して、族長を捕捉・処刑するなど、軍事弾圧を行うが、両氏族の生き残りは森林や沼沢地帯へ逃げ込んで抵抗を続けた。じっさいに土地の分配が可能になったのは、一五六三年になってからである。[31]このとき、当初の計画よりもわずかに軍事的義務を重くする条件で、あわせて八八名の者が土地を授与された。その内訳は、オモア・オコナー両氏族制圧に功をあげた軍人が、半数の四四名、ゲール系が二九名、「ペイル」の

イングランド系住民が一五名であった。[32]

しかし、リーシュ・オファリーにおける入植地がその後順調に発展していったわけではない。しぶとく生き続けたオモア・オコナー両氏族の残存勢力は、王権側からの軍事圧力が弱まったとみるとただちにゲリラ的活動を再開し、入植地への侵略を繰り返していった。そのたびごとに入植地は荒廃し、入植者は落命するか逃亡を余儀なくされたのである。オモア・オコナー両氏族の襲撃が止み、当地に秩序の安定が訪れるのは、「テューダー朝のアイルランド再征服」が成就したのちの、一七世紀以降のことであった。[33]

(2)私的植民事業の後援

サセックス伯によるリーシュ・オファリー植民が思わしい成果をあげられなかったにもかかわらず、その後任の総督となったサー・ヘンリー・シドニーもまた、アイルランド「改革」の実をあげるための手段として植民を利用しようとした。しかも、もっぱら「ペイル」防衛のためにリーシュ・オファリー植民を企てたサセックス伯と異なり、シドニーは植民をアイルランド全島における「法と秩序」の構築もしくは回復の手段と位置づけたのである。とりわけ、かれが植民の対象とすべき地域と目したのは、マンスター地方南部沿岸部ならびにアルスター地方北東沿岸部であった。

まず、マンスター地方南部沿岸部にシドニーが目をつけた理由は、以下のとおりである。ゲール系のマッカーシー・リー族の勢力圏にあたるこの地域は、地理的に大陸、とりわけスペインとの交流が容易である。したがって、周知のようにエリザベス一世の治世になってイングランド王権のスペイン王権との関係が悪化するにいたり、この地域がイングランドの安全保障上、重要な防衛地点となった。そこで、ここにイングランド人の入植地を建設して、スペインに対する防衛拠点とするとともに、マッカーシー・リー族をはじめマンスター地方南部のゲー

ル系諸氏族がスペインと内通するのを阻止しようというわけである。[34] では、アルスター地方東北沿岸部にはいかなる事情があっただろうか。このころアルスター地方では、その覇者であったティローンのオニール族の抵抗姿勢が、イングランド王権にとって最大の悩みの種になっていた。しかも、それに加えて、スコットランド南西部の島嶼地域に一大勢力圏を築いていたゲール系のマクドナルド族の一派が、海を渡ってアルスター北東部に定着するようになっていた。その存在自体がアルスター地方の混乱状況に輪をかけただけでなく、このスコットランドからの氏族にはレッドシャンクと呼ばれる軍事専門集団が伴っており、既存の有力氏族への傭兵の供給源となって、アルスター地方の軍事レヴェルが高まっていたのである（当時のアルスター情勢については、次章でより詳しくみることになる）。シドニーがアルスター北東沿岸部を植民の対象地域に措定したのは、このような事情による。

ただし、シドニーは、サセックス伯によるリーシュ・オファリー植民失敗の経験から、ダブリン総督府主導型植民の財政的リスクの大きさを懸念した。おりから、イングランドでは、とくに西部地方のジェントリの二・三男らのあいだに、私的植民事業へ乗り出そうという気運が高まっていた。毛織物輸出不振による不況が招いていた過剰人口（失業者）の解消策と、長子相続制度によって家産を継げない自らがジェントリの地位にとどまる手段としてである。[35] シドニーは、こうした私的植民事業をアイルランド「改革」という公的事業の手段として利用しようとしたのである。私的植民事業自体については、章をかえて（第四章）詳しくみることにしたいが、結果だけを述べると、いずれの事業も失敗に終わる。シドニーの思惑は成果をあげるどころか、むしろ既存勢力の反感をいたずらに買うだけに終わるのであった。[36]

キャニーは、「ペイル」防衛という限定的な目的で植民を実施したサセックス伯と異なり、シドニーがアイルランド全土の「征服」の手段として私的植民事業を活用しようとしたとして、これを、その後一七世紀半ばのク

ロムウェルにいたるまでのイングランドによるアイルランド統治（征服）のひとつのパターンを設定したa pattern established と評価する。[37] しかし、シドニーは、他方で「譲渡と再授封」政策も継続させており、[38] 私的植民事業の活用も、ブレイディのいうように、王権の意図という観点では、アイルランド「改革」――「征服」ではなく――のための手段のひとつと位置づけるべきであろう。もっとも、ブレイディは、植民事業が私人に委ねられてしまい、公権力の統制が効かずに、それぞれ無関連に、事業主の思惑で行われたことが、「改革」に資するどころか、現地諸勢力の王権に対する不信を増幅させただけだとの指摘も忘れていない。[39]

(3) マンスター（デズモンド）植民

マンスター地方、とりわけその西部では、イングランド系の大領主デズモンド伯の一大勢力圏が構築されていたことは、すでにみたとおりである。セントリジャー総督期には、王権と第一四代伯ジェイムズとは良好な関係にあったが、[40] 第一五代伯ジェラルドの代になって、その関係は崩壊していく。そしてついに、一五七〇年代末、伯は反乱に身を投じた。ただし、デズモンドの乱と称されるこの反乱をはじめたのは、かれと従兄弟関係にある人物であり、そのあたりの事情は、これも次章で詳しく扱うことになる。

ともあれ、このデズモンドの乱は一五八三年まで続くが、最終的にはイングランド王権側による徹底的な軍事鎮圧に終わった。後に残ったのは、デズモンド伯をはじめ反乱に加担した者たちから収公可能な広大な領地であった。一五八四年時点での実地調査で査定されたその面積は、じつに約五七万エーカーにのぼった。[41] かかる収公地の処分方法として採用されたのが植民であった。

マンスター（デズモンド）植民計画は、エリザベス一世の側近中の側近である大蔵卿ウィリアム・セシル（バーリー卿）を中心に、国王秘書官長のサー・フランシス・ウォルシンガム、法務総裁サー・ジョン・ポッパム

法務次長サー・トマス・イガートンらが加わって検討され、一五八五年末までにほぼ固まった。[42] このように、イングランド枢密院の有力メンバー主導で計画立案された点が、それまでのアイルランドにおける植民政策との相違点である。これは、ダブリン総督府主導のリーシュ・オファリー植民や、私的植民事業の失敗に鑑みてのことであろう。

マンスター植民の最大の特徴は、収公地の分配を受けた新地主――自由鋤奉仕保有態様（フリーソキッジ）で国王から下付される自由土地保有権者（フリーホールダー）――が入植させるべきテナントの種類とそれぞれの数を土地面積に応じて法定した点である。土地分配を受ける地主が植民請負人undertakersと呼ばれたのも、そのためである。収公地は、それぞれ一二〇〇〇、一〇〇〇〇、八〇〇〇、六〇〇〇、四〇〇〇エーカーという五種類の割当地（シーニョリと呼ばれた）に分割されたが、たとえば、一二〇〇〇エーカーの場合だと、二一〇〇エーカーが地主の直属地demenseとされ、残りの九九〇〇エーカーについてはつぎのように規定された。すなわち、各四〇〇エーカーを地主から保有する地代付封土権者farmers六名、各三〇〇エーカーを同じく保有する自由土地保有権者六名、各一〇〇エーカーを保有する謄本土地保有権者（コピーホールダー）が四二名、余りの一五〇〇エーカーを、地主の裁量で五〇か二五もしくは一〇エーカーの単位で割当てられる少なくとも三六の小屋住農である。地主も含めてこれらの入植者はイングランド出生者であるべきことも規定されていた。[43]

植民請負人の募集キャンペーンはイングランド政府によって、一五八六年春、主にイングランド西部で展開され、八六名の応募があった。いずれもジェントルマン階層に属する人びとである。ただし、そのうち政府に公認されたものは一五名に過ぎなかった。もっとも有力廷臣やアイルランド駐在のイングランド出身官吏・軍人からの圧力を受けた政府は、かれらの参加を認めたので、結局、植民請負人の数は三五名となった。[44]

マンスター植民については、植民を「改革」の全体像のなかで位置づけるべきだと主張するブレイディですら、

口をにごしている。その未曾有の規模ゆえに、柔軟策を基調とする「改革」の補完として植民を位置づける自らの立場にはそぐわないとみるからであろう。じっさい、マンスター植民には直接言及しないのであるが、大規模植民は、一五八〇・九〇年代にアイルランドに利害を有するイングランド人知識人――詩人でアイルランド地主にもなっていたエドマンド・スペンサーがもっとも著名である――の間で、「改革」への絶望の反動から、「征服」の手段としてアイルランド全土で実施されるべき策として主張されるようになったとブレイディはいう。[45] しかし、スペンサーのような私人の主張は主張として、それを公権力の実施する政策の意図に直接むすびつけるのは短絡的にすぎないか。たしかに、マンスター植民は、従来の植民に比べて桁違いに大きいことはたしかである。しかし、これは広大な勢力圏を築いていたデズモンド伯の反逆という、これまた未曾有の規模の反乱に対する事後処理だったということを忘れてはならない。規模の大きさだけで、従来の植民とは質が異なるとはいいきれまい。王権がマンスター植民に引き続いて、アイルランド全土で同じような植民を画策していたともけっしていえないであろう。

じじつ、マンスター植民を実施するにあたっても、王権はやりたい放題だったどころか、むしろ抑制的な姿勢を示している。反乱終結から時を経ずして行われた一五八四年の実地調査で、五七万エーカーの土地が収公可能と査定されたことは、先に触れたが、じっさいに収公された土地は、それをかなり下回った。というのは、こういうことである。デズモンド伯との権利関係において、自由土地保有権者なのか、それとも任意土地保有権者なのかが判然としない者が少なからず存在した。前者なら、当該保有権者が反乱に関与していないかぎり、収公の対象とならない。そして、伯が勢力圏を築く過程で、伯への従属を余儀なくされていったイングランド系中小領主やゲール系の中小氏族には、伯の私的支配からの脱却を望んで、中立もしくは王権側につくものも少なくなかった。ところが、後者なら保有権者の反乱への関与の如何にかかわらず、収公の対象となる。問題は、伯が、例

の「コインとリヴァリー」を、つまり勢力圏内の住民に貨幣ないしは現物による強制徴発を行ってきたところにあった。そのため、自由土地保有権者もかなりの貢納を余儀なくされていたのであり、そうした強制徴発と任意土地保有権者が保有条件にもとづき伯に対して支払う地代との区別が判然としなかったのである。自由土地保有権者ゆえに、謄本土地保有権者とちがって、みずからの自由土地保有権を直接証明してくれる証書は存在しない。一五八四年の調査では、そうした土地もすべて収公可能な土地として査定され、これにもとづいて植民請負人に土地の分配が行われたため、自由土地保有権を主張する者と植民請負人とのあいだで係争が生じるのは当然であった。そして、植民を策定した当のイングランド枢密院は、この土地権係争に関して、かならずしも植民請負人の側に立ったわけではなく、既存住民側の自由土地保有権を認める判決を下すケースもかなりあったのである。[46] そのうえ、イングランド枢密院の主導でマンスター植民が実施されていたときに、他方でダブリン総督府は、総督サー・ジョン・ペロットのもと、コナハト地方で「コンポジション」――地方長官・評議会制度との関連で触れておいた――を成立させている。[47] つまり、同地方における反乱の可能性、したがって植民の必要性は当面回避されているのである。とすれば、マンスター植民のような大規模植民をアイルランド全土に波及させる意図が王権にあったなどとは到底いえないであろう。

(1) 第一章註(16)および(61)を参照のこと。

(2) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution*, pp. 189-92.

(3) こうした王権の姿勢が集約されているのが、一三六六年にアイルランド南東部キルケニーで開催された議会で制定された、いわゆる「キルケニー法典」である。その内容の主要部分については、Curtis, E. and R. B. McDowell (eds.), *Irish Historical Documents, 1172-1922*, London, 1943 (rep. 1977), pp. 52-9 にみることができる。

(4) *N.H.I. III*, p. 47.

(5) *The Statutes at Large*, i, pp. 176-7. 主要部分については、Curtis and McDowell, *op. cit.*, pp. 77-8 にみることができる。

(6) Moody and Martin, *The Course of Irish History*, ch. 11: 'The Tudor Conquest (1534-1603)' by Hayes-McCoy, p. 176（邦訳、一九八頁）。

(7) *S. P. Henry VIII*, ii, p. 480.

(8) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution*, pp. 231-8.

(9) *S. P. Henry VIII*, iii, p. 326. ちなみに、キューサクによる説明を受けたヘンリー八世は、アイルランドが王国の名に値すると思うのかと、むしろ叱責口調の書簡を総督セントリジャーに送っている。*Ibid.*, p. 331.

(10) Nicholls, *Gaelic and Gaelicised Ireland*, pp. 57-64.

(11) O'Dowd, *Power, Politics and Land*, p. 69.

(12) Hayes-McCoy, 'Gaelic Society in Ireland in the Late Sixteenth Century', *Historical Studies IV*, 1963, p. 48; Curtis and McDowell, *op. cit.*, p. 126. なお、個人としての土地取得が不可能だったわけではなく、その土地については親子間の相続（女子による相続を含む）が行われた。ただし、相続の方法としては分割相続がふつうであった。Nicholls, *Gaelic and Gaelicised Ireland*, pp. 60, 64-5.

(13) *Ibid.*, pp. 25-8. ちなみに、以上述べた「ゲーリック・アイルランド」における族長位継承制度全体を、一六世紀のイングランド人は「タニスト制度」tanistry と呼んだのであった。

(14) Butler, W. F. T., *Gleanings from the Irish History*, London, 1925, ch. 3.

(15) じじつマッカーシー・モア族においては、一三五九年から一五〇八年にかけて六世代にもわたって親子間の継承がおこなわれていた。Nicholls, *Gaelic and Gaelicised Ireland*, p. 27.

(16) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution*, ch. 7. セントリジャーは、長子相続制度がいきなりゲールの政治社会で受け入れられるとは考えず、場合によってはゲールの慣行にもとづいて族長の指名によりトーニステの地位にあった者を、「譲渡と再授封」でいまや王の直臣となった旧族長のイングランド法上の相続人と認定するなど、柔軟な姿勢をとった。*Ibid.*, pp. 213, 223.

(17) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution*, ch. 9.

(18) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, ch. 3, pp. 62-3.

(19) Brady, *The Chief Governors*, pp. 52, 72-3, 91, 97-8.

(20) もっとも、すでにみたように、社会経済史重視のキャニーは、一六世紀のみならず、近世を通じて一貫してイギリスの大西洋における海洋的発展というコンテクストにアイルランドを位置づけるという長期的展望をもっており、そのなかで当該期のアイルランド史の重要テーマを「イングランド化（イギリス化）」に求めている。これに対して、ブレイディは、テューダー朝期という時間的枠組みのなかで、「改革」からその放棄＝行きあたりばったりの統治へという転換をみているのであり、政治史家・行政史家という研究スタンスからやむをえない面もあるが、一七世紀以降への長期的展望にはいささか欠けているといえよう。

(21) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors*, pp. 149-60.

(22) *Cal. Carew MSS.*, i, pp. 330-49.

(23) *Ibid.*, pp. 409-12.

(24) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, ch. 5, esp. pp. 93-7.

(25) Brady, *The Chief Governors*, pp. 73-4, 117-8, 137-41.

(26) *Ibid.*, pp. 139-46.

(27) 序章の註(13)および(14)を参照のこと。

(28) Brady, *The Chief Governors*, pp. 52-3, 247-65. もっとも、キャニーは近年では、アイルランドのみならず近世を通じての大西洋世界における植民全般について、イングランド人には植民対象地域の既存住民に対する搾取の意識はなく、むしろ「改革」＝文明化の意図が濃厚だったとして、そのポジティヴな性格を強調している。Canny, *Kingdom and Colony*, ch. 1, esp. pp. 13-17.

(29) Dunlop, R., 'The Plantation of Leix and Offaly', *English Historical Review* (以下 *E.H.R.*), vi, 1891, pp. 61-96, esp. p. 61.

(30) Ibid., pp. 67-8.

(31) Ibid., pp. 68-71.
(32) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, p. 36.
(33) Dunlop, op. cit., pp. 74-91.
(34) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, pp. 67-8.
(35) 越智武臣『近代英国の発見』第三章第一節。
(36) Canny, *op. cit.*, ch. 4.
(37) *Ibid.*, ch. 8 (Conclusion: A Pattern Established, 1565-76).
(38) このことはキャニー自身が認めているところである (*Ibid.*, p. 57)。ただし、シドニーによる「譲渡と再授封」は、私的勢力圏を築いていた有力氏族や大領主に従属を余儀なくされていた、より下位の氏族の長や領主を対象とするもので、そこにセントリジャーのものとの決定的な差異をみるというのが、キャニーの立場であることは先に触れておいた。
(39) Brady, *The Chief Governors*, p. 264.
(40) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors*, p. 151.
(41) MacCarthy-Morrogh, M., *The Munster Plantation: English Migration to Southern Ireland 1583-1641*, Oxford, 1986, p. 16.
(42) Quinn, 'The Munster Plantation: Problems and Opportunities', p. 23.
(43) Dunlop, 'The Plantation of Munster, 1584-1589', *E.H.R.*, iii, 1888, pp. 250-69, esp. 257-8; McCarthy-Morrogh, *op. cit.*, pp. 30-1.
(44) *Ibid.*, pp. 45-56, 291-2.
(45) Brady, *The Chief Governors*, pp. 296-7. スペンサーには「アイルランドの現状管見」A View of the Present State of Ireland という表題の著述があるが、その評価をめぐってもキャニーとブレイディは真っ向から対立している。詳しくは、拙稿「『野蛮』の『改革』——エドマンド・スペンサーにみるアイルランド植民地化の論理——」、『史林』第七六巻第二号、一九九三年、七二—一〇二頁を参照のこと。

(46) Sheehan, A. J., 'Official Reaction to Native Land Claims in the Plantation of Munster', *I.H.S.*, xxiii, no. 92, 1983, pp. 297-318. こうした王権の姿勢は、シドニー総督期以後、アイルランドは、大西洋の彼方の地と同様、既存住民にイングランド法など適用せずともよい「植民地」とイングランド人エリートに認識されるようになったというキャニーの見解にも修正を加えるものであろう。

(47) Cunningham, B., 'The Composition of Connacht in the Lordships of Clanricard and Thomond, 1577-1641', *I.H.S.*, xxiv, no. 93, 1984, pp. 1-14.

第三章　「改革」に対するアイルランド既存支配層の反応

一　「ペイル」の外の反応

(1)「改革」の部分的成果

「テューダー朝のアイルランド再征服」という常套句によってかき消されてしまいがちであるが、「改革」が一定の成果をあげたところもじっさいにはあった。もっとも目覚ましい成果としてあげられるのは、コナハト地方ソモンドのオブライエン族とクランリカードのバーク（マクウィリアム）族のケースであろう。オブライエンはコナハト地方南部でマンスター地方との境界地域（いまのクレア県で、ここは現在ではマンスター地方に入れられているが、当時はコナハト地方に属していた）に勢力圏を築いていたゲール系の有力氏族である。これに対してバークは、もともとはイングランド系（アングロ・ノルマン系）貴族のド＝バーゴ家であるが、マクウィリアムというゲール系の名称を採るほどゲール化し、コナハト地方中部（現在のゴールウェイ県）に勢力圏を築いていた（第一章の図2を参照のこと）。この両軍閥は、セントリジャー総督のもとで「譲渡と再授封」に応じ、それぞれソモンド伯、クランリカード伯を授爵している。[1] しかし、かれらやその直系の後継者が、傍系の身内による反抗に悩

まされなかったわけではない。とくにソモンドのオブライエン族の場合には、初代伯マローの死後、第二代伯のザノーが、その弟ドネルらに殺され、それによってドネルとザノーの長子コナーとのあいだに第三代伯位をめぐって一二年におよぶ内紛が生じたほどである。[2] 一五六〇年代末期にコナハト地方長官職が設置されると、初代の長官サー・エドワード・フィットンが威圧的・武断的であったために、当時のソモンド・クランリカード両伯とも長官との関係は険悪であった。ソモンド伯ははっきりとフィットンへの協力を拒んだし、クランリカード伯の場合は、伯自身はともかく、かれの三人の息子が公然と叛旗を翻している。しかし、サー・ニコラス・モルビーが二代目の長官に任命されると事情は変わった。軍人の出でありながら行政能力にたけていて、厳格でありながらかつ柔軟で公正な態度を貫いたモルビーは、両伯とのあいだに協力関係を構築したのである。[3] 両伯とも王権による「改革」のうえにその地位を保障されていたと同時に、それゆえに身内の反抗に苦しんでいたのであるから、結局のところ王権の代理人である地方長官と結んで、領内の抵抗勢力を抑えねばならなかったという面もあろう。前章で触れたように、ここでは「コンポジション」も成立している。

セントリジャー総督のもとでは軍閥を直接の対象とするものだった「譲渡と再授封」が、その後、軍閥を牽制すべく、その私的支配のもとに置かれていた従属的な氏族に標的を移していくことは、前章でこれもまた触れておいた。まさにそれゆえに、「譲渡と再授封」が成立しているケースが現実にある。たとえば、総督サセックス伯は、マンスター地方のマッカーシー・モア族やオサリヴァン・ベア族、マスケリーのマッカーシー族の長とのあいだに「譲渡と再授封」を成就させている。マッカーシー・モア族長ドナルドはクランケア伯位をも授爵した。これらはいずれもデズモンド伯の勢力をそごうとする王権側と、デズモンド伯の支配からの脱却を図りたいゲール系氏族との利害が一致したからであった。[4] 同じように、コナハト地方北東部でアルスター地方との境界に位置するオコナー・スライゴ族長も、アルスター地方西部の有力氏族ティアコンネルのオドンネル族による支配から

の脱却を望んで、シドニー総督時代に「譲渡と再授封」に応じている。[5]

しかし、こうした「改革」の成果も色あせてしまうほどの大規模な反乱が生じたのも、また事実である。マンスター地方におけるイングランド系軍閥デズモンド伯の反乱と、アルスター地方におけるオニール・オドンネルらゲール系軍閥連合の反乱――近年のアイルランド史学界では「九年戦争」と称されている――が、そうだ。では、こうした反乱がなぜ生じたのか。そこには、単純に「改革」への現地勢力の反抗といって片付けてしまうわけにはいかない複雑な事情があった。

(2)デズモンドの乱(一五七九―八三年)

未曾有の規模のマンスター(デズモンド)植民に帰着することになったデズモンドの乱から、まずみていくことにしよう。デズモンド伯は、キルデア伯、オーモンド伯と並ぶイングランド系三大貴族のひとつであり、マンスター地方の南・西部に勢力圏を築いた軍閥であった。一四六〇年代に総督に任命された第八代伯トマスが「ペイル」の内部で強制徴発(「コインとリヴァリー」)を行って、住民の反発を買い、かわって任命されたイングランド出身の総督によって処刑されたあとは、勢力圏に引きこもって王権と関係を断絶した。[6]このデズモンド伯家と王権の関係が改善するのが、セントリジャー総督のもとにおいてであった。第一四代伯のジェイムズが、セントリジャーの説得によって、ロンドンにわたり、ヘンリー八世に謁見したのである。イングランド系ではあるが関係を断っていた軍閥が、王権との関係を修復したことは、ゲール系の軍閥に対して「譲渡と再授封」を進めようとするセントリジャーにとって有利な材料だったことはまちがいない。[7]と同時に、これは、イングランド王権がアイルランド統治に直接責任を負うことに、デズモンド伯が反対であったわけではないことを示している。では、「改革」についてはどうか。関係を断っていたとはいえ伯はイングランド王の臣下であったから、「譲渡と再

授封」の手続きは、伯の場合必要なかった。したがって、伯にとって「改革」とは、地方長官・評議会制度の受容であった。これは、軍閥である伯当人にとって、その権力の事実上の独立性を失うというデメリットがあったのはたしかであるが、過重な軍事力保持という負担の軽減というメリットもあったことは、すでにみたとおりである。

「改革」に対するデズモンド伯の対応をみるにあたっては、「改革」のメリット、デメリットという観点からだけではなく、党派対立という別の視点も必要だと、ブレイディは指摘する。ここでいう党派とは、ロンドンの宮廷内二大派閥と、アイルランドの二大陣営である。アイルランド「改革」が軍閥解体の意味合いをもつようになった一六世紀後半におけるロンドンの宮廷では、ダドリー（レスター伯）派とハワード（ノーフォーク公）派に大きく分かれて権力闘争が展開された。他方、アイルランドでは、中世末以来、キルデア伯とデズモンド伯のフィッツジェラルド陣営とオーモンド伯のバトラー陣営が対立抗争を繰り広げてきた。しかも、ロンドンでの党派争いとアイルランドにおけるそれは連動していた。ダドリー派はフィッツジェラルド陣営と、ハワード派はバトラー陣営とそれぞれ手を結んでいたのである。こうした、アイリッシュ海をはさんでの党派抗争に密接に絡んでいたのが、アイルランド総督の座であった。国王の勅任官ではあるものの、総督の選考は実質的には枢密院で決定されたから、宮廷での派閥抗争がこれを左右するのは当然であった。赴任後も総督は、現地アイルランドでの党派対立を考慮しながら行動しなければならない。自らを支持する陣営にパトロネジを施さねばならない一方で、それがあまりにも度を過ぎると、対立陣営の不満が募る。その不満の声はロンドンの宮廷に伝えられ、そこでの政争の具とされる。こうなると総督は、自らの関知できないところで足元を掬われてしまいかねないのである。(8)

このような総督の座をめぐる党派抗争がデズモンド伯の命運をいかに左右したか。これを地方長官・評議会制度の導入に積極的であった二人の総督のケースをとりあげてみてみよう。まず、サセックス伯であるが、かれは

宮廷ではハワード派に属した。ということは、デズモンド伯の属するフィッツジェラルド陣営の敵方である。サセックス伯が「改革」にあたってデズモンド伯に厳しい態度で臨んだのは当然であった。では、シドニー総督の場合はどうであったか。サセックス伯が結局ダドリー―フィッツジェラルド連合によって失脚を余儀なくされたあと、ダドリー派の切り札として総督に任じられたのがシドニーである。デズモンド伯にすればシドニーは味方に思えたであろう。じっさい、当初シドニーはマンスター地方長官にデズモンド伯と友好関係にある人物が任命されるよう配慮しようとした。ところが、やがて、シドニーはデズモンド伯と距離を置くようになる。デズモンド伯と敵対関係にあるオーモンド伯がシドニーを牽制したからである。[9] キルデア伯家の没落後、デズモンド伯とオーモンド伯はイングランド系軍閥の両巨頭であったが、エリザベス一世の即位に伴って、両者の政治的影響力には雲泥の差がつくことになる。第一五代デズモンド伯ジェラルドが一介のアイルランド王国貴族にすぎなかったのに対して、第一一代オーモンド伯トマスは、血縁の深さから女王の寵を受ける、アイルランドの所領よりもロンドンに主たる居所を置いたハワード派の宮廷貴族だったのである。[10] 宮廷における政治的影響力は、デズモンド伯の比ではなかった。したがって、総督シドニーは、ダドリー派でありながら、というよりもダドリー派であるがゆえに、オーモンド伯の動向に敏感たらざるをえなかった。

このように党派対立に翻弄されていくなかで、デズモンド伯の地元での威信も低下していく。みずからの私的勢力圏の周縁部では、もはやかれに従わず、地代や貢納を拒否する領主・氏族が簇出したのである。[11] それはたんに威信の低下というにとどまらず、伯の財政状況の悪化をも招いた。このことは、デズモンド伯にとって「改革」のメリットが一層大きくなっていったことを意味する。すでに独立的な地域権力の地位を維持できなくなった伯にすれば、地方長官・評議会制度とそれに伴うべき「コンポジション」によって、自前の私的軍事力の維持からくる財政的負担から解放されるからである。デズモンド伯本人には「改革」を理由に反乱に走る必然性は時

とともにますます低下していったといえよう。じっさい、反乱を直接引き起こしたのは、伯自身ではなかった。首謀者は、伯の従兄弟にあたるジェイムズ・フィッツモーリス・フィッツジェラルドだったのである。この人物は、一五六九年にも武装蜂起を図って失敗し、大陸へ亡命していた。このときは、たまたま伯がロンドンへ召還されていた最中に生じたため、伯自身の責任は問われていない。さて、大陸に亡命したジェイムズ・フィッツモーリスは、捲土重来、一五七〇年代末に再びアイルランドに戻り、デズモンド伯領において蜂起した。かれはそのさい、プロテスタントのイングランドに対するカトリック十字軍たることを錦の美旗に立てた。[12] しかし、これはあくまでも大義名分にすぎない。では、かれが二度にわたって蜂起を企てたのはなぜだったのか。それは、かれが、伯の従兄弟であったといっても、その立場は伯の家臣団、すなわち私的軍事集団の棟梁にすぎず、しかもみずからの所領をもたなかったことによる。つまり、もっぱら軍事的役割をもって伯に奉仕する立場にあったのである。「改革」、より具体的には地方長官・評議会制度やそれに伴う「コンポジション」は、かれに恩恵をもたらすことなく、ただその存在理由を喪失させるだけであった。

ジェイムズ・フィッツモーリスによる二度目の蜂起のさいには、デズモンド伯は自分の所領にいた。いいかえれば、今回は反乱に対する姿勢を鮮明にせざるをえない状況にあったわけである。自らがはじめたわけではなくても、反乱に身を投じればもちろんのこと、身内のはじめた反乱を傍観したとしても、国王への反逆ととられるであろう。しかし、反乱の主体は、伯の旧来の権力基盤であった家臣団であった。かれらを見限って王権につけば、権力基盤を失うだけでなく、より広い意味で地元で浮いた存在になりかねない。そうなれば、王権に寄生するよりほかはない。王権への反逆か、王権への完全寄生か、伯に許されたのはこの究極の二者選択であった。そして、伯が選んだのは、前者だったのである。[13]

(3)「九年戦争」（アルスターの軍閥連合の反乱）

アルスター地方は、アイルランドのなかでももっともゲール色の濃い地方とされ、じっさいイングランド王権によるアイルランドの一元的支配権確立に対しても、最後まで抵抗を示したところである。ここでは、ティローンのオニール族、ティアコンネルのオドンネル族という二大勢力をはじめ、西ブレフニのオラーク族、ファーメナのマグワイア族など、アルスターの主立った有力氏族＝軍閥が連合して、王権を相手に一五九五年から一六〇三年まで九年にわたる戦争を遂行した。いいかえれば、この「九年戦争」を制することで、イングランド王権は所期の目的をようやく成就することができたのであった。「テューダー朝のアイルランド再征服」と称される所以である。しかし、このようなアルスターの諸軍閥の糾合が早くから成立していたわけではまったくない。

アルスターでは、中世末にはティローンのオニール族が最大勢力、ティアコンネルのオドンネル族がそれに次ぐ第二勢力となり、両者が同地方における覇権をかけて不断に争うという状態となり、他の有力氏族もこの覇権争いになんらかのかたちで関係していた。[14] いいかえれば、アルスターの政治・軍事構造を規定する第一要因は、ティローンのオニール族であったということである。

アルスターにおける「改革」＝イングランド化は、やはりセントリジャー総督による「譲渡と再授封」の導入にはじまる。セントリジャーからの説得に対しては、当時のオドンネル、オラーク、オケイハン、マキランの諸族長も積極的に応じる姿勢を示したが、[15] じっさいに「譲渡と再授封」が成立をみたのは、ティローンのオニール族長コンの場合だけであった。これにより、コンはティローン伯を授爵している。[16] しかし、アルスターの政治・軍事構造を第一に規定する最大軍閥が「改革」に応じたのであるから、このことのもつ意味は大きい。これによってイングランド王権とティローンのオニール族が協力体制をとって、アルスターの「改革」を進めたならば、アルスターの他の軍閥がこれに対抗するのは困難だったであろう。

しかし、オニール族とイングランド王権との蜜月時代は長くは続かなかった。継承問題をめぐって、族内から「譲渡と再授封」への反対者が台頭してきたからである。「譲渡と再授封」によって、コンの後継者は、最年長の息子マシューとされた。ところが、コンの次子シェーンはマシューが庶子で、イングランド流の長子相続制度の原則に反すると異議を唱えたのである。ただし、これはたんなる口実にすぎない。イングランド流にふるまう気などシェーンにはさらさらなく、あくまでもゲールの流儀でオニール族を統べるつもりであった。かれは一五五八年にマシューを殺害し、翌五九年にコンが病死すると、イングランド王権によって認められた伯爵としてではなく、オニール族自体の選んだ族長としてティローンに君臨するにいたる。シェーンはさらにアルスターの覇者たらんとして、ダブリン総督府と虚々実々の駆け引きを展開するとともに、オドンネル族やその同盟者との勢力争いを演じていくのである。[17]

一五六七年にシェーンはオドンネル族との戦闘で敗北を喫するが、これがかれの命取りとなった。アルスター北東部に勢力圏を築いていたスコットランド系のマクドナルド族に援助を求めたのだが、すでにダブリン総督府の息がかかっていたマクドナルド族はシェーンを殺してしまったのである。[18] しかし、これでイングランド王権にとってのオニール問題が解決したわけではない。シェーンの後継族長には、かれのトーニステであったスアロー・ルイナハが就いた。しかし、かれはシェーンとちがって、族内での権力基盤が弱かった。シェーンの息子たちやシェーンに殺されたマシューの息子たちといった、スアロー・ルイナハの族長就任を快く思わない強力な反対勢力が存在したのである。では、イングランド王権にとってスアロー・ルイナハが与し易い相手であったかといえば、そうではなかった。かかる弱点を補うべくスアロー・ルイナハがとった方策は、ダブリン総督府と結びつくことではなく、マクドナルド族の女子との婚姻であった。それによってかれは、レッドシャンクと呼ばれたスコットランド系の短期契約傭兵の供給をマクドナルド族を通じて受け、みずからの軍事基盤の強化を図ろうと

したのである。族内のかれのライヴァルたちが同様のやり方で対抗したことはいうまでもない。[19] このように、スアロー・ルイナハの族長時代にオニール族内で展開したのは、イングランド王権からみれば「改革」にまったく逆行する動きであった。イングランド王権にはこの動き自体を阻む術はなく、ただ、マシューの息子で、アイルランドのイングランド系ジェントルマンの家庭で育てられたヒューをティローン伯の正統な後継者と認め、かれによるティローンのオニール族の「改革」に期待するよりなかった。[20] しかし、この期待はやがて裏切られることになろう。

アルスター最大勢力であるティローンのオニール族で進展した「改革」に逆行するこうした事態は、当然ながらティローンの外にも影響が及んだ。つまりティローンの「改革」の挫折は、アルスター地方全体の「改革」の失敗につながったのである。ここでは、ティアコンネルのオドンネル族と東ブレフニのオライリー族をとりあげて、その影響を具体的にみてみよう。

アルスター第二の勢力であり、伝統的にティローンのオニール族と敵対関係にあったティアコンネルのオドンネル族にすれば、オニール族の動向をイングランド王権が阻止できない以上、みずからも軍事力の増強を図らざるをえなかった。もちろんこれは、イングランド王権の観点からすれば「改革」への逆行である。しかし、アルスター第一勢力たるオニール族の一層の勢力拡大を阻止するには、イングランド王権は第二勢力のオドンネル族と結ばざるえない。それは、イングランド王権がオドンネル族に対して「改革」を迫る立場にはなかったことを意味した。こうして、オニール族と同様、オドンネル族も、族長位の継承をめぐる内紛はあとを絶たず、また、やはりマクドナルド族からレッドシャンクの供給を受けて、軍事力の増強に走ったのである。[21]

東ブレフニのオライリー族の場合はどうか。アルスターでは比較的弱小の勢力であり、その勢力圏の北西境界がティローンと接しているオライリー族は、オニール族の脅威にさらされつづけたこともあって、伝統的にイン

グランド王権との関係が概して良く、「譲渡と再授封」を早くから望むなど、「改革」にも積極的に応じる姿勢をしめした。にもかかわらず、オライリー族の「改革」は進まなかった。しかし、これはオライリー側に問題があったからではない。むしろイングランド王権側が「改革」に消極的だったのである。地政的にオライリー族の勢力圏である東ブレフニは、ダブリン総督府が所在する「ペイル」にとって、ティローンのオニール族の勢力南下を防ぐ防波堤の役割を果たしていた。要するに「改革」による脱軍事化よりも、オニール族に対する防波堤としてオライリー族を利用する方をイングランド王権は選んだということである。[22]

このように、オドンネル族とオライリー族とでは事情は異なっていたが、イングランド王権が「改革」を推進できなかったという点では一致していた。他の軍閥の場合も、おおむねいずれかのケースに相当する。すべてはアルスター第一の勢力であるティローンのオニール族が「改革」に逆行するのを如何ともできなかったイングランド王権の能力の限界に起因したのである。

このように「改革」を唱えながらも、その実行能力に欠けていたイングランド王権のアルスターにおける信用性は低下せざるをえなかった。しかも、一五七〇年代には、アルスター北東部でのサー・トマス・スミスやエセックス伯による私的植民事業が企てられ、しかもそれが現地勢力との武力衝突や現地民の大量虐殺を伴ったために、[23]なおさらイングランド王権への不信は強まっていくのである。一五九〇年代になると、その不信が高じて、ティアコンネルのオドンネル族長ヒュー・ローやファーメナのマグワイア族長ヒューが蜂起した。では、スアロー・ルイナハ亡き後、オニール族内からもそのリーダーとしての地位を認められた、アルスターにおけるイングランド王権期待の星ティローン伯ヒューは、これにどう対応したであろうか。かれは王権側についてイングランド的貴族として生きるか、王権に背を向け反乱に与してゲールの族長として生きるか、この二つを天秤にかけた末に、後者を選び、反乱軍の首領となった。[24]これまで互いに対立してきた有力軍閥が手を結んでイングランド王

権に反抗するとなると、王権に依存してきたオライリー族のような弱小勢力も、その圧力に抗することができず、[25]こうして、アルスターのゲール系軍閥がこぞってイングランド王権に叛旗を翻すという未曾有の事態が出現し、「九年戦争」へと展開していったのであった。

二　「ペイル」の反応

すでにみたように、「ペイル」の外の「改革」を望んだのは、本来はイングランド王権よりも、軍閥支配を嫌う「ペイル」内のエリート層であり、かれらがイングランド王権のアイルランド統治へのコミットメントを早くから要請していたのであった。[26]ところが、サセックス伯以降、総督による「改革」が推進されていくにしたがって、「ペイル」の政治エリートとダブリン総督府との乖離が進んでいく。サセックス伯にせよシドニーにせよ、その総督職からの失脚には、先にみたアイリッシュ海をはさんでの党派抗争だけではなく、これを利用した「ペイル」の政治エリートの動向も絡んでいた。かれらは、ロンドン在住の「ペイル」出身者あるいは、ロンドンに派遣した代表団を通じて、総督の頭越しに、これに対する苦情を国王に伝えたのである。[27]では、本来「改革」を望んでいたはずのかれらが、「改革」を推進しようとする総督に、なぜ反発しなければならなかったのだろうか。

この問題について、サセックス伯以降に、かかる乖離が生じていったという点では史家のあいだで見解の一致があるが、その主たる要因をめぐっては議論が分かれている。大ざっぱにいえば、イデオロギー的要因を重視するブラッドショー、キャニーと、即物的な要因を重視するブレイディとに分けることができよう。

前者の見方はこうである。「ペイル」のエリート層がルネサンス人文主義に固執したのに対して、一六世紀半ば以降、総督の出身母体であるイングランド・エリート層における思想潮流は大きく変化してしまった。このイデオロギー的立場の違いから、総督は、従来「ペイル」出身者で占められていたダブリン総督府の高級官僚ポス

トからかれらを駆逐して、代わりに思潮を同じくするイングランド出身者を充てるようになった。こうして、「ペイル」のエリート層とダブリン総督府とが乖離していったのだ、と。ただし、イングランドでルネサンス人文主義に代わって主流となった思潮については、ブラッドショーとキャニーとで見解が分かれる。すなわち、ブラッドショーがカルヴァン派プロテスタンティズムとするのに対して、キャニーは、新大陸を征服してインディオと対峙し、これを「野蛮」と規定したスペインのエリートの知的影響を受けたとみるのである。[28]

これに対して、こうしたひとにぎりのエリートのあいだでの知的立場のズレでもって、「ペイル」とダブリン総督府の乖離を説明できるものではないというのが、ブレイディである。ブレイディはむしろ、セントリジャーと、それ以後の「改革」的総督すなわちサセックス伯、シドニーとでの、統治スタイルの違いに着目する。ブレイディによると、こうなる。セントリジャーは、アイルランドの国王財産にも手をつけて、これをバトラー、フィッツジェラルド両派に分配することで、現地に強力な支持基盤を築いた。このようにして、現地勢力からの総督への苦情がロンドンの宮廷での派閥抗争に利用されないようにしたのである。ルネサンス人文主義の具現としてブラッドショーのヒーローだったセントリジャーも、ブレイディにかかると形無しで、自己の政治生命維持のために主君をもあざむく腐敗官僚に過ぎなくなるのである。ともあれ、こうしてセントリジャーは長期政権を維持した。しかし、その一方でセントリジャーの総督時代にはアイルランド「改革」はさほどの進展をみなかった。そこに目をつけたのが、比較的若くて野心的なロンドンの廷臣、すなわちサセックス伯でありシドニーである。つまり、総督としてアイルランドに赴任し、「改革」の成果を土産に宮廷での出世を図ろうというわけだ。かれらには、アイルランドに長く居座るつもりはない。もちろん、「改革」が短期に成就するとはかれらも考えはしない。とにかく「改革」の道筋だけをつけてロンドンに凱旋しようという腹である。そのために、かれらは「改革」政策もふくめてアイルランド統治のプログラムを予め立てて、枢密院において国王の承認を得たうえで赴任

した。そして、現地既存諸勢力の意向などものかは、とにかく「改革」の道筋をつけるべく、みずからの立てたプログラムに沿った統治を行おうとする。そのためには、従来の慣行と既得権にまみれた「ペイル」出身のダブリン総督府高官は邪魔な存在でしかない。イングランド出身者を重用したのは当然であった。しかし、こうした統治スタイルの犠牲となったのは「ペイル」のエリート層だけではない。「ペイル」住民全体に及んだのである。短期間に「改革」の道筋をつけるために、サセックス伯やシドニーは、軍事力を多用した。セントリジャーも軍事力を用いなかったわけではないが、それはあくまでも説得という主要な手段にとっての補助手段にすぎない。これに対してかれらは、軍事力を振り回して、「改革」の受容を「ペイル」の外の諸勢力に迫った。当然、これは総督の手兵の増強を伴う。問題はその維持コストをだれが負担するかであった。イングランド王、なかでもエリザベス一世の吝嗇は周知のところである。増強した兵力の維持コストは「ペイル」住民に転嫁されざるをえなかった。「ペイル」住民からの糧食の徴発は「ペイル」内の食糧価格を釣り上げる。また、民家における兵馬の宿営billetingも、住民にとって重い負担であった。そのうえ、増加した兵士による乱暴狼藉が「ペイル」住民を苦しめた。こうしてサセックス伯やシドニーのような野心的な「改革」的総督の統治を通じて、「ペイル」のエリート層にかぎらず住民全体が、ダブリン総督府と乖離していったのである。(29)

ブラッドショーやキャニーが重視するような、「ペイル」のエリートとイングランドのエリートのあいだでのイデオロギー上のズレも、なにがしかの作用はしたであろう。しかし、両史家の議論は、あたかも双方のエリートがおのおの、全体として特定の思想潮流に染まっていたかのように聞こえることも否めない。むしろ、たんにエリート層の問題に矮小化せずに、「ペイル」住民全体とダブリン総督府、いいかえれば社会と国家の乖離としてみようとするブレイディの議論の方がより説得力をもつと思われる。ともあれ、「改革」を強く望み、イングランド王権のコミットメントを要請しながら、「改革」を推進していこうとした王権の代行者（総督）と離反せ

ざるをえなくなっていった「ペイル」社会の動向は、テューダー朝のアイルランド「改革」における最大の逆説といってよかろう。

三 テューダー朝の国家統合とアイルランド――なぜ「改革」は「征服」に帰結したか――

以上から、「改革」の成就の是非は、「改革」を受容する意図のある軍閥が、身内の反対分子――既得権益を侵害されるか、あるいは存在理由を否定されてしまう者たち――からの抵抗を抑え込めるかどうか、そして、「改革」を推進する側のイングランド王権にこうした軍閥を支援する意欲もしくは能力があるかどうかにかかっていた、ということがわかろう。ただし、これではあくまでもアイルランド一国史的枠組みのなかでの説明にとどまる。近年の「新しいイギリス史」もしくはイギリス諸島史の観点に立ち、アイルランドにおける「改革」をテューダー朝のイギリス諸島における国家統合――周縁部を中枢部＝イングランド南東部の政治社会に同化させる――の企ての一環として捉えるならば、どうだろうか。そのさい問題となるのは、ブリテン島におけるテューダー朝国家の西部周縁部すなわちウェールズ（辺境ならびに本土）、ならびに北部周縁部すなわちイングランド北部地方との比較である。ウェールズでは、一五二〇年代のウェールズ辺境評議会の設置にしても、一五三〇年代のウェールズ併合にさいしても、現地既存勢力からのさしたる抵抗もなく、スムーズにことが運んでいる。一方、イングランド北部地方では、一五三〇年代に「恩寵の巡礼」、一五六〇年代には北部反乱と、二度の大きな反乱が生じるなど、ウェールズのようにすんなりとは国家統合は進展しなかったものの、アイルランドに比べればよほど平穏にみえる。翻ってアイルランドに目を転じると、以上でみてきたように、むしろ、一六世紀も末期にいたって、デズモンドの乱や「九年戦争」（アルスター・ゲール系軍閥連合の反乱）など、テューダー朝による国家統合の試みをあざ笑うかのような大規模な反乱が生じたのである。なぜ、アイルランドでは、ブリテン島におけ

る場合とちがって、国家統合が軍事征服というかたちで決着をみなければならなかったのか。

この点についてやはり、イギリス諸島史の立場から一六世紀アイルランド史にアプローチする二人の代表的な史家の言に耳を傾けてみよう。まず、エリスである。中世末・近世初のイングランドとアイルランドを、それぞれ別個の歴史的個体としてみる伝統的な見方を批判して、イングランド世界とゲール世界の対峙する場としてイギリス諸島を捉えるなかで、イングランド南東部を中枢部とするテューダー朝国家の周縁部のひとつとしてアイルランドを位置づけてみせたエリスであるが、この問題についてのかれの説明はややものたりない。エリスはいう。テューダー朝の歴代国王がアイルランド統治を長期にわたる財政支出に値するものとは最後まで考えようとしなかったのに、「改革」に賭けるイングランド出身総督の野心の方は、一六世紀後半には高まる一方であった。しかも、アイルランドの実情に疎いかれらは、「改革」が進展しないのを、財源不足よりも、「ペイル」のエリートを含めた現地の既存諸勢力の頑迷固陋のせいにして、イングランドからの新参者を重用したために、かれらの反発を買った。つまり、テューダー朝のアイルランド政策は根底から誤っていたのだ、と。[30] この説明がおかしいというのではない。ただ、ウェールズやイングランド北部地方と同様のテューダー朝国家周縁部でありながら、なぜ、アイルランドにおいてだけそうなったかについては答えていないように思われる。

この点、より具体的にこの問題に答えてくれているのが、ブレイディである。かつてかなりの類似性をもっていながら、中世末二世紀間の歴史によって、一六世紀初には類似性よりも異質性の方が目立つようになっていたアイルランドとウェールズであったにもかかわらず、ウェールズですんなりと大成功を収めたやり方を基本モデルとする「改革」諸政策が、一六世紀後半のアイルランドで一貫して追求された点に、根本的な誤りがあった、というのがブレイディの議論の主旨である。[31]

かれのいう近世初頭の時点でのウェールズとアイルランドの違いについてであるが、中世末～近世初のアイル

ランドについては、本書でも第一章で詳しくみているから、それとの対比で、ウェールズの状況に触れておこう。ひとことにウェールズといっても、イングランド王権の観点からすれば、それは大きく二つの部分にわかれる。ケルト系ブリトン人の地であるウェールズ本土（大公領（プリンシパリティ））と、ノルマン朝以来、対ウェールズ防衛の責務を負う見返りに、王権によって広範な特権を認められていた諸侯領が広がるウェールズ辺境 Welsh marches である。この点は、アングロ・ノルマン系貴族の侵攻以降のアイルランドの状況と類似している。しかし、ウェールズの場合は、一三世紀の後半に、ウェールズ本土が、ときのイングランド王エドワード一世によって完全征服されており、残存した名門・旧家も、一五世紀初頭の大反乱（オウェン・グリンドゥルの乱）によって消滅した。かわりに、ここではケルトの法よりもイングランドのコモン・ローにもとづく土地権に好意的な新興地主層――イングランドのジェントリに相当する――が台頭した。ゲール系軍閥が跋扈した「ゲーリック・アイルランド」とはまったく対照的である。このようにウェールズ本土にイングランド王権が浸透した以上、本来の存在理由を失ったウェールズ辺境諸侯に対してもイングランド王権は優位に立つようになる。この点も、ゲール系の攻勢と王権による統治責任の放棄が原因でイングランド系大領主の軍閥化がみられた「ペイル」の外の「イングリッシュ・アイルランド」と対照的である。一五二〇年代にウェールズ辺境評議会が設置されるまでに、すでに辺境諸侯は弱体化していたし、一五三〇年代から四〇年代にかけてのウェールズ全土のイングランド王国への併合も、ウェールズ側の支配層がむしろこれを歓迎する下地ができていたのである。(32)

ブレイディによると、一五三〇年代末から四〇年代初のヘンリー八世の顧問官らは、ウェールズとアイルランドの差異を認識していたという。だからこそ、前者は併合したのに対して、後者は国制上、別個の「王国」としたうえで、イングランド的政治体への再編が図られたのだ、と。ところが、一六世紀後半になって登場する、手っ取り早く成果をあげたい野心的な「改革」志向の総督にとっては、ウェールズでの成功例に依拠することの方

が都合がよかったのである。しかし、こうした現実離れした「改革」政策を遂行しようとした総督らは、「ペイル」のエリート層によって見事にしっぺ返しをくらった。ただし、その抵抗のゆえに、「ペイル」のエリートも、「改革」にとって、その対象以上に障碍となる存在として、イングランド王権から不信のまなざしでみられるようになるのであった。[33]

ちなみに、一五三〇年代において、アイルランドと類似性が強かったのは、ウェールズよりもむしろイングランド北部地方であったとブレイディは指摘する。しかし、ここでは「恩寵の巡礼」にみられるように混乱が生じており、同時代人にとってアイルランド「改革」のモデルとはなりえなかったとして、それ以上、北部地方には言及していない。[34] たしかに、イングランド北部地方では、この「恩寵の巡礼」のみならず、一五六〇年代末期にも、もう一度大規模な反乱が生じている。スコットランドの王位を剝奪され、イングランドに亡命してきたメアリ・ステュアートを担いで、エリザベス一世を王位から追おうとしたノーフォーク公の陰謀に加担し、陰謀発覚により切羽詰まったノーザンバーランド伯（パーシー家）とウェストモーランド伯（ネヴィル家）が起こした北部反乱である。急ごしらえのこの反乱は地元での支持もなく、あっさり鎮圧された。これによって両伯家はその所領を没収される。これによって、北部地方における不穏な状況がまったく解消されたわけではないが、一七世紀初めまでに徐々に王権が浸透していったのである。一六世紀末になって、大規模な反乱が生じ、軍事征服というかたちで決着をみたアイルランドとは、対照的である。では、なぜ、ノーザンバーランド・ウェストモーランド両伯は、ノーフォーク公の陰謀に加担して、反乱を起こすことになったのか。この点については、エリスが、簡にして要をえた説明をしている。すなわち、こうだ。イングランド王権にとってのイングランド北部地方の意味は、スコットランドとの関係によって規定されていた。スコットランドは、一三世紀末にイングランド王エドワード一世がその併合を図ろうとして以来、基本的にイングランドと敵対関係にあった。したがって、ウェールズ

辺境と同様に、イングランド北部地方の諸侯に王国防衛の責務を負わせるとともに、その代償として広範な特権を与えるのはやむをえなかった。ウェールズ辺境とちがったのは、そうした状況が一六世紀半ばまで継続した点である。しかし、一五五九―六〇年に宗教改革が起こったことで、スコットランドは一転して、カトリックのフランスと中世以来の同盟関係を断絶し、イングランドと友好関係を結ぶことになる。つまり、イングランドにとっての北からの脅威が消滅したわけである。こうなると、北部地方の強力な特権的諸侯に存在理由はなく、王権にとって邪魔な存在でしかない。ノーザンバーランド・ウェストモーランド両伯の反乱も、王権によって軽視されるようになったかれらが、北部統治での影響力を回復しようとして起こしたものである。[35] こうした特権諸侯が排除されれば、王権が静かに浸透していったのも当然であろう。

こうしてみると、テューダー朝国家の三つの周縁部のうちで、アイルランドでの「改革」がとくに困難であったことが、いまや明らかであろう。ウェールズでは、中世における征服とこれに対する反動といえる大反乱を経験していたおかげで、近世初めには本来異法域であるはずのウェールズ本土でむしろイングランド化を受容する向きがあったし、イングランド系のウェールズ辺境諸侯もその存在理由を失っていて弱体化していた。イングランド北部地方においては、異法域にどう対処するかという問題には王権は煩わされる必要はなく、ただイングランド系の特権を有する強大な諸侯＝軍閥をどう扱うかという問題だけだった。この問題も、スコットランドとの二国間関係の改善によって解消された。ところが、アイルランドはどうだったかといえば、ここでは、異法域である「ゲーリック・アイルランド」にいかに対処するかという問題と、「ゲーリック・アイルランド」と「イングリッシュ・アイルランド」の境界を越えての軍閥割拠にどう対処するかという二重の問題にイングランド王権は対峙しなければならなかったのである。しかしながら、同王権には、そのような難題であることをしっかりと認識し、これに敢然と向かいあう意志はなかった。たとえ意志はあったとしても、能力がなかったかもしれない。

ともあれ、そのために、的外れな「改革」政策が繰り広げられたあげく、既存諸勢力の反発が積もって爆発し、最後は軍事征服というかたちに帰着したのである。

(1) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution,* p. 219.

(2) 結局この内紛は、ドネルがコナーの伯位継承を認め、ドネルの権利喪失分はコナーが補償し、両者が内紛中にそれぞれ占拠していた地域を各自の所領とするというかたちで決着した。O'Brien, I., *O'Brien of Thomond: The O'Briens in Irish History, 1500-1865,* ch. 2, esp. pp. 17-21.

(3) Cunningham, 'Political and Social Change in the Lordships of Clanricard and Thomond, 1569-1641', M. A. thesis, National University of Ireland (University College, Galway), ch. 1, sect. 2, esp. pp. 21-28; Lennon, C., *Sixteenth-Century Ireland: The Incomplete Conquest,* Dublin, 1994, ch. 9.

(4) Brady, *The Chief Governors,* pp. 265-6; Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors,* p. 289.

(5) O'Dowd, *Power, Politics and Land: Sligo 1568-1688,* ch. 3, esp. pp. 26-8.

(6) 第一章四〇頁を参照のこと。

(7) Bradshaw, *The Irish Constitutional Revolution,* p. 210; Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors,* p. 151.

(8) Brady, *The Chief Governors,* pp. 164-6.

(9) Brady, 'Faction and the Origins of the Desmond Rebellion of 1579', *I.H.S.,* xxii, no. 88, 1981, pp. 289-312, esp. 298-302.

(10) *Dictionary of National Biography* (以下 *D.N.B.*).

(11) Brady, 'Faction and the Origins of the Desmond Rebellion of 1579', pp. 303-4.

(12) *N.H.I III,* p. 104.

(13) Brady, 'Faction and the Origins of the Desmond Rebellion of 1579', pp. 310-1.

(14) *N.H.I. II,* pp. 619-24; *N.H.I. III,* pp. 15-8.

(15) *Cal. Carew MSS.*, i, pp. 183-4, 195-6, 202.

(16) *Ibid.*, pp. 198-9.

(17) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland,* pp. 33-4; *N.H.I. III,* pp. 71-3, 80-3; Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors,* pp. 274-8.

(18) *N.H.I. III,* pp. 85-6: Brady, 'The Killing of Shane O'Neill: Some New Evidence', *Irish Sword,* xv, 1982-3, pp. 116-23; Ellis, *op. cit.*, p. 291.

(19) Brady, O'Dowd and B. Walker(eds.), *Ulster: An Illustrated History,* London, 1989, ch. 3: 'Sixteenth-Century Ulster' by Brady, pp. 77-103, esp. 89-90; Morgan, H., 'The End of Gaelic Ulster: A Thematic Interpretation of Events between 1534 and 1610' *I.H.S.*, xxvi, no. 101, 1998, pp. 8-32, esp. pp. 16-7; id., *Tyrone's Rebellion: The Outbreak of the Nine Years War in Tudor Ireland,* Dublin, 1993. pp. 90-2.

(20) *Ibid.*, pp. 92-4.

(21) *Ibid.*, pp. 118-28; id., 'The End of Gaelic Ulster', pp. 16-7.

(22) Brady, 'The O'Reillys of East Breifne and the Problem of "Surrender and Regrant"', *Breifne,* vi, no. 23, 1985, pp. 233-62, esp. pp. 242-3.

(23) スペンスやヨヤシクスの活動については、第四章でより詳しく扱う。

(24) Morgan, *Tyrone's Rebellion,* pp. 167-92.

(25) Brady, 'The O'Reilly of East Breifne', pp. 260-1.

(26) 第二章六〇頁を参照のこと。

(27) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors,* pp. 279, 308.

(28) Bradshaw, 'Sword, Word and Strategy in the Reformation in Ireland', *Historical Journal,* xxi, no. 3, 1978, pp. 475-502; id., *The Irish Constitutional Revolution* ch. 9; Canny, *The Formation of the Old English Elite in Ireland,* Dublin, 1975.

(29) Brady, 'Conservative Subversives: The Community of the Pale and the Dublin Administration, 1556-86' in

Corish, P. J.(ed.), *Historical Studies XV: Radicals, Rebels & Establishments,* Belfast, 1985, pp. 33-50; id., *The Chief Governors,* ch. 6.

(30) Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors,* Conclusion, esp. pp. 354-5.

(31) Brady, 'Comparable Histories?: Tudor Reform in Wales and Ireland' in Ellis and S. Barber(eds.), *Conquest & Union: Fashioning a British State 1485-1725,* London and New York, 1995, pp. 64-86.

(32) Ibid., pp. 66-72. 中世末から近世初にかけてのウェールズの状況については、青山吉信編『イギリス史1――先史～中世――』、山川出版社、一九九一年に所収の第八章（永井一郎）「ノルマン侵入後のウェールズ」、第十二章（同）「イングランド支配下のウェールズ」を参照。

(33) Brady, 'Comparable Histories?' pp. 72-86.

(34) Ibid., pp. 75-6. アイルランド――正確には「ペイル」の外の「イングリッシュ・アイルランド」――とイングランド北部地方の類似性は、もともとエリスの強調するところである。Ellis, *Tudor Frontiers and Noble Power.*

(35) Morrill, J.(ed.), *The Oxford Illustrated History of Tudor & Stuart Britain,* Oxford, 1996, ch. 3: 'The Tudor Borderlands, 1485-1603' by Ellis, pp. 60-2, 70-1.

第四章　「旧き新世界」アイルランド

一　「植民地」としてのアイルランド

一六世紀のアイルランドで実施された植民には、テューダー朝のアイルランド「改革」という国家事業遂行上の一政策という側面があったことは、すでにみた。すなわち、植民によって、イングランド人地主のもとに、農民をはじめとするイングランド出身者で構成される入植地を建設し、これに「文明」のディスプレイの役割を負わせて、「野蛮」なアイルランド既存諸勢力を「改革」に向かわせるための刺激にしようというわけである。こうした意味で、植民には、イギリス諸島史の立場に立つエリスやブレイディらの史家がいうところの、テューダー朝国家による国家統合――周縁部政治社会の中枢部政治社会への同化――というコンテクストにおいて捉えることができる。その一方で、イギリス諸島におけるテューダー朝国家の周縁部のうちで唯一アイルランドでのみ計画・実施された植民には、イギリス大西洋帝国史の立場に立つクインやキャニーのような史家がいうように、一六世紀半ばから本格的に開始するイングランド人の海外進出、とりわけ大西洋の彼方、北アメリカ・西インド諸島方面への進出というコンテクストにおいてみるべき側面も有していた。植民の政策立案者レヴェルではとも

かく、私益に動かされてじっさいに植民事業に関与した者たち、あるいはそのもとで入植していった者たちのレヴェルで植民を捉えるならば、そうであろう。しかし、一六世紀アイルランドにおいて実施された植民事業のなかでも、キャニーらの強調する側面がとりわけ強かったのは、シドニー総督時代にアイルランドの各地で企てられた私的植民事業である。

シドニー総督時代の私的植民事業は、すでにみたように、マンスター地方南部沿岸部とアルスター地方北東部沿岸部で企てられている。それぞれの事業の経過をみていくことにしよう。

マンスター地方南部沿岸部では、一五四〇年から五〇年代半ばにかけて長期間、総督を務めたかのサー・アンソニー・セントリジャーが、コーク市西方にケリカリーというマナーを有していた。かれと友好関係にあった第一四代デズモンド伯がセントリジャーに担保として譲渡していたのである。[1] アンソニーの息子で相続人のサー・ウォーラムは、イングランド西部の出身で、北米探検・植民に名を残すリチャード・グレンヴィル、ハンフリー・ギルバート[2]らを加えて、このマナーを拠点にマンスター西南部沿岸一帯への植民を、一五六〇年代末に企てた。これには貿易拡大を期待するロンドン商人たちも参加する。しかし、この計画はなんらの成果をあげることなく挫折した。計画では、イングランドで三〇〇〇人の入植者を自前でリクルートすることになっていたが、この入植希望者は、マンスター上陸にあたって予想される、地元のゲール系氏族マーカーシー・リー族との戦闘で、兵士として戦うことになっていた。その兵士としての行動に対する給与を確保するために、計画者はエリザベス一世に一〇〇〇ポンドの借金を申し出たのである。女王はそれには応じなかった。ウォーラム・セントリジャーらは、そのためにはイングランドに有する一五〇〇〇ポンド相当の土地を担保にしてもよいと申し出たほどであったが、女王はついに首を縦には振らなかった。こうして、初期コストをカヴァーするだけの資金調達に失敗して、一五七〇年代初めに、このマンスター南部沿岸での植民計画はあえなく頓挫してしまうのである。[3]

アルスター地方北東沿岸部では、一五六〇年代後半から七〇年代前半に、三つの私的植民事業が企てられている。六〇年代後半のウィリアム・ピアズ、七二年から七四年にかけてのサー・トマス・スミス、七三年から七五年にかけてのエセックス伯ウォルター・デヴリューによるものである。それぞれ、簡単にみていこう。

ウィリアム・ピアズは、当時アルスター地方においてわずかに残っていたイングランド王権の拠点のひとつ、キャリクファーガスの守備隊隊長であった。かれは、一五五五年に「アルスター・プロジェクト」なる植民計画を、イングランドの枢密院に提示する。その骨子は、四〇〇〇人からなる入植地をアルスターに建設するために、一二名で構成される植民組合がすでにできている、植民組合は女王に対して、二〇〇〇〇ポンドの貸し付けと、騎兵五〇〇、歩兵一〇〇〇からなる兵力の指揮権、王有艦船の使用を要請する、この兵力をもって、スコットランドから流入・定着していたマクドナルド族の駆逐を約束する、オドンネル族と協同して、シェーン・オニールを打倒する、というものであった。この計画には、さきにマンスター南部沿岸部植民でも名前のあがっていたギルバートも参画しており、ここには、やはり、イングランド西部地方とのつながりの強さを窺うことができる。しかし、この計画もまた、実行段階にいたる前に挫折してしまった。女王がまたもや資金援助を拒否したからである。これには、一五六七年五月のマクドナルド族によるシェーン・オニールの殺害[4]が大きく作用していた。シェーンの死によって、オニール族の反王権的行動も当面減退するとみた女王は、とたんに財布の紐を絞めてしまったのである[5]。

もっとも、シェーンが消えたからといって、アルスターの情勢に大きな変化が生じたわけではない。ティローンのオニール族とティアコンネルのオドンネル族との対立・抗争、マクドナルド族の存在などはアルスター地方の混乱要因であり続けた。一五七〇年代になって、サー・トマス・スミスならびにエセックス伯による私的植民事業が企てられたのは、そのためである。

一五七二年に国王秘書官長に任じられたスミスは、前年、アルスターのダウン県にあるアード半島への植民計画を女王に上奏した。当時イングランド第一級の知識人であり、古典に通暁していて、古代ローマ史にも関心が高かったかれには、古代ローマの異民族征服・帝国形成の方法をアイルランドに応用しようという意識があった。[6] スミスの植民計画には、それまでの私的植民事業とは大きく異なる点がある。女王に資金援助を求めなかったのだ。スミスもウォーラム・セントリジャー同様、一〇〇〇〇ポンドの資金が必要と見積もったが、かれは自己の威信をもって出資者を募ったのである。いずれもアード半島征服の暁には、出資額に応じた面積の土地を現地に与えられることになっていた。[7] なお、出資者募集にあたってはパンフレットを作成してプロパガンダに努めたのも新機軸であった。[8] スミスは、一五七二年春に七〇〇～八〇〇名の遠征参加者をリヴァプールに集結させた。ところが、アルスターへの出航に八月まで手間取り、その間に遠征参加者は一〇〇名ほどに減少してしまっていた。アード半島に上陸したかれらは、スミスの計画を察知していた現地のゲール系氏族、サー・ブライアン・マクフェリム率いるクランドボイのオニール族の抵抗の前になすすべもなく敗れる。遠征軍を率いたスミスの息子トマスも、現地で雇った人間に裏切られて殺されてしまう始末であった。にもかかわらず、スミスは翌年夏にも再度遠征を試みたが、そのときにも二〇〇ほどの兵力しか集められず、失敗に終わるのである。[9]

スミスの植民計画とほぼ時を同じくして、アルスター地方におけるより大規模な、すなわちクランドボイにおける植民を計画したのが、エセックス伯であった。イングランドの有力貴族だけあって、かれはイングランドならびにウェールズにおける自己の領地を担保に、女王から一〇〇〇〇ポンドの軍資金の借り入れに成功し、一五七三年八月、およそ一一〇〇の兵を率いて遠征する。しかし、やはりクランドボイのオニール族、それにティローンのオニール族やマクドナルド族も加わった現地勢力の連合軍による激しい抵抗にさらされ、入植どころではなかった。結局、このエセックス伯による植民事業はなんらの成果をあげることなく、一五七五年九月に女王の

変心によって中止される。その間に女王は二一五〇〇ポンドもの巨費を費やすはめとなったのだが、その見返りたるや、サーの称号が端的に示すように本来親王権だったサー・ブライアン・マクフェリム・オニールのエセックス軍による謀殺や、ラスリン島での現地住民大量虐殺といった悲劇でしかなかった。[10]

このように、総督シドニーの思惑とは反対に、アイルランド「改革」という「公益」に資するところはまったくない、むしろ逆の効果しかなかったといわざるをえない私的植民事業であったが、その内容にも、また人脈上も、大西洋の彼方での植民につながる面が濃厚にあった。その意味では、一六世紀のアイルランドは、イングランド人にとって「新世界」としての側面を有していたといえよう。しかし、「新世界」といっても、アイルランドの場合は「旧き」という形容詞をつけねばならないのも、またたしかであろう。すなわち、一二世紀以来のイングランドとの関係という歴史をひきずる「新世界」なのである。このことは、真の「新世界」、すなわち大西洋の彼方では考えられられない方法での私益追求の道がアイルランドでは開けていたことを意味する。

二 「旧き新世界」アイルランド(1)

中世以来の歴史をひきずる「新世界」アイルランドに固有の私益、いいかえれば富の追求とはどのようなものか。これを最初に実行してみせようとしたのは、サー・ピーター・カルーという人物である。イングランド西部デヴォンシア出身のかれは、メアリー一世とスペインのフェリペとの結婚に反対して決起したトマス・ワイアットの反乱に関与して、財産を失い、大陸に亡命、フランスの宗教戦争ではユグノーの側に立って戦ったのち、エリザベス一世の即位にともなってイングランドに戻っていた。かれは、シドニー総督とおなじくダドリー派に属しており、アイルランドでの活動についても、シドニーの強い後押しがあった。では、かれは、どのように私益を追求しようとしたのか。じつは、かれは、自らの遠い祖先が、レンスター地方とマンスター地方に土地を有し

ていたが、その後何世代と経つうちに、それらの土地を他人に不法占有されてしまったとして、現在の占有者（地主）から、その先祖の権原（タイトル）を盾に法的手段を通じて土地を回復――というか略奪――しようと企てたのである。先祖がもっていたとかいう何百年も前の古証文をもち出されて、代々の土地を奪われる方はたまったものではない。しかし、総督シドニーという強力な後ろ盾の存在に脅えて、レンスター地方「ペイル」内のジェントルマン、サー・クリストファ・チーヴァーズは、自らの土地の一部をカルーに引き渡すかたちで妥協した。しかし、マンスター地方では、カルーは大物を敵に回すことになる。かれがここで先祖の権原を主張して手にした土地のなかには、エリザベス一世と血縁の濃く、彼女の寵臣の一人であったオーモンド伯の弟、サー・エドマンド・バトラーの土地が含まれていたのである。かれは、デズモンド伯のいとこジェイムズ・フィッツモーリス・フィッツジェラルドが最初に反乱を起こしたとき（一五六九年）、フィッツジェラルド陣営とバトラー陣営とは従来不倶戴天の敵であったにもかかわらず、これに呼応してみずからも蜂起している。ただし、サー・エドマンドのねらいは、カルーが手にしたもとの自分の土地の破壊であって、ジェイムズ・フィッツモーリスのようなイングランド王権に刃向かうものではなかった。土地を奪われたサー・エドマンドのカルーに対する恨みはそれほどに大きかったのである。[11]

カルーは、おのれの先祖の土地権原を盾にアイルランドで土地を漁ったのであるが、これの上手をいく、というか、はるかにあくどいやりかたをした者もいた。国王の土地権原を踏み台にして、しかもあからさまな不正を通じて、土地を自らの手に集積していったのである。晩年、地代収入だけでも年二万ポンドにのぼり、最晩年には国王チャールズ一世の枢密顧問官にもなる「大伯爵」と呼ばれたコーク伯リチャード・ボイルこそ、その人であった。

リチャード・ボイルといっても、わが国ではこの人物本人についてはなじみが薄い。むしろ、その息子の方が

はるかに有名であろう。一定温度にある一定量の気体の体積は圧力に反比例するという、あのボイルの法則で名を残すロバート・ボイルである。このロバートの父リチャードは、一五六六年にイングランドのケント州に生まれている。ただし、ケントの旧家・名門でもなんでもなく、父親ロジャーの代にヘレフォードシアから流れてきた新参にすぎない。そのロジャーもリチャード一〇歳の折りに他界してしまった。母親ジョオンの手で育てられたリチャードは、ケンブリッジ大学、そしてロンドンの法学院のひとつミドル・テンプルに進むが、学資が続かず、ひとまず財務府裁判所主席判事マンウッドの書記になる。しかし、これでは先がないと見たかれが目をつけたのが、アイルランドであった。ケント出身のアイルランド官僚でロンドンに出向いていたサー・エドワード・ウォーターハウスなる人物に近づいたかれは、一五八八年の夏、ウォーターハウスとともにアイルランドに渡った。そのときのかれの所持金たるや、わずかに二七ポンド三シリングにすぎなかったという。[12]

このほとんど文無しといっていい青年が、晩年アイルランド随一の地主となるのであるが、かれがアイルランドで手にした所領のうち、主要なものは、その取得のしかたに則して、大きく次の三種類に分けられる。すなわち、(1)土地収公政策に乗じて取得したもの、(2)最初の妻ジョオン・アンズリーとの結婚によって取得したもの、(3)サー・ウォルター・ローリーから購入したもの、である。このうち、もっとも面積が広く、しかも所領としてまとまっていて、かつ最大の地代を生み出したのは、(3)であった。ローリーは、いわずと知れたエリザベス一世の寵臣のひとりで、先にみたようにマンスター南部沿岸部での私的植民事業に関与し、ニューファンドランド植民も企てて、その帰途海中に消えた、かのハンフリー・ギルバートの異母弟である。[13] ローリーは、マンスター(デズモンド)植民のさいに、植民請負人のひとりとして、しかも植民規定による一人あたり割り当て上限の一二〇〇〇エーカーをはるかに越えた四二〇〇〇エーカーにも及ぶ、コーク・ウォーターフォード両県にまたがる広大な土地を獲得した。[14] その土地をローリーは、一六〇三年にわずか一五〇〇ポンドの額でボイルに売却したので

ある。それには、このような事情があった。ローリーは当初はマンスター地方で得た所領の経営に熱心であったが、一五九〇年代になると早くもこれに飽きてしまい、不在地主化して地代収入だけで満足してしまうようになる。しかも、アルスターで生じた「九年戦争」の戦火が飛び火してマンスターでも起こった反乱による自己の所領の荒廃度を、不在地主であるがゆえに過大評価してしまった。そして、エリザベス一世の死去にともなうステュアート家のジェイムズ一世の即位とともに、寵臣の座から一転して反逆の疑いでロンドン塔に幽閉の身となったローリーは、出獄のために早急にまとまった金が必要となったのである。[15]

四二〇〇〇エーカーの土地が一五〇〇ポンドとは、いかにも安価な買い物であるが、それでも、当初二七ポンド強の所持金しか持ち合わせなかった男が、このようなそれなりにまとまった金額を払うことができたということは、一五八八年から一六〇三年までの間に、リチャード・ボイルがひとかどの資産家になっていたという証拠である。では、この間に築いた資産はといえば、それが(1)ならびに(2)のものであった。このうち、(2)の結婚に伴う資産はまっとうなものといえよう。問題は(1)の土地収公政策に乗じて取得した土地である。

ここでまず、土地収公政策について説明しておく必要があろう。一五九〇年代に当時のイングランドの大蔵卿バーリー卿ウィリアム・セシル――マンスター（デズモンド）植民の画策者――の発意によりアイルランドで実施された隠匿地――本来、王に権原がありながら、関係のない第三者によって占有されてしまっている土地――の捜索・没収政策である。中世以来の混乱のなかで、占有者である現地住民には権原のない土地は無数にあった。これを国王の手に復帰させようというわけである。しかし、じっさいにアイルランド全土にちらばる無数の隠匿地を捜索するには膨大な人員が必要となる。そこで、バーリー卿は人の私欲をかきたてる手に出た。その方法とはこうである。あらかじめ、国王への一定額の地代納入を条件に王領地の借地権を認めるとの開封勅許状を私人に与えておく。ただし、そのさい、開封勅許状には地代の額だけ明記して、借地されるべき王領地は特定してお

かない。地代額に相当する王領地を見つけだす、すなわち隠匿地の捜索は、当該私人――以下、借地権受領資格保持者と呼ぶ――の自己負担としたのである。これならば、国王は一切のコストを負わずに、アイルランドでの地代収入を確実に増大できるというわけだ。ただし、隠匿地捜索は、あくまでも土地の収公であったから、なんらかの公的な承認を必要とした。そこで、つぎのような法的手続きがとられることになる。まず借地権受領資格保持者は、隠匿地と思われる土地を発見したならば、没収地管理長官 escheator general に申し出る。それを受けて、同長官は現地陪審の立ち会いのもと、申し出人の主張を認定し、土地評価を行ったうえで、当該土地について国王の権原を保証する証書を発行する。この証書はアイルランド財務府に回付される。こうした手続きが完了ののち、借地権受領資格保持者はあらためて新規に開封勅許状を獲得することで、当該土地の借地権を、はじめて入手できた。なお、没収地管理長官に対しては、かれが下した土地評価が王領地管理長官 surveyor general による確認を受けること、発行した証書は三ケ月以内に財務府に回付されるべきこと、といったチェックが働くことになっていた。これで不正は防げるとバーリー卿はふんだのである。[16] ところが、リチャード・ボイルはそのバーリー卿の思惑を見事に出し抜いてみせたのであった。

同郷のウォーターハウスにともないアイルランドに渡ってきたボイルは、すぐにこの老人を見限り、アイルランドの総督公設秘書官長を永年務め、王領地管理長官職も保有するサー・ジェフリー・フェントンに近づいた。このフェントンの引きで、一五九〇年にボイルは、没収地管理長官ジョン・クロフトンの代理に任ぜられる。クロフトンは引退同然の身であったから、代理とはいえ実質上は業務責任者となったのである。没収地管理業務を統括することになったかれが行ったのは、王領地管理長官代理のカプストクなる人物――やはりフェントンの子分で、王領地管理業務を統括した――と共謀し、財務府の官僚とも結託することであった。没収地管理官をチェックすべき官僚を抱き込めば、土地収公事業をどう私益に用しようと自由自在というわけだ。ボイルの手口はこ

うである。かれは、みずから隠匿地の捜索者となる。捜索の舞台はおもにコナハト・マンスター両地方であり、前者では上司のクロフトンの、後者ではパトロンのフェントンの情報網を利用して、捜索を展開した。隠匿地らしき土地を発見できれば、あとはお手のものである。その職務柄、そしてさきに述べたように関連する官僚の抱き込みによって、陪審を指揮しての隠匿地認定も、国王の権原の設定も、また、当該土地の不当評価――実勢価値よりも著しく掛け離れて低く評価することで、国王に収めるべき地代も安くできる――も、その旨を記した証書を規定期日以内に財務府に回付するのではなく、自らの手元にとどめておくこと――そうすることで、土地を奪われる地主が訴訟しようとしても肝心の証拠を見つけられないし、他方で、王領地の借地権を狙う他の者たちからも隠匿地の発見の事実を隠匿できた――も、なんなくできた。このようにして、表に現れないように隠匿地発見の件数を積み重ねておいたところで、こんどは借地権受領資格保持者からその資格を買い取るのである。手っ取り早く利益をあげたいかれらは、すすんでボイルの申し出に応じた。他方、売り渡しを拒否し、みずから隠匿地捜索に乗り出そうとする者も、結局は、みずからの権利資格をボイルに売り渡さざるをえないはめに陥る。職権を利用して隠匿地認定その他の業務を遅滞させるという妨害をボイルは加えたからである。こうして、借地権受領資格を手に入れておいてはじめて、ボイルは前記の証書を財務府に回付し――日付は共謀の官僚がごまかしてくれた――、開封勅許状を獲得して――ここでも財務府官僚の協力があった――、借地権を確保していった。没収地管理長官代理を辞する一五九五年までに、このようなかたちで職権を濫用して蓄積していった土地は、各地に散在せざるをえないという欠点はあったもの、ほとんど文無しの流れ者リチャード・ボイルがのちにアイルランド随一の大地主になる、その礎となったのである。[17]

カルーにしても、ボイルにしても、かれらにとってアイルランドは、イングランドでは満たすことのできない私欲を、イングランドではできないであろうやりかたで、現地既存住民を犠牲にして追求しうる場であった。そ

の意味では、アイルランドは、こうした野心的なイングランド人にとって、大西洋の彼方の地と同様のチャンスを提供する「新世界」であったといえる。しかし、カルーならびにボイルが利用しようとしたのは、前者については先祖が、後者については国王が有するとされる、数百年前にさかのぼる土地権原であった。このようなことは、大西洋の彼方ではありえない。つまり、アイルランドは「旧き新世界」とでもいうべき地だったのである。

三　「旧き新世界」アイルランド(2)

私欲にかられたイングランド人たちのなりふりかまわぬ私益追求の直接の犠牲者となり、これに対する苦情・憤激を反乱というかたちで表出した既存住民とは別に、新参のイングランド人たちによる植民――カルーやボイルのような土地漁りも含めて、以下では植民と呼ぶ――に批判的な政治・社会集団がアイルランドには存在した。野心的な「改革」志向の総督と乖離していく「ペイル」のエリート層を核に形成されていった、中世における入植者の末裔にあたるイングランド系エリート集団である。

もっともかれらが、はなから植民に反対であったわけではない。イングランド王権によるアイルランド「改革」が開始する以前の、一五一〇年代から二〇年代にかけては、むしろ、かれらのあいだで積極的に植民を主張する者がいた。軍閥キルデア伯による統治を批判したアイルランド財務府裁判所主席判事フィングラスなどは、その代表的存在である。かれは、「ペイル」防衛のための植民を国王ヘンリー八世に進言する。すなわち、「ペイル」の南隣の丘陵地帯から、たびたび「ペイル」を襲撃して略奪を繰り返していたゲール系のオトゥール族、オバーン族、カヴァナ族の勢力圏内にあり、かれらに占有されてしまい、放棄され荒廃した修道院とその領地に、イングランドの貴族・ジェントリを入植させて、「ペイル」の守りの要とすべしと訴えたのであった。[18] 後年、サセックス伯によって実施されたリーシュ・オファリー植民と軌を一にする植民案である。また、一五五〇年代初

めには、ウォーターフォードの市民エドワード・ウォルシュのように、フィングラスの想定したものよりはよほど大規模な植民を、マンスター・レンスター両地方の「ゲーリック・アイルランド」で実施することを提唱する者もいた。[19] 少なくとも、一六世紀半ばころまでは、中世以来のイングランド系エリートのあいだで植民賛成論が聞こえこそ、反対の声はあがらなかったのである。

では、かれらのあいだで植民への批判が強まっていくのはどうしてであったろうか。それは、かれらが植民の受益者から排除されていったからにほかならない。リーシュ・オファリー植民では、かれらはゲール系氏族から収公された土地の分配対象になっていた。[20] ところが、シドニー総督時代の私的植民事業では、アイルランド既存のイングランド系はかやの外であった。そして、マンスター（デズモンド）植民では、土地の割当てを受ける者は、イングランド在住者にはっきりと限定されてしまったのである。[21] これには、第三章でみた「ペイル」のエリートとダブリン総督府との乖離、そしてロンドンの政治指導層の「ペイル」・エリートへの不信が働いていることはいうまでもない。

もっとも、植民の受益対象から排除されたというような私益にかかわる理由にもとづいて、植民を批判するわけにはいかない。大義名分が必要であった。では、どのような大義名分にもとづいて、かれらは植民批判を展開したのだろうか。

「ペイル」出身の法廷弁護士で記録所長官を務めていたが、「ペイル」住民を代表して総督による物資徴発に反対の姿勢を貫き、ダブリン総督府内での発言力を失っていたニコラス・ホワイトのバーリー卿宛書簡が、それを端的に示してくれている。かれは、ひとつには植民政策そのものが国王にとっていかなる意味においても損失でしかないことを強調した。「暴力的で好戦的な統治」は、泥沼の戦争状態を引き起こして財政悪化を招き、「ペイル」を荒廃させ、イングランド系貴族を弱体化し、「野蛮なアイルランド人」を増長させるだけだといって、「穏

健な統治」――セントリジャー総督の統治を指すものと思われる――こそ、国王の利害にもっとも適うものだというのである。またホワイトは、アイルランドにおける新参イングランド人に対しても、その行動を厳しく批判する。イングランドから到来した官僚や軍人といった輩は、みずからの蓄財・出世のことしか頭になく、その好戦的な姿勢もそれに由来するのだ、と。[22]

しかも、すでに述べたように、「ペイル」のエリート層は、ダブリン総督府内での発言力こそ失ったとはいえ、ロンドンの宮廷には、女王と血縁の濃いオーモンド伯を筆頭にまだまだ強い人脈を有していた。これを通じてかれらは自らの見解や苦情を女王エリザベスに訴えることができたのである。新参イングランド系の総督府官僚や植民関与者にとっては、まことに煩わしい存在であったであろう。新参者の側でも、「ペイル」をはじめ既存のイングランド系エリート層に対する反撃の声があがっている。エリザベス期イングランド随一の詩人として有名なエドマンド・スペンサーはその代表的存在である。

スペンサーは、ダドリー派に属し、一五八〇年にアイルランド総督に任命されたグレイ・ドゥ・ウィルトン男爵アーサー・グレイの私設秘書としてアイルランドに渡った。グレイが短時日で召還されてしまったのちもアイルランドにとどまり、マンスター（デズモンド）植民にさいして植民請負人として土地の割当てを受け、地主となったのであった。かれは一五九〇年代に「アイルランドの現状管見」A View of the Present State of Ireland を著しているが、これはかれの観点からみた現状管見であるとともに、それを踏まえた過激なアイルランド「改革」論であった。[23] そのなかで、はっきりと名指ししているのではないが、あきらかに既存イングランド系エリート層を指して「自分たちが出鱈目の嘘つきであることをはっきり知っているあの金棒引きの連中」といい、また別のところでは「オールド・イングリッシュ」とはっきり名指しして、これを「堕落して」ゲール系よりも「野蛮」となった存在だと、口汚く罵っているのである。ちなみに「オールド・イングリッシュ」という用

語はスペンサーが初出とされる。ただし、スペンサーは、ここでは「ペイル」のエリートは別だとの留保をつけているのであるが。[24]

このように、新参イングランド人の植民活動が、現地既存のイングランド系エリートからの批判を受け、しかもこれに煩わされなければならなかったところにも、アイルランドがたんなる「新世界」ではない、まさしく「旧き新世界」であったというべき所以があるのである。

(1) 当時、アイルランドではなお、担保に対する財産権は、債権者に移転するという慣行が存続していた。MacCarthy-Morrogh, *The Munster Plantation*, pp. 74-5.

(2) かれらについては、越智『近代英国の発見』第三章第一節、二一六―六七頁を参照のこと。

(3) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, pp. 77-84.

(4) これについては、第三章九三頁を参照のこと。

(5) Canny, *op. cit.*, pp. 70-6.

(6) Quinn, 'Sir Thomas Smith (1513-1577) and the Beginnings of English Colonial Theory', pp. 543-60, esp. 545-7.

(7) Canny, *op. cit.*, pp. 86-7.

(8) Quinn, op. cit., pp. 550-1.

(9) Ibid., pp. 547-50; Canny, *op. cit.*, pp. 86-8.

(10) *Ibid.*, pp. 88-90.

(11) Canny, *The Elizabethan Conquest of Ireland*, pp. 68, 118, 145, 148-9; Brady, *The Chief Governors*, pp. 134-5.

(12) Ranger, T. O., 'The Career of Richard Boyle, First Earl of Cork in Ireland, 1588-1643', Ph. D. thesis, University of Oxford, 1959, pp. 6-7; *D.N.B.*

(13) 越智前掲書、二四四―五・二四九頁。

(14) MacCarthy-Morrogh, *The Munster Plantation*, p. 52.
(15) *Ibid.*, p. 141.
(16) Ranger, 'Richard Boyle and the Making of an Irish Fortune, 1588-1614', *I.H.S*, x, no. 39, 1957, pp. 257-97, esp. pp. 259-61.
(17) Ibid., pp. 262-72. ちなみに、レンジャーは、アルスターで勃発した「九年戦争」が飛び火してコナハトやマンスターでも蜂起が生じた理由のひとつに、ボイルらのあくどい隠匿地捜索に対する地元民の憤激があったという。Ibid., p. 272.
(18) 第一章、註(61)を参照のこと。
(19) Quinn, 'Edward Walshe's "Conjectures" Concerning the State of Ireland [1552]', *I.H.S.*, v, no. 20, 1947, pp. 303-322.
(20) 「ペイル」の住民一五名が土地の分配を受けている。第二章七五―六頁を参照のこと。
(21) Dunlop, 'The Plantation of Munster', pp. 257-8; MacCarthy-Morrogh, *The Munster Plantation*, pp. 30-1.
(22) Canny, 'Edmund Spenser and the Development of an Anglo-Irish Identity', pp. 13-4. なお、ホワイトのこの書簡のごく簡単な要略は、*Cal. S. P. Ire.*, ii [1574-1585], p. 336 にある。
(23) エドマンド・スペンサーの経歴ならびに「アイルランドの現状管見」について詳しくは、拙稿「『野蛮』の『改革』――エドマンド・スペンサーにみるアイルランド植民地化の論理」、『史林』第七六巻第二号、一九九三年、七二―一〇二頁を参照のこと。
(24) 上掲拙稿、九八―九頁。Renwick, W. L.(ed.), *A View of the Present State of Ireland by Edmund Spenser*, Oxford, 1970, pp. 48, 63, 107-9, 151.

小結

テューダー朝によるアイルランドの一元的支配の確立は、軍事的「征服」というかたちで成就した。しかし、それは、テューダー朝が最初から「征服」を意図していたことをけっして意味しない。むしろ、テューダー朝の意図するところはアイルランドの既存諸社会の「改革」＝イングランド化であった。すなわち、イングランド的なアイルランド「王国」を創り出そうとしたのである。「改革」には、大きく二つの面があった。ひとつはイングランド（人）からみて異法域・異文化圏たる「ゲーリック・アイルランド」の「改革」であり、もうひとつは、これと重複するところもあるが、軍閥が割拠する「ペイル」の外の「改革」である。

かかるアイルランドの「改革」は、より広いコンテクストのなかにおくと、イギリス諸島におけるテューダー朝国家全体の「改革」、すなわち国家統合――中核たるイングランド東南部の政治社会に周縁部の政治社会を同化させる――の試みの一環として捉えられる。ただし、周辺部のなかでも、つとにヘンリー八世治世下で非常にスムーズな統合が実現したウェールズや、大規模な反乱を二度にわたって経験したものの、エリザベス一世の統治体制が落ち着くなかで漸次統合が進んでいったイングランド北部地方と異なり、アイルランドでは、まさにエリザベス一世のもとで泥沼の混乱に陥り、最終的に、軍事「征服」というかたちでの決着を余儀なくされたのであった。なぜ、ひとりアイルランドだけで、「改革」が挫折し「征服」に帰結したか。それは、アイルランドでのみ上に述べたような二重の「改革」が必要だったのだけれども、それらを同時に追求するだけの能力が、当時

のテューダー朝政府（ロンドンおよびダブリン）には備わっていなかったからとみてよかろう。しかも、「改革」の追求と挫折は、本来、「改革」を切望していたはずのイングランド系エリート、すなわち「ペイル」内部の貴族・ジェントリ・都市商人と、ダブリン総督府の乖離をももたらした。その一方で、「改革」の一手段として位置づけられた植民は、故郷でくすぶっていた野心的なイングランド人に、蓄財・社会的上昇の格好のチャンスを与えることになる。つまり、アイルランドは当時のイングランド人にとって、いわば「旧き新世界」とでもいうべき場となったのである。そして、「改革」を通じて離反していったアイルランドの既存諸勢力に対抗すべく、イングランド出身の総督は、こうした新参のイングランド人と手を結ぶのである。いいかえれば、既存諸勢力のいずれをもイングランド王の臣民とする「王国」の創出が企てられたはずのアイルランドは、ひとにぎりの新参勢力が、既存諸勢力の犠牲のうえに、自己の私的利益を追求しようとし、公権力もまた、このような勢力を現地統治の手先もしくは支持基盤とするような「植民地」の様相を色濃く帯びることになったのであった。

第二部　「三王国戦争」とアイルランド

「改革」が「征服」に帰着したテューダー朝のアイルランドにおける一元的支配確立の逆説的なプロセスから、大きく三つのエリート集団が生み出されてくる。当時の呼称にならって、それぞれ「ミア・アイリッシュ」――「オールド・アイリッシュ」ともいわれた――、「オールド・イングリッシュ」、「ニュー・イングリッシュ」と呼ぶことにしよう。

まず、第一の「ミア・アイリッシュ」は、アイルランドにおけるイングランド王権の正統性を認めない人びとを指す。かれらは、イングランド王権によるアイルランドの一元的支配権が確立した以上、身をやつしてアイルランドにとどまるか、さもなければ、イングランド王権の及ぶ範囲の外、すなわちヨーロッパ本土に逃れて捲土重来を図るか、どちらかの道を生きるしかなかった。後者の道を選んだ代表的存在が、ティローン伯ヒュー・オニールである。かれは、一六〇三年の「九年戦争」終結時に、新国王ジェイムズ一世と、降伏した側にきわめて有利な和平条約を締結したにもかかわらず、四年後の一六〇七年に大陸へ逃亡したが、アイルランドへの捲土重来を生涯追求したのである。もっとも、結局その願望を満たすことなく一六一六年に異郷の地で果てることになるのだが。なお、この集団は、大陸の好戦的なカトリック教会勢力と結びつく。ヒュー・オニールがアイルランドへの返り咲きを目指してあてにしようとしたのも、スペイン王やローマ教皇であった。

第二の「オールド・イングリッシュ」は、世俗的にはイングランド王にあくまでも忠誠であるが、同時に信仰

面ではカトリックでローマ教皇に忠誠という人びとである。「改革」の方法をめぐって総督ならびにダブリン総督府と乖離した「ペイル」のジェントルマンや「ペイル」内外の都市商人などを中核に、「改革」の嵐を生き延びた、あるいは「改革」に順応して生き延びた既存諸勢力を加えたエリート集団である。テューダー朝末期にかれらのあいだに対抗宗教改革のカトリシズムが浸透したが、[1] 第一の集団と異なって、アイルランドにおけるイングランド王権の正統性について疑いをもつことはなかった。しかし、国家と教会の一致（「支配者の宗教がその領内において行われる」）を原則とする近世国家において、このような聖俗で忠誠の対象を異にする立場を、世俗君主の側がすんなりと受けいれようはずがない。国王至上権を受容できないかれらは、官界からも排除されていった。もっとも、地主としては、この集団はアイルランドの最大勢力であり、したがって王権も、エリートとしてのかれらの存在を無視することはできなかった。[2]

第三の「ニュー・イングリッシュ」は、聖俗両面において王権に忠誠なプロテスタント（アングリカン）のエリートである。主にテューダー朝のアイルランド「改革」プロセスのなかで、国王官僚として、あるいは植民を通じてアイルランドに定着した新参イングランド人で構成された。かれらは、ステュアート朝のもとでもひきつづき、アイルランド官界に勢力を広げるとともに、地主勢力としての地歩も築いていく。ただし、かれらは王権に忠誠であったが、その一方で、リチャード・ボイルに典型的にみられるように、[3] 既存諸勢力はもちろんのこと、王権の利益（公益）を犠牲にしてでも、私益の追求を優先しがちなところがあった。[4]

一六〇三年以降のおよそ四〇年間のアイルランドにおける政治状況は、表面的には比較的平穏であった。もちろん、その間でも、これら三つの集団のそれぞれと王権の間で、また、三つの集団相互間でさまざまな緊張関係が展開していく。そして、それらさまざまな緊張関係がついに爆発することになるのが、一六四〇年代であった。

一方、アイルランドを取り巻く政治的・国家的状況も、一七世紀になって大きく変化した。すなわち、テュー

ダー朝からステュアート朝への交替である。アイルランドにとって、これはたんなるイングランド王国、そしてアイルランド王国での王朝交替というにとどまらない。旧来のイングランド中心史的イギリス史においても、この王朝交替は、一六四〇―五〇年代の出来事との関連で重要視されてきたけれども、「新しいイギリス史」もしくはイギリス諸島史の立場に立つとき、この王朝交替は、国家構造の変質を意味していた。同じくイギリス諸島史の立場に立つにしても、一六世紀のアイルランドは、イングランドのみならずイギリス諸島に広がるが本質的には単一イングランド国家というべきテューダー朝国家の周縁部のひとつに位置づけられる。たとえ、マクドナルド族のようなスコットランドゆかりの勢力が、アイルランド統治に影響を及ぼしたにせよである。しかし、本来スコットランドの王家であるステュアート朝がテューダー朝に代わってイングランドの王家も兼ねる（同君連合）にいたって、序章ですでに述べたように、アイルランドはいまや、イギリス諸島における複合君主制国家もしくは多元王国としてのステュアート朝三王国を構成する一王国となったのである。しかし、イングランド、スコットランド、アイルランドという、それぞれに歴史的個性の異なる王国を単一の国王が統治するのであるから、このステュアート朝三王国は、複合君主制国家としての不安定な構造を内包していた。宗教問題がこのステュアート朝三王国の構造的不安定をもたらす重要な要素であったことはいうまでもない。しかし、プロテスタント内部での対立・抗争が生じたにすぎなかったイングランドならびにスコットランドとはちがって、アイルランドにおける宗教対立はプロテスタントとカトリックとの間のものであっただけに、ここでは、ステュアート朝三王国に内在する構造的不安定はもっとも先鋭化せざるをえなかった。

一六四〇年代、ステュアート朝三王国の構造的不安定はついに顕在化し、イギリス諸島はあまねく戦乱に巻き込まれることになる。ただし、従来これはあくまでもイングランドにおける「内戦」civil war すなわち王党派と議会派の抗争――政治的立場によって、「革命」revolution と捉える見方と「反乱」rebellion と捉える見方に

大きく割れる――を軸に理解されてきた。スコットランドやアイルランドにおける事態の展開は、いわばイングランド内戦史の付け足しだったといってよい。こうした一七世紀半ばの政治史に関するイングランド中心史観もまた、近年になって、「新しいイギリス史」もしくはイギリス諸島史の立場から大きく修正されていることは、これもすでに序章で述べておいた。この立場においては、イングランド、スコットランド、アイルランドにおける事態の展開は、いわば等価であり、かつ相互に作用しあうものとして捉えられる。そして、J・モリルによると、一六四〇年代イギリス諸島においては、三つの別個の戦争にして、かつ単一の戦争が展開したのであった。すなわち「三王国戦争」the war(s) of the three kingdoms である。[5] もっとも、この複合的な戦争は、イギリス諸島史の枠組みを越えて、より広くヨーロッパ史のコンテクストのなかにおいてみる必要もあろう。その場合、さらにヨーロッパ大陸のさらに二つの王国（王家）がからんでくる。スペイン（ハプスブルク家）とフランス（ブルボン家）である。つまり、この戦争は「五王国戦争」（J・オールマイヤー）という側面もあったのである。[6] イギリス諸島三王国で展開した戦争のなかでも、とりわけ、こうしたヨーロッパ的性格が濃厚だったのが、カトリック対プロテスタントという宗教対立を軸としたアイルランドにおける戦争であった。

以下の二つの章では、一六四〇年代から五〇年代にかけてのアイルランドでの戦争とその結末に焦点をあてて、一六四〇年代におけるカトリック内部での分裂、五〇年代におけるクロムウェルの征服ならびにその事後処理をとりあげ、それぞれの歴史的意義を考察するとともに、それらを通じて、上記三つのエリート層、すなわち「ミア・アイリッシュ」、「オールド・イングリッシュ」、「ニュー・イングリッシュ」三つ巴の抗争の行方を追う。結論を先取りすれば、この抗争は、クロムウェルの征服を招き、アイルランド「王国」の「植民地」的状況はさらに深化するのであった。

(1) ただし、浸透のプロセスについては、かならずしも十分な解明がなされているとはいえない。Ellis, *Ireland in the Age of the Tudors*, pp. 238-42; Lennon, *Sixteenth-Century Ireland*, pp. 315-24.

(2) この「オールド・イングリッシュ」の動向を軸に、一七世紀前半のアイルランド政治史を見事に活写したのが、エイダン・クラークである。Clarke, A., *The Old English in Ireland, 1625-1642*, London, 1966.

(3) 第一部第四章一一二―一一六頁を参照のこと。

(4) 本書では、「ミア・アイリッシュ」、「オールド・イングリッシュ」、「ニュー・イングリッシュ」のいずれをも、もっぱら政治的・宗教的立場を表す呼称として用いることにする。つまり、イングランド系であっても、カトリックでありながら王権に忠誠の者は「オールド・イングリッシュ」に分類するし、他方、ゲール系であっても、王権の正統性を認めなかった者は「ミア・アイリッシュ」、プロテスタントならば「ニュー・イングリッシュ」として、また、中世以来のイングランド系でも、プロテスタントに改宗した者は「ニュー・イングリッシュ」として扱うということである。人種・民族を表す用語としては、ひきつづきゲール系、イングランド系等を使用する。ちなみに、一七世紀の当時の用法としては、政治的・宗教的立場と人種・民族的立場との区別はかならずしもつけられていなかったことをつけ加えておく。

(5) 以上は序章の本文一二―一三頁ならびに註(23・24)を参照のこと。

(6) Ohlmeyer, J., *Civil War and Restoration in the Three Stuart Kingdoms: The Career of Randal MacDonnell, Marquis of Antrim, 1609-1683*, Cambridge, 1993, pp. 14-7. ちなみに、この点を筆者に指摘してくださったのは、ロンドンにおける第三回日英歴史家会議のおり、筆者の報告に対して、S・エリス教授とともにコメンテーターを務めていただいたJ・モリル教授である。教授にはここであらためて謝意を表したい。

第五章　「神のため」か「王のため」か
――「アイルランド・カトリック同盟」の内紛――

一　「カトリック同盟」の成立

一六四一年一〇月二三日、アルスター地方で、サー・フェリム・オニール、ローリー・オモアらに率いられたゲール系の武装蜂起が勃発した。アルスター地方は、すでにみたように、テューダー朝による「改革」＝イングランド化にゲール系有力氏族が糾合して最後の抵抗を示した（「九年戦争」）ところである。もっとも、成立したばかりのステュアート朝は、九年戦争のゲール側指導者に対しておどろくほど寛大な姿勢を示した。ヒュー・オニールは引き続きティローン伯の地位を許されたし、戦争中に死亡したオドンネル族長の弟ローリーは新規にティアコンネル伯位を授爵している。しかも、ティローン伯にしてもティアコンネル伯にしても、アルスター地方における威信やそれぞれの伯領における支配力はむしろ戦争以前よりも増したのである。にもかかわらず、両伯やその他幾人かの有力族長は、一六〇七年に、ひそかに大陸へ逃亡した。これを受けて、ステュアート朝は逃亡者らの勢力圏、すなわちティローン、ドニゴール、コールレイン（現ロンドンデリー）ファーメナ、アーマー、キャヴァンの六県において大規模な植民事業（アルスター植民）を展開したのである。そのため、一六四一年秋

のアルスター蜂起も、イングランドの王権に対する忠誠心などまったくもたないゲール系が、イングランドで国王と議会が対立して不穏な情勢にあることに乗じて、植民で奪われた土地の回復を図るために起こしたものとみなされがちであった。しかし、じっさいには、反乱の首謀者は、「九年戦争」中、王権側について、植民においても土地を付与された「功労あるアイルランド人」の息子たちであった。すなわち植民に既得権益を有し、イングランド的ジェントルマンとして生きることを選んだ者だったのである。ただし、かれらはそのために膨大な債務をかかえるざるをえなくなったようで、武装蜂起も、奪われた土地の回復ではなく、むしろ債務の帳消しを狙ってのものとみたほうが妥当である。[1] ともあれ、政治的・宗教的立場でいえば、反乱の少なくとも首謀者は、「オールド・イングリッシュ」に分類すべきであろう。

サー・フェリム・オニールらの率いるアルスターの反乱軍は、蜂起後速やかにアルスター全域を制圧したのち、南下して「ペイル」に迫った。本来の「オールド・イングリッシュ」の牙城である。[2] かれらは当初、アルスターの武装蜂起を非難する立場をとった。[3] 信仰が共通するとはいえ、債務にまみれた蜂起首謀者たちに同調すべきいわれは、かれらにはまったくなかったからである。ところが、プロテスタントが牛耳るダブリン総督府は、まさしく同じカトリックだとの理由で、「ペイル」の「オールド・イングリッシュ」をアルスター蜂起首謀者と同等視して、かれらの私有する武器を強制的に没収したばかりか、かれらへの保護をも拒否したのである。[4] 蜂起軍の侵攻を前に、公権力からも見放されてしまったかれらは、蜂起軍に合流する以外、残された道はなかった。

一六四一年一二月初旬、ラウスとミーズの県境に位置する町ドローイダの近郊で、アルスター蜂起軍の指導者のひとりローリー・オモアと「ペイル」の七人の貴族ならびに多数のジェントリを率いるゴーマンストン子との会談が行われる。この会談でゴーマンストン子はオモアに、国王への忠誠の確認を求めた。すでに蜂起決行とともに、サー・フェリム・オニールは武装蜂起が国王に対する反抗ではない旨を宣言していた[5]とはいえ、「ペイル」

の指導層にはなお、オニールらの国王に対する忠誠が確信できなかったからである。こうした「ペイル」の「オールド・イングリッシュ」側の懸念に対して、オモアは、自分たちの行動は国王への不忠であるどころか、むしろ王権擁護のための戦いであり、加えて、カトリック信仰と国民（ネイション）の自由のためのものであることを保証した。[6] こうして、本来、アルスターのゲール系の武装蜂起であったのものが、アイルランド・カトリックの反乱へと性格を変えるのである。その後、「ペイル」の外へも反乱は飛び火してゆき、一六四二年春までには、全島規模の反乱へと拡大していった。

もっとも、全島的反乱といっても、実態は各地で散発的な戦闘が展開されていたというにすぎない。したがって、ダブリン総督府側の反撃態勢が整うにつれて、戦況は膠着する。反乱側がこうした状況を脱却するには、アイルランド全島規模でカトリック勢力を糾合すべき中央組織を樹立するほかなかった。

ところで、アイルランド・カトリックの糾合のイニシアティヴをとったのは、俗人よりもむしろ聖職者である。一六四二年三月二二日、ミーズ県ケルズで開催されたアーマー司教管区会議で、議長の首座大司教ヒュー・オライリーは、俗人と聖職者で構成される統治機構が即刻樹立される必要を宣告した。[7] さらに同年五月一一日には、レンスター地方南部のキルケニーで、やはりオライリーの主宰のもと、アイルランド・カトリック全国聖職者会議が開催され、二日間にわたる討議の結果、カトリック信仰の擁護、ピューリタンによって侵害されつつあるチャールズ一世の国王大権の維持、アイルランドとその臣民の自由と権利の保護を目的とする現下のカトリック教徒の戦いが正当なものであること、さらに聖職者、貴族、都市の代表から構成される総評議会 General Council が設立されるべきことが布告されるのである。[8] ただし、カトリック糾合の動きが、聖職者によって一方的に推進されたのではなかったことには留意しておかねばならない。当時キルケニーには、おそらく聖職者の招聘によってであろうが、アイルランド全島から多数の世俗貴族・ジェントリが集合していたのである。[9] 六月七日には、同

表2　初代最高評議会 Supreme Council の構成

レンスター地方	マンスター地方	コナハト地方	アルスター地方
ゴーマンストン子 (N・プレストン) マウントガレット子〔議長〕 (R・バトラー) ダブリン大司教 (Th・フレミング) N・ブランケット R・ベリングズ〔書記〕 J・キューサク	ローシュ子 D・オブライエン E・フィッツモリス G・フェネル R・ロンバート G・カミン	テュアム大司教 (M・オクィーリー) メイオウ子爵 (M・バーク) クロンファート司教 (J・バーク) L・ディロン P・ダーシー G・ブラウン	アーマー大司教 (H・オーライリー) ダウン司教 (E・マクマホン) P・M・オーライリー E・マクゲニス M・マクマホン T・オニール

出典：Gilbert, J. T., *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, ii, pp. 85-86 より作成

盟カトリックの貴族とジェントリの名において、各地方とも将軍一、司教一、世俗貴族一、ジェントルマン八の計一一名、全体で四四名からなる最高評議会 Supreme Council の設立を謳った宣言が出されている。[10]

なお、六月一一日付けで設立された最高評議会の構成についてははっきりせず、その任期も、同評議会が発する選挙令状にもとづいて選出される総会 General Assembly の招集日までという、暫定的な性格のものであった。[11] そこで、史家のあいだでは、第一回総会が招集された一六四二年一〇月二四日をもって、「アイルランド・カトリック同盟」Confederate Catholics of Ireland（以下、たんに「カトリック同盟」と記す）の正式の発足日とするのが慣行になっている。

このように、ゲール系とイングランド系、あるいは地方の別を越えたアイルランド・カトリックの糾合、すなわち「カトリック同盟」の成立には、聖職者が重要な役割を果たしていたのだが、その後の「カトリック同盟」の動向においても、聖職者は無視できない存在となる。それは、「カトリック同盟」正式発足時の、つまり初代の最高評議会の構成からも明らかである。「カトリック同盟」の議会に相当する総会[12]によって指名された、各地方六名ずつ計二四名で構成された最高評議会は、民事・軍事両面の行政を統轄し、土地権に関する以外のあらゆる問題に対する司法権を有し、しかも、総会閉会中には立法権も行使できるという、いわば政府に相当する「カトリック同

盟」の最高統治機関であった。[13] いいかえれば、最高評議会を構成する二四名は、「カトリック同盟」の最高首脳部を形成していたといえよう。さて、初代の最高評議会のメンバーであるが、表2にみられるように、聖職者が五名確認できる、しかも、その五名はいずれも大司教、司教という高位聖職者なのである。「カトリック同盟」における聖職者の重要性はあきらかであろう。

二　国王との和平交渉と「カトリック同盟」の内紛

カトリック信仰と国王大権、そして祖国たる単一のアイルランド[14]の擁護のために聖俗のアイルランド・カトリックを糾合して「カトリック同盟」は成立した。ところが、擁護すべき対象のひとつである国王大権の持ち主チャールズ一世との和平をめぐって、「カトリック同盟」には内紛が生じることになる。そのさい、鍵を握るのが、聖職者の動向であった。国王との和平交渉プロセスを追ってみよう。

(1)交渉開始にいたるまで

国王との和平は、「カトリック同盟」の当初から希求するところである。では、国王チャールズ一世の側はどうだったのだろうか。

一六四〇年以来、イングランドのいわゆる長期議会との対立を深めていたチャールズは、議会から親カトリックとの非難を受けていただけに、アイルランド・カトリックの反乱を容認することはできなかった。じっさい、一六四二年一月一日の布告で、反乱への関与者を国王に対する反徒（レベルス）・反逆者（トレイターズ）にして敵であると言明するのである。[15] ところが、同年夏に、議会派と王党派の内戦が勃発するにいたって、チャールズのアイルランド・カトリックに対する姿勢は一変した。イングランドでの内戦での勝利に向けて全力を傾けざるをえなくなったかれは、アイル

ランド・カトリックとの和平を望む方向に姿勢転換したのである。

もっとも、国王と「カトリック同盟」の和平交渉が本格化するのは、一六四三年九月一五日の休戦[16]の成立を経てのちの、一六四四年春になってからである。すなわち、三月二八日にオクスフォードでチャールズ一世の謁見を許された「カトリック同盟」の代表団による、一八ケ条からなる「要求書」[17]の上奏は、和平条件の提示にほかならない。ただし、これに対するチャールズの回答[18]は曖昧な内容のものであった。というのも、チャールズは、たしかに「カトリック同盟」との早期和平を望んでいたが、その一方で「カトリック同盟」側のペースでの和平が王党派内部の反カトリック主義者の離脱をひき起こす危険を考慮せざるをえなかったからである。結局、和平交渉はダブリンに場を移して、アイルランド総督オーモンド侯ジェイムズ・バトラーと「カトリック同盟」側交渉委員とのあいだで進められることになった。

(2)オーモンド侯と「カトリック同盟」側交渉委員

国王側の代表として、交渉の直接当事者となったオーモンド侯とは、どのような人物であっただろうか。かれは、レンスター地方南部の名門で、かつてはキルデア・デズモンド両伯のフィッツジェラルド陣営とライヴァル関係にあったかのバトラー家の出身で、一族のなかには「カトリック同盟」の有力メンバーもいた。たとえば、初代の最高評議会議長を務めたマウントガレット子などは、オーモンド侯の大伯父にあたる。しかしながら、オーモンド侯自身は、熱烈なプロテスタントであった。というのは、バトラー家ほどの有力一門の、それも本家の子息がカトリックとして育てられるのを恐れたジェイムズ一世が、九歳で父と死別したかれの後見人となり、以後かれはプロテスタントとしての教育を受けて成長したからである。成人後、一六三三年にアイルランド総督として赴任した「徹底政策」あるいはチャールズ一世の専制政治の代名詞である「ロード・ストラフォード体制」

で知られるサー・トマス・ウェントワース（のちのストラフォード伯）の側近のひとりとしてアイルランドに戻ったかれは、まず軍人として頭角を表した。すなわち、一六四〇年にアイルランド王国軍最高司令官に任命され、アルスター蜂起勃発後は、反乱鎮圧に向けて国王軍を指揮するのである。そのかれが、アイルランド総督に任じられたのは、一六四三年一一月一三日のことであった。[19] プロテスタントであるが、アイルランドの旧家の出で、「カトリック同盟」の指導層にも強力な人脈のあるオーモンド侯に、国王チャールズ一世が「カトリック同盟」との和平交渉を委任したのも、当然といえよう。

一方、このオーモンド侯と対峙することになる「カトリック同盟」側の交渉委員は、どのような面々だったか。一六四四年七月二〇日に招集された第四回総会が指名した交渉委員は、以下の一三名である。すなわち、マウントガレット子リチャード・バトラー、ダブリン司教トマス・フレミング、アントリム伯ランドゥル・マクダネル、マスケリー子ザノー・マッカーシー、アレクサンダー・マクダネル、ニコラス・プランケット、ロバート・トールボット、リチャード・エヴァラード、ダーモット・オブライエン、パトリック・ダーシー、ジェフリー・ブラウン、ジョン・ディロン、リチャード・マーティン。[20] もっとも、オーモンド侯側が聖職者の和平交渉への参加を強く拒否し、[21]「カトリック同盟」側もこれに応じたため、ダブリン司教フレミングは交渉の場には一度も赴いていない。また、残りの一二名がつねに交渉の場に臨んだのでもない。たとえば、一六四四年九月六日の交渉開始にさいしては、マスケリー子、A・マクダネル、トールボット、オブライエン、ブラウン、ダーシー、ディロン、プランケットの八名が派遣されたにすぎない。しかも、それ以降約一年に及ぶ交渉でオーモンド侯と渉りあうことになる、いわば常連の交渉委員となると、管見のかぎり、マスケリー子、トールボット、オブライエン、ブラウン、ダーシー、ディロン、プランケットの七名である。[22] 一六四六年三月二八日に締結された和平条約の条文中に「カトリック同盟」側代表として言及されているのも、このうちプランケットを除く六名と、最高評議会議長

の「マウントガレット子である。その役職上、マウントガレット子が常時交渉の場に赴けたとは考えられないから、結局、「カトリック同盟」側の実質的な交渉委員は、上記の七名だったとみてよい。そこで、この七名に絞って、そのプロフィールを簡単にみておこう。

さて、この七名であるが、姓からみてトールボット、ブラウン、ダーシー、ディロン、プランケットの五名はイングランド系カトリック、すなわち「オールド・イングリッシュ」である。あとの二名は血統的にはゲール系であるが、このうち、マスケリー子は爵位を有していることから、その政治的・宗教的立場としては明らかに「オールド・イングリッシュ」に分類できよう。ちなみにかれは、オーモンド侯の妹と結婚してもいた。[25] ダーモット・オブライエンについては不明であるが、ともかく上記七名のうち、六名までが「オールド・イングリッシュ」だったのである。また、この七名のうち、ダーシー、プランケット、ブラウンが初代からの、マスケリー子が四代からの最高評議会の常連メンバーであった。[26] こうしてみると、オーモンド侯との和平交渉で「カトリック同盟」を実質的に代表したのは、その政治的指導層に属する「オールド・イングリッシュ」であったということがいえよう。

このように、和平交渉は、相互に旧知の間柄といってよい両陣営の間で進められることになった。しかし、だからといって、交渉が順調に進められていったわけではけっしてない。その原因のひとつには、交渉当事者が、一方は最高評議会ならびに総会に、他方が国王チャールズ一世に、絶えず諮りながら交渉に臨んだことがある。しかしながら、より根本的には、なんといっても、国王＝オーモンド側と「カトリック同盟」側との、基本的な宗教上の立場の違いであった。そして、両者が、和を結ぶにあたって、どうにかこの基本的な立場の違いを克服しようとした、その仕方が、「カトリック同盟」の内部分裂を引き起こすことになるのである。

(3)宗教問題と「カトリック同盟」の分裂

国王側と「カトリック同盟」側の宗教的立場の相違は、ダブリンでの和平交渉において、具体的には次の二つの要求をめぐって顕在化する。ひとつには、「カトリック同盟」側からの、カトリック刑罰法の撤廃要求であり、他のひとつは、国王側からの、国教会財産の返還要求である。このうち、後者は要するに、反乱開始以来カトリック側が占拠している国教会の教会建築物、教会領、聖職禄などを、国教会に返還せよというもので[27]、多言を要すまい。前者については、やや詳しい説明が必要であろう。

ヘンリー八世の宗教改革以降、アイルランドでも種々のカトリック刑罰法が制定されており、「カトリック同盟」側交渉委員も当初はそれらすべての刑罰法の撤廃を要求していた[28]。しかし、かれらは、ダブリンでの交渉がじっさいに開始するにあたって、目標を一本に絞る作戦に出る。一五六〇年の「国王至上法」である。エリザベス一世の治世第二年にアイルランド議会で制定されたこの法律は、国王が聖俗いずれにおいても最高統治者であるとして教皇権を否定するとともに、すべての聖職者と世俗の官職保有者ならびに騎士奉仕保有knight serviceによって保有される土地の相続者に「国王至上誓約」を課した。アイルランド・カトリックの有する土地はおおむね騎士奉仕保有によるものであったから[29]、要するにこの規定は公職への就任と土地の相続をアイルランド・カトリックに対して否定するものだったのである。さらに、同法は、口頭や文書による教皇権の擁護に対しては、初犯で財産没収（二〇ポンド未満の財産しか有さない者には一年間の禁獄）、重犯で国王蔑視罪の適用による終身禁獄、三犯で大逆罪の適用による死刑を規定していたのである[30]。

もっとも、同法のうち、じっさいに効果を発揮したのは、「国王至上誓約」規定のみである。それも中央行政レヴェルにおいてだけであり、治安判事など地方行政レヴェルには実質及ばなかった。また騎士奉仕保有の土地相続者には、一六二二年に設立された後見裁判所によって、「国王至上誓約」が義務づけられたが、この義務も

一六二八年には解除されている。スペインとの交戦状態に陥ったチャールズ一世に対して、アイルランド防衛費として三年間計一二万ポンドの国王補助税負担を約束した代償として、チャールズは「オールド・イングリッシュ」に「恩賜」Graces[31]を下したのであるが、そのなかには、カトリックは国王至上権には触れずに、たんに国王への忠誠のみを言明する誓約（「国王忠誠誓約」）だけで土地相続を許すという条項が盛られたからである。[32]いいかえれば、一六四〇年代においては、中央行政レヴェルを除けば、「国王至上法」によってアイルランド・カトリックの利害が現実に著しく損なわれているという状況にはなかった。和平交渉にあたって、当初、国王がこの問題に対して示した姿勢にも、こうした現実が反映している。すなわち国王は、エリザベス一世ならびにジェイムズ一世期の寛容――刑罰法の執行停止状態の継続――を保証するとして、刑罰法自体の撤廃には応じなかったのである。[33]国王代理のオーモンド侯の姿勢も基本的に、当初の国王のそれと軌を一にしていた。というよりも、この点ではむしろはるかに強硬だったのである。和平交渉の進展を望んで、刑罰法撤廃要求の応諾に傾こうとするチャールズ一世[34]を、安易な妥協は危険と諫めたのはオーモンド侯であった。[35]このように、刑罰法撤廃には断固応じず、一方で国教会財産の返還を求めるオーモンド侯の姿勢に、「カトリック同盟」内部から強い不満が生じたのは当然であろう。とりわけ、激しく不満の声をあげたのが聖職者であった。

一六四五年六月、アイルランド・カトリック全国聖職者会議は、次のように決議する。すなわち、「カトリック同盟」が現有する国教会財産は、本来カトリック教会のものなのだから、和平成立後もひきつづきカトリックの聖職者にその保有を認めるとの条項が、和平条約に織り込まれるべきであり、この条項抜きで交渉を進めることは、「協同誓約」oath of association違反である[36]と。つまり、オーモンド侯側の国教会財産返還要求を断固拒否すべしとの姿勢を表明して、オーモンドとの安易な妥協に走らぬよう、交渉委員を牽制したのである。[37]

ところで、カトリック聖職者がここで言及している「協同誓約」とは、一六四二年五月から六月にかけてキル

ケニーで開催されたアイルランド・カトリック全国聖職者会議で、「カトリック同盟」参加者各人の行動を律する目的で採択された誓約であるが、そこには、カトリック聖職者による教会財産の保持以外にも、カトリック聖職者の司牧権の享受、刑罰法の撤廃も謳われていた。[38] いいかえれば、カトリック聖職者会議は交渉委員に対して、たんにオーモンド侯側からの国教会財産返還要求への拒否だけではなく、暗黙裡に、刑罰法撤廃要求、さらには、カトリック聖職者の司牧権享受というあらたな要求の提示まで迫ったのだといえよう。じっさい、交渉委員は、一六四五年六月二〇日にあらためて刑罰法撤廃を要請し、加えて、カトリック信仰告白者のプロテスタント聖職者司牧権からの解放と国教会財産返還要求の撤回を求めている。[39]

これらの要請にオーモンド侯が耳を貸そうとしなかったのは、いうまでもない。かれは、たんに刑罰法に関してつぎのような譲歩案を提示するのみであった。すなわち、カトリックは、「国王至上法」中の「国王至上誓約」義務規定にかかわらず、「国王忠誠誓約」のみで公職に就任できるというものである。[40] これはもっぱら俗人を対象とする譲歩案であり、カトリック聖職者の感情をむしろ逆なでするものであったといえよう。

こうして、和平交渉はさらに約半年にわたって停滞する。しかし、その間、イングランドの内戦では、議会派に対する国王の立場がきわめて不利なものになっていた。一六四六年三月中旬には、王党派最後の拠点となったチェスターさえも陥落するのである。ここにいたって、ついに、同月二八日、「カトリック同盟」側交渉委員はオーモンド侯との交渉を妥結し、和平条約[41]に調印した。では、この条約では、ここまでみてきた宗教問題にどのような決着がつけられていただろうか。

まず、刑罰法に関しては、カトリックの公職就任者への「国王至上誓約」免除と「国王忠誠誓約」の適用が明記された。ただし、公職には聖職はふくまれないことも同時に明記されている。刑罰法自体の撤廃は、国王の今後の意向次第ということで、問題は先送りされた。[42] つぎに、国教会財産の返還とカトリック聖職者の司牧権につ

いてであるが、和平条約では、これらは一切触れられていない。こうしてみると、宗教問題では、オーモンド侯側の主張が優先されたといってよい。いいかえれば、「カトリック同盟」側交渉委員は、身内の聖職者の意向をまったく無視するかたちで交渉を妥結したのである。

では、聖職者らは、この和平条約にどのような反応を示したであろうか。当時かれらは、強力な指導者を得ていた。教皇特使として一六四五年一一月に派遣されてきたジョヴァンニ・バティスタ・リヌチーニである。ローマ教皇領内フェルモの大司教であるかれは、アイルランド内部の事情にはまったく無関心であった。かれにとって、アイルランド赴任の目的は、ひたすらこの島における対抗宗教改革の実現にあったのである。[43] このような人物に率いられたカトリック聖職者が、和平条約を容認できるはずがなかった。最高評議会によって和平条約が公表された一六四六年八月三日のわずか三日後、リヌチーニによって招集された全国聖職者会議は、和平条約への同意を拒否し、和平に応ずる者は「協同誓約」違背者とみなす旨、決議する。[44] さらに九月一日には、和平条約遵守者への破門を宣言した。[45] しかも、そればかりではなく、リヌチーニは、オウエン・ロー・オニールやトマス・プレストン[46]ら大陸返りの軍幹部と図って、和平条約締結に積極的に関与した最高評議会議長マウントガレット子、同書記のリチャード・ベリングズ、交渉委員ジェフリー・ブラウンなどを投獄し、[47] みずからが議長を務め、大半が高位聖職者と軍の幹部が占めるあらたな最高評議会を結成したのである。[48]

このように、国王との和平は、結局、「カトリック同盟」内部を二分しての権力抗争を引き起こし、リヌチーニ率いる聖職者らの権力掌握という結果に終わった。と同時に、一六四六年の和平条約は、「カトリック同盟」側から破棄されてしまうのである。

もっとも、リヌチーニの独裁も長続きはしなかった。和平推進派の指導者たちを投獄後、自らの地位強化のために行ったダブリン総攻撃に失敗したからである。結局かれは、投獄した者たちを釈放し、最高評議会にも加え

ざるをえなくなったのであり、結果的に外部者として「カトリック同盟」をいたずらに混乱させただけであった。聖職者のなかにさえ、その強引な手法への批判が生じたほどであり、リヌチーニは一六四九年二月二三日、アイルランドを離れる。[49]

それより約一ケ月前の一月一七日、およそ二年一〇ケ月ぶりに、再度、「カトリック同盟」とオーモンド侯のあいだで和平条約が成立した。[50] その内容には、宗教問題に関して国王側に若干の譲歩がみられたとはいえ、一六四六年三月のものとほぼ変わりはなかった。つまり、この二年一〇ケ月はまったく無駄に費やされたのである。チャールズ一世は、それから約二週間後の一月三〇日に処刑される。そして、アイルランド・カトリックは、議会派の首領クロムウェルによる遠征のえじきとされることになるのである。

三　「ミア・アイリッシュ」と「オールド・イングリッシュ」

和平条約をめぐって露呈した「カトリック同盟」内部での、聖職者と和平推進派の対立は、「神と王と単一なる祖国アイルランドのため」という「カトリック同盟」の基本理念のうち、「神のため」と「王のため」、すなわちカトリック信仰と国王大権のいずれを優先するかをめぐるものであった。前者が「神のため」を優先したのに対して、後者は「王のため」を優先したのである。こうしたアイルランド・カトリックの命運をかけるべき決定的時期にもかかわらず、いや、だからこそ対立が先鋭化してしまった両派の事情をそれぞれ、あらためて一七世紀初めからの四〇年余りの歴史的経緯のなかにおいて考察してみよう。

まず、聖職者からである。聖職者が、「神のため」を優先したのは、一見自明のことのようにみえる。カトリック信仰の全面的自由を確立するために、刑罰法の撤廃、国教会財産返還の拒否、カトリック聖職者の司牧権を主張し、これらが実現しないような国王との和平を拒絶するのは、対抗宗教改革期のカトリック聖職者にとって

当然のことだ、と。しかし、一六四〇年代だけをとってみるのならともかく、一七世紀前半の四〇年ほどというタイムスパンのなかでみるならば、アイルランドのカトリック聖職者が、その立場において一枚岩にまとまっていたとみるのは、単純にすぎる。

テューダー朝による宗教改革は、既存住民のプロテスタント化という点ではまったく失敗に終わる。既存住民はカトリックにとどまり、なかにはトリエント公会議後の改革されたカトリシズムを積極的に受容する人びともいた。にもかかわらず、一六〇〇年の時点でアイルランドに在住するカトリック司教は存在しなかった。ローマ教皇庁がアイルランドにおける在俗司教制の復活に積極的になるのは一六一〇年代以降である。この方向転換は、ウォーターフォードのイングランド系有力商人の息子で、大陸にわたってルーヴァン大学を卒業し、一六〇一年にアイルランド首座大司教でもあるアーマー大司教に任命されたが、ローマにとどまり教皇庁で強い影響力を保持したピーター・ロンバードの教皇パウルス五世に対する働きかけによるものであった。かれは、もともとはティローン伯ヒュー・オニールの引きでアーマー大司教に昇進したのであったが、ヒューの大陸亡命後は、むしろアイルランド・カトリックと国王ジェイムズ一世との現実的な関係づくりに関心を転化したのである。ヒュー・オニールとは関係をまったくもたない、ステュアート朝政府に受け入れられるような人物であるなら、アイルランドに司教として赴任させても危険はないとの状況判断のうえでの教皇への具申であった。[51] 一六一八年にデイヴィッド・ロースがオサリ司教として赴任したのを皮切りに、一六三〇までに一七名の司教がアイルランドのそれぞれ所轄の司教区に在住するようになる。[52] これらの司教は、ゲール系とイングランド系がほぼ半々で構成されているが、かかる人種的・民族的差異よりも重要なのは、プロテスタント君主の統治下にあるアイルランドで、カトリシズムの生存と発展を図る戦略をめぐって、こうした教会指導層のあいだで二つの立場が対立していたことである。すなわち、一方は、ロンバードのように、ステュアート朝政府をなるべき刺激せず、政府の黙認・寛容

の下でカトリック教会の再建を図ろうという立場であり、他のひとつは、親スペイン派で、スペイン王家の支持の下、ステュアート朝との対立も辞さずという立場であった。前者はあきらかに政治的立場としての「オールド・イングリッシュ」と同一であるし、後者についても「ミア・アイリッシュ」のそれと近親性の強いものといえよう。しかも、一六二五年のロンバードの死去後、ローマ教皇庁の支持を得て、後者が優勢になっていくのである。[33] つまり、一六四〇年代の「カトリック同盟」における指導的聖職者に優勢な政治的立場は「ミア・アイリッシュ」のそれであった。その立場からすれば、なるほど「カトリック同盟」の「協同誓約」では、「神のため」と「王のため」が同時に謳われていたとはいえ、どちらかを選ぶとなれば、まちがいなく前者だったのである。リヌチーニが指導力を発揮しうる下地は、かれの到着以前にすでに整っていたのであった。また、聖職者は、「オールド・イングリッシュ」指導層の陰で、「カトリック同盟」内では政治力の劣っていた俗人の「ミア・アイリッシュ」にとっても、その不満の受け皿になりえたのである。

つぎに、和平推進派である。かれらのなかにはイングランド系のみならずゲール系も入っていたが、その政治的立場としては「オールド・イングリッシュ」であった。つまり、カトリックとしてローマ教皇に忠誠であると同時に、イングランド王にも忠誠であるという、聖俗で忠誠の対象を別にするという立場をとってきた人びとである。だが、国王との和平交渉を通じて、そのうちのいずれかを選ばねばならなくなったとき、かれらは世俗の忠誠の方をとった。それにしても、聖職者を敵に回してまでも、国王との和平を成就しようとしたのはなぜだったのか。これを理解するにも、やはり過去四〇年あまりの「オールド・イングリッシュ」をめぐるアイルランドの政治状況をみてみなければならない。

一六世紀後半に、すでにダブリン総督府の高級官職から、徐々に「ペイル」のエリート、すなわち、のちの「オールド・イングリッシュ」の核となる人びとが排除されていったことは、これもすでに第一部第三章でみた

ところであるが、その理由は、野心的な「改革」志向の総督が、かれらを、既得権益にまみれて、自らの統治目標の障碍となるとみなしたからであって、宗教的理由からではなかった。[54] これに対して、一七世紀になって、国王ジェイムズ一世から「中途半端な臣民（ハーフ・サブジェクト）」呼ばわりされた「オールド・イングリッシュ」が、判事など司法官僚の座からも排除されていくのは、「国王至上誓約」忌避のゆえであり、[55] まさしく宗教上の理由からである。さらに、ジェイムズは、アイルランド議会庶民院の構成変革をも企てている。既存の選挙区のままでは、「オールド・イングリッシュ」の議員が過半数を占めるのは明らかだったので、ジェイムズは、国王大権により四一ものバラ選挙区を新設したのである。一六一三年の選挙では、四一の新設選挙区はすべてプロテスタント議員――その多くが国王官僚――を選出し、その結果、庶民院は、カトリック一〇二名に対してプロテスタント一〇八名と、わずかな差ではあったが、ジェイムズの思惑どおり、後者の数的優位が確保されたのであった。[56]

もっとも、このように、中央政界では確実にその政治力が削減されていったものの、地方レヴェルでの「オールド・イングリッシュ」の影響力は、なお強力であった。同時代のイングランドと同様に、全国的官僚網など未整備のアイルランドでは、地方統治では在地の地主層に依拠せざるをえなかったのであるが、在地地主層としての「ニュー・イングリッシュ」の勢力は、全体としてはいまだ微弱なものにすぎなかったのである。[57]

そうだとすれば、「オールド・イングリッシュ」にとって、少なくともこの地方レヴェルでの政治力を維持することが最重要課題であったといえよう。そのためにかれらが行ったのは、国王への忠誠の強調であった。カトリックゆえに、国王からその忠誠を疑われていたからこそ、いっそうそれを強調せざるをえなかったのである。しかも、アイルランドには、「ミア・アイリッシュ」という国王に不忠な勢力が隠然と存在していた。かれらをヨーロッパ本土のカトリック強国――とりわけスペイン――と結びついた、国王に仇なす存在であるとことさらにいいつのることで、自らの忠誠を強調したのである。[58]

そのうえ、一六四〇年代には、「オールド・イングリッシュ」が国王との絆にしがみつかねばならないさらなる事情が生まれていた。イングランドにおける王党派と議会派の抗争である。議会派はピューリタン色が濃いだけに、反カトリック主義もそれだけ強かった。じっさい、内戦勃発前の一六四二年三月にイングランド議会で制定された「募金法」は、アイルランド反乱鎮圧軍の総指揮権ならびに鎮圧後の土地没収の遂行権を、本来の保持者である国王にではなく、イングランド議会に設定した。[59] つまり、議会派は、国王大権の制限と同時に、「オールド・イングリッシュ」と「ミア・アイリッシュ」の区別なく、アイルランド・カトリックの生命・財産の奪取を言明したのである。イングランド王権のアイルランドにおける正統性を認めない「ミア・アイリッシュ」とちがって、あくまでもイングランド王の統治するアイルランド王国における、王の忠実な臣民として生きようとする「オールド・イングリッシュ」にとって、国王が議会派との内戦に勝利できるか否かに、その命運がひとえにかかっていた。そうした切迫した状況のなかで、「神のため」か「王のためか」を選ぶとすれば、かれらには後者しかなかったのである。

こうしてみると、国王との和平をめぐる「カトリック同盟」内部の和平推進派と聖職者の対立は、つまるところ、政治的立場としての「オールド・イングリッシュ」と「ミア・アイリッシュ」の対立であった。いいかえれば、それは、複合君主制国家たるステュアート朝三王国の構成要素のひとつとしてアイルランド王国が存続するのを願うか、それとも、アイルランドのそこからの離脱をめざすのか、という根本的な国制的・政治的立場の相違を表していたのである。

(1) アルスター植民ならびに「功労あるアイルランド人」について詳しくは、拙稿「ジェントルマンになりきれなかったアイルランド人たち――アイルランドの『イングランド化』と一六四一年アルスタ蜂起の首謀者たち――」、

山本正編『ジェントルマンであること――その変容とイギリス近代――』、刀水書房、二〇〇〇年、六一―七九頁所収、を参照のこと。

(2) 「ペイル」では、土地のほとんどを、六〇〇ほどの中世以来のイングランド系貴族・ジェントリが有していた。Clarke, 'The Policies of the "Old English" in Parliament, 1640-41', *Historical Studies V*, 1965, pp. 85-102, esp. p. 86.

(3) Clarke, *The Old English in Ireland*, ch. 9.

(4) Gilbert J. T. (ed.), *History of the Irish Confederation and the War in Ireland (1641-9)*, 7vols., Dublin, 1882-91 [rep. New York, 1973], i, pp. 237-8.

(5) Gilbert(ed.), *Contemporary History of the Affairs in Ireland from A.D. 1641 to 1652*, 3vols, Dublin, 1879, I, part 1, pp. 360-1.

(6) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, i, p. 35.

(7) *Ibid.*, pp. 291.

(8) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, ii, pp. 34-43.

(9) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, i, pp. 86-7.

(10) *Cal. S. P. Ire, 1633-1647*, pp. 362-3.

(11) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, i, p. 87.

(12) ただし、この総会は、王国議会とは異なり一院制を採用していた。すなわち、聖俗両貴族と庶民がひとつの院を構成していたのである。*N.H.I. III*, p. 301.

(13) その任期は次期総会によって新たな最高評議員が選出されるまでとされた。Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, ii, p. 76.

(14) Pro Deo, Rege, et Patria, Hibernii Unanimis は、「カトリック同盟」の印章に彫られたスローガンである。印章の模様は、Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, ii, p. 84 を参照のこと。

(15) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, i, pp. 253-4.

(16) 休戦の条件については Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* ii, pp. 365-76.

(17) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iii, pp. 128-33.

(18) *Ibid.,* pp. 175-8.

(19) *D.N.B.*

(20) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iii, p. 270.

(21) *Ibid.,* p. 251.

(22) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iv, pp. 272, 338; v, pp. 55, 170.

(23) *Ibid.,* pp. 286.

(24) ザノーの父コーマク・オクが一六二八年にマスケリー子爵位を受賜している。ザノーがマスケリー子爵位・領を相続したのは一六四〇年。*N.H.I. IX,* p. 156 を参照のこと。

(25) *D.N.B.*

(26) Cregan, D. F., 'The Confederation of Kilkenny: Its Organisation, Personnel and History', Ph. D. thesis, National University of Ireland, 1947, pp. 88-91.

(27) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iii, p. 321.

(28) *Ibid.,* p. 128.

(29) Kearney, H. F., 'The Court of Wards and Liveries in Ireland, 1622-1641', *Proceedings of the Royal Irish Academy,* lvii, section C, no. 2, 1955, pp. 19-68.

(30) Curtis and McDowell, *Irish Historical Documents,* pp. 121-3.

(31) その区分については Clarke, *The Old English in Ireland,* 1966, Appendix II, pp. 238-54.

(32) The Graces, no. 15, in *Ibid.,* Appendix II, pp. 242-33.

(33) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iii, p. 175.

(34) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iv, p. 154.

(35) *Ibid.,* p. 252.

(36) *Ibid.*, pp. 270-1.

(37) これを受けて、総会も六月九日、交渉委員に対して、国教会財産返還の断固拒否をオーモンド侯に通告すべしとの決議を採択している。Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, iv, pp. 278-9.

(38) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, ii, pp. 83, 210-12.

(39) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, iv, pp. 290-1.

(40) *Ibid.*, pp. 318-9.

(41) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, v, pp. 286-308.

(42) *Ibid.*, p. 287.

(43) *N.H.I. III*, p. 317.

(44) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, vi, pp. 71-2.

(45) *Ibid.*, pp. 131-2.

(46) オウエン・ロー・オニールとトマス・プレストンは、前者がゲール系、後者がイングランド系であったが、ともに、スペイン領ネーデルラントにわたってスペイン王家の傭兵軍の司令官を務め、アイルランドにおける反乱勃発とともに、アイルランドへ戻って、「カトリック同盟」軍を率いていた。ちなみに、この両者の確執は、「カトリック同盟」軍の軍事行動を阻害した。*D.N.B.*

(47) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland*, vi, pp. 21-2.

(48) *Ibid.*, pp. 144-6.

(49) *N.H.I. III*, pp. 317-35.

(50) 条約の内容については、Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland, vii*, pp. 184-212.

(51) Corish, P., *The Catholic Community in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Dublin, 1981, p. 20.

(52) Cregan, 'The Social and Cultural Background of a Counter-Reformation Episcopate, 1618-1660' in Cosgrove, A. and D. McCarthy(eds.), *Studies in Irish History Presented to R. Dudley Edwards*, Dublin, 1979, pp. 85-117. esp. pp. 85-7. なお、その後一六三〇年代には新規の司教任命はなかったが、一六四〇年代になって三〇名

が新規任命を受けている。そのうちの一一名は一六四七年に任命されており、これはときにリヌチーニの被任命者といわれるもの――かならずしも正確ではないが――である。Ibid., pp. 86-7.

(53) Kearney, H. F., 'Ecclesiastical Politics and the Counter-Reformation in Ireland, 1618-1648', *Journal of Ecclesiastical History*, xi, no. 2, 1960, pp. 202-12.

(54) 第一部第三章九六―九頁。また、Clarke, 'Colonial Identity in Early Seventeenth-Century Ireland' in Moody(ed.), *Historical Studies XI: Nationality and the Pursuit of National Independence*, Belfast, 1978, pp. 57-72, esp. pp. 57-8 も参照のこと。

(55) Cregan, 'Irish Recusant Lawyers in Politics in the Reign of James I', *Irish Jurist*, new ser. v, 1970, pp. 306-20, esp. pp. 306-8.

(56) Moody, 'The Irish Parliament under Elizabeth and James I: A General Survey', *Proceedings of the Royal Irish Academy*, xlv, senction C, 1939, pp. 41-81, esp. pp. 57-60, 77-80.

(57) クロムウェル遠征のさいにアイルランドに渡り地主となる、政治算術の祖として名高いウィリアム・ペティによると、一六四一年の時点で、われわれいうところの「ニュー・イングリッシュ」が有する土地は、アイルランド全体の二〇パーセントにすぎなかった。Petty, W., *The Political Anatomy of Ireland*, London, 1691 (rep. Shannon, 1970) pp. 1-2 [松川七郎訳『アイルランドの政治的解剖』、岩波書店、一九五一年、三三―四頁].

(58) Clarke, *The Old English in Ireland*, pp. 28-43.

(59) 「募金法」の内容ならびにこうした点については、第三部第七章で詳しくみる。

第六章　クロムウェルの征服と「ニュー・イングリッシュ」

一　土地の没収と分配

(1)アイルランド・カトリック反乱で発生したイギリス国家の負債

一六四九年一月に「カトリック同盟」と国王チャールズ一世の間に成立した和平も時すでにおそく、アイルランド・カトリックの反乱は、チャールズの首を撥ねた議会派の首領オリヴァー・クロムウェルに率いられて、イングランドからアイルランドに渡った鎮圧軍に攻められて、一六五二年五月までにほぼ平定された。中世より数えると三度目にあたる今回のアイルランド征服でも、やはり大規模な土地没収と分配を伴うことになる。反乱を起こしたカトリックへの懲罰、そして、かれらの政治力を根絶し、あらたなるアイルランドの「イングランド化」＝プロテスタント化を達成するためだが、同時に、この反乱がイングランド人のあいだに創出していた国家に対する債権者への負債の返済の必要があったからでもある。かかる債権者には二種類あった。それぞれ、「投機者」adventurersと「将兵」soldiersと呼ばれる。かれらに対する国家の負債はいかに発生したのであろうか。

まず、「投機者」からみていこう。アルスター蜂起が勃発してからおよそ四ケ月後の一六四二年二月一一日、

ロンドン商人の一団が、アイルランド・カトリックの反乱の鎮圧案を、イングランド議会に提出した。[1] かれらは、四つの条件のもとに、反乱鎮圧軍を徴用する用意があると申し出たのである。その条件とは、提案者自身が鎮圧軍の将校任命権をもつこと、提案者はイングランドで兵士を徴募する権限を有すること、武器弾薬は国家の費用で調達されること、そして、提案者が「現在のつつましい要求と将来の功績に対して、反徒の土地をもって賠償されること」であった。[2] つまり、ここに将来のアイルランドにおける土地没収が示唆されていたのである。このロンドン商人らの提案は、イングランド議会によって即刻受理され、アイルランド問題対策委員会で相当の修正を加えられたのち、議会を通過し、国王チャールズ一世の裁可を得て議会制定法となる。この法律は、正式名称を「陛下のアイルランド王国における反徒を迅速かつ実効的に平定し、陛下とイングランドの王権に従わせるための法律」[3] というが、その内容からふつう「募金法」Act of Subscriptionもしくは「投機者の法」Adventurers' Actと称されるものである（以下では、「募金法」と呼ぶ）。

「募金法」は、アイルランド・カトリックの行動を、かれら自身が表明していた立場とは裏腹に、「国王に対する反乱」と規定したうえで、反乱鎮圧のための資金提供者に、鎮圧後反徒から没収されることになる土地のうち、アイルランドの四つの地方で均分される総計二五〇万エーカーで償還を行うとしている。ただし、土地の価値は地方ごとに異なって評価されており、一〇〇〇エーカーの対価としての提供資金額は、アルスターでは二〇〇ポンド、コナハトでは三〇〇ポンド、マンスターでは四五〇ポンド、レンスターでは六〇〇ポンドであった。[4] 要するに、将来獲得される総計二五〇万エーカーの土地を担保に、およそ一〇〇万ポンドの反乱鎮圧資金の調達が企てられたといってよい。

この法律にしたがって募金に応じた人びとは、「投機者」と呼ばれたが、当時一エーカーにつき、四シリング（アルスター地方の場合）ないし一二シリング（レンスター地方の場合）、平均して七シリング九ペンスで土地を購

入できるとなれば、たしかに有利な条件であったにちがいないが、一方で反乱鎮圧に失敗するかもしれない――その場合の募金の償還規定は同法には盛られていない――し、たとえ鎮圧に成功したとしても、そのときまでには土地が荒廃してしまっているかもしれないという危険も大きかったから、反乱が勃発してまもないこの時点で、そのような募金に応じるのは、まさに投機そのものだったといえよう。じっさい、募金成績は芳しくなく、募金の促進を目的とする法律が矢継ぎ早に制定され、その結果、応募期間が延長されるとともに、応募資格がプロテスタントのオランダ人にも与えられたり、あるいは、自治体や組合といった団体単位での募金が認定されたり、さらには土地面積の計測単位が、イングランド式からアイルランド式に変更されたり――同じ一エーカーでも、両者のあいだには一・六倍の開きがある――したのである。[5] しかし、こうした募金の奨励措置にもかかわらず、最終的な応募総数は、コンピューターを駆使して「投機者」の緻密な分析をおこなったK・S・ボッティグハイマーの研究によると、一五三三名（団体を含む）、募金総額は約三〇万ポンドにとどまった。その内訳は、一〇〇〇ポンド以上の投資者が五〇名、五〇〇ポンド以上一〇〇〇ポンド未満が一二五名、一〇〇ポンド以上五〇〇ポンド未満が七五五名、二五ポンド以上一〇〇ポンド未満が四四〇名、二五ポンド未満が一六三名であり、平均投資額は二二〇ポンドである。[6]

「募金法」によって調達された資金は、アイルランドの反乱鎮圧以外の目的への流用を禁じていた。[7] にもかかわらず、この資金は、一六四二年の夏にはじまる王党派と議会派の内戦で、後者の戦費として使われてしまった。[8] アイルランド反乱鎮圧に向けた効果的な対策が講じられることもなんらなかった。反乱が一一年にもわたって続いた原因は、ここにもある。そのため、「投機者」のなかには、自らの債権を売却する者も現れた。長引く反乱によって、アイルランドの土地価格の低下が予想されたし、そもそもいつ反乱が終結するかも予想がつかなかったからである。もっとも、逆に、売却された債権を購入してあらたに「投機者」の仲間入りする者や、自己の債

権を増大させた者もいた。[9]

つぎに「将兵」について。これは、クロムウェルに率いられてイングランドからアイルランドに渡った遠征軍の将兵のことである。共和国の財政難から、軍への給与支払いは遅滞しており、将兵は給与債務証書debentureが与えられた。給与債務証書は、一六四四年にイングランド議会軍将兵に発行されたものが最初であるが、これは、王党派から没収される土地を担保に、正貨で遅滞分の給与を支払うことを保証したものである。これに対して、アイルランド遠征軍の将兵に発行された給与債務証書は、反徒からの没収地をもって遅滞給与を支払うと規定しており、土地は担保ではなく給与そのものであった。[10]その発行数はじつに三三四一九通にものぼったのである。[11]

(2)土地の没収と分配

一六五二年八月一二日、イングランド議会（残余議会）は、「アイルランド処分法」を制定した。前文と一〇ケ条からなるこの法律は、まず前文において、「農夫husbandmen、耕夫ploughmen、レイバラ、職人artificers、その他身分の卑しい人びとはすべて」、生命・財産ともに恩赦の対象となると謳って、その狙いが地主階層にあることをあきらかにしたうえで、懲罰の対象となる者の定義と懲罰の程度、ならびに恩赦の対象資格を規定したものである。まず、カトリックは、反乱への加担の有無を問わず、懲罰の対象とされている。もっとも、反乱への加担者の方が懲罰が重かったこと、また加担の程度によっても懲罰の軽重に差がつけられたことはいうまでもない。とくに「カトリック同盟」指導層の場合、本人は死刑、その土地財産は全面的没収である。なお、部分的没収の場合でも、非没収地は共和国政府の指定する代替地と強制的に交換となっていた。ところで、この法律で懲罰の対象となったのは、カトリック反徒の地主だけではない。イングランドにおける、そしてアイ

ルランドにもおよんだ議会派と王党派の内戦は、この法律にも反映している。すなわち、プロテスタントであっても、イングランド議会に恒常的に忠実であったことを証明できる者だけが、その土地の全面的保持を保証されたのにすぎないのである。王党派の指導層は、「カトリック同盟」の指導層と同様に、死刑と土地財産の全面的没収の対象であった。[12]

このように土地没収の対象を確定したうえで、共和国政府は、「投機者」と「将兵」に対する負債の返済方法を規定した法律を制定した。一六五三年九月二六日にイングランド議会（指名議会）を通過した「アイルランドの土地に対する投機者［への債務］と、そこにおいて将兵に支払われるべき遅滞給与ならびに他の公的債務の迅速かつ実効性のある償還、およびプロテスタントにアイルランドへの入植と定住を奨励するための法」（以下、「償還法」と呼ぶ）がそれである。「投機者」ならびに「将兵」に対する債務返還はつぎのようになっていた。すなわち、リムリック、ティペラリー、ウォーターフォード（以上、マンスター地方）、キングズ・カウンティ（現オファリー）、クィーンズ・カウンティ（現リーシュ）、ミーズ（「償還法」ではイーストミーズと呼ばれている）、ウエストミーズ（以上、レンスター地方）、ダウン、アーマー、アントリム（以上、アルスター地方）の、計一〇県における没収地が「投機者」と「将兵」に等分に割り当てられること、土地と債務の交換比率については、レンスター地方では六〇〇ポンド、マンスター地方では四五〇ポンド、アルスター地方では二〇〇ポンドがそれぞれ一〇〇〇エーカーの土地の対価とするという「募金法」の規定が踏襲されるが、この比率は「投機者」のみならず「将兵」にも適用されること、である。なお、コナハト地方での交換比率への言及がないが、これは、同地方での没収地が、「アイルランド処分法」によって部分的な土地没収処分に付されたカトリック地主に強制付与される代替地に指定されたからである。[13] ここには、アイルランド西部のコナハト地方のみにカトリック地主を封じ込めることで、同島を南北に走るシャノン河を境に東西に「二つのアイルランド」を創りだそうという共和国政府

の意図があった。[14]

では、「投機者」ならびに「将兵」に対するじっさいの土地分配はいかに行われたであろうか。まず、「投機者」であるが、かれらへの土地割当て作業は、「償還法」の制定に先立つ一六五三年六月一日に、国務会議によってロンドンに設置された「グローサーズ・ホール委員会」が担当した。[15] 各「投機者」が獲得すべき土地の所在は抽選によった。第一回目の抽選は一六五三年七月二〇日に実施されており、以後、一六五八年一〇月二六日までに数回抽選が行われる。こうして土地を割当てられた「投機者」について、「グローサーズ・ホール委員会」が行っているセンサス結果を分析したボッティグハイマーによると、一〇四三名の者――以下、「引当者」と呼ぶ――が、全部で六九六、二九四エーカー（アイリッシュ・エーカー。以下同、なお、これはイングリッシュ・エーカーでは一一〇万エーカーを上回る）を獲得した。これは、アイルランド全土のほぼ五パーセントに相当する。「引当者」一人当たり平均獲得面積は約七〇〇エーカーであり、これだと国家に対する債権の一人当たり平均額は三〇〇ポンドを越える。この額は、本来の「投機者」の一人当たり募金金額の平均である二二〇ポンドを上回っており、低額の募金者がより高額の募金者に対して、自己の債権を売却する傾向があったことを示唆している。ちなみに、本来の「投機者」の総数は一五三三名であった。また、一〇〇〇〇エーカー以上を獲得したものが七名、五〇〇〇エーカー以上一〇〇〇〇エーカー未満が八名、一〇〇〇エーカー以上五〇〇〇エーカー未満が一六一名で、一〇〇〇エーカー以上の獲得者数一七六は、「引当者」総数一〇四三の一七パーセントにすぎないが、この一七六名が獲得した土地面積は、「引当者」全体の獲得面積の六六パーセントに及んでいる。[16]

「投機者」への土地分配は比較的順調に実施されたが、これと対照的だったのが「将兵」の場合である。というのは、「将兵」に対する債務、すなわち遅滞給与額――一六五三年末に一五五万ポンドと査定された[17]――は、「投機者」の募金額をはるか上回っていたにもかかわらず、分配される土地面積は「投機者」と等分とされたか

らである。もっとも、「償還法」制定時点でも、「将兵」へ割当てられるべき土地の不足は予想されていたようで、同法には、一〇県での「将兵」割当分では不足が生じた場合は、政府保留分の没収地を優先的に「将兵」に割当てるとの規定が設けられている。[18] しかし、これも焼け石に水であった。一六五三年八月から、土地分配の準備作業として測量監ワーズリーによって行われた「概括測量」Gross Survey によって、「償還法」の規定どおりならば、政府保留分を含めても、三五〇〇〇近くにのぼる「将兵」には一七二万八千エーカーしか割当てられないことが判明するのであるが、これでは、八〇万二千ポンドの遅滞給与分にしか相当しない。債務額と土地面積との交換比率の変更は不可避であった。しかし、「将兵」にとって、土地による遅滞給与の支払いは強制であり、しかも、じっさいにアイルランド征服を行ったのはかれらであったから、「投機者」よりも不利な交換比率での土地割当ては到底納得できるものではなく、交換比率の変更の是非をめぐって軍内部で議論となったため、土地分配は大幅に遅れることになった。[19] もっとも、土地不足の現実はいかんともしがたく、結局、給与債務証書に記載の未払い給与額は、一ポンドにつき一二シリング六ペンスに割り引きされることになる。[20] また、現実に土地の分配を行うには、ワーズリーの「概括測量」よりも正確な測量が必要であったため、ウィリアム・ペティがこれを請け負うことになったのだが、実施にあたってワーズリーとペティの間に対立が生じ、測量開始が一六五五年二月までずれ込んだ。[21] 一方、国家の財政難から一六五三年ころより将兵の除隊が漸次実施されていたが、一六五五年九月には大規模に行われた。[22]

こうして、「将兵」のなかでも、除隊によって食糧すらも国家からあてがわれなくなり困窮化した兵士層が、「償還法」で禁止されていたにもかかわらず、[23] 自己の給与債務証書を売却していった。購入したのは将校たちで、かれらは兵士たちの困窮に付け込んで、額面一ポンドあたり、わずか四ないし五シリングで給与債務証書を買い叩いたのであった。最終的には一一八〇四通の給与債務証書が土地獲得の引換証として国家に返却されたことが

わかっているが、二一六一五通は行方不明であり、これらは売却されたと考えられる。[24] なお、ボッティグハイマーによると、個々の「将兵」への土地割当ての実態に関しては、「投機者」の場合のような記録は残されておらず不明である。[25] ちなみに、ウィリアム・ペティは、ここでいう「将兵」に分配された土地面積を全部で一四四万エーカーとしている。[26]

ところで、かつては、クロムウェルの征服に伴ってあらたにアイルランドの土地を得ることになった「投機者」と「将兵」――あわせて「クロムウェル派」と称される――が、アイルランドの支配層となり、一八世紀に確立するプロテスタント支配体制の主体となったというのが定説であった。しかし、こうした見方は成り立つであろうか。少なくとも、「投機者」については否である。先にみたように、かれらが獲得した土地の総面積六九六、二九四エーカーは、アイルランド全土のわずか五パーセントに相当するにすぎない。一六四一年の時点で、カトリックが有した土地がアイルランド全土の五九パーセントを占めていたことに鑑みるならば、これがいかにとるに足らない数字であるかは明白であろう。[27] たとえ、土地を獲得した「投機者」が全員アイルランドに定住したとしても、のちに確立するプロテスタント支配体制の主体にはおよそなりえなかったのである。

では、「将兵」はどうか。土地を獲得したと考えられる「将兵」の数、そして、かれらが獲得したとペティが査定している土地の総面積に鑑みれば、「将兵」の場合は、プロテスタント支配体制の主体になったと考えてもおかしくはないように思われる。しかし、当時、土地所有は権力の必要条件ではあったが、十分条件ではけっしてなかった。じっさい、「将兵」がのちのプロテスタント支配体制の主体とはならなかったことは、クロムウェル時代のアイルランド統治の具体相を詳らかに研究したT・C・バーナードが明らかにしたところである。[28] かれによると、プロテスタント支配体制の主体となるのは、「将兵」ではなく、一六四九年以前からのプロテスタント地主、すなわち、本書でいうところの「ニュー・イングリッシュ」――当時の用語では「オールド・プロテス

タント」であり、バーナードもこの用語を用いているが、[30] 本書では、混乱をさけるために、以下でもこれまでどおり「ニュー・イングリッシュ」を用いる――であった。以下、バーナードに依拠しつつ、一六五〇年代を通じて結局のところ、「将兵」ではなく「ニュー・イングリッシュ」がアイルランドの支配層に、いいかえればクロムウェルのアイルランド征服の最終的受益者になっていく事情をみていくことにしよう。

二　クロムウェル期のアイルランド統治と支持基盤

(1)チャールズ・フリートウッドと軍幹部の権勢

一六四〇年代にアイルランド・カトリックが樹立した統治機構である「カトリック同盟」の弾圧はいうまでもなく、チャールズ一世のもとでアイルランド王国統治を担った総督オーモンド侯などプロテスタント王党派も駆逐の対象である以上、共和国体制のもとでのアイルランド統治の主体は、クロムウェル遠征軍をおいてほかに存在しなかった。まず、一六四九年七月、クロムウェル自身がアイルランド総督兼軍最高司令官に就任するが、かれは翌年春にスコットランド遠征に赴く。後事を託された娘婿のヘンリー・アイアトンも、一六五一年一一月に病没してしまった。そのあと、やはりクロムウェルの娘婿であったチャールズ・フリートウッドが総督としてアイルランド統治の責を負うことになる。[31]

このフリートウッドを総督とする軍事政権期に権勢をふるうことになったのが、セクト、なかでもバプティストであった。クロムウェル遠征軍のなかで、バプティストが勢力を拡大したのは、アイルランドにおいて遠征軍を取り巻いた環境によるところが大きい。クロムウェルが、アイルランド遠征を、一六四一年反乱勃発時にカトリックが多くのプロテスタントに対して加えたと、アイルランドのプロテスタントの一部が声高に主張し、イングランドでも大いに喧伝された虐殺[32]への報復として正当化したことは周知の事実である。圧倒的多数のカトリッ

ク人口のなかにあって、しかも疫病が蔓延する――軍トップのアイアトンもその犠牲となった――という特異な環境のなかで、セクトのなかでもとりわけ排他的で仲間内での平等観念が強く、かつ強烈な反カトリック主義のバプティズムが、選民としての自意識をますます強めていた将兵を魅了したのである。[33]

しかも、自らはインディペンデントであったが、信教の自由を強く重んじる総督のフリートウッドが、バプティストに対して寛容であったのと、ウィリアム・アレンなど重要なバプティストの指導者がアイルランド遠征軍にいたことがあって、軍事政権内部でバプティストは勢力を拡大し、権力を握ることになった。[34] また、地方レヴェルでも、従来治安判事が掌握していた行政上の権限が、税の割当・徴収のために設けられ、主として軍人によって構成された歳入委員会に移行した[35]ことや、ダブリン、ベルファスト、キャリクファーガス、ヨールなどを除く旧来の自治都市でもその自治権が廃止されて、軍政官の支配下におかれた[36]ことで、バプティストが権力の座に浸透しやすい状況ができていた。こうして、フリートウッド総督の軍事政権のもとで、中央・地方いずれにおいても、バプティストがアイルランド統治を牛耳ることになるのである。

もっぱらカトリックへの報復の念に燃えてイングランドから到来した、選民意識に凝り固まるバプティストが、いかに観念的でアイルランドの現状などには目を向けることのなかったかは、カトリックのコナハト地方への強制移住政策に対するその姿勢に端的に示されている。さきにみたように、一六五二年の「アイルランド処分法」では、カトリック地主をシャノン河以西のコナハト地方に押し込めることが規定されていたが、一六五三年七月二日、ロンドンの国務会議はダブリン総督府に対して、地主にかぎらずすべてのカトリック住民のコナハト地方への強制移住を訓令した。[37] これはロンドンからの訓令であったが、その背後にはバプティストが牛耳るアイルランド駐留軍幹部からの圧力があった。軍内部でのバプティストの台頭は、疫病の流行など軍を取り巻く悪状況が背景にあったと先に述べたが、こうした悪状況は翻って、カトリックに対する過度の寛容の結果ではないかとい

う感情を軍幹部に強く抱かせ、プロテスタントが入植すべきシャノン河以東からのカトリック住民の一掃という過激な考えに走らせたのである。[38] 大量のプロテスタント労働力のイングランドからの流入が保証されていたわけでもないのに、当時の軍幹部には、遅滞給与の代わりに土地を割り当てられ、いずれ自らもアイルランド地主になることが予期されていたにもかかわらず、その反カトリック・イデオロギーに固執するあまり、カトリック民衆を土地開発に必要な労働力として冷静に見ることができなかったのだといえよう。

しかし、アイルランドにおけるバプティストの権勢は、国王チャールズ一世の処刑後、革命のそれ以上の進行を恐れて保守化しつつあったオリヴァー・クロムウェルにとって憂慮すべき事態であった。一六五三年一二月一六日のプロテクター体制発足にあたって、バプティストが、その平等思想から、クロムウェルの独裁を批判して反体制派にまわってからは、とりわけそうである。アイルランドでは、バプティストは権力を掌握しているだけに、イングランドにおけるレヴェラーズや第五王国派以上に、プロテクター体制にとって脅威であった。そこでクロムウェルは、息子のヘンリーを、一六五四年三月にまず視察官としてアイルランドに派遣したのち、同年一二月二五日アイルランド軍最高司令官代理に任じるのである。[39] アイルランドの軍事政権を牛耳るバプティストは、プロテクター体制にとって脅威であったというだけではない。アイルランドの他のプロテスタント諸派にとっても鬱陶しい存在だったのである。いいかえれば、ヘンリーの任務は、バプティスト独裁に不満をもつアイルランドのプロテスタント諸派を、公平に恩顧を与えることによって取り込み、プロテクター体制のアイルランドにおける支持基盤を拡大することにあった。[40]

(2) ヘンリー・クロムウェルと「ニュー・イングリッシュ」の台頭

じっさいにヘンリーがアイルランドに赴任するのは、一六五五年七月になってからである。フリートウッドと

の衝突が予想されたからであった。一六五四年一二月の時点でヘンリーが総督には任じられなかったのは、父オリヴァーが娘婿フリートウッドの罷免に躊躇したのと、当時プロテクターがクロムウェル王朝を樹立しようとしているとの流言が飛んでいたためであった。フリートウッドがアイルランドを離れるのは、ヘンリー赴任から二カ月後の一六五五年九月である。それまでほしいままにしていた権力を失いたくないバプティストの指導層は、フリートウッドのアイルランド帰還を求めて強力に運動する。さすがに、これにはヘンリーの父であるプロテクターが応じなかった。ヘンリー・クロムウェルのもとでアイルランドにおけるバプティストの権勢に終止符が打たれるのは、ようやく一六五六年末になってのことであった。[41]

バプティストの攻撃を受けるヘンリー・クロムウェルに取り入って、バプティストから権力を奪ったのは、まずはインディペンデントである。[42] しかし、インディペンデントもまた、バプティスト同様、一六四九年以降に軍とともにアイルランドに到来した新参のセクトであった。つまり、アイルランド社会に根付いた存在ではなく、その勢力は軍内部に限られていたのである。[43] いいかえれば、インディペンデントに依存するとなれば、軍政の継続が必要であった。ところが、一方では、財政難から、軍の規模縮小は回避できない状況にもあった。一六五三年の歳出は、六三万ポンドあまり、そのうち軍の維持費は五二万ポンドを越えていたのに対して、歳入はわずか二〇万ポンド弱というありさま、[44] 軍のためにアイルランド財政は超赤字状況にあったのである。[45] こうした状況で軍政を継続するのは財政的に無理であった。

民政へ移行するためには、権力の受け皿が必要である。では、だれが受け皿となるのか。ヘンリー・クロムウェルが見出したのは、「ニュー・イングリッシュ」であった。しかし、かれらもバプティストが牛耳っていた軍政のもとでは、苦難の連続であった。まずは、軍政期をかれらがどう生き延びたかをみておかなければならない。

一六四〇年代、イングランドにおける議会派と王党派の対立を受けて、アイルランドの「ニュー・イングリッ

シュ」も分裂した。レンスター地方のプロテスタント軍を率いたオーモンド侯は、いうまでもなく筋金入りの王党派である。しかし、「ニュー・イングリッシュ」で、このように立場の一貫した者はむしろ例外的であり、多くは日和見主義者であった。[46] その代表的存在が、マンスター地方のプロテスタント軍指導者インチクイン卿マロー・オブライエンである。かれは、本来王党派であったが、イングランドで議会派が優勢になると議会派に転じた。この転向は、一六五〇年代にオリヴァー・クロムウェルの腹心の友として、イングランド、とくにアイルランドの問題に強い影響力を発揮することになる議会派のブロックヒル卿ロジャー・ボイル――コーク伯リチャード・ボイルの息子で、のちのオレリー伯――の助言によるところが大きい。ところがインチクイン卿はプロテスタントながらゲール系のオブライエン一族の出であったことから、議会派から不信の目でみられ、それがために再び王党派に戻る。[47] かれの再転向のために、マンスターの「ニュー・イングリッシュ」はインチクイン卿率いる王党派とブロックヒル卿率いる議会派に分裂してしまうのである。[48]

一六四〇年代の日和見主義は、一六四九年以降「ニュー・イングリッシュ」を苦境にたたせることになる。軍事政権は、「ニュー・イングリッシュ」のプロテスタンティズムへの一貫した献身よりも、以前の王党派への肩入れを問題視したのである。宗教的にも、「ニュー・イングリッシュ」は、フリートウッド総督下バプティストが牛耳る軍事政権から監督教会主義者とみなされ、抑圧された。[49]

「ニュー・イングリッシュ」の苦境はこれにとどまらない。まず、「アイルランド処分法」にもとづく土地財産の没収をなんとか回避しなければならなかった。一六五四年六月、マンスター地方コーク県の地主で、ブロックヒル卿らとともに一貫して議会派であった数少ないうちのひとり、ヴィンセント・グッキンが「ニュー・イングリッシュ」に対する大赦法を要請する嘆願書を起草してプロテクターに提出する。これは、一六五四年六月二七日、布告というかたちで結実するが、ただし、大赦の対象はマンスター地方の「ニュー・イングリッシュ」に限

定されていた。[50] マンスター地方以外の「ニュー・イングリッシュ」に対しては、一六五四年九月二日の布告によって、イングランドの王党派に適用されたのと同様の示談金制度が認められることになる。[51] 示談金の額自体は、土地の年価値の二ないし三倍であり、イングランドの王党派に対するものと大差はなかった。しかし、アイルランドの「ニュー・イングリッシュ」にはこれは重い負担であった。長期にわたる戦乱で、かれらの土地家屋や家畜は大いに破壊され、地代は何年にもわたって徴収されなかったのである。[52] さらに一六四〇年代に、議会軍維持のために導入された地租[53]が「ニュー・イングリッシュ」を困窮させた。課税額が、アイルランド地主の支払い能力の有無などおかまいなしに、ウェストミンスターで決定されたからであった。一六四九年から一六五六年までのアイルランド政府収入一、九四二、五四八ポンドのうち、じつに一、三〇九、六九五ポンドが地租収入だったのである。[54] このような状況のなかでの示談金支払いは不可能であった。

そのうえ、先にみたように、イデオロギーに凝り固まるバプティストの圧力によって、地主のみならず民衆も含むカトリックのシャノン河以西への強制移住が企図されることになった。これがじっさいに実施されるならば、「ニュー・イングリッシュ」の地主は安価な労働力を喪失してしまい、その窮状はさらに悪化するであろう。そこで、ここでもまたマンスターのヴィンセント・グッキンが、一六五五年一月に、カトリックの全面的強制移住政策を批判するパンフレットをロンドンで公刊して、イングランド政界にアピールする。しかし、これに対しては、バプティストに寛容な総督フリートウッドが、「言語道断の書」scandalous book と呼んで、その主張を一蹴するとともに、バプティストの軍大佐リチャード・ロレンスが、グッキンを反駁するパンフレットを公刊して対抗する。総督フリートウッドとバプティストの軍幹部はあくまでもカトリックの全面的強制移住を遂行するつもりだったのである。[55]

このような苦境のもとに陥っていた「ニュー・イングリッシュ」にとって、ヘンリー・クロムウェルは救世主

であった。一方、ヘンリーにしても、民政への移行のためには、権力の受け皿が必要であった。ここに両者の利害は一致する。ヘンリーが、「ニュー・イングリッシュ」の協力を得るべく行ったのは、ひとつには、地主としてのかれらの生存を保障したことである。それには大きく三点あった。第一に、土地に関する示談金制度を、ロンドンからの正式の認可を得ないまま取りやめた。[56] 第二に、歳入委員会の構成を改めて、地租の割当て権限を地元の「ニュー・イングリッシュ」により大きく与えた。[57] そして第三に、カトリックの全面的強制移住政策を中止したのである。[58]

地主としての生存の保障を行ったうえで、ヘンリー・クロムウェルは、「ニュー・イングリッシュ」への政治権力の移譲を図る。ヘンリーのアイルランド赴任当初は、フリートウッドがイングランドへ帰還したのちも総督職を保持しつつ、ダブリン総督府内に強い影響力を行使しつづけたため、ヘンリーはまず、地方行政レヴェルでの「ニュー・イングリッシュ」への権力移譲を図った。すなわち、地方行政権力を、軍人が掌握していた歳入委員会から、地元の名望家が任命される治安判事に戻したのである。[59] 一六五六年に大法官庁が復活すると、勅許状の発行が可能になり、コーク、キルケニー、ウォーターフォード、ロス、デリー（ロンドンデリー）、キャッセルなどが、勅許状を得て、自治権を回復した。一六四九年以降カトリックは市民権を喪失していたから、都市自治権の回復は「ニュー・イングリッシュ」市民が都市統治権力を獲得することを意味した。こうして、ヘンリーは「ニュー・イングリッシュ」に恩顧を及ぼすとともに、そうすることで地方行政を把握していったのである。[60]

一六五七年九月にフリートウッド総督の任期が満了となると、その二ケ月後の一一月に、ヘンリー・クロムウェルは、ようやく総督に任じられた。かれは名実ともにアイルランド統治責任者となったのである。もっとも、総督を補佐すべきアイルランド評議会のメンバーが、ヘンリー派と反ヘンリー派に等分されていた。ヘンリーの若さゆえの強情と経験不足を懸念した父のプロテクターが、わざとこのように評議会を構成したのである。もっ

とも、ヘンリーにすれば、このような評議会は邪魔な存在であった。とはいえ、評議会の任免権はロンドンの国務会議にあったから、ヘンリーにアイルランド評議会の構成を変更する権限はない。そこでヘンリーは、評議会の外に、すなわち秘書となっていたウィリアム・ペティや、父の腹心となっていたブロックヒル卿に助言を求め、あるいは自らに任免権のある専門委員会に「ニュー・イングリッシュ」を任命して、かかる専門委員会への依存度を強めていったのである。[61]

宗教面でも、ヘンリーは、「ニュー・イングリッシュ」の俗人に強い影響力を有する聖職者を必要とした。当初、ヘンリーはインディペンデントと手を結ぶが、それがアイルランドの「ニュー・イングリッシュ」のあいだにはおよそ浸透していないことにかれは気づく。「ニュー・イングリッシュ」は概して、アイルランド国教会を支持していた。もっとも、共和国は国教会＝監督教会制度を否定していたから、監督教会主義者を公認するわけにはいかない。しかし、すでに一六四〇年代に、アイルランドの国教会聖職者は、あくまで監督教会制度に固執する王党派と、監督教会制度の放棄もいとわずとする議会派に分裂していた。エドワード・ワースの指導するマンスター地方コーク県の国教会聖職者は、後者であった。かれらは一六四八年にインチクイン卿の議会派からの脱落によってマンスターの「ニュー・イングリッシュ」が分裂したときに、ブロックヒル卿の陣営にとどまる。ワース自身ボイル家の女性と婚姻しており、ブロックヒル卿と親密な関係にあった。ヘンリー・クロムウェルは、このエドワード・ワースと手を結んだのである。[62]

「ニュー・イングリッシュ」も、ヘンリーに対して受け身の姿勢であったわけではない。とくに、ブロックヒル卿の行動は注目に値する。かれとヘンリーの関係は、後者が騎兵大佐としてアイルランドに渡った一六五〇年にはじまった。一六五四年、ヘンリーにアイルランド軍最高司令官職を受諾するよう勧めたのはブロックヒル卿である。一六五七年九月、フリートウッドの総督任期が切れたあと、後任の選定をめぐって、フリートウッド再

任派とヘンリー新任派とにロンドンの国務会議が割れたが、ヘンリーの任命を決定づけたのも、かれを適任とするブロックヒル卿の声だったのである。[63]

エドワード・ワースの活動もまた注目に値する。かれは、俗人すなわちバプティストの将校や行政官による聖職者の叙任といった宗教的無秩序を許しているとして、フリートウッド軍事政権を嫌った。宗教上の秩序回復のためには、バプティストが牛耳る地方行政権力を国教会支持の「ニュー・イングリッシュ」の手に戻す必要があると考え、自治都市勅許状の回復運動を後援する。ヘンリー・クロムウェルは、これに応えたのであった。また、ワースは、聖職者と一般住民との緊密な関係維持のために十分の一税の復活を主張するが、これは財政難に苦しんでいたヘンリーにとっても渡りに船であった。一六四九年以降、アイルランドにおける公認の聖職者は、国家から給与を支払われていたのである。ちなみに、一六五八年、ヘンリーがダブリンに招集した全国聖職者会議では、ワース派が多数派を形成し、十分の一税復活が決議されている。[64]

バプティスト軍人が牛耳っていたフリートウッド軍事政権で苦境におかれていた「ニュー・イングリッシュ」は、こうして、ヘンリー・クロムウェルとの協力関係を築くことで、地主支配層としての地位を確保するのみならず、地方・中央両レヴェルでアイルランド統治に与かる地位も回復した。しかも、それは一六四〇年以前の状態への復帰ではない。カトリックの「オールド・イングリッシュ」というかつての強力なライヴァルは、クロムウェルの征服によって、地主としても政治権力への関与からも一掃されていたからである。しかし、こうした「ニュー・イングリッシュ」を主体とするアイルランドのプロテスタント支配体制は、アイルランドをも包含するイギリス共和国もしくはプロテクター制という、イギリス史上特異な体制のもとで成立したものであった。では、やがて訪れることになる共和国・プロテクター制の崩壊にさいして、「ニュー・イングリッシュ」はどう対処するのであろうか。

三　「ニュー・イングリッシュ」と王政復古

ヘンリー・クロムウェルとの協力によって政治的支配層の座に復帰した「ニュー・イングリッシュ」であったが、かれらの地位が安定性・持続性を獲得するためには、ヘンリーとの協力関係だけでは十分ではなかった。アイルランド統治に関する最高権力は、あくまでもロンドンに所在したからである。

一方、そのロンドンでは、一六四九年の国王処刑を転回点にして、「革命」は後退の道を歩んでいく。一六四九年一月に成立した共和制は、一六五三年一二月にプロテクター制に移行した。このプロテクター制のもと、保守化する議会と軍を中心とする急進勢力が対立し、プロテクターのクロムウェルは、両者のあいだで動揺した。そうしたなか、一六五七年二月、プロテクター制第二議会において「謙虚な請願と勧告」が提出される。これは、たんにクロムウェルの称号をプロテクターから国王に改めるというだけでなく、一院制になっていた議会の上院を復活させるなど、国制の根本的改革をめざしたもので、「革命」政権の一層の保守化を狙っていた。一般にこの「謙虚な請願と勧告」は、ロンドンの大商人クリストファー・パックが代表者として提出したとされている。[65] しかし、その背後には、アイルランドの「ニュー・イングリッシュ」のリーダーというべきブロックヒル卿がいた。[66] イングランドの保守勢力が急進勢力を抑え、アイルランドに成立したのと同様の体制が確立されないかぎり、「ニュー・イングリッシュ」の地位は安泰とはならないからである。

もっとも、「謙虚な請願と勧告」は実をむすばない。オリヴァー・クロムウェルは結局国王の称号を受け入れなかった。プロテクターの地位は本来、軍に由来するものであり、クロムウェルには軍との関係を断絶することができなかったのである。[67] こうしてイングランドにおける保守的体制の確立に挫折したのち、アイルランドの「ニュー・イングリッシュ」は、動揺するプロテクター体制を見限った。かれらは、自らの地位を保障してくれ

るべきあらたな権威を、亡命中のチャールズ・ステュアートに見出し、王党派と提携しつつ、王政復古への道を開こうとしたのである。オリヴァー・クロムウェルの死とプロテクターを継いだ息子リチャードの無能によって、プロテクター体制が崩壊したあと、イングランドでは軍を中心とする急進勢力が再び台頭し、保守勢力との対立が激化して、収拾のつかない状況に陥る。こうしたなか、一六六〇年二月に、ブロックヒル卿やコナハト地方の有力地主チャールズ・クートら「ニュー・イングリッシュ」の指導者は、チャールズ・ステュアートをアイルランドに招聘した。チャールズがこれに応じて、カレーを出発しようとしたまさにそのとき、イングランドでも王政復古を迎える状況が整ったとの報がかれのもとに届き、かれのアイルランド行きは幻に終わったのである。[68]

しかし、王政復古は「ニュー・イングリッシュ」にとってリスクを伴うものでもあった。復帰する国王チャールズ二世の父を弑虐し、王制を倒して権力の座についたオリヴァー・クロムウェルのもとでのアイルランド処分が否定され、「投機者」や「将兵」への土地分配は無効となり、カトリック地主の復帰もありうるからである。そうなれば、「ニュー・イングリッシュ」がヘンリー・クロムウェルのもとで手にした独占的支配層の座も危うくなろう。じっさい、王政復古は、カトリックの「オールド・イングリッシュ」にとっても望むところであった。かれらが一貫して国王への忠誠を表明していたことはすでにみたところである。また、新国王チャールズ二世の父も存命中、その代理オーモンド侯が「カトリック同盟」とのあいだに締結した和平条約で、一六四一年一〇月二三日以降のカトリックの「反逆」行為に対する大赦を約束していた。[69] また、「オールド・イングリッシュ」のなかには、チャールズ二世とともに大陸で亡命生活を送った者も少なくなかった。したがって、「オールド・イングリッシュ」が王政復古にさいして、それまでの国王への忠誠に対する報酬を期待するのは当然であった。もちろん、最大の報酬が、クロムウェルの征服によって喪失した土地の回復であったことはいうまでもない。チャールズ二世が、こうした期待をむげにしうる立場になかったことも明らかである。

「ニュー・イングリッシュ」と「オールド・イングリッシュ」からの、相反する期待を背負って王位に復することになったチャールズ二世は、この難問にどう応えようとしたであろうか。イングランドに帰還するに先立って発した「ブレダの宣言」でかれは、復位にあたっての姿勢としてつぎの四点を掲げている。すなわち、(1)議会の定める例外を除き「すべての臣民」へ大赦を与える、(2)信仰の自由を保証する、(3)革命中の土地の付与・売買の是非は議会が決定する、(4)将兵への未支払い給与は完済される、である。[70] 要するに、過去二〇年間に生じた処理困難な問題の解決を、チャールズは議会に委ねたのである。アイルランドの土地問題は、そうした問題のひとつであり、上記の(3)に該当しよう。

「ブレダの宣言」の内容は、王政復古に向けてあらたに選出され、貴族院も復活するかたちでウェストミンスターに招集された会議（暫定議会）Convention によって受諾される。一六六〇年二月に、「ニュー・イングリッシュ」の利害を防衛するために、アイルランド全島から選出された一四〇名の代表を集めてダブリンで開催されたアイルランド全体会議 General Convention of Ireland[71]は、クロムウェル支配下での土地処分維持にむけてこの会議で院外活動を行うよう、サー・ジョン・クロートワーシーをただちに派遣した。[72] アルスター地方の有力な「ニュー・イングリッシュ」であるクロートワーシーは、イングランドの長期議会の庶民院議員を務めた経歴を有し、[73] また「ニュー・イングリッシュ」としてはめずらしく「投機者」の一員でもあって、[74] アイルランド・プロテスタント地主の代表としては最適者であった。

クロートワーシーの活動があげた最大の成果は、「ブレダの宣言」をうけて会議（暫定議会）が制定した「大赦法」[75]に、アイルランドに関する、かれ自身が考案した条項を盛り込ませたことである。[76] それは「大赦法」の第二五条であるが、そこには、「募金法」で言及されているところのアイルランドの反乱に関与した者（傍点は筆者）は、「大赦法」の適用対象から除外されると規定されていた。[77] この規定の意味するところは、革命中の国王

に対する反逆行為が理由で土地を没収された者に、その土地の回復を認めている同法第二条[78]との関連で理解されねばならない。つまり、「大赦法」の適用対象から除外される者は、国王への反逆を理由に土地を没収されたとしても、その土地の回復は認められないのである。「募金法」は、反乱に関与したアイルランド・カトリックを、まさしく国王への反逆と規定していた。クロートワーシーは、反乱への関与を理由に、アイルランド・カトリックの土地回復の可能性を大幅に狭めることで、クロムウェルのアイルランド土地処分の結果を維持し、「ニュー・イングリッシュ」を主体とするプロテスタント支配体制を防衛しようとしたのである。

このように、王政復古の直後にクロートワーシーの策動で「大赦法」に挿入されることになった第二五条の規定が現実にもつことになる重要性は、一六六九年に一応の決着をみるアイルランドでの王政復古の土地処分の結果から明白である。すなわち、カトリック旧地主のうちで、喪失した土地の回復を認められたのは、ごく少数の国王寵臣を除けば、「無罪の教皇主義者」innocent papists に限定されたのだが、ここでいう「無罪」とは、一六四〇年代の反乱への無関与にほかならない。[79] 土地回復を望む者のために設置された請求権裁判所で「無罪」を主張したカトリックは約八〇〇〇名に及んだが、じっさいに「無罪」の確定判決を受けたのは一〇〇〇名にもおよばなかった。[80] そして、こうした「無罪の教皇主義者」の土地回復のために、「投機者」と「将兵」（へ割当てられた土地の現保持者）は、その土地の三分の一の放棄を余儀なくされた[81]のであるが、それでももはやプロテスタント支配体制がゆるぐことはなかったのである。[82]

(1) Dunlop, R. (ed.), *Ireland under the Commonwealth: Being a Selection of Documents Relating to the Government of Ireland from 1651 to 1659*, Manchester, 2vols., 1913, i. p. cxiii.

(2) *Journals of the House of the Commons* [*of England*], ii, p. 425.

(3) *The Statutes of the Realm,* 11vols., London, 1810-1821 (rep. 1963), v, pp. 168-72.

(4) *Ibid.,* p. 168.

(5) *Ibid.,* pp. 172-7.

(6) Bottigheimer, K. S., *English Money and Irish Land: The 'Adventurers' in the Cromwellian Settlement of Ireland,* Oxford, 1971, p. 73.

(7) *The Statutes of the Realm,* v, p. 170.

(8) Bottigheimer, *op. cit.,* p. 82.

(9) *Ibid.,* p. 119.

(10) Firth, C., *Cromwell's Army: A History of the English Soldier during the Civil Wars, the Commonwealth and the Protectorate,* London, 1902 (rep. 1962), pp. 200-2.

(11) *Cal. S. P. Ire, 1660-62,* p. 434.

(12) Firth, C. H. and R. S. Rait(eds.), *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642-1660,* 3vols., London, 1911 (rep. 1978), ii, pp. 598-603. なお、同法の内容については、松川七郎『クロムウェル』下巻、岩波書店、一九六三年、五七—八頁に詳しい。

(13) *Acts and Ordinances,* ii, pp. 722-53.

(14) Butler, *Confiscation in Irish History,* Dublin, 1917 (rep. 1970), p. 134.

(15) *Acts and Ordinances,* ii, p. 723.

(16) Bottigheimer, *op. cit.,* pp. 59, 152-3, 196-213 (Appendix B).

(17) *Ibid.,* pp. 135-6.

(18) *Acts and Ordinances,* ii, pp. 725-6.

(19) Bottigheimer, *op. cit.,* pp. 135-7.

(20) この措置は、クロムウェルの献策によるものである。Larcon, T. A.(ed.), The *History of the Survey of Ireland Commonly Called the Down Survey by Doctor William Petty, A. D. 1655-6,* Dublin, 1851

(rep. 1967), p. 63.

(21) ペティの測量は「ダウン・サーヴェイ」Down Surveyと呼ばれるが、これをかれはわずか一三ケ月でやり遂げた。「ダウン・サーヴェイ」については、松川七郎、前掲書、一〇七―二四頁に詳述されている。

(22) Bagwell, R., *Ireland under the Stuarts and during the Interregnum*, 3vols., London, 1909-16, ii, p. 347; Firth, *The Last Years of the Protectorate, 1656-1658*, 2vols., London, 1909 (rep. 1964), ii, p. 136.

(23) *Acts and Ordinances*, ii, p. 724.

(24) *N.H.I. III*, p. 372.

(25) Bottigheimer, *op. cit.*, p. 140.

(26) Petty, *The Political Anatomy of Ireland*, p. 3〔邦訳、三五頁〕.

(27) *N.H.I. IX*, p. 52. ちなみに、ウィリアム・ペティも、アイルランド全土一〇五〇万エーカーのうち、半分以上の五二〇万エーカーが一六四一年の時点でカトリックに属していたとしている。Petty, *op. cit.*, pp. 1-2〔邦訳、三二―四頁〕.

(28) Barnard, T. C., *Cromwellian Ireland: English Government and Reform in Ireland 1649-1660*, Oxford, 1975; 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', *Past and Present*, no. 61, 1973, pp. 31-69.

(30) Ibid., p. 33, footnote 10.

(31) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 17-8.

(32) 虐殺のプロパガンダとしてもっとも代表的なもので、一九世紀まで版を重ねて後世まで影響をもち続けたのが、Temple, J., *The Irish Rebellion: Or the History of the Beginning and First Progress of the General Rebellion Raised within the Kingdom of Ireland, upon the Three and Twentieth Day of October, 1641*, London, 1646である。ちなみに、ウィリアム・ペティは王政復古後、一六四一年虐殺の喧伝を、事実をはなはだしく誇張したものとして批判的な立場をとっている。Petty, *op. cit.*, pp. 18〔邦訳、六九頁〕.

(33) Barnard, *Cromwellian Ireland*, p. 104.

(34) *Ibid.*, pp. 104-5. ちなみに、ウィリアム・アレンについては、大西晴樹『イギリス革命のセクト運動』、御茶ノ水

書房、一九九五年、第六章「ウィリアム・アレン」に詳しい。

(35) *Ibid.*, p. 258.

(36) *Ibid.*, p. 62.

(37) Dunlop, *Ireland under the Commonwealth*, ii, pp. 355-9. ただし、「アイルランド処分法」でも、アイルランド住民を強制移住させる権限は共和国議会にあるとの留保はつけられていた。*Acts and Ordinances*, ii, p. 603.

(38) Dunlop, *Ireland under the Commonwealth*, i, pp. 178-80, 242; ii, p. 308; Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 40.

(39) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 20-1.

(40) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 46.

(41) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 106-8. それでも、一六五七年秋まで総督職を保持したフリートウッドは、ロンドンの国務会議において反ヘンリー派の結節点でありつづけた。*Ibid.*, pp. 20-1.

(42) *Ibid.*, pp. 112-4.

(43) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', pp. 47-8.

(44) Firth, *The Last Years of the Protectorate*, ii, p. 164.

(45) とりわけ、一六五五年九月に将兵の大規模な除隊が実施された。註(22)を参照のこと。

(46) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 35.

(47) Bagwell, *op. cit.*, pp. 70, 161-5.

(48) Bottigheimer, *op. cit.*, p. 102.

(49) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 119-20.

(50) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 37; *Acts and Ordinances*, ii, pp. 933-7.

(51) *Ibid.*, pp. 1015-6.

(52) ペティは、一六四一年と一六五二年の間に、アイルランドの家畜の価値は四〇〇万ポンド以上から五〇万ポンドに、家屋の価値は二五〇万ポンドから五〇万ポンドに減じてしまったと評価している。Petty, *op. cit.*, p. 21〔邦訳、

七一—二頁].

(53) Hazlett, H., 'The Financing of the British Armies in Ireland, 1641-9', *I.H.S.*, i, no. 1, 1938, pp. 21-41, esp. p. 24.

(54) Barnard, *Cromwellian Ireland*, p. 28.

(55) Bagwell, *op. cit.*, pp. 329-333.

(56) Dunlop, *Ireland under the Commonwealth*, i, p. cl; Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 38.

(57) Barnard, *Cromwellian Ireland*, p. 29.

(58) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', pp. 42-3; Dunlop, *Ireland under the Commonwealth*, ii, p. 544.

(59) Barnard, *Cromwellian Ireland*, p. 259.

(60) *Ibid.*, pp. 50, 63.

(61) *Ibid.*, pp. 21-2; Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', pp. 48. かかる専門委員会には、たとえば「悪鋳貨幣統制委員会」や「ダブリン第二カレッジ創設委員会」があった。

(62) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 92, 118-121; 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', pp. 47-8.

(63) Barnard, *Cromwellian Ireland*, p. 22; 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 45.

(64) Barnard, *Cromwellian Ireland*, pp. 119, 126-7, 144, 159.

(65) 浜林正夫『増補版イギリス革命史研究』、未来社、一九七一年、二八三頁。

(66) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', p. 57.

(67) 浜林、前掲書、二九一頁。

(68) Bagwell, *op. cit.*, pp. 362-70.

(69) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War*, vii, pp. 197-200.

(70) Browning, A.(ed.), *English Historical Documents, 1660-1714*, London, 1953, pp. 57-8.

(71) O'Donoghue, F., 'The Irish Parliament of Charles II', M. A., thesis, National University of Ireland (University College, Dublin), 1973, p. 13.

(72) Arnold, L, J., 'The Restoration Land Settlement in Counties Dublin and Wicklow 1660-1688', Ph. D. thesis, University of Dublin, 1967, p. 92.

(73) Brunton, D. and D. H. Pennington, *Members of the Long Parliament,* London, 1954 (rep. 1968), pp. 126-7, 229.

(74) Bottigheimer, *op. cit.,* pp. 179, 201.

(75) *The Statutes of the Realm,* v, pp. 226-34. なお、会議（査定議会）は、チャールズ二世治世第一一年法律第一号によって、正式な議会として法制化されていた。*Ibid.,* p. 179.

(76) *Cal. S. P. Ire, 1666-1669,* pp. 544-5.

(77) *The Statutes of the Realm,* v, p. 230.

(78) *Ibid.,* pp. 226-7.

(79) Curtis and McDowell, *Irish Historical Documents,* p. 165-6.

(80) *Cal. S. P. Ire. 1663-65,* p. 503.

(81) *N.H.I. III,* p. 425.

(82) Bottigheimer, 'The Restoration Land Settlement in Ireland: A Structual View', *I.H.S.,* xviii, no. 69, 1972, pp. 1-21.

小結

一七世紀初に成立したイギリス諸島における複合君主制国家（多元王国）＝ステュアート朝三王国を構成するイングランド、スコットランド、アイルランドは、いずれも政治的・宗教的不安定要因を抱えていたが、なかでも不安定要因がもっとも錯綜していたのは、アイルランドであった。イングランド、スコットランドでは、プロテスタント内部での対立であったのに対して、アイルランドではプロテスタントとカトリックとの、ヨーロッパ的広がりを有する対立が第一義的な問題だったからである。もっとも、カトリックが一枚岩にまとまっていたわけではない。プロテスタントの国王とカトリック信仰との折り合いをどうつけるかで、根本的に異なる二つの立場があった。すなわち、三王国体制のなか、王権の保護のもとでカトリック信仰を守りたいとする「オールド・イングリッシュ」と、三王国体制から離脱してでもカトリック信仰を優先させたい「ミア・アイリッシュ」である。このカトリック側二陣営とプロテスタントの「ニュー・イングリッシュ」の三つの立場が錯綜したのが、一七世紀前半のアイルランドであった。

かかる政治的・宗教的立場の錯綜が泥沼の戦争となって展開するのが、一六四〇年代である。アイルランドで武装蜂起したのは、アルスター地方のゲール系「オールド・イングリッシュ」であったが、ひとたび武装蜂起が生じると、本来の（イングランド系）「オールド・イングリッシュ」も反乱に合流せざるをえなくなり、反乱が組織化されて「カトリック同盟」が結成されると、そこで指導力を発揮するようになったのもかれらであった。し

かし、「カトリック同盟」結成には、別に重要な役割を果たした集団、すなわち聖職者がおり、その主流は、立場的には「ミア・アイリッシュ」であった。この両者の対立が「カトリック同盟」の機能麻痺を引き起こすことになる。

にもかかわらず、カトリックの反乱が一〇年以上にもわたってつづくことになるのは、このアイルランド・カトリックの反乱が契機となって、イングランドで議会派と王党派の内乱が勃発し、それに伴うアイルランドの「ニュー・イングリッシュ」がやはり両派に分裂したからにほかならない。カトリック、プロテスタントがそれぞれ二つに割れて、計四つの立場が錯綜したのである。

この状況に終止符を打ったのは、イングランドで国王チャールズ一世を処刑し、ステュアート朝三王国体制そのものを否定して、権力の座についたオリヴァー・クロムウェルである。クロムウェルはイングランドから遠征軍を率いて、「カトリック同盟」軍と王党軍を撃破し、アイルランドを征服する。征服後のアイルランドでは、議会派に対する反徒の土地が没収され、反乱とその鎮圧がイングランド人のあいだに生み出していた国家に対する債権者への負債返済の資として用いられることになる。しかし、こうしたクロムウェルの土地処分にもかかわらず、アイルランドにおいて永続的なプロテスタント支配体制の主体となるのは、一六四〇年代におおかたが王党派寄りでありながら、保守化したオリヴァー・クロムウェルの意を呈した息子ヘンリーによって救済され重用された「ニュー・イングリッシュ」であった。かれらは、クロムウェル体制が崩壊するなか、積極的に王政復古を模索し、王政復古後のカトリック地主の復活を最低限に抑えたのである。

「ニュー・イングリッシュ」を主体とするプロテスタント支配体制は、一七世紀末、カトリックたることを公然と表明したイングランド・アイルランド国王ジェイムズ二世（スコットランド王としてはジェイムズ七世）の治世に深刻な危機に陥ることになる。イングランドでは無血の宮廷革命（「名誉革命」）が生じたが、アイルランド

では、土地と政治権力の回復の願いを捨てていなかった「オールド・イングリッシュ」が、ジェイムズ二世の登位とともに再び台頭し、ジェイムズがイングランド王位を追われたのちは、かれをアイルランドに迎えて、ウィリアム三世と結ぶプロテスタントとの戦争を展開する。この戦争に敗れた結果、ついに、「オールド・イングリッシュ」はアイルランドにおけるエリートの座から最終的に追われ、プロテスタント支配体制はゆるぎないものとなった。[1]

こうして、一七世紀を通じての権力闘争のなかで、まず「ミア・アイリッシュ」が脱落し、ついで「オールド・イングリッシュ」も息の根を止められて、ついに「ニュー・イングリッシュ」を主体とする、政治的には一九世紀前半まで、社会経済的には二〇世紀初頭まで継続することになるプロテスタント支配体制が確立した。その過程で、王政復古以降は、「オールド・イングリッシュ」は、かれら自身のアイデンティティはともかく、イングランド人、あるいはアイルランドのプロテスタントからは、もはやイングランド系とは認識されず、アイルランド人としてみられるようになる。[2] いいかえれば、一六世紀に「王国」創出が挫折したアイルランドでは、一七世紀には、一握りのプロテスタント・「イングランド人」が、人口の圧倒的多数を占めるカトリック・「アイルランド人」を、他者として認識しつつ、支配・抑圧するという「植民地」状況が一層進展したのである。

(1) Simms, J. G., *Jacobite Ireland, 1685-1691*, London, 1969; id., *The Williamite Confiscation in Ireland, 1690-1703*, London, 1956 (rep. Westport, 1976).

(2) たとえば、ウィリアム・ペティの『アイルランドの政治的解剖』を参照せよ。

第三部　近世イギリス帝国の国制とアイルランド

序

近世において被った二度にわたる征服、すなわち一六世紀のテューダー朝と一七世紀半ばのオリヴァー・クロムウェルのそれを通じて、アイルランドの政治社会構造面での「植民地」化がいかに進んでいったかは、ここまでみてきたとおりである。

しかし、一七世紀半ば以降のアイルランドでは、もうひとつの「植民地」化が進行したことも見逃してはならない。すなわち、クロムウェル統治期にはじまり、王政復古以後本格的に築かれていくイングランドの航海法体制のなかで、アイルランドは英領の西インド諸島や北アメリカ植民地と同様の差別的待遇を受けたのである。つまり、外国や英領海外植民地との直接の通商は禁じられ、またイングランド国内の利害と衝突する分野の産業は抑圧されたのであった。いいかえれば、アイルランドはイギリス重商主義帝国のなかの海外植民地となっていったのである。

ところで、かかる意味でのアイルランドの「植民地」化は、一連の航海法とその関連法など、ウェストミンスター議会の制定法を通じて実現していった。また、一七二〇年には「宣言法」[1]によって、ウェストミンスター議会の対アイルランド立法権が明確化されたのである。こうしたウェストミンスター議会の、ひいてはイングランドの政治エリートの姿勢に対して、アイルランドの政治エリートが、アイルランド議会の独立性を主張して対抗したのはいうまでもない。問題は、どのような根拠で、これを主張しようとしたかである。この問題を考察する

ことは、イギリスで一七世紀末までに成立した議会主権の意味を、帝国の観点から捉え直すことにもつながる。というのは、こうである。

二度の「革命」revolution――世紀半ばの「ピューリタン革命」と世紀後半の「名誉革命」――を通じて議会主権が成就したとみるホイッグ史観が、ここに、大陸ヨーロッパ諸国とは異なるイングランドの独自性ならびに人民（臣民）の自由と民主主義におけるイングランドの進歩性を見出し、自画自賛したのは周知のところであろう。他方で、このようなホイッグ的見方に対して、むしろ王権の立場に立って、一七世紀の動乱、とりわけ世紀半ばのそれを、「革命」ではなく「反乱」rebellionとして断罪する立場、すなわちトーリー史観というべきものが、同時代から連綿としてあったこともよく知られている。現代でも、たとえばH・R・トレヴァー＝ローパーの見方はそうした流れに棹さすものである。絶対主義を指向するヨーロッパ近世国家をルネサンス国家と呼び、そこで生じた宮廷・官僚機構の肥大化による国家（宮廷）と社会（地方）の乖離に、一七世紀のヨーロッパ諸国で生じた動乱（一七世紀の全般的危機）の主因を求めるトレヴァー＝ローパーにとっても、イングランドは特異な国家であった。ただし、それは進歩性においてではなく、社会（地方）にたいする国家（宮廷もしくは政府）の弱体性においてである。つまり、大陸のヨーロッパ諸国では国家（宮廷）が社会（地方）を押さえ込み、その代表機関である議会を廃止もしくは停止できるだけの力を貯えていったのに対して、イングランドではそれができず、「反乱」にいたったというのである。(2)

ここで、ホイッグ史観とトーリー史観の是非を云々するつもりはない。むしろ対照的な見方をとる両者に、重大な共通点があることにこそ注目したい。それは、ともにイングランド一国史の枠組みのなかでの議論であり、それを前提とした他のヨーロッパ諸国との比較史になっているという点である。「革命」／「反乱」ならびにそれを通じて成立する議会主権への評価は分かれていようとも、いずれもイングランド一国の問題として論じられ

ているのである。しかし、イングランドで議会主権が成立し定着していった時代は、まさにイギリスが海洋帝国として発展していく時代でもあった。つまり、議会主権は、イングランド一国の問題としてではなく、イギリス帝国全体にとっていかなる意味があったかという観点から問い直されねばならない。イギリス帝国の海外「植民地」となっていったアイルランドの政治エリートからのウェストミンスター議会に対する異議申し立てをとりあげることは、議会主権のイギリス帝国にとっての意味を考察する糸口にもなろう。(3)

(1) Curtis and McDowell, *Irish Historical Documents*, pp. 186-7.

(2) Trevor-Roper, H. R., 'The General Crisis of the 17th Century', *Past and Present*, no. 16, 1959, pp. 31-64〔今井宏訳「十七世紀の全般的危機」、トレヴァー＝ローパー他、今井宏編訳『十七世紀危機論争』、創文社、一九七五年に所収〕.

(3) 一八世紀後半に激化する英領北アメリカ植民地での反英抗議運動――アメリカ独立革命につながる――を、イングランドにおける議会主権の確立の、イギリス帝国にとっての意味という観点から捉え直したアメリカの研究者として、J・P・グリーンがいる。Greene, J. P., *Peripheries and Center: Constitutional Development in the Extended Polities of the British Empire and the United States, 1607-1788*, Athens, Georgia, 1986.

第七章　「募金法」と「アイルランド・カトリック同盟」の反応

一　近世イギリス帝国の国制という観点からみた「募金法」の意義

一六四一年秋に勃発したアイルランド・カトリックの反乱を鎮圧する目的で、翌一六四二年にイングランド議会は「募金法」を制定した。その内容については、すでに第六章でみたが、この法律は、イングランド議会とアイルランド議会の関係、ひいては近世イギリス帝国の国制という観点からも、重要な意味をもっている。その意味するところを知るには、まずもって、中世から近世にかけて両王国議会間の関係がたどった軌跡を追ってみる必要があろう。

一二世紀のアングロ・ノルマン系貴族の侵入によって成立し、ヘンリー二世ならびにその息子ジョンによってイングランド的な諸制度が導入された[1]「イングリッシュ・アイルランド」では、イングランドと同様の貴族院と庶民院からなる二院制の身分制議会が、遅くとも一三世紀後半には成立していた。もっとも、一三・一四世紀には、イングランド議会の制定法がそのままアイルランドに適用されているケースは数知れず、それが問題になることもなかった[2]。ところが、一五世紀になると、アイルランド議会の側から、イングランド議会制定法のアイル

ランドへの適用に歯止めをかけようとする動きがでてくる。イングランド王国議会が制定した法律にアイルランドは、それがアイルランドの議会によってあらためて確認されないかぎり、拘束されないと、一四六〇年にアイルランド議会は宣言したのである。[3] この法律が、アイルランド・ナショナリズムの立場にたつ歴史家によって、中世におけるアイルランド議会の「自治」home rule 宣言と高く評価されたのも、[4] そのためである。もっとも、この法律は、その制定された当時の状況にも鑑みて評価されねばならない。すなわち、一四六〇年にアイルランド議会を召集したのは、総督のヨーク公リチャードである。イングランドがランカスター派とヨーク派に分かれて陰惨な権力闘争（ばら戦争）を繰り広げていたなか、ヨーク公リチャードは、前年の一四五九年にイングランド議会によって大逆罪で私権を剝奪され、アイルランドに逃亡していた。私権剝奪にはアイルランド総督職も含まれていたのだが、アイルランドではヨーク派の勢力が強く、イングランド議会のこの措置は効力をもたなかった。そして、一四六〇年のアイルランド議会は、このヨーク公リチャードが召集したのである。つまり、一四六〇年の議会「自治」法なるものは、そこに当時のアイルランドにおけるイングランド系政治エリートの分離主義的姿勢の現れをみることができるにしても、[5] それ以上に、ヨーク公リチャードが自己保身のためにアイルランド議会に制定させた法律という性格が濃厚なのである。[6]

とはいえ、一四六〇年の宣言が、アイルランド議会とイングランド議会の関係について、前者の側からの規定の先例となったのはたしかである。一四九五年にアイルランド議会で制定された法律第二二号「イングランドで制定された成文法をすべて確認する法律」でも、この原則は確認されている。イングランドの成文法をアイルランドで有効と認めるとするこの法律は、一見したところ、さきの一四六〇年アイルランド議会の宣言を否定しているようにみえよう。しかし、この法律のなかには、「この現行の議会の権威によって、これに集う聖界・世俗の貴族と庶民の合意により、近年イングランド王国で制定され、同王国の共通かつ公共の福祉に関わる、もしく

は属するすべての成文法は、以後、それらの法の大意主旨にしたがって、あらゆる点で、あらゆる必要な時に、このアイルランドの国でも有効とされることが規定され確立される」とのくだりがある。つまり、イングランドの議会制定法がアイルランドで有効となるのは、アイルランド議会の権威によってであることがはっきりと謳われているのである。[7] もともと、ばら戦争に対する後始末としてヘンリー七世が派遣した総督であるポイニングズ[8]の下での議会が制定したこの法律でも、ばら戦争中にアイルランド側から打ち出されたイングランド議会とアイルランド議会の関係に関する原則は確認されたのであった。

じっさい、その後、重要な内容のイングランド議会制定法がアイルランドにも適用されるにあたっては、アイルランド議会における確認、すなわち同様の法律のアイルランド議会による制定という手続きが踏まれている。たとえば、ローマ教皇と絶縁して、国王ヘンリー八世とその後継者を教会の長とするという「国王至上法」、ローマ教皇庁への「上訴禁止法」、「修道院解散法」など、イングランド議会が一五三四年に制定した一連の宗教改革関連の法律は、一五三六年のアイルランド議会であらためて立法化された。[9] カトリックのメアリー一世の意向によってイングランド議会で制定された、父ヘンリー八世の宗教改革関連法をことごとく廃止する法律も、一五五六年のアイルランド議会で立法化されている。[10] メアリーの後を襲って、中道的な国教会体制に復帰しようとしたエリザベス一世の治世当初にイングランド議会で制定された一五五九年の「国王至上法」ならびに「統一法」も、アイルランドでは一五六〇年に議会であらためて立法化された。[11] このように、イングランド議会制定法は、無条件にはアイルランドを拘束しないという原則がテューダー朝期に確立されたといえよう。

そこで「募金法」である。この法律は、アイルランド・カトリックの「反徒」から土地を没収し、反乱鎮圧の戦費を提供するイングランド人にこれを分配するという内容の法律であった。反乱を理由に土地を没収し、イングランド人に分配するという「植民」政策は、「テューダー朝のアイルランド再征服」の過程で、一六世紀半ば

以降実施されたものであり、そのかぎりでは「募金法」もその延長に位置づけられるかもしれない。しかし、テューダー朝期にあっては、オモア・オコナー族の土地を収公して再分配したリーシュ・オファリー植民の法的根拠は総督サセックス伯がアイルランド議会に制定させた法律[12]であったし、マンスター（デズモンド）植民の場合のように、政策の主体がたとえロンドンの枢密院にあろうとも、[13]デズモンド伯の土地を没収する法的根拠となったかれとその一味に対する私権剝奪法は、あくまでもアイルランド議会の立法行為として行われた。[14]これに対して、一六四二年の「募金法」は、当時アイルランド議会が存在していたにもかかわらず、アイルランドの土地処分に関してイングランドの議会が制定した法律である。つまり、「募金法」は、テューダー朝期に確立された上記の原則から著しく逸脱するものであった。

王政復古以後、本格的に進展するイングランド重商主義帝国の形成のなかで、これを実現する手段としてイングランド議会は、アイルランドを拘束する一連の航海法やそれに関連する諸法を制定する。つまり、イングランド議会は、アイルランド議会の立法権を無視もしくは軽視し、同議会を、他の海外移民植民地のそれと同様に、自己に従属的な存在とみなすようになるが、「募金法」は、一六四〇年代において、すでにその先駆ともいうべき法律であった。いいかえれば、「募金法」は、近世イギリス帝国（重商主義帝国）における中枢部イングランドの政治エリートの帝国国制観をすでに予兆させていたということもできよう。

二　「募金法」に対する「アイルランド・カトリック同盟」の反応

「募金法」にはらまれる国制上の問題を同時代人として十分に認識していたのは、この法律において「反徒」ときめつけられ、土地を没収されることを予定された当のアイルランド・カトリックのエリートであった。かれらは当然ながら「募金法」を批判するが、そのさい、まさに同法がイングランドの議会制定法である点をとりあ

げて、批判を展開していくのである。

「募金法」の制定にみられるようにアイルランド議会の立法権を無視するイングランド議会の姿勢に対して、アイルランド・カトリックはきわめて迅速に反応している。すでに、一六四二年二月二三日付けで、反乱軍に参加していたカトリックの諸貴族が、チャールズ一世の廷臣としても重きをなすコナハト地方の有力貴族で、反乱への態度をいまだあきらかにしていなかったクランリカード伯に反乱への参加を促す書簡は、反乱の目的のひとつとして「イングランド議会（われらが同輩の臣民）が奪取しようとしているわが国の自由のため」としていた。[15] また、同年五月に結成された「カトリック同盟」が、同七月三一日付けで国王チャールズ一世に提出した「謙虚な請願」でも、「われわれの慈悲深き君主たる陛下のみが……われわれを統治されますように、また臣民の自由に浴し、陛下に由来する以外のいかなる統治権からも独立しているわれわれが、イングランド国王の王冠の下で幸福に暮らせるようにとの目的のみ」が、「カトリック同盟」が武力に訴えた唯一の理由であると言明されている[16]（引用文中の傍点は筆者）。さらに、一六四三年三月一七日付けの、チャールズ一世に対する「カトリック同盟」の諫言では、以下のように「募金法」が名指しで批判されている。

今上陛下のアイルランド王国は、イングランドの王にしてアイルランドの最高封主であらせられた国王ヘンリー二世の御代以来、イングランド議会と同様に貴族院と庶民院とから構成され、同議会と同等の自由、権限、特権を有し、イングランドとアイルランドの王とその王冠にのみ服する独自の議会を保持してきた。そして、いかなる時代であれ、イングランドで制定された法律が、こちらの議会で確定される前にこの王国を拘束しえた、もしくは拘束したことを示す広く知られた記録や確たる前例は見出されない。しかるに、アイルランドの陛下の臣民によって与えられた誤った示唆や情報にもとづいて、陛下のアイルランド王国の反徒を迅速かつ効果的に鎮圧するための法律という名称の議会制定法、および、先の議会制定法を補足し説明す

るための法律という名称の議会制定法が、陛下の治世第一八年(ママ)に、イングランド議会で立法化された。そして、これらの議会制定法と他の布告によって、陛下の臣民は、召集されることも事情聴取されることもなく、反徒と宣告され、この王国内の二五〇万エーカーが、一定の金額で植民請負人に売却されたのである……[17]

ここには二つの根拠が示されている。ひとつには、自分たちが代表されてもいない議会の立法に拘束されるのは理不尽であるというもの。「召集されることも事情聴取されることもなく、反徒と宣告され……」にそれが示されている。ここには「代表なくして課税なし」という、一八世紀北アメリカ植民地人による反英抗議運動の有名なスローガンを予兆させるものがある。そして、もうひとつが、歴史的根拠である。ここに示されたイングランド議会制定法のアイルランドとの関係についての歴史認識の是非はともかく、「カトリック同盟」は、「歴史」に依拠して、アイルランド議会がイングランド議会から独立した存在であり、「募金法」はこうした両議会間の関係を損なうものだと、国王に訴えているのである。

オーモンド侯を直接の相手とした国王陣営との和平交渉においても、「カトリック同盟」は一貫してアイルランド議会のイングランド議会からの独立性の確保を、和平条件のひとつとして主張し続けた。たとえば、一六四四年三月二八日付けの国王への要求書では、「アイルランド議会は、それ自体、自由な議会であって、イングランド議会からは独立しており、同議会には従属していないこと」を宣言する法律が、次期のアイルランド議会で制定されるべきことと記されていた。[18] あるいは、同年九月二八日の交渉で、「カトリック同盟」は、「アイルランド議会のイングランド議会に対する独立性が存在しないとすれば、アイルランド臣民の土地、生命、自由は保証されえず、アイルランドが代表されていない議会の意のままになってしまう」と強硬に主張している。[19] そして、このような「カトリック同盟」側の首尾一貫した要求を、オーモンド側は受け入れている。すなわち、一六四六年の和平条約（第一次）では第一一条で、一六四九年一月一七日に再び締結された和平条約（第二次）では第一

二条で、「アイルランド議会の独立性に関して、陛下はこの王国の議会の両院に、アイルランド王国の法にかなう範囲で、そのような宣言を行うことを認める」と謳われたのであった。[20] もっとも、和平条約そのものが、なんら実際的な意味をもつこともなく終わったことはすでにみたとおりである。第一次和平条約は交渉当事者間で締結されたものの、「カトリック同盟」内部の教皇特使リヌチーニを中心とする和平反対派の妨害によって批准されず日の目をみなかったし、第二次和平条約は、あまりにも遅きにすぎた。すなわち、その二週間のちに国王チャールズ一世は処刑され、「カトリック同盟」もクロムウェルの遠征軍に敗れて、消滅してしまうのであった。[21]

三　「カトリック同盟」にとってのアイルランド議会独立性の意味

「募金法」は、アイルランド・カトリックのエリートの土地を没収することをねらったイングランド議会制定法であった。「カトリック同盟」が「募金法」を目の敵にしたのは当然である。しかし、「カトリック同盟」が、アイルランド議会の独立性にかくもこだわったのは、たんに「募金法」のみの無効化を目的としたからではなかった。むしろ、これは、アイルランドで、さらにはステュアート朝三王国のなかでアイルランド・カトリックが、というよりもより正確には「オールド・イングリッシュ」がおかれていた状況を踏まえつつ、アイルランド議会・王権・イングランド議会という三者の関係のなかで捉えねばならない。君主の宗教がその領内において行われるという、宗教改革以後のプロテスタントとカトリックの対立のなかで成立した原則に照らすと、プロテスタントの王のもとでカトリックとして生きる「オールド・イングリッシュ」の立場は変則的であった。そのため、かれらは、国王ジェイムズ一世から「中途半端な臣民」呼ばわりされて、すくなくとも中央レヴェルの公職からは一掃されてしまう。にもかかわらず、かれらはあくまでも国王に対する忠誠を捨てることはなく、むしろいっそう国王への忠誠を強調したのであった。つまり、かれらはステュアート三王国体制のなか、王権による寛容の

もとで生きようとしたのである。サー・フェリム・オニールらゲール系の「オールド・イングリッシュ」がアルスターで武装蜂起したさいに大義名分とし、その後結成された「カトリック同盟」も公式に掲げた立場に、カトリック信仰と祖国アイルランドの自由と並んで国王大権の擁護があったのも、そのためであった。

アイルランド議会に対する「カトリック同盟」の姿勢にも、そうしたかれらの立場が如実に現れている。「カトリック同盟」は代議機関たる「総会」General Assemblyを有していたが、にもかかわらず、それをけっして「議会」Parliamentとは称していない。「われわれには、この総会を議会にする意図はないし、その権限もない、なんとなれば、あの偉大な組織を召集し、あるいは解散することは、陛下にのみ存する重要な権限だからである」[22]というのが、その理由であった。もちろん、「カトリック同盟」がアイルランド議会尊重の姿勢を示したのには、そこに「オールド・イングリッシュ」の諸利害が絡んでいたからでもある。というのは、こうだ。「カトリック同盟」総会の決議は、なるほど「カトリック同盟」のメンバーを拘束しよう。しかし、アイルランド王国の諸身分を構成するのは、かれらだけではない。アイルランド王国ないしはステュアート朝三王国という体制の枠内で、自らのカトリック信仰や土地財産を守ろうというのであれば、かれらと敵対する「ニュー・イングリッシュ」も含めたすべてのアイルランド王国臣民を拘束するアイルランド議会の制定法によって、それが保障されなければならないだろう。じっさい、国王との和平を進めた「カトリック同盟」の「オールド・イングリッシュ」は、国王との和平条件が、あらたに開かれるべきアイルランド議会でそのまま無修正に立法化されることという条項を和平条約のなかに入れさせているのである。[23] しかも、そうしたアイルランド議会は、イングランド議会（長期議会）のように国王大権を制限し、あるいは王権を凌駕するような議会であってはならなかった。国王による召集がなくとも、少くとも三年に一度は議会が開会されるべきことを規定して、国王による専制支配を防ぎ、議会政治を保証した法律として知られる長期議会が制定した「三年議会法」を、「カトリック同盟」は、国

王大権の著しい侵害として批判している。「議会を召集、停会、あるいは解散することほど重要な国王大権はない」[24]というわけである。それにしても、なぜ、これほどに王権に対して立場の弱い議会を欲するのか。それを理解するには、やはり「オールド・イングリッシュ」のアイルランドにおける状況を考慮しなければならない。ステュアート朝期のアイルランドでは、プロテスタントが議会多数派を占めるように、新規のバラ選挙区が大量設置されるという国家による選挙工作が行われた結果、「オールド・イングリッシュ」の議席は確実に減っていった。庶民院についてみると、一六三四年召集の議会では一一二議席（全議席の四四パーセント）、一六四〇年召集の議会では七四議席（同、三三パーセント）だったのである。[25] つまり、和平条約成立後に召集されるはずのアイルランド議会で、「オールド・イングリッシュ」が多数派を占める保証はおよそなかった。とすれば、そうしたアイルランド議会は、国王が「カトリック同盟」とのあいだで交わした約束をそのまま受け入れて立法化せざるをえないような、国王大権に服する弱い議会でなければならなかったであろう。

こうしてみると、「募金法」を制定したイングランド議会（長期議会）に対する「オールド・イングリッシュ」の批判を、たんにイングランド議会とアイルランド議会の二者関係だけで捉えるべきでないことは、いまや明らかである。王権をはさんだ三者の関係でこそみなければならない。つまり、「オールド・イングリッシュ」の欲するのが、国王大権に従属するアイルランド議会であればこそ、これとは正反対に、国王大権を制約し、王権を凌駕しようとするイングランド議会から、アイルランド議会の独立性を確保しなければならなかったのである。「オールド・イングリッシュ」のアイルランド議会に対する立場は、かれらがおかれていた状況に由来するのであるが、きわめて保守的なものであった。

と同時に、「カトリック同盟」の「オールド・イングリッシュ」が展開した、国王大権と密接に関連するかたちでのアイルランド議会独立性の主張には、アイルランドを、イングランドとは別個の独自の「王国」とみると

いうかれらの立場が反映していることも見逃せない。さきに引用した、一六四三年三月一七日付けの、チャールズ一世に対する「カトリック同盟」の諫言を再度みてみよう。そこでは、アイルランド王国は「イングランドとアイルランドの王とその王冠にのみ服する独自の議会を保持してきた」ことが指摘されていた。[26] アイルランド王国は、イングランドの王権（それは同時にアイルランドの王権でもある）にこそ服するが、イングランド王国に従属するのではないというわけだ。だからこそ、「オールド・イングリッシュ」にいわせれば、イングランド議会の制定法にアイルランドが拘束されるいわれはなかったのである。

(1) 第一部第一章三二―三頁を参照のこと。
(2) Frame, *Colonial Ireland, 1169-1369*, p. 96.
(3) Curtis and McDowell, *Irish Historical Documents*, pp. 72-6, esp. 74.
(4) たとえば Curtis, *A History of Ireland*, London and New York, 1936 (rep. 1968), p. 141.
(5) Lydon J., *Ireland in the Later Middle Ages*, Dublin, 1973, pp. 144-5.
(6) *N.H.I II*, pp. 564-5.
(7) *The Statutes at Large*, i, pp. 56-7.
(8) 第一部一章四二頁を参照のこと。
(9) *Ibid.*, pp. 90-1, 91-2, 127-32.
(10) *Ibid.*, pp. 252-65.
(11) *Ibid.*, pp. 275-84, 284-90.
(12) *Ibid.*, pp. 240-1.
(13) 第一部第二章七八―九頁を参照のこと。
(14) *Ibid.*, pp. 418-22.

(15) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* i, pp. 265-7, esp. p. 266.

(16) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* ii, pp. 48-50, esp. p. 49.

(17) *Ibid.,* pp. 226-42, esp. pp. 238-9.

(18) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* iii, pp. 128-33, esp. p. 130.

(19) *Ibid.,* p. 310.

(20) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* v, pp. 294; id., *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* vii, p. 194.

(21) 第二部第五章二四二一四頁を参照のこと。

(22) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* ii, p. 131.

(23) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* v, p. 288 ; id., *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* vii, p. 187.

(24) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* ii, p. 5.

(25) Clarke, 'The Policies of the "Old English"', p. 88.

(26) Gilbert, *History of the Irish Confederation and the War in Ireland,* ii, pp. 48-50, esp. p. 49.

第八章　「ニュー・イングリッシュ」のアイルランド議会独立論

――ウィリアム・モリニュクスの『弁明』にみる――

一　アイルランド議会の復活とイングランド議会の優越的姿勢

一六四〇年代、イングランド議会派からのアイルランド・カトリックの利害擁護を国王との和平に求めようという「オールド・イングリッシュ」の思惑は、議会派の首領オリヴァー・クロムウェルによるアイルランド遠征によって無残に打ち砕かれた。と同時に、アイルランド議会のイングランド議会からの独立という「オールド・イングリッシュ」の願いもまた、クロムウェルによってつぶされてしまう。ステュアート朝三王国体制を否定したクロムウェルは、一六五三年の「統治章典」において、イングランド・スコットランド・アイルランドからなる共和国Commonwealthの最高立法権が、プロテクターとウェストミンスター議会に存するとしたのである。こうして、アイルランド議会そのものがその存在を否定されてしまった。スコットランドとともに、アイルランドもウェストミンスターの議会に代表されることになったが、イングランド（ウェールズを含む）選出議員の数が四〇〇名とされたのに対して、アイルランド選出議員の数は、スコットランドのそれと同数の、わずか三〇名に抑えられ、また、アイルランド・カトリックは選挙権・被選挙権ともに否定されたのであった。[1]

クロムウェルの征服に伴って一時苦境に陥ったものの、クロムウェルの息子ヘンリーとの協力関係を築いて、アイルランドの支配層の座を獲得した「ニュー・イングリッシュ」[2]は、プロテクター体制下のウェストミンスター議会に議員を送り込んだ。しかし、総議席数四六〇のうちの三〇という小世帯だったがために、議会ではアイルランドに不利な決定がくだされたり、アイルランド側が切望する議題の審議が後回しにされがちであった。なかでも、アイルランド選出議員、あるいはその選出母体である「ニュー・イングリッシュ」のあいだで不満の種となったのは、アイルランドには、「統治章典」の規定にもかかわらず、クロムウェル航海法体制の下で、スコットランドとは異なり、イングランドとの自由貿易が認められなかった点である。事実上成立していたイングランドとアイルランドの合同を確認する立法が未了というのが、その理由であった。ちなみに、イングランドとスコットランドの合同は、一六五四年四月一二日にまず布告のかたちで、ついで一六五七年六月二六日に議会制定法で確認されている。[3] イングランド・アイルランド合同法案はプロテクター体制下のウェストミンスター議会に何度も提出されたが、ついに立法化されることはなかった。[4] もっとも、ウェストミンスター議会にアイルランドが代表されるという体制は、一〇年と続かない。オリヴァー・クロムウェルの死に伴ってプロテクターに就いた息子リチャードの政治的無能が軍部のクーデターを招いて、プロテクター体制は瓦解し、その結果復活した残余議会に、もはやアイルランドは代表されなかった。一六四八年一二月の、いわゆる「プライドのパージ」によって、長老派議員が追放されたあと、残存の独立派議員によって構成されたイングランド議会である残余議会は、国制上アイルランドとは無縁だったからである。その後まもなく成立した王政復古では、アイルランドは再び、イングランドとは別個の「王国」に戻り、アイルランド議会も復活した。

ところが、王政復古後のイングランド議会は、一六四〇年代に「募金法」を制定したさいの姿勢をそのまま引き継いだ。すなわち、すでにみたように、アイルランドの通商産業をイングランドのそれに従属させる航海法や

その関連諸法を制定していったのである。いまやアイルランド支配層の座を確立した「ニュー・イングリッシュ」の、こうしたイングランド議会の姿勢に対する不満は大きかった。スペインなど大陸におけるイングランドの敵対勢力と結びついたカトリックとの戦いを勝ち抜いて、アイルランドにおけるイングランドの権益を守りぬいた自分たちプロテスタントが、なぜイングランドの議会から、その利害を損ねるような仕打ちを受けねばならないのか、というわけである。こうした「ニュー・イングリッシュ」の憤懣をもっともあからさまに表明し、アイルランド議会の独立性を主張したのが、ウィリアム・モリニュクスのパンフレット『アイルランドがイングランドの議会制定法に拘束されている件についての弁明』[5]（一六九八年、以下、『弁明』と略す）である。

二 ウィリアム・モリニュクスと『弁明』

『弁明』の著者ウィリアム・モリニュクスとは、いかなる人物であったのか。そもそも、モリニュクス家のアイルランドとの関わりはどのようなものだったのだろうか。まず、これを簡単に見ておくことにしたい。

モリニュクス家とアイルランドとの関係は、一六世紀、ウィリアムの曾祖父トマスの代にはじまる。かれは、もともと、百年戦争の結果、イングランド王家に唯一残されることになったヨーロッパ大陸における拠点、カレーのイングランド人社会の生まれであった。ところが、一五五八年フランスがカレーを占拠したため、かれは、スペイン領のフランドルに逃れるのであるが、プロテスタントであったために、ここでも迫害を受け、結局イングランド経由で、一五七〇年代にアイルランドに移ったのであった。トマスは、当時のダブリン大主教アダム・ロフタスの庇護を受けてダブリンでまずまずの財を成し、以後、婚姻関係などを通じてモリニュクス家はダブリン市の支配層の一員となるのである。もともとの出身地こそ大陸のカレーであるが、一六世紀にアイルランドに渡ってきたプロテスタントのイングランド人という点で、モリニュクス家を「ニュー・イングリッシュ」とみる

ことに問題はないであろう。[6]

一六五六年にダブリンで生まれた『弁明』の著者ウィリアムは、多様な面に才を示した人物であった。まず、哲学者として、ジョン・ロックの友人として知られるとともに、ハレーの知己を得るほど天文学にも造詣が深く、ロンドン王立協会のメンバーであり、同協会の姉妹団体にあたるダブリン哲学協会の創立メンバーでもあるという、当時のイギリス諸島で第一級の知識人のひとりであった。と同時に、かれには行政官や政治家としての面もある。アイルランドの測量監を務め、一六九〇年代にはアイルランド議会の庶民院議員にダブリン大学（トリニティ・カレッジ）から二度連続で選出され、九八年に死去するまでその地位にあった。[7] では、このウィリアム・モリニュクスが『弁明』を著すにいたった直接の背景はどのようなものだったのか。これをつぎに見てみよう。

『弁明』のフル・タイトルからもわかるように、このパンフレットは、イングランド議会のアイルランドに対する立法権主張への抗議の書である。いいかえれば、アイルランド議会とイングランド議会との関係が主題であった。このパンフレットが出された一六九八年当時は、この両議会の関係をめぐって、『弁明』の執筆動機となった二つの具体的なことがらが問題になっていた。ひとつは、ロンドンデリーの主教ウィリアム・キングと、一七世紀初めのアルスター植民のさいに、デリーを下付され植民事業を請け負ったロンドン市の諸組合――ロンドンデリーという名称はこれに由来する――とのあいだでの、当地の土地をめぐる係争である。主教側はアイルランド議会の貴族院に訴え、有利な判決を受けていた。これに対し、ロンドン市側は、イングランド議会の貴族院に訴えたのであるが、こちらはアイルランド貴族院の判決を覆して、ロンドン市側に有利な判決を得た。ここに、アイルランドにおける最終審はアイルランドの貴族院とイングランドの貴族院のどちらに存するかが問題化していたのである。[8]

もうひとつは、当時イングランド議会で制定の動きがあった「羊毛・毛織物法案」をめぐるものである。すで

に触れた王政復古期以降に強化していくイングランドの重商主義政策は、イングランド議会の立法行為を通じて具現化していった。つまり、アイルランドにとって、重商主義体制下でのイングランドへの経済的従属化は、同時に立法権（ならびに司法権）上の従属化をも意味していたのである。この「羊毛・毛織物法案」も、まさしくその流れのなかで出てきたものであった。同法案は、アイルランド産の羊毛をイングランド以外の諸外国へ輸出することを禁じるとともに、アイルランド産毛織物の海外――イングランドも含めて――への輸出をも禁じるという内容であり、イングランド西部の毛織物業界の利害をストレートに反映していた。同業界としては、アイルランドを原料の羊毛供給地として独占するとともに、一七世紀末になってにわかに成長し、イングランド西部にとって競争相手になってきたアイルランドの地場の毛織物工業を抑圧したいとの思いがあったのである。露骨すぎるほどの重商主義的法案といえよう。このように、もとは、あまりにも特定地域の特定利害の思惑を反映する法案であり、アイルランドの世論を考慮する国王ウィリアム三世やロンドンの政府にとっては好ましくはなかったのだが、それゆえに政府打倒をめざす野党勢力がこれを利用して、同法案を強力に後押ししたため、立法化が実現しかねない状況となっていたのである。(9)

では、こうしたイングランド議会側の姿勢に対して、モリニュクスは『弁明』において、いかなる観点から反駁しようとしたのであろうか。『弁明』の内容については、これをアイルランド・ナショナリズムの伝統のなかで再評価した竹本洋による詳しい紹介(10)があるので、ここでは、行論の都合上、最小限必要なことがらのみを述べることにしたい。

『弁明』において、イングランド議会のアイルランドに対する立法権（ならびに司法権）を否定するさいに、モリニュクスが依拠した論理は二つあった。ひとつは国制の観点からみたアイルランドとイングランドの関係史という特殊個別的なもの、他のひとつは自然法にもとづく万人の権利という普遍的なそれである。

まず、前者についてだが、モリニュクスは、イングランド議会の制定法で、アイルランド議会の追認を経ることなくアイルランドを拘束した例は、一七世紀半ばまではないことを、かれが歴史とみるものによって検証していく。いいかえれば、そのようなイングランド議会の制定法は、近年になって登場してきた「珍奇なもの」innovations[11]つまり伝統に反するものとして非難されているのである。

かかる「歴史」によって検証するというスタイルのなかに、ところどころで挿入されるのが、被治者の同意にもとづく統治という、ロックに依拠する論理である。イングランド議会にアイルランドは代表されていないから、同議会の制定法は、アイルランドの人びとが代表されるアイルランド議会の追認を得ないかぎり、アイルランドでは効力を有しえないというわけだ。いわば、歴史論を経(たていと)に、自然法理論を緯(よこいと)として織り込んでいくかたちで、モリニュクスは持論を展開するのである。

このモリニュクスの『弁明』は、一七八二年、アイルランド議会にアイルランドの内政に関わるかぎりでの固有の立法権を回復させたことで、アイルランド・ナショナリズム史上高く評価されてきたヘンリー・グラタン――したがって、この議会は後世「グラタン議会」と呼ばれる――が、これを「スウィフトの精神、モリニュクスの精神」の実現とみなしたこともあって、アイルランド・ナショナリズムの観点から、とくに自治主義との関わりで高く評価されてきた。しかし、いまでは、これに対して、あくまでもナショナリズムの観点からであるが、一定の見直しがなされている。

ひとつには、一七世紀後半～一八世紀初めのアイルランド政治史・政治思想史の碩学で、モリニュクスの伝記的研究を著してもいるJ・G・シムズの捉え方があげられる。従来のアイルランド・ナショナリズムの評価や研究には、もっぱらアイルランドとイングランド（イギリス）の二国間の関係という狭い視野からしか行われない傾向が強かったが、これに対してシムズは、モリニュクスをはじめ、一七世紀後半から一八世紀にかけてのアイ

ルランド・プロテスタントのナショナリズムを、同時代の英領北アメリカ植民地のそれとの関連で捉え、このようなナショナリズムを、「帝国の枠内での内政自治政府の要求」として、コロニアル・ナショナリズムと呼ぶのである。[12]

これとは異なり、あくまでもアイルランド・ナショナリズムの歴史という進歩史観的・一国史的観点から、イングランドならびにアイルランドの同時代人による『弁明』批判の諸パンフレットにも注目しつつ、モリニュクス（やスウィフトら、当時のアイルランド・プロテスタント）のナショナリズムの特異性、というよりも限界を強調したのが、先にもあげた竹本洋である。氏は、モリニュクス以前の、すなわち一六四〇年代のパトリック・ダーシーやアイルランド反乱における「カトリック同盟」、あるいは一六八九年ジェイムズ二世治下の、もっぱらカトリック議員を構成員とした「愛国者議会」[13]による同様の主張と、モリニュクス以後の、先にも触れた「グラタン議会」にみられるような一八世紀末におけるアイルランド・ナショナリズムとのあいだに、モリニュクスの『弁明』を置く。そのうえで、宗教的寛容という観点から、モリニュクス（やスウィフト）の主張をカトリックを一切無視し、自己の利害にしか目を向けないアイルランド・プロテスタントの得手勝手な利己主義の発露として、自治主義の伝統のなかでも特異なものとみるのである。[14]

もっとも、筆者としては、こうした見方に疑問を呈さざるをえない。まず、カトリックの宗教的寛容に対する見方についてであるが、「支配者の宗教が、その領内で行われる」という一五五五年のアウクスブルク宗教和議の原則がヨーロッパ全体でなお通用していた一七世紀にあって、ステュアート朝三王国は、アイルランドも含めて、いずれも国教会をまさに国家の教会としていたのであるから、そのなかでカトリックが自らの信仰を維持しようとすれば、宗教的寛容を主張するしかなかったのであって、これはなにもカトリックが他の信仰に寛容であったことをかならずしも意味しないであろう。それに、そもそも、アイルランド議会の独立性という国制上の主

張と宗教的寛容というまったく次元の異なる議論を同一平面上で行うのには、無理があると思われるのである。[15]

モリニュクスのアイルランド議会独立論をそれ自体として考察するならば、一六四〇年代の「オールド・イングリッシュ」の主張との継承性はあきらかである。しかし、ここで注目したいのは、アイルランド議会独立の主張そのものというよりも、むしろ、その主張を支える根拠の方である。そして、そこに注目するならば、大西洋世界におけるコロニアル・ナショナリズムというコンテクストのなかでの、モリニュクスの議論の特異性もまた浮かびあがってこよう。

三　「植民地」と「王国」

『弁明』において、モリニュクスはイングランド議会に対するアイルランド議会の立法・司法上の独立を主張し、ゆえにアイルランド・ナショナリズムの観点から高く評価されてきたのであるが、じつは、アイルランド議会の独立がモリニュクスにとって最も好ましいことがらだったわけではない。かれの援用するロックの理論にもとづくと、アイルランドがイングランド議会に代表されれば、同議会の制定法がアイルランドを拘束することになんらの問題もないのである。じっさい、かれは、そうなることを「幸福なことだが、われわれにはおよそ望むことのできないもの」[16]といっている。つまり、アイルランドからイングランド議会へ代表を送り込むこと、いいかえれば、アイルランドがイングランドと議会合同することが最善だが、それはほとんど実現可能性がないから、次善の策としてアイルランド議会の独立を主張するのだ、というのがモリニュクスの立場なのである。[17]

ここでいう議会合同は、一九世紀初頭になってアイルランドとイギリス（グレイト・ブリテン王国）との間に実現する。ただし、そのさいにこれを望み、実現に持ち込んだのは、アイルランドのプロテスタント支配層ではなく、ロンドンの政府（ピット政権）の方であった。一七九〇年代、フランス革命の影響を受けて、アイルランド

でも宗派を越えた急進派の組織「ユナイテッド・アイリッシュメン」が、地主プロテスタントの寡頭支配体制およびこれを支えるイギリス帝国体制に異議を申し立て、反乱を起こした。この反乱はアイルランドで募集された臨時編成軍「ヨーマンリ」とイギリスからの派遣軍によって結局鎮圧されるが、ロンドンの政府は、頑迷固陋のアイルランド・プロテスタント支配層の秩序維持・危機管理能力に見切りをつけ、帝国体制維持のために議会合同というかたちでのアイルランド王国のグレイト・ブリテン王国への併合を決断したのである。もちろん、これに対して、アイルランド議会の存在に既得権益を有するプロテスタント支配層が抵抗したことはいうまでもない。そこで、ロンドンの政府は、合同のあかつきには、ウェストミンスター議会におけるアイルランド・プロテスタント支配層の政治力は弱まるから、カトリック解放も実現しやすくなるという論理で、またロンドンの政府としてもその方向で努力するとの約束をもってアイルランド・カトリックの世論を味方につけるとともに、他方で、アイルランド・プロテスタント一般には、カトリック解放が実現しても、連合王国という枠組みにおいてはプロテスタントの多数派の地位は揺るがないと安心させることで、アイルランド議会に巣くう少数の特権的政治支配層を孤立させ、そして最後にはそのアイルランド議会の議員に対する露骨な買収工作を行い、「合同法」を成立させたのである。[18]

しかし、一七世紀後半から一八世紀前半にかけての時点で、議会合同の声があがったのは、むしろアイルランド・プロテスタント支配層のあいだからであった。モリニュクスは控えめにしか声をあげていないが、よりはっきりとこれを主張した人物に、政治算術の祖、ウィリアム・ペティがいる。

一六四九年にはじまるクロムウェルのアイルランド遠征で軍医として従軍し、王党派・カトリック軍との戦争終結後は、議会派からみたアイルランドの反徒の土地没収・再分配にあたって、アイルランド全土の測量・土地調査という重要任務を測量監として全うしたペティは、その功績もあって、アイルランドの南西部ケリー県を中

心とする大地主に成りあがった。[19] かれはその意味で、一六四一年に勃発したアイルランド反乱の制圧軍派遣費調達のため、反乱鎮圧後、反徒からの没収地をもって償還するとの条件で一般からの募金を募った一六四二年のイングランド議会制定法（「募金法」）に群がったいわゆる「投機者」や、遅配給与の代わりに没収地を分配されたクロムウェル遠征軍の「将兵」など、アイルランドの新興地主「クロムウェル派」のひとりに数えられよう。共和制時代の一六五〇年代には、旧来のプロテスタント支配層、すなわち「ニュー・イングリッシュ」と、この新参の「クロムウェル派」とのあいだに軋轢があったが、王政復古後は、土地と政治権力の回復を狙うカトリック勢力を前に、両者は融合していった。というよりも、「クロムウェル派」は既存の「ニュー・イングリッシュ」に溶け込んでいったというべきであろう。[20]

「ニュー・イングリッシュ」の一員となったペティは、王政復古期に、イングランド議会のアイルランドに対する姿勢を痛烈に批判する。なかでも、かれを憤激させたのは、アイルランドの諸外国や英領諸植民地との直接交易を禁じた一六六二年の「航海法」と、イングランドのアイルランドからの畜牛輸入を禁止した一六六六年の「畜牛法」であった。このうち、後者は、アイルランド産の安価な畜牛の流入に脅威を感じたイングランド北西部の畜牛飼育業者の利害を露骨に反映し、これに議会における反政府勢力の思惑が絡んで成立することになった法律であり、モリニュクスが『弁明』を著す契機のひとつとなった「羊毛・毛織物法」と、その性格や制定過程の点できわめて類似している。[21] そして、これに対するペティの批判にすでに、モリニュクスが援用したロック流の思想がみられるのである。すなわち、「アイルランドの住民がその主権者に服従する義務を負うのは自然かつ必然のことであるが、そのかれらが、主権者とはだれなのか、もしくは何なのかを、すなわち、イングランドの議会なのか、アイルランドの議会なのか、そして、いかなる場合に一方が、いかなる場合には他方が主権者となるかを知らされるべきではないというのは、不条理である」、「アイルランドにいるイングランド人は、そこでは

異邦人であるか、さもなければ、かれらが制定過程に代表されていない法律に拘束されるべきだというのは不条理である」[22]と。そして、これを理由にかれは、両国の人口と富に比例した議席配分によるイングランドとアイルランドの議会合同を強く主張するのである。こうしてみると、ごく控えめにしか述べていないとはいえ、モリニュクスの議会合同への希望が、それを率直かつ強力に主張するペティのそれと軌を一にするものであることがはっきりしてこよう。

イングランド・アイルランド議会合同論とアイルランド議会独立論が、表裏一体の関係にあったという点で、たしかに「ニュー・イングリッシュ」であるモリニュクスの主張は、一六四〇年代の「オールド・イングリッシュ」のそれと断絶している。カトリックである後者に、自己の政治的拠点としてのアイルランド議会が、プロテスタントが独占するイングランド議会と合同することなど選択肢になりようもなかったからである。しかし、一方で、こうした主張を行うモリニュクスの「ニュー・イングリッシュ」としての自己認識は、「オールド・イングリッシュ」のものと類似するところがあった。『弁明』冒頭の国王への呈辞において、モリニュクスはいう。「陛下のあらゆる領土のなかで、『アイルランドのプロテスタント』ほどに陛下の利害と『一体で』『確固として結び付いている』人びとはいない」と。たしかに、一方はカトリック、他方はプロテスタントと、その宗教的立場はまったく違っていたが、国王との結びつきを強調する点ではかわるところはないのである。そして、このこととも関連するのだが、モリニュクスの主張には、さらに「オールド・イングリッシュ」と共通する点があった。かれが、自論で検証すべき課題として六つあげているうちの第一は、「いかに『アイルランド』がイングランドの王冠に結びついた王国となったか」である。[23] また、その裏返しとして、かれはイングランドの政治エリートがアイルランドを植民地とみなすことに敢然と抗議する。古代ローマ帝国の植民地がローマの元老院の法に拘束されたのと同様、アイルランドもイングランド議会の法に拘束されるという見方を、「もっとも馬鹿げたもの」the

most extravagant と切り捨てるとともに、こうも述べているのである。「ヴァージニア、ニューイングランドあるいはメリーランドの王という称号が用いられるというのか[24]」、と。このように、あくまでもアイルランドの「王国」たることに、アイルランド議会のイングランド議会からの独立性の拠りどころを求めるという点で、「ニュー・イングリッシュ」のモリニュクスは、「オールド・イングリッシュ」とかわるところはなかったのである。

(1) 一六五三年の「統治章典」による。*Acts and Ordinances*, ii, pp. 813-33, esp. pp. 813-4, 817.

(2) 第二部第六章一六四―九頁を参照のこと。

(3) *Ibid.*, pp. 871-5, 1131.

(4) Barnard, 'Planters and Policies in Cromwellian Ireland', pp. 61-2; Little, P., 'The First Unionists?: Irish Protestant Attitudes to Union with England, 1653-9', *I.H.S.*, xxxii, no. 125, 2000, pp. 44-58. ただし、リトルは、一六五〇年代の「ニュー・イングリッシュ」が、プロテクター体制を、そしてイングランドとの合同を一貫して支持する立場をとったことを強調する。

(5) Molyneux, W., *The Case of Ireland Being Bound by Acts of Parliament in England, Stated*, Dublin, 1698.

(6) Simms, J. G.(ed. by P. H. Kelly), *William Molyneux of Dublin: A Life of the Seventeenth-Century Political Writer & Scientist*, Blackrock, Co. Dublin, 1982, ch. 1.

(7) *Ibid.*, chs. 2-7.

(8) *Ibid.*, p. 104.

(9) 「羊毛・毛織物法案」は、当時のイングランド国内政治が密接に絡んでもいた。これについては、Kearney, H. F., 'The Political Background to English Mercantilism, 1695-1700', *Economic History Review*, 2nd series, xi, 1959, pp. 484-96; Kelly, P. H., 'The Irish Woolen Export Prohibition Acts of 1699: Kearney Revisited', *Irish Economic and Social History*, vii, 1980, pp. 22-44 を参照のこと。

(10) 竹本洋「アイルランド・プロテスタントのナショナリズム――W・モリニュクス論争にみる自治主義の性格」、

堀越智編著『アイルランドナショナリズムの歴史的研究』、論創社、一九八一年、一—三六頁。

(11) Molyneux, *op. cit.*, pp. 99, 104.

(12) Simms, J. G., *Colonial Nationalism 1698-1776: Molyneux's The Case of Ireland...Stated*, Cork, 1976, p. 9. ただし、この「コロニアル」という修飾語については、D・G・ボイスが、二つの意味で誤解を生じるとして批判的であることも記しておく。まず、「帝国の枠内での内政自治の要求」という性格を「コロニアル」という語で表現するというのであれば、これは一七・一八世紀に限らず、一九世紀以降のアイルランドや他の帝国植民地にもみられるものであり、したがって、この「コロニアル・ナショナリズム」は非歴史的なタームとなってしまう、とボイスはいう。そうではなく、「入植者の」という意味で「コロニアル」という形容詞を用いているのであれば、その場合でも、アイルランドに関してはあてはまらないのではないか、とボイスは指摘する。つまり、当時のアイルランド・プロテスタントは自らのことを「入植者」とは見なしていなかったから、というのである。Boyce, D. G., *Nationalism in Ireland*, London and Dublin, 1982, p. 107. ちなみに、モリニュクスの『弁明』を一八世紀のイングランド自由主義思想（ホイッグ思想）の帝国規模での展開というコンテクストのなかで捉えたものに、Robbins, C., The *Eighteenth Century Commonwealthman: Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*, Cambridge, Massachusetts, 1959 がある。

(13) 「愛国者議会」については、Farrell, B., 'The Patriot Parliament of 1689' in id.(ed.), *The Irish Parliamentary Tradition*, Dublin, 1973, pp. 116-27 を参照のこと。

(14) 竹本、前掲論文、二九—三四頁。

(15) カトリックによるアイルランド議会独立性主張の性格については、前章ならびに拙稿「『イギリス革命』期、カトリック同盟のアイルランド議会観」、『史林』第六八巻第五号、一九八五年、七二—九四頁を参照のこと。

(16) Molyneux, *op. cit.*, p. 98.

(17) この点は、竹本がつとに指摘しているところである。ただし、竹本にあっては、これはナショナリストとしてのモリニュクスの限界を示すものと捉えられている。竹本、前掲論文、一二・三三頁。

(18) Ranelagh, J., *A Short History of Ireland*, 2nd ed., Cambridge, 1994, pp. 90-3.

(19) ウィリアム・ペティの経歴については、松川七郎『ウィリアム・ペティ——その政治算術＝解剖の生成に関する一研究』上・下巻、岩波書店、一九五八・六四年に詳しい。

(20) 第二部第六章を参照のこと。

(21) 「畜牛法」について詳しくは、Edie, C. A., 'The Irish Cattle Bills: a Study in Restorartion Politics', *Transactions of the American Philosophical Society*, new series, lx, pt. 2, 1970 を参照のこと。もっとも、この法律はイングランドに対して、アイルランド産の畜牛を輸入することを禁じるものであるから、アイルランドを拘束する法律にはあたらない、というのがモリニュクスの見解であることも、付記しておく。Molyneux, *op. cit.*, pp. 102-3.

(22) Petty, *The Political Anatomy of Ireland*, pp. 31-2〔邦訳、九二—三頁、ただし、訳文は変えてある〕.

(23) Molyneux, *op. cit.*, p. 5.

(24) *Ibid.*, p. 148.

小結

一七世紀半ば以降、イングランド議会は、アイルランド議会を自己に従属する下級の立法府・司法府とみなして、アイルランドに対する立法権・司法権を露骨に行使するようになった。しかも、事実上アイルランドとイングランドが合同していたプロテクター体制の一六五〇年代を除いて、アイルランドはイングランド議会に代表されることはなかったのである。これはつまり、臣民の政治的自由を大義名分として、専制統治志向の国王との政治闘争の末に議会主権を確立したイングランドの政治エリートが、一方でアイルランドのイングランド系政治エリートに対しては、同様の政治的自由を認めなかったということである。後者は、宗教・政治上の立場の相違から、「オールド・イングリッシュ」と「ニュー・イングリッシュ」とに分かれて、熾烈な権力闘争を展開したのだが、イングランドの議会／政治エリートのこうした姿勢に対しては、いずれもが同様の反応を示したのも、当然であったといえよう。

こうしたアイルランドのイングランド系政治エリートの反応を、アイルランド・ナショナリズムの立場にたつ史家がそうであったように、たんにイングランドとアイルランドの二国関係でのみ捉えてしまうならば、いかにも視野が狭すぎる。上記のようなイングランドの政治エリートの姿勢は、航海法体制というかたちで、ひとりアイルランドのみならず、西インド諸島や北アメリカ大陸の英領移民植民地に対しても示されたからである。イングランドの政治エリートにとって、議会主権を樹立したウェストミンスターの議会が、イングランドだけでなく

イギリス帝国全体の最高権力機関であることは、自明のことがらだったのであろう。もちろん、海外植民地のイングランド系政治エリートにとってはけっして自明ではなかった。なによりも、ウェストミンスター議会にかれらは代表されなかったからである。七年戦争後、帝国防衛費の植民地負担強化の一策としてウェストミンスターの議会が制定した一七六五年印紙法に反発した北アメリカ植民地の反英抗議運動のスローガンとしてあまりにも有名な「代表なくして課税なし」が、それを端的に示している。しかし、アイルランドのイングランド系政治エリートは、すでに一七世紀において、同様の論理を展開していたのであった。アイルランド議会のイングランド議会との合同こそを真に願いつつ、次善の策としてアイルランド議会の独立を主張した「ニュー・イングリッシュ」のモリニュクスはもとより、議会合同など考えもしなかったはずの「オールド・イングリッシュ」でも、イングランド議会の対アイルランド立法権否定の根拠のひとつとして、イングランド議会に自らが代表されていないことをあげていたのである。いいかえれば、一七世紀の新旧両イングランド系政治エリートによるアイルランド議会独立論には、一八世紀北アメリカ植民地の政治エリートとも共通する、近世イギリス帝国におけるコロニアル・ナショナリズムというべき性格があったことはたしかである。

しかし、その一方で、アイルランド議会独立論は、近世大西洋におけるイングランド系のコロニアル・ナショナリズムとしてはきわめて特異な性格をもっていた点も見逃せない。すなわち、客観的にはあきらかに「植民地」というべき存在でありながら、にもかかわらず、というよりも、それゆえにというべきかもしれないが、ことさらに「王国」であるところにアイルランドにおける臣民の権利の根拠を求めようとする点である。これは、「オールド・イングリッシュ」と「ニュー・イングリッシュ」とを問わず、近世アイルランドの政治エリートに共通するものであった。そしてそこには、「ヴァージニア、ニューイングランドあるいはメリーランドの王という称号が用いられるというのか」というモリニュクスの言にはっきりみられるように、大西洋のかなたの英領植

民地に対するアイルランドの政治エリートの優越意識がうかがえよう。われわれの目には、西インド諸島や北アメリカ大陸の英領植民地と同様、近世イギリス帝国の周縁部の構成要素とみえる一七・八世紀のアイルランドも、同時代のそこにおける政治エリートの主観においては、まったくちがって認識されていたということである。

あとがき

大学の専門課程に進み、卒論作成で近世アイルランド史研究に足を踏み入れてから、二〇年余の月日が経った。振り返ってみれば、この間の研究の遅々たる歩みにわれながら嘆息を禁じえない。とはいえ、これまでの研究成果をまがりなりにもこうしてまとめあげることができ、ほっとしているのもたしかである。

本書を著すにさいしては、これまでの既発表論文をもとにした。ただし、一冊にまとめるにあたって、それぞれに相当の加筆・修正を加えている。初出は以下のとおりである。

第一章　「初期テューダー朝とアイルランド――『キルデアの乱』の原因をめぐって――」（『西洋史学』一五九号、一九九〇年）。「『帝国（エンパイア）』と『国家（ステイト）』のはざま――『テューダー朝のアイルランド再征服』再考――」（『大阪経大論集』第四六巻第二号、一九九五年）第二章。

第二章　「『帝国』と『国家』のはざま」第三章。「旧き『新世界』――一六世紀後半、イングランド人入植者にとってのアイルランド――」（『大阪経大論集』第四二巻第五号、一九九二年）第二章。

第三章　「『帝国』と『国家』のはざま」第四章。

第四章　「旧き『新世界』」第二章。「あるアイルランド貴族の成り上がり人生――近世イングラン

ド人の旧き『新世界』――」(川北稔・指昭博編『周縁からのまなざし――もうひとつのイギリス近代――』、山川出版社、二〇〇〇年)。「旧き『新世界』」第三章。

第五章　「『神のため』か『王のため』か――『アイルランド・カトリック同盟』の内紛」(『西洋史学』一四七号、一九八七年)。

第六章　「クロムウェリアン・セツルメントに関する一考察」(一九八〇年度大阪大学文学部提出卒業論文)。「クロムウェルのセツルメントの国制史的意義」(『西洋史学』一三五号、一九八四年)。

第七章　「クロムウェルのセツルメントの国制史的意義」。

第八章　「コロニアル・ナショナリズムと『帝国意識』――ウィリアム・モリニュクスのアイルランド議会独立論にみる――」(木畑洋一編『大英帝国と帝国意識――支配の深層を探る――』、ミネルヴァ書房、一九九八年)。

ちなみに、序章、各部の序と小結、第三章第二節・第三節、第七章第一節は新稿である。

もともと、近世アイルランド史を研究対象に選んだのに、さして深い理由があったわけではない。卒論はアイルランド史でやりたいと指導教官の川北稔先生に伝えたところ、バーナードの『クロムウェルのアイルランド』とボッティグハイマーの『イングランドの金とアイルランドの土地』という二冊のモノグラフを貸し与えてくださったのが、近世アイルランド史研究に足を踏み入れた端緒である。

今から思うと、さしたる問題意識ももたずによく研究者への道を歩みだしたものだと冷や汗の出る思いであるが、たしかに、自分なりにどのような観点に立って、いかなる視角から近世アイルランド

史にアプローチすべきかが見えず、研究は早々に行き詰まってしまった。そうした状況を打開してくれることになったのが、川北先生と木畑洋一先生を中心に一九八〇年代末に発足したイギリス帝国史研究会への参加であった。この研究会での諸氏の研究報告と討論、あるいは共同研究への参画を通じて、アイルランド一国、もしくはイングランド-アイルランド二国関係という狭い枠を超えて、グローバルなイギリス帝国史のコンテクストのなかで「植民地」として近世アイルランドを位置付けるという観点、また具体的な問題設定の仕方を学ばせていただいたといってよい。

その一方で、アイルランドの連合王国イギリスの一部としての、つまり「王国」としての側面を実感できたのは、ダブリン大学トリニティ・カレッジ客員研究員として、一九九三年度の一年間ダブリンに滞在したさいのことである。ロンドン・ヒースロー空港から空路わずか一時間足らず、アイリッシュ海を越えるだけなら一〇分もあれば十分のところに位置し――空港から市街まではバスで三〇分から一時間近くかかるが――、ジョージ朝様式をいまだあちらこちらに残すダブリンの街並み、本来は一六世紀末にプロテスタント（アングリカン）の聖職者、いいかえればアイルランドの「イングランド化」の尖兵を養成するべく設立され、ダブリンがロンドンに次ぎイギリス諸島第二の都市として栄えた一八世紀に建造の重厚な石造りの学舎を残す留学先のトリニティ・カレッジ。このトリニティ・カレッジと道路を隔ててななめ向かいに位置する、一八世紀アイルランド王国議会の議事堂であったアイルランド銀行旧本店の威風堂々たる姿。これらは、アイルランドがまぎれもなく帝国イギリスの中枢部の一角を占めていたことを強く語りかけるものであった。そのうえ、一九九三年は、四半世紀にわたって血で血を洗う泥沼の北アイルランド紛争が、和平に向けて大きく動き出した年でもあった。とくにその秋になって本格化したイギリス・アイルランド政府間の厳しい交渉――一二月一五

日に、和平、とりわけＩＲＡの武装闘争終結の実現に向けて、北アイルランド問題解決の原則を提示した両国首相による「ダウニング街宣言」に結実する――や、その間にも生じた、一般市民を巻き込む大規模なテロの応酬など、新聞紙上をにぎわす記事をフォローするのに、日々かなりの時間を費やしてしまったものだ（帰国後もその作業は続け、九六年以降は、インターネット版『アイリッシュ・タイムズ』で北アイルランド関係の記事を毎日チェックしている。和平が実現した暁には止めようと思ってきたが、残念ながらそれは当分先のことになりそうだ）。北アイルランド問題についてはもちろん以前から一応は理解していたつもりではあったが、新聞記事を通じて紆余曲折に満ちた和平プロセスを追うことで、あらためて見えてきた北アイルランド問題の複雑さ、根深さから、連合王国の一角を占めつつ、言葉の本来の意味での植民地でもあるアイルランドの多様な面、いいかえれば、連合王国イギリスの複合性を実感できるようになったと思う。

このようなかたちで曲がりなりにも一書をまとめることができたのは、以上のように、さまざまな人、さまざまな機会との出会いのおかげである。とりわけ、学部以来、怠け者の私を見捨てることなく、今日にいたるまで暖かくご指導いただいている恩師川北先生には、あらためて感謝申し上げたい。また、常にあらたな学問的刺激を与え続けてくれる諸研究会、すなわち木畑先生、秋田茂氏をはじめイギリス帝国史研究会、角山榮先生、村岡健次先生をはじめイギリス都市生活史研究会、学部以来の友人である指昭博氏をはじめ近世イギリス史研究会、指氏とともに学部以来の友人である藤川隆男氏をはじめ大阪大学イギリス史研究会、上野格先生、盛節子先生をはじめ日本アイルランド協会、高橋哲雄先生、大学の同僚でもある本多三郎先生をはじめ関西アイルランド研究会のメンバー諸氏にも、

厚く感謝の意を表したい。

九三年のダブリン大学における在外研究では、なにかと指導・助言いただいた同校近代史学部のカレン教授（Prof. Louis M. Cullen）、クラーク教授（Prof. Aidan Clarke）、ブレイディ博士（Dr. Ciaran Brady）に、また二〇〇〇年九月のロンドン大学歴史学研究所における第三回日英歴史家会議で、小生の拙い報告に丁寧なコメントをつけていただいたアイルランド国立大学ゴールウェイ校のエリス教授（Prof. Steven G. Ellis）、ケンブリッジ大学のモリル教授（Prof. John Morrill）にも謝意を捧げたい。

本書の刊行にあたっては、大阪経済大学日本経済史研究所から出版助成を受けた。同研究所の研究叢書として刊行できるようご配慮いただき、執筆の尻をたたき続けてくれた研究所所長の徳永光俊先生には、厚く感謝申し上げる。

最後になったが、本書刊行にさいし万事にわたってお世話いただいた思文閣出版編集長の林秀樹氏には、あらためて御礼申し上げたい。

二〇〇一年一一月二一日

古の寧楽の都・佐保川のほとりにて　山本　正

「募金法」……148, 154, 155, 157, 172, 173, 188, 190～4, 196, 200, 208
北部反乱(イングランドの)……99, 102
ホースマン(騎兵)……36
没収地管理長官 ……115

マ　行

マクウィリアム族(クランリカードの) ……36, 86
マキラン族……92
マクドナルド族……77, 93, 94, 109, 110, 129
マクマラ族(イドロンの)……36
マグワイア族(ファーメナの) ……92, 95
マッカーシー族(マスケリーの)……87
マッカーシー・モア族(デズモンドの) ……36, 87
マッカーシー・リー族(カーベリーの) ……36, 76, 108
マンスター(デズモンド)植民 ……78～81, 88, 113, 114, 118, 119, 191
「ミア・アイリッシュ」……127, 129, 146～8, 179～81
「無罪の教皇主義者」……173
メイヌース城 ……52, 53
「名誉革命」……180, 186
「羊毛・毛織物法(案)」……202, 203, 208

ヤ　行

ヨーク派 ……42, 43, 189

ラ　行

ランカスター派……42, 189
リーシュ・オファリー植民……75～7, 79, 117, 118, 191
リバティ ……33, 38
ルネサンス ……7, 24, 26, 96, 97
ルネサンス国家……11, 186
レヴェラーズ ……163
レッドシャンク……77, 93, 94
ロンドン ……10, 25, 43, 47, 50, 52, 53, 62, 88～91, 96, 97, 108, 113, 118, 119, 123, 154, 158, 162, 167～70, 191, 202, 203, 206, 207
ロンドン塔……53, 114

ダブリン城 ……52, 53
ダブリン総督府 …48～51, 60, 77, 79, 81, 93, 95～8, 118, 119, 123, 128, 133, 134, 146, 162, 167
「堕落」(イングランド人の) ……38, 60, 61, 68, 119
「畜牛法」 ……208
地代付封土権者……79
地方長官・評議会……68, 70～4, 81, 89～91
「中途半端な臣民」 ……147, 194
長子相続制度 ……65, 66, 77, 93
デイカー家……38
デズモンドの乱……78, 88, 99
デズモンド伯(フィッツジェラルド家)……38～41, 78, 87～90, 137
「テューダー朝のアイルランド再征服」 ……15, 16, 23～5, 27, 28, 73, 76, 86, 92, 190
「投機者」 ……153～5, 157～60, 171～3, 208
「統治章典」 ……199, 200
謄本土地保有権者 ……79, 81
トーニステ……64, 65, 93

ナ　行

「ニュー・イングリッシュ」
……127, 128, 130, 147, 160, 161, 164～73, 179～81, 195, 200, 201, 208～10, 213, 214
任意土地保有権者……65, 80, 81
ネヴィル家 ……102
ノルマン征服……3, 31

ハ　行

バーシー家……38, 102
バプティスト……161～6, 169
ばら戦争 ……42, 44, 189, 190
ハワード派 ……89, 90
「引当者」 ……158
百年戦争……38
「ピューリタン革命」……11, 186
複合君主制国家……12, 129, 148, 179
「ブレダの宣言」 ……172
ブレホン法 ……34, 63
プロテクター制／体制 ……163, 169～71, 200, 213
プロテスタント支配体制 ……160, 169, 173, 180, 181
「ペイル」 ……39～41, 47, 48, 54, 60, 61, 68, 69, 71, 75～7, 86, 88, 95～102, 112, 117～20, 122, 123, 128, 133, 134, 146
『弁明』……201～6, 208, 209
「ポイニングズ法」……42

「謙虚な請願と勧告」……170
「コインとリヴァリー」……36, 38, 70, 72, 81, 88
航海法……185, 191, 200, 208, 213
「功労あるアイルランド人」……133
国王至上権……128, 141
「国王至上誓約」……140, 142, 147
「国王至上法」(1534年イングランド議会の)……62, 190
「国王至上法」(1559年イングランド議会の)……190
「国王至上法」(1560年アイルランド議会の)……140～2
国王大権……134, 136, 144, 147, 148, 195, 196
「国王忠誠誓約」……141, 142
国務会議……158, 162, 168, 169
コモン・ロー……33, 63, 71, 101
コロニアル・ナショナリズム……205, 206, 214
「コンポジション」……72, 81, 87, 90, 91

サ　行

最高評議会(「カトリック同盟」の)……135～9, 143
最高封主(アイルランドの)……33, 34, 36, 38, 40, 54, 68, 192
「三王国戦争」……12, 130
私的植民事業……76～79, 95, 108～11, 113, 118
借地権受領資格保持者……115, 116
宗教改革……28, 32, 62, 103, 140, 145, 190, 194
自由土地保有権者……65, 79～81
17世紀の全般的危機……186
「償還法」……157～159
「譲渡と再授封」……63, 65～9, 73, 74, 78, 86～8, 92, 93, 95
「将兵」(クロムウェル遠征軍の)……153, 156～61, 171, 173, 208
植民請負人……79, 81, 119, 193
枢密院……52, 62, 79, 81, 89, 97, 109, 191
請求権裁判所……173
「宣言法」(1720年ウェストミンスター議会の)……185
総会(「カトリック同盟」の)……135, 139, 195

タ　行

対抗宗教改革……28, 128, 143, 144
第五王国派……163
「大赦法」(1660年の)……172, 173
大西洋帝国史……15, 23～5, 27, 107
ダドリー派……89, 90, 111, 119
ダブリン……10, 23, 33, 39, 41, 53, 68, 71, 123, 137, 140, 143, 162, 169, 172, 201, 202

オコナー・スライゴ族……87
オコナー族(オファリーの)……75, 76, 191
オサリヴァン・ベア族……87
オトゥール族……41, 117
オドンネル族(ティアコンネルの)……36, 87, 88, 92～5, 109, 132
オニール族(ティローンの)……36, 77, 88, 92～5, 109, 110
オバーン族……41, 117
オブライエン族(ソモンドの)……36, 86, 87, 165
オモア族(リーシュの)……75, 76, 191
オーモンド伯(バトラー家)……38～41, 44, 45, 88～90, 137
オライリー族(東ブレフニの)……94～6
オラーク族(西ブレフニの)……36, 92
「オールド・イングリッシュ」……119, 127, 130, 133, 134, 139, 141, 146～8, 169, 171, 172, 179, 181, 194～7, 199, 206, 209, 210, 213, 214
「恩賜」……141
「恩寵の巡礼」……99, 102

カ　行

戒厳令施行権……71
カヴァナ族……117
カウンティ……33, 38
「カトリック同盟」……135～44, 146, 148, 153, 156, 157, 161, 171, 179, 180, 192～7, 205
カーン(軽装歩兵)……36
監督教会主義者……165, 168
議会合同……4, 206, 207, 209, 214
議会主権……186, 187, 213
議会派……11, 129, 136, 142, 148, 153, 155, 157, 164, 165, 168, 180, 199
ギャロウグラス……34, 36, 68, 69
キルデアの乱……49, 50, 60, 62
キルデア伯(フィッツジェラルド家)……38～42, 53, 54, 60, 75, 88～90, 137
「九年戦争」……88, 92, 96, 99, 114, 127, 132, 133
給与債務証書……156, 158
「協同誓約」(カトリック同盟の)……141, 143, 146
「グラタン議会」……204, 205
「グローサーズ・ホール委員会」……158
「クロムウェル派」……160, 208
軍閥
…25, 36, 38～42, 46, 47, 49, 53, 54, 60, 61, 68～72, 87～90, 92, 95, 96, 99, 101, 103, 117, 122
刑罰法(カトリックに対する)……140～2, 144
「ゲーリック・アイルランド」……34, 36, 39, 54, 61～9, 101, 103, 118, 122
ゲール化……38, 60, 61, 68, 86

ワ　行

ワース　Worth, Dr. Edward ……168, 169
ワーズリー　Worsley, Benjamin ……159

【事　項】

ア　行

「愛国者議会」……205
アイルランド・カトリック全国聖職者会議……134, 141～3
アイルランド・カトリックの反乱……11, 134, 136, 153, 154, 180, 188
アイルランド議会
……42, 43, 50, 61, 62, 140, 147, 185, 188～96, 199～202, 204～7, 209, 210, 213, 214
「アイルランド処分法」……156, 157, 162, 165
アイルランド全体会議……172
アイルランド・ナショナリズム……3, 4, 10, 25, 73, 189, 203～6, 213
「アイルランドの現状管見」……119
アイルランド評議会……50, 51, 53, 167, 168
「新しいイギリス(ブリテン)史」……9～13, 15, 34, 39, 99, 129, 130
アルスター植民……132, 202
アルスター蜂起……133, 138, 153
アングロ・ノルマン系貴族……3, 31～4, 86, 101, 188
「アンジュー帝国」……31
イギリス諸島史……15, 24, 25, 27, 31, 34, 39, 99, 100, 107, 129, 130
イングランド化……13, 28, 62, 67, 68, 92, 102, 122, 132, 153
イングランド北部地方……24, 71, 99, 100, 102, 103, 122
「イングリッシュ・アイルランド」……33, 34, 36, 38, 39, 54, 61, 63, 68, 69, 101, 103, 188
インディペンデント……162, 164, 168
隠匿地……114～6
ウェストミンスター……166, 172, 185, 187, 199, 200, 207, 213, 214
ウェールズ併合……32, 99, 101
ウェールズ辺境……71, 99, 101～3
ウェールズ辺境諸侯……101, 103
ウェールズ辺境評議会……99, 101
ウェールズ本土……99, 101, 103
オウェン・グリンドゥルの乱……101
「王国昇格法」……61, 62
王政復古……171, 173, 180, 181, 200
王党派……11, 129, 136, 137, 142, 148, 155～7, 161, 164～6, 168, 171, 180
王領地管理長官……115
オケイハン族……92

ベリングズ　Bellings, Richard ……143
ペロット　Perrot, Sir John ……70, 81
ヘンリー2世　Henry II ……30, 31, 33, 62, 188, 192
ヘンリー7世　Henry VII ……42～4, 190
ヘンリー8世　Henry VIII ……43～7, 49～52, 61, 62, 101, 117, 122, 140, 190
ポイニングズ　Poynings, Sir Edward ……42, 43, 50, 190
ボイル(コーク伯)　Boyle, Richard, 1st earl of Cork……112～7, 128
ボイル　Boyle, Robert……113
ポーコク　Pocock, John Grenville Agard ……9～11
ボッティグハイマー　Bottigheimer, Karl S. ……155, 158, 160
ポッパム　Popham, Sir John ……78
ホワイト　White, Nicholas ……118, 119

マ　行

マウントガレット子　Butler, Richard, Viscount Mountgarret ……137～9, 143
マクダネル　McDonnell, Alexander ……138
マグワイア　Maguire, Hugh ……95
マスケリー子　MacCarthy, Donough, Viscount Muskerry ……138, 139
マーティン　Martin, Richard ……138
メアリー1世　Mary I ……70, 111, 190
モリニュクス　Molyneux, William ……201～10, 214
モリル　Morrill, John ……9, 12, 13, 130
モルビー　Malby, Sir Nicholas ……87

ヤ　行

矢内原忠雄 ……5

ラ　行

ラッセル　Russell, Conrad ……9, 11～3
リチャード(ヨーク公)　Richard, duke of York ……189
リヌチーニ　Rinuccini, Giovanni Battista, archbishop of Fermo ……143, 144, 146, 194
ロース　Rothe, David, bishop of Ossory ……145
ローソン　Rawson, John ……49
ロック　Locke, John ……202, 204, 206, 208
ロード　Laud, William, archbishop of Canterbury ……11
ロフタス　Loftus, Adam, archbishop of Dublin ……201
ロレンス　Lawrence, Richard ……166
ロンバード　Lombard, Peter……145, 146
ローリー　Ralegh, Sir Walter ……8, 113, 114

デズモンド伯(第12代)　Fitzgerald, Thomas, 12th earl of Desmond ……49
デズモンド伯(第14代)　Fitzgerald, James, 14th earl of Desmond ……78, 88, 108
デズモンド伯(第15代)　Fitzgerald, Gerald, 15th earl of Desmond
……78, 80, 89～91, 112, 191
デルヴィン卿　Nugent, Richard, Lord Delvin ……48, 51
トーニー　Tawney, Richard Henry ……11
トールボット　Talbot, Robert ……138, 139
トレヴァー＝ローパー　Trevor-Roper, Hugh Redwald ……11, 186

ナ　行

ノーザンバーランド伯　Percy, Thomas, 7th earl of Northumberland ……102, 103
ノーフォーク公　Howard, Thomas, 4th duke of Norfolk ……102

ハ　行

パウルス５世　Paulus V ……145
パック　Packe, Christopher ……170
バトラー　Butler, Sir Edmund ……112
バトラー　Butler, William F. T. ……65
ハドリアヌス４世　Hadrianus (Adrian) IV ……30, 62
バーナード　Barnard, Toby Christopher ……160, 161
バーミンガム　Bermingham, Patrick ……49
バーリー卿　Cecil, William, Lord Burghley ……78, 114, 115, 118
ピアズ　Piers, William ……109
フィッツジェラルド　Fitzgerald, James Fitzmaurice ……91, 112
フィッツジェラルド　Fitzgerald, Sir Thomas ……49
フィットン　Fitton, Sir Edmund ……87
フィングラス　Finglas, Sir Patrick ……51, 60, 117, 118
フェントン　Fenton, Sir Geoffrey ……115, 116
ブラウン　Browne, Geoffrey ……138, 139, 143
ブラッドショー　Bradshaw, Brendan ……25, 26, 62, 65～7, 96～8
プランケット　Plunkett, Nicholas ……138, 139
フリートウッド　Fleetwood, Henry ……161～9
ブリン　Boleyn, Anne ……45
ブリン　Boleyn Sir Thomas ……45
ブレイディ　Brady, Ciaran ……26, 27, 67, 71, 73, 74, 78～80, 89, 96～8, 100～2, 107
プレストン　Preston, Thomas ……143
フレミング　Fleming, Thomas, archbishop of Dublin ……138
ブロックヒル卿　Boyle, Roger, Lord Broghill ……165, 168～71
ブローデル　Braudel, Fernand ……10
別枝達夫 ……8
ペティ　Petty, Sir William ……159, 160, 168, 207～9

……78, 130, 144, 153, 156, 160, 161, 163～5, 169～71, 173, 180, 185, 194, 199, 207
クロムウェル　Cromwell, Henry ……163, 164, 166～71, 180, 200
ケーニヒスバーガー　Koenigsberger, Helmut Georg ……12
ゴーマンストン子　Preston, Nicholas, Viscount Gormanston ……133

サ　行

サセックス伯　Radcliffe, Thomas, earl of Sussex
……26, 66, 67, 70, 71, 73, 75～7, 87, 89, 90, 96～8, 117, 191
サリー伯　Howard, Thomas, earl of Surrey and duke of Norfolk……46, 47, 49, 51, 61
ジェイムズ1世　James I ……114, 127, 137, 141, 145, 147, 194
ジェイムズ2世　James II ……180, 181, 205
シドニー　Sidney, Sir Henry ……24～6, 67, 70～3, 76～8, 88, 90, 96～8, 108, 111, 112, 118
シムズ　Simms, John Gerald……204
ジョン　John ……33, 188
スウィフト　Swift, Jonathan……204, 205
スペンサー　Spenser, Edmund ……80, 119, 120
スケフィントン　Skeffington, Sir William ……48, 49, 51～3
ステュアート　Stuart, Mary ……102
ストーン　Stone, Lawrence……11
スミス　Smith, Sir Thomas……95, 109, 110
セントリジャー　St Leger, Sir Anthony
……26, 60, 61～3, 65～7, 69, 73, 75, 78, 86～8, 92, 97, 98, 108, 119
セントリジャー　St Leger, Sir Warham……108, 110
ソモンド伯(初代)　O'Brien, Murrough, 1st earl of Thomond ……86, 87
ソモンド伯(第2代)　O'Brien, Donough, 2nd earl of Thomond ……87
ソモンド伯(第3代)　O'Brien, Connor, 3rd earl of Thomond……87

タ　行

竹本　洋 ……203, 205
ダーシー　Darcy, Sir William……60
ダーシー　Darcy, Patrick, ……138, 139, 205
チーヴァーズ　Cheevers, Sir Christopher ……112
チャールズ1世　Charles I
……11, 12, 112, 134, 136～9, 141, 142, 153, 154, 161, 163, 180, 192, 194, 197
チャールズ2世　Charles II ……171, 172
ティアコンネル伯　O'Donnell, Rory, earl of Tyrconnell ……132
ティローン伯(初代)　O'Neill, Con, 1st earl of Tyrone ……92, 93
ティローン伯(第2代)　O'Neill, Hugh, 2nd earl of Tyrone ……94, 95, 127, 132, 145
ディロン　Dillon, Bartholomew……51
ディロン　Dillon, John ……138, 139
デズモンド伯(第8代)　Fitzgerald, Thomas, 8th earl of Desmond ……40, 88

オニール　O'Neill, Sir Brian McPhelim……110, 111
オニール　O'Neill, Sir Phelim……132～4, 195
オニール　O'Neill, Owen Roe ……143
オファリー卿　Fitzgerald, Thomas, Lord Offaly ……49, 52, 53
オブライエン　O'Brien, Dermot ……138, 139
オブライエン　O'Brien, Donnell ……87
オモア　O'More, Rory ……132～4
オーモンド伯(第4代)　Butler, James, 4th earl of Ormond……40
オーモンド伯(第5代)　Butler, James, 5th earl of Ormond……40
オーモンド伯(第7代)　Butler, Thomas, 7th earl of Ormond ……41, 45
オーモンド伯(第8代)・オサリー伯　Butler, Piers, 8th earl of Ormond and 1st earl of Ossory ……41, 45～9, 51, 52
オーモンド伯(第11代)　Butler, Thomas, 11th earl of Ormond ……90, 112, 119
オーモンド侯　Butler, James, marquis of Ormond……137～9, 141～4, 161, 165, 171, 193
オライリー　O'Reilly, Hugh, primate of Armagh ……134
オールマイヤー　Ohlmeyer, Jane ……130

カ　行

カーニー　Kearney, Hugh F. ……10
カルー　Carew, Sir Peter ……111, 116, 117
川北　稔 ……7, 8
木畑洋一 ……7
キャニー　Canny, Nicholas ……8, 9, 13, 25～7, 67, 71, 73, 74, 77, 96～8, 107, 108
キューサク　Cusack, Sir Thomas ……60～2
キルデア伯(第8代)　Fitzgerald, Gerald, 8th earl of Kildare ……41～3
キルデア伯(第9代)　Fitzgerald, Gerald, 9th earl of Kildare ……43, 45～53
ギルバート　Gilbert, Humphrey ……8, 108, 109, 113
キング　King, William, bishop of Londonderry ……202
クイン　Quinn, David Beers ……8, 9, 23～6, 73, 74, 107
グッキン　Gookin, Vincent ……165, 166
クート　Coote, Charles ……171
グラタン　Grattan, Henry ……204
クランケア伯　MacCarthy More, Donald, earl of Clancare ……87
クランリカード伯(初代)　Burke, Ulick, 1st earl of Clanricard ……86
クランリカード伯(第2代)　Burke, Richard, 2nd earl of Clanricard……87
クランリカード伯(第5代)　Burke, Ulick, 5th earl of Clanricard ……192
グレイ　Grey, Arthur, Baron Grey de Wilton ……119
グレンヴィル　Grenville, Richard ……8, 108
クロートワーシー　Clotworthy, Sir John ……172, 173
クロムウェル　Cromwell, Thomas……49～52
クロムウェル　Cromwell, Oliver

索　引

【人　名】

ア　行

アイアトン　Ireton, Henry ……161～2
秋田　茂 ……7
アレン　Alen, John, archbishop of Dublin……49, 51
アレン　Alen, John, master of the rolls ……51
アレン　Allen, William ……162
アンズリー　Annesley, Joan ……113
アントリム伯　MacDonnell, Randal, earl of Antrim ……138
イガートン　Egerton, Sir Thomas……79
インチクイン卿　O'Brien, Murrough, Lord Inchiquin……165, 168
ウィリアム3世　William III ……181, 203
ウェストモーランド伯　Neville, Charles, 4th earl of Westmorland……102, 103
ウェントワース(ストラフォード伯)　Wentworth, Thomas, earl of Strafford ……138
ウォーターハウス　Waterhouse, Sir Edward ……113, 115
ウォーベク　Warbeck, Perkin……42
ウォルシュ　Walshe, Edward ……118
ウォルシンガム　Walsingham, Sir Francis ……78
ウスター伯　Tiptoft, John, earl of Worcester ……40
ウルジー　Wolsey, Thomas, cardinal ……44, 48, 50
エイルマー　Aylmer, Sir Gerald……51
エヴァラード　Everard, Richard ……138
エセックス伯　Devereux, Walter, earl of Essex ……95, 109～11
エドワード1世　Edward I……101, 102
エリオット　Elliot, John H.……12
エリス　Ellis, Steven ……24, 25, 38, 39, 100, 102, 107
エリザベス1世　Elizabeth I ……70, 76, 78, 90, 98, 102, 108, 111～4, 119, 122, 140, 141, 190
大塚久雄 ……6, 7
オコナー　O'Connor, Brian ……48
越智武臣……6～8
オドンネル　O'Donnell, Hugh Roe……95
オニール　O'Neill, Shane ……93, 109
オニール　O'Neill, Matthew ……93, 94
オニール　O'Neill, Turlough Luineach ……93～5

◆著者略歴◆

山本　正
(やまもと　ただし)

1958年京都府生．1986年，大阪大学大学院文学研究科博士課程後期課程単位取得退学．現在，大阪経済大学経営学部助教授．
主著：『新版　世界各国史　イギリス史』(共著，山川出版社，1998)『イギリスの歴史——帝国＝コモンウェルスのあゆみ——』(共著，有斐閣，2000)『ジェントルマンであること——その変容とイギリス近代——』(編著，刀水書房，2000)

大阪経済大学
日本経済史研究所研究叢書
第12冊

「王国」と「植民地」
近世イギリス帝国のなかのアイルランド

平成14年(2002) 1月20日　発行

定価：本体2,800円(税別)

著　者　山本　正
発行者　田中周二
発行所　株式会社思文閣出版
606-8203 京都市左京区田中関田町2－7
電話 075—751—1781(代表)

印　刷　同朋舎
製　本　大日本製本紙工

© T. Yamamoto
ISBN4-7842-1096-2 C3022

◎既刊図書案内◎

大阪経済大学日本経済史研究所史料叢書・研究叢書

稽徴録 京都守護職時代の会津藩史料　家近良樹 編

藩主松平容保が京都守護職を勤めた時期の会津藩の記録。幕末期の会津藩の政治動向のみならず藩が直面した財政上の危機的状況を伝え、従来の史料を補う貴重文献。注釈・解説・索引を附す。

▶A5判・280頁／本体6,500円　ISBN4-7842-0994-8

飛脚問屋井野口屋記録［全4巻］　渡邊忠司・徳永光俊 共編

井野口屋は、尾張領内と京都・江戸・大坂を中心に各地域を結ぶ尾州問屋の飛脚問屋で、本記録は享保8年から天保14年までの全33冊よりなり、飛脚問屋としての営業規則・仲間の規約、飛脚人夫の雇い方、飛脚賃、飛脚経路などや、藩主・家臣との間での飛脚の認可・契約の証文などその内容は多彩であり、近世における交通・通信史の基本史料。

第1巻 享保8年～天明7年　▶A5判・400頁／本体8,800円　ISBN4-7842-1078-4

20世紀の経済と文化　徳永光俊 編

［内容目次］20世紀国際通貨制度の回顧と展望(松村文武)集権の20世紀から分権の21世紀へ(重森暁)20世紀の社会保障(土井乙平)ロシア革命とカウツキー(上島武)20世紀後半の農法史研究と日本農業(徳永光俊)『対話・現代アメリカ思想』のためのプログラム(山本晴義)コンピュータ文明を問い直す(西山豊)民族自決から民族共存へ(山本正)明治維新史研究の過去と現在(家近良樹)

▶A5判・212頁／本体3,500円　ISBN4-7842-1046-6

社会経済史学の誕生と黒正巌　山田達夫・徳永光俊 共編

第1部　社会経済史学の萌芽と「挫折」(土肥恒之)「新しい歴史」へ向かって(竹岡敬温)日本経済史学の成立・展開と黒正巌(大島真理夫)日本経済史研究所とイギリス「経済史学会」(松村幸一)

第2部　山田達夫・本庄栄治郎・菅野和太郎・堀江保蔵・上田藤十郎・江頭恒治・宮本又次・三橋時雄・秀村選三・作道洋太郎各氏による黒正巌の人と学問への回顧を収録

▶A5判・202頁／本体2,500円　ISBN4-7842-1076-8

山口定／R・ルプレヒト編

歴史とアイデンティティ

日本とドイツにとっての1945年

日独両国の現代史上の諸問題をめぐるシンポジウムをもとに国家とアイデンティティの問題をさぐる

第1章・転換の年1945年／第2章・第二次世界大戦下の日本とドイツ／第3章・日本とドイツにおける全体主義の精神的・イデオロギー的諸前提／第4章・新たな転換点に立つ日本とドイツ（執筆者25名）

▶A5判・500頁／本体8,600円　ISBN4-7842-0795-3

H・コータッツィ／G・ダニエルズ編
大山瑞代訳／横山俊夫解説

英国と日本

架橋の人びと

ロンドン日本協会百周年を記念して日英交流百年史上重要な人物をとりあげ二つの文化の間に生きた人々を紹介

〔内容〕日本協会百年の歴史／ワーグマン／アストン／サトウ／コンダー／ウェストン／馬場辰猪／ピゴット父子／チェンバレン／菊池桑三／林董／ストープス／ウェッブ夫妻／ケネディ／エリオット／山梨勝之進／ウェイリー／坪内逍遥／ブルーマー／アレン／デニング／サンソム／日英関係年表ほか

▶A5判・560頁／本体8,000円　ISBN4-7842-0977-8

思文閣出版　（表示価格は税別）